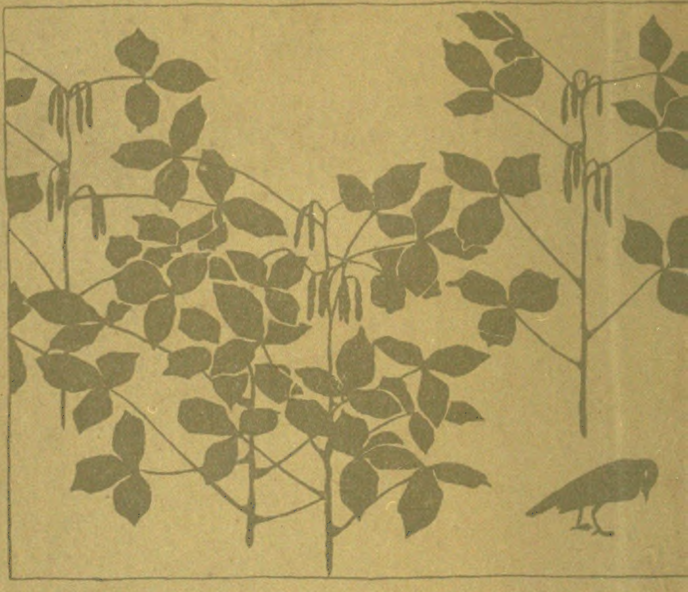
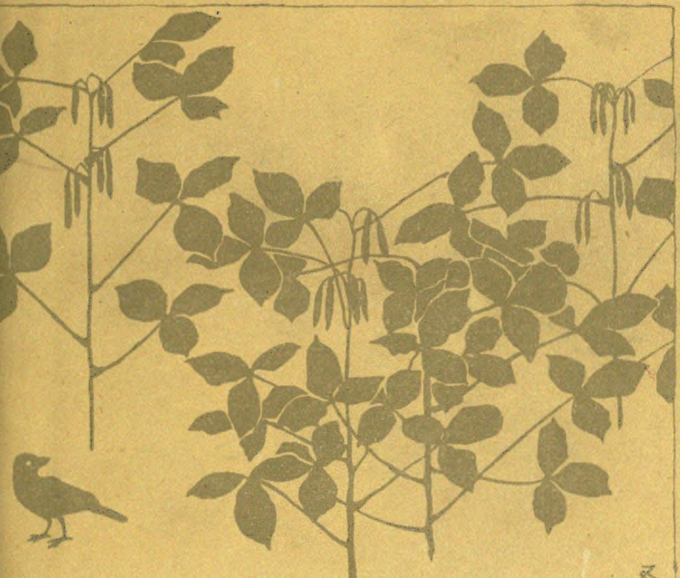




（岡山製本）

大正三年九月廿五日印刷
大正三年九月廿八日發行

有朋堂文庫（非賣品）
古今著聞集

編輯兼發行者　三浦理
東京市神田區錦町一丁目十九番地

印刷者　平井登
東京市本所區番場町四番地

印刷所　凸版印刷株式會社分工場
東京市本所區番場町四番地

發行所　有朋堂書店
東京市神田區錦町一丁目十九番地

の取信といふ事なり。

建長六年。十月十七日。宴後朝。右筆記之。當時凍雲片々。青嵐漠々。滿籬之殘菊。黄紫交色。引砌之小泉。鴛鴦雙翅。閑庭之物。足動我情者也。

曆應二年。十月十八日。染六旬之老筆。終二十帖之寫功畢。且爲休當時之徒然。且爲備後日才學也。可祕藏可祕藏。

老桑門在判

十篇のはしがき、幷に物語一段をよみあぐ。次に糸竹の聲を合せて、呂律の曲を唱ふ。次に詩を講ず。題に云ふ、冬來二文學家一字、次に和歌を講ず。題には、朝殘菊、夕落葉、寄レ鶴祝、各披講終りて朗詠あり。嘉辰令月、次に泰山不レ讓二土壤一、次に今生世俗の句等なり。予皆是をいたす。人々聲をたすく。この三箇の郢曲の心をもて、竟宴の旨趣とするものなり。次に一獻の盃をすゝむ。二獻に箸をたつ。三獻に郢曲あり。その後數獻におよぶ。冬の夜やうやく明けなんとして、人々座をたつ。今多年收拾の功を遂げて、一部竟宴の儀をいたす。今日のこと志のゆくところなり。

抑〻この集においては、他見を許すべからず。若子孫の中に、この鑒誡を背きて、閫外に出だすものあらば、我子孫たるべからず。氏の明神必ず照罰を加へ給ふべきものなり。但人によりて許否あるべし、事に隨ひて思惟をいたすべし。纎芥の隔なく、等閑の儀淺からざらんには、まゝこれを許すべし。つら〳〵これらの趣を思へば、皆蓮氏の非に似たり。すみやかに三十卷狂簡の綺語をもて、ひるがへして、四八相値遇の勝因とせん。麁言柔輭語の文、佛種從緣記の敎を、こ

この集のおこりは、われそのかみ、詩歌管絃の道々に、時に取りて、勝れたる物語をあつめて、繪にかき留めんがためにと、石上ふるきむかしのあとより、淺茅がすゑのなさけにいたるまで、廣く勘へ、普くしるすあまり、他の物語にも及びて、かれこれ聞き捨てず、書きあつむる程に、夏の野の草ことしげく、森の落葉かずそひ侍りにけり。これそこはかとなきすゞろごとなれども、いにしへより善きことも惡しきことも、しるしおき侍らずば、誰かふるきを慕ふなさけを殘し侍るべき。これによりて、或は家々の記錄をうかゞひ、或は處々の勝絕を尋ね、しかのみならず、たまほこの道ゆきぶりのかたらひ、天さかるひなのてぶりのならひにつきて、たゞにきゝつてに聞くことをもしるせば、定めてうけることも、又たしかなる事も交り侍らんかし。遂に部をわかち、卷を定めて、三十篇二十卷とす。篇のはしぐ〵に、いさゝかその事の起をのべて、次々にその物がたりをあらはせり。建長六年十月十六日、をはりの宴になぞらへて、詩歌管絃の興をもよほす。かつはこの集、かの三の道より起れるによりて、白樂天、人麻呂、廉承武の畫影をかけて、そのまへ〳〵にいろ〳〵の供物をそなへ、又酒脯菓菓の奠をまうく。まづ序より始めて、三

かなまり—金椀

ともかけり。また藤原篤茂が長句には、

昨日山中之木材取諸己　今日庭前之花詞慙於人

この一篇などは、禽獣の部に入るべきにあらず。さりながら、二つの雁のためしに、しるし入れ侍るなり。

伶人助元、府役懈怠の事によりて、左近府の下倉にめしこめらる。この下倉には、蛇蝎のすむなるものをと恐をなす所に、案のごとく夜中ばかりに大蛇來れり。頭は獅子に似たり。眼はかなまりの如くにて三尺ばかりなる舌をさし出して、大口をあきて既に呑まんとす。助元たましひ失せながら、最後と思ひきりて、腰なる笛をぬきいでて、還城樂破をふく。大蛇來りとゞまりて、首を高くもてあけて、しばらく笛を聞くけしきにて、かへりにけり。

古今著聞集　終

文集―白氏文集、白樂天の詩集にて、一に長慶集といふ

弘演といふ人、天に恥ぢて、おのれが腹をさきて、君の肝を入れて死にけり。鶴その益なくや。

荘子山を過ぎ給ふに、木を切るものあり。すぐなる木をば切りて、ゆがめるをば切らず。又人の家にやどり給ふに、雁二つあり。ぬしよくなくをば生けて、よくなかざるをば殺しつ。明くる日、弟子荘子に申していはく「昨日の山中の木は、すぐなるをば切りて、ゆがめるをきらず、又家の二つの雁は、よくなくをば生けて、なかざるは殺しつ、よき木もきられ、よからざる雁も殺されぬ」と、荘子のいはく「世の中のためし、これにあり」と答へたまへり。

文集の詩に云く

木雁一篇須記取　致身材與不材間

とあるは、これなり。また陸士衡が文の賦には、

在木闕不材之質　處雁乏善鳴之分

楚の襄王云一此話說苑正諫篇に出づ

衛の懿公一此話史記衛世家に出づ

も、いさゝかこれをしるせり。

楚の襄王、晉國をうたんとす。孫叔敖これを諫め申していはく「園の楡の木のうへに、蟬の露をのまんとするあり、後に螳螂のをかさんとするをしらず、螳螂また蟬をのみまもりて、後に黃雀のをかさんとするをしらず、黃雀又螳螂をのみまもりて、楡の木のもとに弓を引きて、童子のをかさんとするをしらず、童子また黃雀をのみまもりて、前に深谷、後に掘株のあることをしらずして、身をあやまてり。是皆前利を思ひて、後害をかへりみぬ故なり」と申しけり。王この時さとりをひらきて、晉を攻めんといふことを、思ひとゞまりにけり。

衛の懿公と申しける王は、心つたなくおはしまして、かしこき臣下などをば賞し給はで、鶴をのみ愛し給ひて、御幸の折は、同じく輿にのせなどし給ひけるに、えびす來りて國をほろぼす時「鶴君のかたきをば退くべし」といひて防ぐ人なかりければ、えびす懿公を殺して、みなくらひて、その肝ばかりを地のうへに殘してかへりにければ、懿公の臣

北叟—此一條淮南子人間訓に出づ、元の僧熙晦機の詩に「人間萬事塞翁馬」といへるは即ちこれ也

聞きわたる人—其話を聞き及びたる人々

俄に—一本「國に」

さもとあるもの—荷も軍の用に立つもの

前三河守卜部兼直上

もろこしに北叟といふ翁ありけり。かしこく強き馬をなん持ちたりける。これを人にもかし、我もつかひつゝ、世をわたる便としける程に、この馬いかゞしたりけん、いづちともなく失せにけり。聞きわたる人、いかばかり歎くらんと思ひて、とぶらひければ「くいず」とばかりいひて、つゆも歎かざりけり。あやしと思ふ程に、この馬同じさまなる馬を、あまた具して來にけり。いとありがたき事なれば、親しき疎きよろこびをいふ。かゝれど又「喜ばず」といひて、是をも驚くけしきなし。かくてこの馬あまたをかひて、さま〴〵につかふ間に、翁が子、今出で來たる馬にのりて落ちて、右の肱をつきをりてけり。聞く人、又おどろきとふにも、なほ「悔いず」といひてけしきかはらず。さる程に俄に軍おこりて、兵を集められけるに、國の中にさもとあるものの、殘なく軍に出でて皆死にけり。この翁が子、かたはなるによりて、この中にもれにければ、片手はをれたれども命はいまだのがれけり。これかしこきためしにいひ傳へたる。唐のことなれど

所せく―窮極に煩はしく

ことやこはまし―業平の隅田川にて詠めるは「名にしおはばいざ事とはん都鳥我が思ふ人はありやなしやと」の歌による

院御隨身右府生秦頼方、みやこ鳥を、或殿上人にまゐらせたるを、成季に預けられて侍り。食物などもしらで、萬の蟲をくはせ侍るも、所せく覺えて、ゆゝしきものかひなるによりて、小田河美作茂平が許へやりて、飼せ侍りしを、建長六年十二月二十日、節分の御方違のために、前相國の富小路の亭に行幸なりて、次日一日御逗留ありし、相國みやこ鳥をめし、叡覽にそなへられけり。返事つかはすとて、少將内侍、紅のうすやうに歌を書きて、鳥につけて侍りける。

春にあふこゝろは花のみやこどりのどけき御代のことやとはまし

おとゞ、又女房にかはりて、檀紙にかきて、同じく結びつけゝる。

すみだがはすむとしきゝしみやこ鳥けふは雲井のうへに見るかな

この事を兼直宿禰傳へ聞きて、本主に申しこひて、見侍りて、返すとて、

都鳥芳名。昔聞ニ萬里之跡一。微禽寄體。今遂ニ一見之望一。畏悅之餘。謹述ニ心緖一而已。

にごりなき御代にあひ見るすみだ川すみける鳥の名をたづねつゝ

建長—後深草帝の時、即ち本書の作られたる當時也

て志をあらはしける、いとあはれなり。之建長の比の事なれば、今の事なり。
白拍子、ふとだまわうが家にある女に、或僧かよひけるを、本妻あさましく物ねたみの者にて、いかにせんと妬みけれども、猶用ひず通ひける程に、建長六年二月二日の夜、又この僧、かの女に合宿して、ことどもくはだてけるが、かの女をこそするに、本妻をするこゝちに覺えければ、怪しう恐しく覺えて、引き離れて見れば、この愛物の女なり。又すれば、本妻をする心地なり。猶おそろしく覺えければ、はひおりたりけるに、五六尺ばかりなる蛇、いづくよりか來りつらん、件の頭に過たずくひづきにけり。ふり放たんとすれども、いよ〳〵くひつきて、口はさけけれども、離れざりけるときに、しかねて、刀をぬきて蛇の口をさきてけり。さかれて、やがて蛇は死ぬ。その後この僧、くだんのものはれて、心身も惱みて居ける。正體もなかりけり。件の蛇をば、堀川にながしたりければ、京童あつまり見けり。まことにや、この本妻も、その夜より惱みて、やがて亡せにけると申し侍り。おそろしき事なり。

駄―主として荷を負はする馬の稱

上人のもとに、思はざるに駄を一疋まうけたりけり。是に乗りてありくに、道の早きのみにあらず、あしき道を行き、河をわたる時も危きことなく、急ぐ要のことある時は、むちのかげを見ねども、早く行き、のどかに思ふ時はしづかなり。事におきてありがたく思ふさまなる程に、この馬ほどなく死にければ、上人をしみ歎きける程に、少しもたがはぬ馬出で來にければ、上人よろこびて、先のやうにひさうして乗りありけるに、或尼に靈つきて怪しかりければ「誰人の何事におはしたるぞ」と問ひければ、「我は上人の御めのとなりし尼なり。上人の御事を、あまりにおろかならず思ひ奉りしゆゑに、馬となりて、久しく上人をおひ奉りて、露も御心にたがはざりき。程なく生をかへて侍りしかども、上人なほ忘れがたく思ひ奉りし故に、又同じさまなる馬となりて、今もこれに侍るなり」といふ。上人これを聞くに、年比も怪しく思ひし馬のさまなれば、思ひあはせらるゝ事どもあはれに覺えて、堂を立て、佛を作り供養して、かの菩提をとぶらはれけり。馬をばゆゝしくいたはりてぞおきたりける。執心の深きゆゑに、再び馬に生れ

くまたかー熊鷹、形普通の鷹に三倍し、翅短く尾長く力甚だ強し

けり。見あふもの必ずやみければ、この虵出でたると聞きては、村人門戸をとぢて、逃げ隱れける程に、同住人左近將監なにがしとかやいふなる男、くまたかを養ひけり。ある日この虵いでたりけるに、例のことなれば、里人かくれまよひけるに、虵くまたかに目をかけてはひ行く。くまたかもまた身をほそめ、毛をひきて、虵に目をかけてありけるほどに、しばしばかりありて、この虵、くまたかの檻のもとに、旣に近づきぬ。件のをりは、ほそき木を土に打ち立てゝあるものにて侍るを、この虵をりのはざまより頭をさし入れて、呑まんとするを、くまたか虵の頭より、下五六寸ばかりをさけて、むずとつかみてけり。強くつかまれて、虵をりをひし〳〵と卷きけるが、次第に強くまかれて、をりの屋のうへ破れて、一所へとりよせたるやうになりにけり。下は土に打ち入れたればはたらかず。その時くまたか、虵の首をくひ切りにければ、まとひつるも解けにけり。それより虵うせて、人惱むことなくなりて、村里のよろこびにてぞありける。

阿波國に、智願上人とて、國中に歸依する上人あり。めのとなりける尼死に侍りて後、

つばなき短刀、緒を鞘に巻きて腰に結び付けしよりの稱、後世の糸巻刀とは異なり

男なりける時―入道せぬ以前

かせぎ―鹿柵、木を立て並べて獸などの入らぬやうにする矢來の稱

どろかして興じけり。舞はてゝは、必ず纏頭をこひけり。とらせぬかぎりは、いかにも出でざりければ、興ある事にて、舞はせては、必ず纏頭をとらせけり。件の猿、やがて光村あづかりて養ひけるを、厩の前に繫ぎたりけるに、いかゞしたりけん、馬にせなかを食はれたりけり。その後舞ふこともせざりければ、念なき事かぎりなし。

豐前國住人、太郎入道といふものありけり。男なりける時、常に猿を射けり。或日山を過ぐるに、大猿ありければ、木に追ひのぼせて射たりけるほどに、かせぎにいてけり。既に木より落ちんとしけるが、何とやらん、物を木のまたにおくやうにするを見れば、子猿なりける。おのが疵をおひて、地に落ちんとすれば、子猿をおひたるを助けんとて、木のまたにすてんとしけるなり。小猿はまた、母につきて離れじとしけり。かく度々すれども、猶小猿とりつきければ、諸共に地におちにけり。それよりながく、猿を射ることをばとゞめてけり。

攝津國岐志庄に、一丈あまりばかりなる蚰の耳おひたる、時々出現して人をなやまし

つぶれて―つぶれたると解すべし

どろかた―泥のまみれて付きたる形をいふ

けんもんさ―顯紋紗、紋柄を織りたる紗

さやまき―

天福の比、殿上人のもとに、もろこしの鴨を數多かはれける中に、みめはよけれども、片目つぶれてありけり。その鴨行方を知らずうせたりければ、いかなるものゝ盜みたるやらんと求められけれども見えず。四五日ばかりありて、この鴨出で來にけり。その羽にふだをつけたりけるを、あやしくて、取りて見れば、かくなん書きたりける。

故里にめぐりあへとてをぐるまのかたはのかもをかへしやるかな

大津馬の雨の降りたる日、粟田口の大道を通りけるに、道あしくて、あしげなる馬、どろかたになりたりけるを見て、緣淨法印よみ侍りける。

白馬はどろかたにこそなりにけれつちあしげとやいふべかるらん

足利左馬入道義氏朝臣、美作國より猿をまうけたりけり。その猿えもいはず舞ひけり。入道、將軍の見參に入れたりければ、前能登守光村に鼓打たせられて、舞はせられけるに、誠にその興ありてふしぎなりけり。けんもんさの直垂小袴に、さやまきはかせて、烏帽子を著せたりけり。初はのどかに舞ひて、末ざまにはせめふせければ、上下目をお

くるり―水鳥を射るに用ひたる、木にて神頭の形の如く造り、輕く水に浮ぶやうにせりといふ

おのが―雌自ら

陸奥國田村鄉の住人、馬允なにがしとかやいふ男、鷹をつかひけるか、鳥を得ずして空しく歸りけるに、あかぬまといふ所に、鴛鴦の一つがひ居たりけるを、くるりをもちて射たりければ、過たずをどりにあたりてけり。その鴛鴦を、やがてそこにてとりかひて、ゑがらをばゑぶくろに入れて、家にかへりぬ。その次の夜の夢に、いとなまめきたる女の小さやかなる、枕に來てさめ〴〵と泣き居たり。あやしくて「何人のかくは泣くぞ」と問ひければ「昨日あかぬまにて、させるあやまりも侍らぬに、年比の男を殺し給へる、かなしびに堪へずして、參りてうれへ申すなり。この思によりて、我身もながらへ侍るまじきなり」とて、一首の歌をとなへて、なく〳〵去りにけり。

日くるれば誘ひしものをあかぬまのまこもがくれのひとりねぞうき

あはれにふしぎに思ふ程に、中一日ありて、後ゑがらを見ければ、ゑぶくろに鴛鴦の妻鳥のはらを、おのがはしにて貫きて、死にてありけり。これを見て、かの馬允、やがて髻を切りて出家してけり。この所は、前刑部大輔仲能朝臣が領になん侍るなり。

三喉―一本「三唯」

これてい―斯の如き姿

なり。

又越中國宮崎郡に、左兵衛尉平行政といふ者の、まだらなる犬を飼ひけるが、月の十五日には、必ず斷食をなんしける。魚鳥のたぐひに限らず、すべて物を食はざりける。これも阿彌陀佛の悲願を報じ奉る故にや。ふしぎにありがたき事なり。

伊勢國別保といふ所へ、前刑部少輔忠盛朝臣下りたりけるに、浦人日ごとに網を引きけるに、或日大なる魚の、頭は人のやうにてありながら、齒はこまかにて魚にたがはず、口さし出でて猿に似たりけり、身はよのつねの魚にてありけるを、三喉ひき出したりけるを、二人してになひたりけるが、尾なほ土に多くひかれけり。人の近くよりければ、高くをめくこゑ、人のごとし。又涙をながすも、人にかはらず。驚きあざみて、二喉をば、忠盛朝臣の許へもて行き、一喉をば浦人にかへしてければ、浦人皆切り食ひてけり。されどもあへてことなし。その味殊によかりけるとぞ。人魚といふなるは、これていのものなるにや。

くゝめ—口に入れてやる

なりてありけり。又も〳〵多く集る事かぎりなし。或者、試に蛇を一つもとめて、その中へ投げ入れたりけるに、少しも恐るることなし。蛇も又のまんともせず逃げ去りにけり。京中の者、市をなして見物しけり。ふるくも蝦の戦はありけるとかや。

遠江守朝時朝臣のもとに、五代民部丞といふものありけり。件の民部丞、青毛なる犬の小きをかひけり。この犬、十五日、十八日、二十七日、月に三度は、いかにも魚鳥のたぐひを食はざりけり。人あやしみて、わざとくゝめけれども、なほ食はざりけり。十五日十八日は、阿彌陀觀音の緣日なれば、畜生なれども、心あればさもありぬべし。二十七日は、何故にかくあるにかとおぼつかなし。是をよく〳〵案ずるに、この犬いまだをさなかりけるを、かの民部丞が子息の小童、かひたてたりけるなり。件の小童、そのかみうせにけり。かの月忌二十七日にてありけるを、忘れずしてかゝりけるにや。あはれ不思議なる事なり。佛菩薩の緣日、竝に主君の月忌を忘れず、恩を報ずること、人倫の中にもありがたき事にて侍るに、いふがひなき犬畜生のかくしけんこと、ありがたき事

にしー螺、田にしなどの如く、殻に左ねぢの線ある貝の總稱とす

方ぎりー兩方に立別れての意と聞ゆ

侍らんこと、誠にふしぎにこそ侍れ。

宮内卿業光卿のもとに、盃酌の事ありけるに、すびつの邊に、にしを多く取り置きたりけるに、亭主酒にゑひて、そのすびつを枕にして寝入りにけり。其夜の夢に、小き尼その數おほく、すびつの邊になみゐて、めん〳〵に泣きかなしみて、さま〴〵くどき事しけり。驚きて見れば物もなし。又寝入れば、さきの如くに見ゆ。かくて度々になりけれども、大かたその心をえぬに、曉にのぞみて、又目をもてあけて見るに、にしの中に、小尼せう〳〵まじりて、うつゝに見えて、やがて失せにけり。驚きあざみて、それより長くにしをば食はざりけり。又右近大夫信光といひしものは、はまぐりをこのやうに夢に見て、みな放ちたりけるとかや。にしはまぐりは、まさしく生きたるを食ひ侍れば、かく夢にも見ゆるにこそ。むざんのことなり。

寛喜三年夏の比、高陽殿殿の南の大路に堀あり。蝦數千あつまりて、方ぎりて食ひあひけり。一つがひ一つがひ食ひあひて、或はくひ殺され、或はかたいきして、はらじろに

いつをいつ　云々―斯く
ぐづぐづして居ても際限なし
安貞―後堀河天皇の年號

なし。そこに栗の木ありけるもとに、枝のありけるを取りてむかひたり。山伏はうち刀をぬきてむかふ。この時蛇えよらで、しゞかまりたりけり。末重逃げんには、いかにも追ひふせられぬべし、又いつをいつと、かくてためらひたてらんぞと思ひて、杖をよこたへて、そばよりするすると寄りて、首の根を強く打ちたりければ、うたれてひるみける所を、山伏うち刀を持ちてきりふせつ。其後希有の命いきて、兩人歸りにけり。

安貞の比、伊豫國矢野保の中に、黑島といふ島あり。人里より一里ばかり離れたる所なり。かしこに、かつらはざまの大工といふあみ人あり。魚をひかんとて、うかゞひありきけるに、魚のある所夜光りて見ゆるに、かの島のほとりの磯ごとに、おびたゞしく光りければ、悦びて網をおろし引きたりけるに、つやつやとなくて、そこばくの鼠引きあげて侍りけり。その鼠引き上げられて、皆々ちりぢりに逃げ失せにけり。大工あきれてぞありける。ふしぎの事なり。すべてかの島には、鼠みちみちて、畠の物などをも皆食ひうしなひて、當時までもえ作り侍らぬとかや。陸にこそあらめ、海のそこまで鼠の

宣高―一本「定高」

いかるが―斑鳩

ひじりうき―一本「ひじりこき」

後久我太政大臣家に、おもながといふ鵯のありけるを、家隆卿所望せられけるを、大臣しばしつき見給ひければ、よみてつかはしける。

いかにせん山鳥のをもながき夜をおいのねざめに戀ひつゝぞなく

すなはちつかひにつけて、おくられけり。さだめてかへしありけんかし。たづねてしるべし。

二條中納言宣高卿、いかるがを家隆卿のもとへ送るとて、よみ侍りける。

いかるかよまめうましとは誰もさぞひじりうきとは何をなくらん

後堀河院御位の時、所下人末重、丹波國桑原の御厨供御、備進のために下りける時、件の御厨に山あり。その山にわさび多くおひたるよしを聞きて、取りにまかりけり。或山伏のありける一人、同道して行きたりけるに、件の山にはやをといふ蛇あり、長さ二丈あまりばかりなり。かまくびをたてゝ、この二人の輩にかゝりて、大口をあきて呑まんとしけり。さわぎまどひて逃げけれども、早き事かぎりなくて、いかにも遁るべき方

放生會—陰曆八月十五日、八幡宮の祭日に、捕へ置きたる魚鳥を放つ式

まゐるぞよ—一本「參るべき」

家隆—新古今集の撰者

たりけり。

二條中納言定高卿、放生會に參向の時、二條宰相雅經卿のもとへ、馬をかるとて、よみはべりける。

八月の放生大會にまゐるぞよさぶらひのせんうまやあるかせ

かへし、

あふさかの關にひとしき石清水かねてひくべしもち月のこま

宮内卿家隆卿、ひさうのひよどり、をぎのはといふを、子息侍從隆祐にあづけて飼はせけるを、侍從、住吉へもちて下りたりけるを、とりにやるとて、はやまといふ鳥をかはりに遣りたりければ、侍從をぎのはを送るとて、鳥につけ侍りける。

すゞしさはは山のかげもかはらねどなほふきおくれ荻のうは風

この歌を感じて、やがて又をきのはをかへしやるとて、宮内卿、

これもまた秋のこゝろぞたのまれぬはやまにかはる荻のうは風

前生―一木「先生」

けり。信正をりく、この事のむざんにおほゆるとて、如法經を書きたりしと、語り侍りけり。

近江國高島郡に、平等院河上庄といふ所に、武藏阿闍梨勝覺といふ僧あり。件の勝覺が父家にかひける牛、夜ごとに必ずうめく事侍りけり。そのうめき聲たゞにあらで、物をいふやうに聞えければ、人あやしみて、耳をたてゝ聞きければ、阿彌陀經になん聞きなしてけり。もしひが聞かと、人をかへてきかするに、皆同じさまにきく。うめきはじむるより、聲をあはせて阿彌陀經をよむに、首尾あひかなひてはてけり。必ず夜に一度かくうめきける。前生の阿彌陀經の持者の、畜生道に入りにけるにや、あはれなる事なり。

野宮左府、一の上の時、牛、犬、鷄、唐人烏帽子等を、大外記師季にたびけり。そのゆゑといふ事をしらず。定めてしさいあることにや。一の上外記に牛を賜はせたることは、先例も侍るとかや。一條殿も左大臣のとき、大外記師兼師光などは、牛をたまはせ

町中―一本「野中」

あづかりたる―下に「者」と補ひて見よ

蛇のやかれたりし程なりけり。かやうの事は、ながく人のすまじき事なり。

承久四年の夏の比、武田太郎信光、駿河國あさまのすそにて狩をしけるに、むら猿を町中へ追ひ出して、面々に射けるに、三疋をころし、三疋をばいけどりにしてけり。その猿どもを、家に歸りて、いけ猿をばつなぎて、その前に死にたる猿どもを置きたりけるに、一疋の猿、死にたる猿を、つく〴〵とまもりて、この猿にひしと抱きつきて、やがてこれも死にけり。おのが妻などにてありけるにこそ。むざんなりける事なり。召人にて、武田があづかりたる、その狩に具せられて、まさしく見たりしとて語りしなり。

又同五郎信正が狩をしけるに、大なる猿を一疋木に追ひのぼせて、射殺さんとしけるに、その猿指をさして、物をしふる體なり。人心を得ず、あやしみてさうなくも射殺さで、しばし見居たるに、なほしきりに指をさしければ、その指ざすかたに、人をやりて見すれば、大なる女鹿一疋臥したりけり。あの鹿を射て我を助けよと教へけるにこそ。をしへにつきて、鹿をばやがて射ころしてけり。猿をばゆるすべきに、それをもやがて射て

けむつかしく―けは發語、うすきび惡くて

く思ひて、いかゞせましと思ひたる所に、隣なる女來りけるに「たゞ今かゝる事こそありつれ、よにけむつかしくて」などいふを聞きて、この女「何かおそれ給ふ。いとやすくしたゝめてん。その湯のにえたるを、穴の口にくみ入れたまへ。さらばあつさに堪へずして、はひ出でなん」といふ。「まことに」とて、いふまにゝ煮かへりたる湯を、穴の口に汲み入れたりける程に、案にたがはず、蛇出でて、びり〳〵とひろめきて、やがて死ぬ。「かしこくをしへてん、さんなれども、いかゞはせん」とて捨てゝけり。その次日の未の時ばかりに、その湯くみ入れよと敎へつる女、俄に病出でて「あらあつや〳〵」とをめきいり、くるめく事おびたゞし。驗者を呼びて祈らするに、蛇の靈、病者にあらはれて「いかに祈るともかなふまじ。大路にて、わらはべにさいなまれつる、たへがたさに、しばし身をたすからんとて、その穴にはひ入りたるは。何のくるしければ、よしなきことをばいひ敎へて、我命をば殺しつるぞ」といひて、やがてとり殺してけり。その身を見れば、蛇の燒けたるにたがはず、たゞれ破れたりけり。その刻限も、やがて昨日

結緣―佛道に歸依して佛となるべき緣を結ぶこと

あはで、人々に問ひければ「その山のそば、その野の中をこそ、十四五ばかりなる童、その毛の馬にのりて行きつれ」とこたへければ、その道にかゝりて追ひて行くに、早く馬主のこざりけるさきに、この猿ひじりのもとに來て、馬つなぎて、何とかいふらん、ひじりにむかひて、さま〴〵に口說事をしけるをりふし、馬主追ひて來りけり。上人この次第を、ありのまゝに初より語りて、猿を見せければ、馬ぬし「かく程のふしぎにて候はんに、いかでかこの馬返し給ひ候ふべき。畜生だにも如法經の助成の志候ひて、かゝるふしぎを仕り候ふに、まして人倫の身にて、などか結緣したてまつらざらん。速にこの馬をば法華經に奉るべし」といひてかへりにけり。なさけある馬ぬしなり。この事更にうきたる事にあらず。まさしくその猿見たりしとて、かたり申す人侍り。この事は、畠山庄司次郎が、うたれし年の事になん侍りける。（建仁二年壬戌年なり。）

建保の比、北小路堀河邊の在家に女ありけり。湯をわかして、釜の前に火をたきて居たりけるに、三尺ばかりなる蛇來て、その釜のまへなる鼠の穴へ入りにけり。女おそろし

はなけれどもこゝろばせ—此句一本になし

せ不思議にぞ思ひよりたりける。烏は水になげ入れられたれども、その益なくて死にゝければ、猿どもは打ちすてゝ、山へ入りにけり。ふしぎなりし事、まのあたり見たりしとて、即ち上人語りけることなり。

近比常陸國多珂郡に、一人の上人ありけり。大なる猿をかひけり。件の上人、如法經書かんとて、楮をこなして料紙すきける時、この猿にむかひて「汝人なりせは、是程の大願に助成などはしてまし。畜生の身くちをしとは思はぬか」といひたりければ、猿うち聞きて、何とかいふらん、口をはたらかせども聞きしる人なし。かくてその夜猿うせにけり。朝にもとむれどもすべて行方をしらず。早くこの猿、他の郡へ行きてけり。或人のもとに、白栗毛なる馬をかひける、馬屋に至りて、件の馬をぬすみてけり。いづくにてか取りたりけん、下﨟の著る手なしといふ布著物を著て、鎌を腰にさして、あみがさをなんきたりける。その馬に打ちのりて、ひじりの許へ行きけるを、馬ぬし追ひて來けり。猿かねてその心をえて、人ばなれの山のそば、野中などを來りければ、馬ぬしも見

あからさま―かりそめ
文學上人―文覺上人
烏を鵜につかふためし

ず、遂にそれを煩ひて死にけり。白蟲は下﨟などは、なべて皆持ちたれども、いつかはそのくひたる跡かゝることとある。是は去年よりへしつめられて過したる思とほりて、かく侍りけるにや。あからさまにも、跡なき事をばすまじき事なり。

文學上人、高雄興隆の比見まはりけるに、淸瀧川の上に大なる猿兩三疋ありけるが、一の猿、岩の上にあふのきふしてうごかず、今二疋は、立ちのきて居たりけり。上人あやしみ思ひて、隱れて見ければ、烏ひとつふたつ飛び來て、この寢たる猿の側にゐたり。しばし許ありて、猿の足をつゝきけり。猿猶はたらかず、死にたるやうにてあれば、烏次第につゝきて、上にのぼりて、目をくじらんとしける時、猿烏の足を取りておきあがりにけり。その時、殘の猿二疋出で來りて、長きかづらを持ちて、烏の足につけてけり。烏飛びさらんとすれどもかなはず。さてやがて川におりて、烏をば水になげ入れて、かづらのさきを取りて一疋はあり。今二疋は、川上より魚をかりけり。人の鵜つかひけるを見て、魚をとらせんとしけるにや。烏を鵜につかふためしはなけれども、こゝろば

身もなくて―甚しく痩せたるをいふ

おぼつかなし。是はまさしく、翔が語りけるなり。

或田舍人、京上して侍りけるが、宿にて天道ぼこりしてゐたりけるに、首のほどかゆかりけるを、さぐりたれば、大なる白蟲のくひつきたりけるなり。それを何となくて、腰刀をぬきて、柱を少しけづりかけて、その中にへしこめて、働かぬやうにおしおほひてけり。さてこのぬし田舍へ下りぬ。次の年のぼりて、又この宿にとゞまりぬ。ありし折の柱を見て、さてもこの中にへし入れししらみ、いかゞなりぬらんと、おぼつかなくて、削りかけたる所を、引きあけて見れば、白蟲の身もなくて、やせがれていまだあり。死にたるかと見れば、猶はたらきけり。ふしぎに覺えて、おのが腕におきて見れば、やをらはたらきて、かひなにくひつきぬ。いとかゆく覺えけれども、いまだ生きたるがむざんさに、ことのやう見んとて、なほ食はせをりけるほどに、次第にくひて、身赤みけるを、うちはらひすてゝけり。そのはひたる跡、あさましくかゆくて、搔き居たりけるほどに、やがて腫れて、いく程もなく夥しき瘡になりにけり。とかく療治すれどもかなは

り。その時よりて打ち放ちつ。卽ち女おどろきて語りけるは「夢にもあらずうつゝにもあらで、うつくしき男の來りて、我を懸想しつるを、汝來りて追ひ妨げつるなり」とぞいひける。されば人の身には、鐵のたぐひをば必ずもつべきなり。わづかなる針にだに、毒蟲おそれをなす事かゝり。いはんや太刀においてをや。必ず武勇をたてずとも、まもりのために持つべきことなり。

渡邊に往年の堂あり。藥師堂とぞいふなる。源三左衞門翔が先祖の氏寺なり。つがふの馬允が時、この堂を修理しけるに、もとこけらぶきにてありけるが、年久くなりて、皆朽ちくさりて侍りけるを、ふきかへんとて、上を取り破りて侍りけるに、大なる蛇ありけり。何とかしたりけん、大なる釘に打ちつけられて、年比はたらきもせで、かくてありけるなり。その時、この堂建立の年記をかぞふれば、六十餘年になりにけり。その間かく打ちつけられながら、生きてありける、命ながさおそろしき事なり。その蛇のありける下の裏板は、油みがきなどをしたる樣にて、きらめきたりけり。いかなる故にか

かゝり—斯の如し

はたらき—身動き

文治—後鳥羽天皇の年號

かくれ—物の陰

にうたがびあらじ。

文治の比、伊賀國住人、女子をもちたりけるを、同國三室の池の龍にとられにけり。龍王よな〳〵通ひけるを、ある夜、具して行くを、父母ゆきがたを見てけり。後日にその所へ行きて、この女にあひたりければ、檜皮屋の家を現じてぞ見せけるが、まことにはなかりけり。その女明年の七月、河尻へ行くべしとなんいひける。

攝津國ふきやといふ所に、下女ありけり。夏晝寢したりけるに、家のたる木に大なる蛇まとひつきてありけり。この女のうへにて、尾をばたる木にまとひて、頭を下げて落ちかゝらんとしけるが、又ひきかへし〳〵すること度々になりにけり。女が夫、不思議のやうかなと思ひて、事のやうを見はてんと思ひて、追ひも退けずして、かくれよりのぞき居たり。かく度々しけれども、いかにもおちかゝらざりければ、怪しくて、女をよりて見れば、かたびらのむねに大なる針さしたりけるが、きら〳〵として見えけり。若しこれに恐るゝかと思ひて、針をぬきて、又もとの所にて見るに、やがて蛇落ちかゝりにけ

の後に長く出でたるもの
いちしの浦―一志浦、伊勢の名所

り。不思議にあさましかりける事なり。

東大寺の上人、春豪房伊勢海いちしの浦にて、海人はまぐりを取りけるを見給ひて、あはれみをなして、皆買ひとりて海に入れられけり。ゆゝしき功徳つくりぬと思ひて、臥し給ひたる夜の夢に、はまぐり多く集りて、うれへていふやう「我畜生の身をうけて、出離の期をしらず。たま〱二宮の御前にまゐりて、既に得脱すべかりつるを、上人よしなきあはれみをなし給ひて、又重苦の身となりて、出離の縁を失ひ侍りぬる、悲しきかなや〱」といふと見て夢さめにけり。上人、啼泣し給ふことかぎりなかりけり。

主計頭師員も、市に賣りけるはまぐりを、月ごとに四十八買ひて、海に放ちにける程に、ある夜の夢に、畜生のむくいをうけたるが、たま〱生死を離れんとするを、かく爲し給へば、猶もとの身にてくるしみを離れぬよしを、あまどもが歎きてなくと見て、それよりこの事とゞめてけるとなん。放生の功徳も、事によるべきにこそ。たゞの人の放生するをすら、歎き侍るなれば、まして大神宮の御前にまゐりて、生死を離れん事は、まこと

納蘇利、―甘洲共に舞樂の名

遊宴―一本「放宴」

まことに―一本「さだめて雖爲一日之遊宴足」とあり

祇園會―京都祇園神社の祭禮、七月十五日より同廿四日迄

とみのを―とびのをともいふ、車

れけり。次に納蘇利を奏す。右近將曹多好方、右近多成長等仕うまつりけり。次に右方樂人散樂、北面の下臈等、錦の地鋪を庭上に敷きて舞臺に擬す。妓女二人甘洲をまふ。負方妓女舞奏する事いはれなき事なれども、用意の事懃仕すべきよし仰せ下さるゝ間奏しけるなり。源中納言鞨鼓をうちて、高く唱歌ありけり。この間盃をすゝむ。右方人座を立ちて退去して、中門の廊の邊に徘徊しけり。次に左右歌女、唱歌、舞妓、猶與遊にたへず。公卿以下、庭上にて亂舞ありけり。一日の遊宴たりといへども、まことに備に萬代之美談。昏黑事をはりておの〳〵退出す。この事中御門左大臣殿の御尋によりて、奉行人經房朝臣、書きてたてまつりけるなり。

同二年、祇園會を菅博士行衡、三條堀河にて見けるに、車の後の方を引きて過ぎける牛、とみのをの方より車の下に入りて、車にかけたる牛の左の腹をつきてけり。行衡が牛驚き走りければ、つきたる牛も同じく走りけり。引きて過ぎつる童、後の方より綱を取りて、引き返しけるほどに、車をうちかへさんとして、敷板も牛の角にあたりて破れにけ

うそをふく―口をすぼめて聲を出すをいふ

持―勝負なき事

陵王―蘭陵王の略、雅曲の名

豫守親信朝臣、右方中將定能朝臣、御前にまゐる。左右の鳥、同時に持參すべきよしをおほす。卽ち兩方の鳥を持參して、南階の間の簀子におく。一番左右衞門督の鳥、字無名丸、左少將盛賴朝臣持參す。右五條大納言の鳥、字千與丸、右少將雅賢朝臣持參す。左右共にうそをふく。その興なきにあらず。勝負いかやうに見ゆるやのよし、定能朝臣をもて尋ね仰せられければ、右の鳥終頭理ありといへども、中間に又左の鳥理を得たり。かつ又一番右かつおそれありとて、左右持に定められにけり。仍りて兩方かずをさす。左方のかずの判、藏人右少辨親宗、銀鴨一羽とりて兼置鳥屋內參進して葉柯につく。次に雅賢朝臣、まづ冠挿の花をぬきて、錦圓座につく。次に鳥を取りて退き入る。盛賴朝臣、同じく鳥を取りてしりぞき入る。その後十二番ありけり。左方勝四番、右方勝二番、持六番なり。次に左方樂器をたつ。次に樂人參進して樂を奏す。次に陵王。醍醐童也陵王の終頭に、右方より定能朝臣をもて、如レ此の興遊に、左右勝負舞を奏する事先例あり、いかやうに存ずべきやのよし奏しければ、用意の事に、おの〱勤むべきのよし仰せら

陪従—管絃を行ふ地下の樂人

やの良に、盧橘樹をつくりてうゑたり。同北妻には、薔薇をつくりてうゑたり。東の砌には、松樹に藤をかけて植ゑたり。そのほか牡丹欵冬などをつくりてうゑたり。左方の伶人、御前に參集す。右方伶人は、蓮花王院に集會しけり。おの〳〵皆參の後、列參して西南の門より入りて、殿上に參著しけり。たゞし公卿の外はつかず。右方頭中將定能朝臣、事具するよしを奏す。卽ち法皇出御ありて人をめす。權右中辨經房朝臣、仰を承りて、早くはじむべきよしをおほす。其後卿相以下、西の中門の外に下り立ちけり。先づ左方伶人著座、次に右方伶人、西中門を入りて、參進の間まゐり音聲あり。竹屋をつくりて、黒木の屋に擬して、春日詣に准じけり。新源中納言拍子を取りて「春日なる御堂の山のあをやまの」とうたふ。右中將定能朝臣篳篥をふく。右少將雅賢和琴を彈ず。府の隨人二人、（強脛巾 差亂緒）和琴をかく。件の兩人助音しけり。又陪從信綱も同じくつけけり。右兵衛佐基範笛をふく。伶人中雅賢朝臣、基範朝臣家保等、舞人の裝束をして參進、見る人嗟歎せずといふことなし。伶人等右に著座の後、左右の頭をめす。左方伊

冠直衣云々—瑞龜なれば禮服を著したるにか

三條烏丸殿の兵亂—平治の亂なり、此時康忠勇戰の事平治物語に詳也

葉枝—一本「葉柯」

かりや—假屋

させ給ひける時は、冠直衣にてぞおはしましける。

後白河院の御時、右兵衛尉康忠といふもの候ひけり。三條烏丸殿の兵亂の夜、失せにしものなり。仁安の比、くろまだらなる男、犬の靈體なる院中に見えけり。ある者の夢に、康忠院中に祗候の志ふかくて、この犬になりたるよし見えたりける、あはれなる事なり。

承安二年五月二日、東山仙洞にて鷄合の事ありけり。公卿侍從僧徒、上下の北面の輩、常に祗候のものども、左右をわかたれ、左方、頭內藏頭親信朝臣、右方、頭右近中將定能朝臣なり。前夜寢殿の巽にあたりて、地臺一面をおく。五節造物の臺のごとし。欵冬をむすびてうゑたり。その上に銀の賢木をうゑて、葉枝に之を用ひて銀臺をするたり。たかさ八尺ばかりなり。色どりて、藤の花をむすびてかけたり。葉柯の南に玉の鷄籠をおく。その北に銀の鷄を入れておく。かりやの東の砌に、第一間にあたりて、かざしの花の臺をたてゝ、勝負のかずとす。その北に錦の圓座をしきて、大鼓鉦鼓をたつ。かり

保延—崇德天皇の年號

久安—近衛天皇の代

同二年冬の比、石見守宗季、唐土の鷹をまうけたりける、脛高くて尾みじかくして、世の常のにも似ざりけり。足緒などもつきたりけるは、人の飼ひたりけるにこそ。人にあづけて飼はせける程に、かひ損じにければ、院より召されけれども參らせざりけり。

保延のころ、宰相中將なりける人の乳母猫をかひけり。その猫たかさ一尺、力の強くて綱をきりければ、つなぐこともなくて放ちかひけり。十歲にあまりける時、夜に入りて見ければ、せなかに光あり。かの乳母、常にこの猫にむかひて「汝しなん時、我に見ゆべからず」と敎へけるは、いかなるゆゑにか、おぼつかなき事なり。十七になりける年、ゆくかたを知らずうせにけりとぞ。

ある貴き所に、しろねといふ猫を飼はせ給ひける。その猫、鼠雀などを取りけれども、あへて食はざりけり。人のまへにて放ちける。ふしぎなる猫なり。

久安の比、毛生ひたる龜を、西國の人知足院殿へ參らせたりけり。甲三寸ばかりなり。その上に青色の毛おひたり。長さ一寸におよべり。瑞龜とぞ沙汰ありける。宇治左府見

小舍人―少將に具せし舍人

貫首―藏人頭の異名

り。公卿はまゐられず。殿下、三位中將ばかりぞさぶらはれける。殿上人、左方頭中將仲實朝臣、右方中將宗通朝臣以下、夏の袍どもに冬の指貫をぞ著たりける。左勝ちて、殿上にとまりて、朗詠、今樣、猿樂などありけり。右は皆迯げ散りにけり。小鳥は後に院へ參らせられにけり。委くは別の記にあり。

嘉保二年八月十二日、殿上のをのこども、嵯峨野にむかつて、蟲を取りて奉るべきよし、みことのりありて、むらごの糸にてかけたる蟲の籠を下されたりければ、貫首以下、皆左右馬寮の御馬にのりて向ひける。藏人辨時範、馬の上にて題を奉りけり。野徑尋蟲とぞ侍りける。野中にいたりて、僮僕をちらして蟲をばとらせけり。十餘町ばかりは、おのおの馬よりおり、歩行せられけり。夕におよんで蟲をとりて、籠に入れて、內裏へかへりまゐり、萩女郎花などをぞ籠にはかざりたりけり。中宮の御方へまゐらせて後、殿上にて盃酌朗詠などありけり。歌は宮の御方にてぞ講ぜられける。簾中よりも出されたりける、やさしかりける事なり。

かためて―締めて
現當―此世後の世
寛治、嘉保―共に堀河天皇の年號

兩三日を經て來るべきよしをいひければ、卽ち歸りぬ。女この事を聞きて、おぢわなゝきて、寢所など深くかためて隱れ居たり。兩三日をへて來れり。この度はもとの蛇のかたちなり。女の隱れ居たる所をしりて、そのあたりをはひ廻りて、尾をもちてその戸を叩きけり。これを聞くに、いよ〱おそろしき事せん方なし。心をいたして、觀音經を讀み奉りて居たり。かゝる程に、夜半ばかりに至りて、百千の蟹あつまりて、この蛇を散々にはさみ切りて、かには見えず。この事信力にこたへて、觀音加護し給ふ故に、蟹又恩を報じけるなり。その夜觀音經を讀み奉りて、他念なく念じ入りたりけるに、御丈一尺ばかりなる觀音現ぜさせ給ひて「汝恐るゝことなかれ」と仰せられけるとぞ。このむすめ七歲より觀音經を讀み奉りて、十八日ごとに持齋をなんしける。十二歲よりは、更に法華經一部を讀み奉りてけり。法力まことに空しからず。現當ののぞみ、誰かうたがひをなさんや。

寛治五年十月六日、殿上人、所衆、瀧口、小舍人、左右をわかちて、小鳥合の事ありけ

忉利天―須彌山の上に在りといふ世界

なほざりがてら―深く心に止めず、半は笑談にて

あはれに悲しき事限なし。七日ごとに、法華經一部を書き供養してとぶらひけり。七々日にあたる夜の夢に、このをんな天女に圍遶せられて、語りていはく「我一乘の力によりて、今忉利天に生るゝなり」とつげて去りにけり。（此物語法華傳にも見えたり）

山城國久世郡に、人のむすめありけり。幼くより觀音につかへけり。慈悲ふかくして、物をあはれぶに、人蟹をとりて殺さんとしけるを見て、あはれみて買ひとりて放ちてけり。その父田をすかすとて、田づらに出でたりける時、蛇、蛙をのみてありけるを、うちはなたんとすれども、放たざりければ、誠になほざりがてら「その蛙放ちて。さらば聟にとらん」といひかけたりけるとき、蛇このぬしが顔をうち見て、のみかけたる蛙をはき出して、藪の中へはひ入りぬ。實にはよしなき事をいひつるものかな、蛇はさるものにてあるにと、悔しく思へどかひなし。さて家にかへりぬ。夜にも入りぬれば、いかがと案じ居たるに、五位のすがたしたる男入り來れり。今朝の御約束によりて、參りたるよしをいふ。さればこそ、彌あさましく悔しき事限なし。何といふべき方なくて、今

もてはなれ—相手にならぬ
まぐはひ—交接
なづさふ—なびきあふ意、親しくす

男よりてかたらふに、もてはなれたる氣色もなし。いみじく近勝りして、いかにも見のがすべくも覺えざりければ、さま〴〵に語らひ契りて、まぐはひをなさんとすれば、女のいはく「かく程になりぬれば、うちとけ奉らん事は安けれども、もしさもあらば、必ず死に給ふべきなり」といひて聽かず。男堪へ忍ぶべくも覺えずして、猶あながちにいへば、女せん方なくおぼえて「かくまで懇切に仰せらるゝ事なれば、いなみがたし。さらば我御命にこそかはりて、仰せられんにしたがひ侍らめ。その志をあはれとおぼさば、わがために法華經をかき供養して、とぶらひ給ふべし」といひて、うちとけければ、男さしもの事はあらじとや思ひけん、早く本意遂げてけり。夜もすがら語らひなぐさふに、思はしきこと限なし。さて夜もあけがたになりてければ、女おきわかれんとて、男の扇をこひていふやう「我申しつる事いつはりにあらず、御身にかはりぬるなり。そのしるしを見んとおぼさば、武徳殿のほとりを見給ふべし」といひて別れぬ。男あしたに、武徳殿に行きて見れば、一の狐、扇をおもてにおほひて、死にて伏したり。男、

人身―一本「身」
けり―一本なし

かくて第五巻にいたる時、この猿見えず。怪く思ひて、山をめぐりてもとむるに、ある山の奥に、側に山のいもをおきて、頭をあなの中に入れて、さかさまにして二の猿死にてあり。やまのいもを深く掘り入りて、穴に落ちいりてえあがらずして死にたるなめり。僧あはれに悲しきこと限なし。その猿のかばねを埋みて、念佛申して廻向して歸りぬ。その後經をばかきをへずして、寺の佛前の柱を彫りて、その中に奉納して去りぬ。その後四十餘年をへて、紀躬高朝臣、當國の守になりて下りたりけるに、先づかの寺に詣でて、住僧をたづねて問ふやう「もしこの寺に、書き終らざる經やおはします」と尋ねれば、そのむかしの持經の僧、いまだ生きて、八旬のよはひにて出でて、この經の根元をかたる。國司大に歡喜していはく「我この願を果さんがために、今當國の守に任じて下り來れり。むかしの猿は、されば我なり。經のちからによりて、人身を得たるなり」とて、即ち更に三千部を書き奉りけり。かの寺いまだあり。更にうきたる事にあらず。

ある男、日くれてのち、朱雀の大路を通りけるに、えもいはぬ美女一人あひたりけり。

今の伊那郡非持村などいふか

御堂殿—道長

やう〳〵のくだもの—一本「さまざまのこのみ」

けゝる。ひぢの撿挍豐平とはこれが事なり。大番役にのぼりける時の事なり。

御堂殿、儀同三司の御車に乘り具し給ひて、御ありきありけるに、辻をかひまはりける所に、牛殊に能く引きたりければ、御堂殿感ぜさせ給ひて「この牛はいづくより出で來りけるぞ」と尋ね申されければ、儀同三司「これは祇園へ人の誦經にまゐらせたりけるを、人のたびたる」と答へ申されければ、御堂おどろかせ給ひて、御車を召しよせてぞ、べちにてかへらせ給ひける。神物を恐れさせ給ひけるゆゑなり。

越後國に、乙寺と云ふ寺に、法華經持者の僧住みて、朝夕誦しけるに、二の猿來りて、經を聞きけり、二三日を經て、僧こゝろみに猿に向ひていふやう「汝何のゆゑに常に來るぞ、もし經を書き奉らんと思ふか」といへば、二の猿掌をあはせて、僧を頂禮しけり。あはれに不思議に思ふほどに、五六日をへて數百の猿あつまりて、楮の皮をおひて來りて、僧の前にならべおきたり。この時僧これを取りて、料紙にすかせて、やがて經を書き奉る。その間二の猿、やう〳〵のくだものをもちて、日々に來りて僧にあたへけり

希有の事なり―一本「希有なり」

みさご腹―鷹の雄と鶚の雌との間に出來たるをいふ

ひぢの郡―

かるべくはとりかひて、叡感にあづかり給へ」といへば、このぬし「とりかはん事いとやすき事なり。われならでは、この御鷹とりかひぬべき人おぼえず」といへば「いと希有の事なり。速にこのよし叡聞にいるべし」とて宿など委く尋ね聞きて、御鷹するゑて參りて、このよし奏聞しければ、叡感ありて、卽ち件の男召されて、御鷹をたまはせけり。すべて罷り出でて、よくとりかひて參りたり。南殿の池の汀に候ひて、叡覽にそなへけるに、出御の後、池にすなごをまきければ、魚あつまり浮びたりけるに、鷹はやりければ、あはせてけり。卽ち大なる鯉をとりて、あがりたりければ、やがてとりかひてけり。」帝よりはじめて、怪み目をおどろかして、そのゆゑを召し問はれければ「この鷹はみさご腹の鷹にて候ふ。先づかならず母が振舞をして、後に父が藝をば仕うまつり候ふを、人そのゆゑをしり候はで、今まで鳥をとらせ候はぬなり。この後は一つもよもにがし候はじ。究竟の逸物にて候ふなり」と申しければ、叡感はなはだしくて「所望何事かある、申さんに隨ふべき」よしを仰下されければ、信濃國ひぢの郡に、屋敷田園などをぞ申しう

永延—一條天皇の年號

鴾毛—月毛、葦毛の赤ばみたるもの、鴾は桃花鳥をいふ國字

のぼり人—地方より京に來りし人

鳥をば—一本なし

拜をいたすなり」とぞいひける。

永延元年五月九日、右近の馬場にて競馬五番ありけるに、三番左府生下野公里 穗坂七葦毛に乘りたりけり。右近衞三宅忠正、同九鴾毛に乘りたりけるに、左五尺勝ちにけり。鴾毛、次日の朝、病もなきに、目に淚をうかべてやがて死にけり。獸なれども、負けたる事を思ひ入りたりけるにや。不思議なる事なり。

一條院の御時、御祕藏の鷹ありけり。たゞしいかにも鳥をとらざりけり。御鷹飼ども、面面にとりかひけれども、すべて鳥に目をだにかけざりければ、しかねて、件の鷹を粟田口十禪寺の辻につなぎて、行人に見せられけり。若しおのづからいふ事やあるとて、人をつけられたりけるに、たゞの直垂上下に、あみがさ著たるのぼり人、馬よりおりて、この鷹を立ちまはり〳〵見て「あはれ逸物や、上なきものなり、たゞしいまだとりかはれぬ鷹なれば、鳥をばよもとらじ」といひて過ぐる者ありけり。その時御鷹飼出でて、かの行人にあひて「たゞ今宣はせつること少しもたがはず、これは帝の御鷹なり。し

御鷹を庭にめして餌をかはせさせ給ひけり。ある時は、又御手づから嘴爪などをつくらせ給ひけり。昔は鳥さうしにも、人の引出物などには鷹馬をぞしける。

延喜の野行幸に、御劔の石附落させ給ひたりければ、希有のことなり、ふるき物をとて、思しなげかせ給ひて、高き塚の上にうちあがらせ給ひて、御覽じければ、御犬件の石附をくはへて參りたりける、これは劔の高名なり。その劔は雷鳴のときは、みづからぬくといへり。しかあれども今の世にはしらず。京極大殿はおそれをなして「ぬくべからず」とぞ仰せられける。しかあれども、不審によりて、ある人を以て拔かせて御覽じければ、みねのかたによりて、金をもて、坂上の寶劔とまきたりけり。知足院殿、傳へてもたせ給ひたりけるを、白河院より召されければ參らせられにけり。式部卿敦實親王の劔といふはこれとなり。

承平の比、狐數百頭、東大寺の大佛を禮拜しけり。諸人これを追ひければ、その靈人につきていひけるは「久くこの寺にすむ、今尊像をいたましめてやかんとするが故に、禮

石附―石突、槍長刀等の本の端をいふ

劔といふは―一本「劔と今は」

巻第二十

魚蟲禽獸　第三十

都府の政―太宰府の政務

禽獸魚蟲。其彙且千。皆雖不能言。各似有所思者也。

右近少將廣繼朝臣、太宰少貳になりて、天平十二年宰府に下りたりけるに、十月の比、郭中に一聲につゞけて七聲いばゆる馬の聲聞えけるを尋ねて、高直に買ひとりていたはりかひければ、龍馬にてぞありける。それに乘りて、午の刻よりかみには、都府の政にしたがひ、午の時より後には、朝家の公事をぞつとめける。一千五百里の道を、時のまにかよひける、たゞ人にはあらず。つひにかの少將は、神となりて、鏡の尊廟とぞ申すなる。むかしの館のあとも、かの社の程にてなん侍るとぞ。

桓武帝、御まつりごとの後は、衣冠をぬがせおはしまして、御ぜんまゐりて、鷹司の

飛び參り…かの――一本になし

先人――一本「先久」

獨碧天――一本「又有花」

こち吹かばにほひおこせよ梅のはなあるじなしとて春なわすれそ

とよみおき給ひて、都をいでて、筑紫にうつり給ひてのち、かの紅梅殿の梅の片枝飛び參りて、おひつきてけり。ある時、かの梅にむかひ給ひて、

ふるさとの花の物いふ世なりせばいかにむかしのことをとはまし

とながめさせ給ひたりければ、かの木、

先人於故宅　廢籬於舊年
麋鹿猶棲所　無主獨碧天

かく申したりけるこそ、あさましともあはれとも心も詞も及ばね。

櫻―一本「梅」

貞木―晉の顧凱之の詩に「疾風知ニ勁草一嚴霜識ニ貞木一」蓋し松のみの稱にはあらず、廣く常盤木をさして稱する也

ある貴き所より仰をうけ給ひて、梅をあまた植けるをりふし、隆祐朝臣「白河の花既に散り侍るなり、只今見にまかり侍るに」と誘ひければ、今日かゝる事にかゝりて、えなんともなふまじきよし申しければ、おしかへしよみて遣しける、

移し植うる花は千年のものなればちる木のもとをいそげとぞ思ふ

かへし聞き侍りしを、忘れ侍りにけり。

金光院に、人々にあてゝ櫻を植られ侍りしに、むすびつけられし歌、

君がためうつしぞ植うる八重ざくらかさねて千代の春にあへとて

松樹を貞木といふ事は、まさしく人のために、かの木の貞心あるにはあらず。霜雪のはげしきにも、色をあらためず、いつも緑なれば、これを貞心にくらぶるなり。貞松は年の寒きにあらはれ、忠臣は國の危きに見ゆと、潘安仁が西征賦にかけるも、このこゝろなり。

菅家、太宰府におぼしめしたちける比、

植ゑられ―一本「うつされ」

この定―此話の通りに

烏巣をくひ侍りけるを、いかゞおもひけん、その烏その巣をはこびて、むかひの桃の木に作りてけり。人々あやしみあへりける程に、一兩日を經て、關白殿より柳をめされたりけり。二品、その時他所にいられたりける程なりければ、御使にむかつて、御教書をつけたりければ、速にむかひて、いづれにてもはからひて、掘りてまゐるべきよしいひければ、御使かの亭にむかつて、その柳のうち、二本を掘りてまゐるうち、烏の巣くひたりし木を、むねと掘りてけり。烏はこの事をかねてさとりけるにこそ。この木一條殿に植ゑられたりけるが、二本ながら枯れにけり。それに本所に今一本殘りたるも、おなじく枯れにける。おぼつかなき事なり。友木枯るればかゝることにや。近く滋野井の柳も、一本他所へ移し植ゑたりけるにも、この定に、殘の木ゆゑなく枯れたりけるとぞ。

建長元年二月、前太政大臣家に行幸ありて、しばし内裏にて侍りける比、一院梅花盛なるよし聞しめして、人して、その梅の木にむすびつけさせられける御歌、

色も香もかさねてにほへ梅のはなこゝのへになるやどのしるしに

うちもともなく―内も外もなく、内外の區別なく

うちうめき―一本「うちめき」

おもはへて―おもほへてに同じ、思出されて

は、内侍どもさらぬ女房たちばかり候ひけり。渡殿には貫首にしたがひたる藏人ども竝びゐて、うちもともなくさま〴〵の物語いひかはすに、少將内侍、臺盤所の御壺のかへでの木を見出して「このかへでに初紅葉のしたりしこそうせにけれ」といひたりけるを、頭中將聞きて「いづれの方にか候ひけん」とて梢を見上げければ、人々も皆目をつけて見けるに、藏人永綱とりもあへず「西の枝にこそ候ひけめ」と申したりけるを、右中將實忠朝臣、御劍の役のために參りて、同その所に候ひけるが、この詞を感じて「この比は、是程の事も、心とくうちいづる人はかたきにてあるに、優に候ふものかな」とてうちうめきたるに、人々皆入興して滿座感歎しけり。誠に取りあへずいひ出づるも、又聞き咎むるも、いと優にぞ侍りける。古今の歌に、

おなじ枝をわきて木の葉の色づくはにしこそ秋のはじめなりけれ

と侍るを、おもはへていへりけるなるべし。

二品時賢卿の綾小路壬生の家に、鞠のかゝりに柳三本ありけり。その内戌亥の隅の木に、

内侍にもたせて出されたりければ、定家卿は走り立ちて逃げにけり。爲長卿は詩を作りて、奉りけるとなん、いと興あることなり。件の詩、たづねてしるすべし。定家卿逃げられけるも、定めてやうあるらん、ゆかしくこそ。

同御時内裏にて花合ありけり。人々面々風流をほどこして、花奉りけるに、非藏人孝時、大なる櫻の枝を兩三人してかゝせて、南殿の池のはたに掘り立てたりける。簡をつけて、大花と書きたりけり。この事は孝道がたうは、皆鼻のおほきなるによりて、院の仰にも、鼻がたうとぞありける。これによりて、大花と簡をつけたりけり。比興のさたにこそ侍りけれ。

泰覺法印、五月五日人のもとへ、菖蒲を遣すとてよみ侍りける。

わりなくぞあやめのふちを心ざすちまきうまをや引きいだすとて

後堀河院の御位の時、嘉祿二年九月十一日、例幣に、頭中將宣經朝臣以下、職事ども參りて、出御まつほど、人々鬼の間により集り居て、何となき物語しけるに、臺盤所に

非藏人—藏人になるべき人の未だ之に任ぜられずして、只昇殿のみを許されたる者、藏人の下に屬し禁中の雜事を司る

ちまきうま—茅卷馬、端午の節句の飾物

くるとあくと―暮ると明くと、日夜
九重や―一本「九重の」

あやしみ見るに、南殿へ向ひて、渡殿の前なる八重櫻のもとに至りて立ちたり。花の比にもあらぬに、梢を見あげて、やゝ久くほどへて、侍を木にのぼせて、一枝をきらせておろさる。その枝を袍の袖くゝみに取りて出でにけり。ことのさま何とは知らねど、優に覺えければ、内々そのやうを披露してけり。花を賞して、つぎ木にせんとてとらせけるにこそと御沙汰ありて「そのしるしいひやるべし」みことのりありければ、女房伯耆、紅の薄樣に書きてつかはしける。

なき名ぞとのちにとがむな八重ざくらうつさん宿はかくれしもせじ

かへし

くるとあくと君につかふる九重ややへさくはなのかげをしぞおもふ

順徳院の御時、十月の比、侍從宰相定家卿、大藏卿爲長卿參内して、おの〳〵鬼の間にて、やまとからの物語してさぶらひける所へ、御前より蒔繪したる硯の蓋に、きくのした繪にしたる檀紙をしきて、菊の花を一枝入れて「兩人よみてまゐらせよ」とて兵衞

嘉應―高倉天皇の代

かつみ―杜若の小なるものに似たる草

承元―土御門天皇の代

唐門―一本「裏門」

もて参りけり。その後満座和歌を奉るべきよし勅定ありて、人々仕うまつりけり。爲範記に見えたり。

嘉應二年九月上旬、京中、櫻、梅、桃、李、花開きて春の空の如くなりけり。延喜九年八月にも、かゝる事侍りけるとかや。そのたびは、藤、柚、柿子ども咲きたりけり。聖代にこの事ある、いかなる瑞にか侍らん。

五月の比、圓位上人熊野へ參りける道の宿に、あやめをばふかで、かつみをふきたりけるを見て、よみ侍りける。

かつみふく熊野まうでのやどりをばこもくろめとぞいふべかりける

承元四年正月の比、内裏大炊殿にて日給はてゝ、源仲朝以下藏人町へ罷りけるに、大炊御門おもての唐門より、なえ〳〵とある衣冠の人參りけり。主殿官人が朝ぎよめに參るにやと見侍りければ、しりさへよごれたる、薄青のひとへ狩衣著たる侍、一人具したり。誰やらんと見けるに、冷泉中將定家朝臣なりけり。たゞ今なにしにに參るやらんと、

たりける。その後方の六位、庭中におりて和歌を取りて御前に置きけり。その後講師を召す。左宗忠、右能俊なり。左右の殿上人、階をはさみて欄干に候ひて各和歌を講じけり。一番講ぜらるゝ間、右方蟲を籠に入れて、二籠奉りたりけり。その籠にも歌をつけたり。蟲の聲々身にしみていと興ある事なりけり。今夜仰によりて、左大臣和歌を判じ給ふ。右方勝ちにけり。人々退出す。右方猶御前に候して、和歌を詠じけるとぞ。中右記に見えたり。

長治二年後二月二十日あまりの比、内の女房殿上人少々、花を見侍りけるに、二十三日に一枝を折りて奉るべきよし天氣ありけれども、日くれて奉らざりけり。そのうらみありとて、次の日左右を分ちて、花を合せられけり。左方の人々、櫻の枝を折りて、衛門の陣の後にうつしたてゝ五枝を選びてもて參りけり。備後介有賢朝臣、拍子取りて櫻人をうたひけり。管絃をもつけ侍りけり。この花を泉の御所にうつしうゑて、釣殿にて御遊ありけり。右方花おそかりければ、上達部五人をつかはされけり。洲濱にたてゝ

中右記に見えたり―此一句分註とせる本もあり、中右記は藤原宗忠の著

櫻人―催馬樂の呂の曲

五—一本「五なり」
布衣—無紋の狩衣
ませ—ませ垣

卿、右方にさぶらふ。これ等は仰によりて、當座にわかれけるなり。方人、左は右衞門のかみ實公、藤中納言忠基、江中納言匡房、右は左衞門のかみ實俊、治部卿俊通、宰相中將通宗、皆直衣、大殿は烏帽子直衣なり。先づ右方の人々參りて、燈臺をたつ。かねての仰によりて風流并にかずさしの具は留められけり。然して燈臺など美麗にて、銀の皿をすゑたりけり。前栽五、長櫃、武者所各二人かきて、階の西にこれをおく。透長櫃に丹青をほどこして、作花をもてかざりたりけり。殿上人、方人以下、皆布衣なりけり。次に左方をもよほす。花并に掌灯等遲々して、時刻おしうつりけり。掌灯の具は、右方の人々に取り隱されたりけるにや。頗る面目なくぞ侍りける。やゝ久くして燈臺を殿上の六位して立てさせたりけり。その後前栽五ながびつを供す。各錦のうちしきあり。すはまの上にませをゆひて、前栽をうゑたりけり。左右おの〳〵萩、女郎花、薄、菊などをもりけり。これ卽ち今日の和歌の題なりとぞ。左方和歌、鏡をたゝみ錦につけて、鏡の上に歌をかきたりけり。右方、紅のうすやうに書きたりけり。木工助源明國は、扇にぞ書き

河邊―一本「水邊」
嘉保―堀河天皇の年號
左右―一本「左方」

き世なりけり。

堀河院の御時、五月五日、江帥菖蒲を奉りたりける狀に、

進上　河邊菖蒲

千年五月五日　大江爲武

この狀を殿上にいだされて「人々によめ」と仰せられけれども、誰もその心を知る人なかりけるに、師頼卿その時弼少將とてさぶらひけるが、案じえてよみ侍りける。

たてまつりあぐるかはべのあやめぐさちとせのさ月いつかたえせむ

嘉保二年八月二十八日、上皇鳥羽殿にて前栽合ありけり。兼日に方人をわかたれけり。公卿殿上人、藏人、所衆、御隨身に至るまで、左右をわかたれけり。權中納言基忠卿を左方の頭とす。右宰相中將宗通卿を右方の頭とす。この外公卿二人、殿上人十餘人相わかれけり。南殿の寢のたつみのすみの、南面は女院の御方なり。かしこにてこの輿あり。まづ大殿關白殿左大將あひわかつて、左方に候し給ひけり。左大臣中宮大夫民部

三番同じく是をくらぶ各二丈なりけり」とあり

安名尊|催馬樂の呂の曲「あなたふと今日のたふとさや古も斯くやありけん今日のとふとさ」

て、とゞめられぬ。次に和歌五首をよむ。左の講師長方朝臣、讀師經家朝臣、右の講師隆俊朝臣、讀師資綱朝臣なり。判者内大臣なり。題、菖蒲、郭公、早苗、戀、祝なり。おのおの讀み終りて、退きて本の座にかへりつく。次に管絃の御調度をめす。和琴民部卿、箏二位中納言、琵琶經信朝臣、笙定家朝臣、笛篳篥隆俊、唱歌資仲朝臣、子調子の後、内大臣御氣色によりて、笏をさして、御笛を取りて、御座の下にすゝみてこれを奉る。主上御笛をとらせおはしまして、後拍子奉仕せらるべきよし、内大臣に仰せらる。大臣仰を承りて、座に歸りつきて、安名尊をとなふ。律曲のをはりに、諸卿に御衣をたまはす。各退出。今度殿上人の祿はなかりけるとかや。

經信卿太宰帥に任じて下向の時、八月十五夜に、筑前國筵田驛につきたりけるに、天はれ月あきらかなるに、館の前に大なる槻ありけり。枝葉廣くさしおほひて、月をへだてければ、人を召しあつめて、忽にその木を切り拂はせて、月にむかひて夜もすがら琵琶をかきならして、心をすまして、天明けぬればたゝれにけり。かゝるすき人も今はな

籌刺――一本「等判」

右勝ちにけり――一本此下に「又二

の前に蝶舞の童六人を作りたてゝ、その根の上におの〳〵和歌をかく。皆銀をもてつくれり。又藥玉長き根をわがねて、すはまの邊におく。藥玉皆金銀にてつくれり。方の人西の簀子に候す。次に籌刺のすはまをたつ。藏人一人これをかきて、文臺の西の方におく。洲濱に竹臺のていをつくりて、竹をうゑてかずさしのものとす。その後仰により て、公卿をわかちて左右とす。左の方の公卿相引きて、御前の簀子を經て、東にわたりて座につく。內大臣師方卿、兼賴卿、信長卿、經輔卿、俊房卿なり。左頭辨經家朝臣、右頭中將資綱朝臣すゝみて、文臺の下に候す。この間に左右のかざしの童、おのおの一人その所に候す。件の童二人、隆國卿の子息なり。皆殿上に候しけり。頭辨經家朝臣・良基朝臣を召し、頭中將資綱朝臣、基家朝臣を召す。左右あひわかつて御前に候す。經家朝臣、長き根をとりて、良基朝臣にさづけて、南の庇にのべおかしむ。右又かくのごとし。その長短をあらそふ。左の根一丈一尺、右の根一丈二尺にて右勝ちにけり。たゞし右方すこしまさりたりけるによりて、勝に定められけり。三番をかぎりとし

おほとなぶら—大殿油にて燈火をいふ

紙して—一本「紙にして」

輔、左宰相中將能長、三位中將俊房、三位少將忠家など參り給ひけり。左右の方人、夕に及びてまゐりけり。まづおほとなぶらを供す。その後左右の文臺をたつ。高さ四尺なりけり。南の廂の座の東の間に、東面のつまにかきたつ。洲濱をつくりて、しろがねの松をうゑたり。又同き鶴龜をすゑたり。沈香をもて岩石を作りたてたり。その間に銀のやり水をながして、その前に机を立て、その上に書一巻をおく。像眼をもて、紙して色紙形を摸して、おの〳〵和歌五首をかく。しろがねをのべて表紙として、彩色青くみどりなり。琥珀を軸として、しろがねを紐とす。すはまにうちしきあり。青き色のうすものをもて、浪の文になずらふ。長根五筋をわがねて松の上におき、洲のほとりにおけり。かずさしの洲の上にもおけり。又藥玉五流わがねて、洲の上におく。方の人々、東の縁の上に候ふ。次にかずさしのすはまをたつ。藏人これをかきて、文臺の東におく。石たてゝ小松をうゑたり。菖蒲をつくりてかずさしのものとす。次に又藏人、右の方の文臺をかきたつ。方二尺ばかりなる、その上に太鼓臺を立て、その上に太鼓をたつ。そ

なる—一本なし
江記—江家次第
長元—後一條天皇の年號
根合せ—草の根を合せて長短を爭ふ遊戯

自餘の花のさたは、次になりにけり。大納言恐をなして、強く論じ申されずながら、猶「春のあけぼのに、紅梅の艶なる色すてられがたし」と申されける、優にぞ侍りける。江記に見えたり。

長元元年十二月二十二日、昭陽舎の櫻を一本、清涼殿東北の庭にうつしうゑられけるに、殿上人どもおりたちてふみかためけり。いと興あることなり。昔はかやうにあちこち掘りわたし、又始めても植ゑられける。近比はかぎりある木の外は、植ゑらるゝ事もなきにや。

永承六年五月五日、内裏に菖蒲の根合ありけり　この事去三月晦日、堪能の上達部ひとりふたり、殿上人等を召して弓の勝負ありけり。又鷄合もありけり。その勝負なきによりて、菖蒲の根を合せて、勝負を決せられけるなり。御裝束、永承四年十月歌合の儀の如し。中宮、皇后宮、皆さぶらはせたまふ。内大臣頼宗、民部卿長家、按察使大納言信家、小野宮中納言兼頼、左衞門督隆國、侍從中納言信長、二條中納言俊家、中宮大夫經

もぎ木―枝をもぎとれる木「枯れはてゝもぎ木となりし昔より焚き捨てられむ日をぞ數ふる」といふ古歌の例の如く、見すぼらしき喩にいへる也、一本「庭もきく」とあれど取らず
さび―一本「つひ」

給ふ中に、爲憲なん同じ源といふべくもなく、千草に匂ふ花のあたりには、もぎ木のやうに交りにくくて侍れば、やんごとなくは、深山のもとよりおひいでたる草のゆかりにて、仰事のいなびがたさに、心もともにさびにける水莖して奉りおく、その歌ども、順朝臣定め申しける判、かくなん。

花のみなひもとく野邊にしのすゝきいかでか露の結びおきけん　侍従の御許

くらぶやまふもとの野邊の女郎花露のしたよりうつしつるかな　長門權守有忠

さをしかのすだく麓のしたはぎは露けきことのなくもあるかな　兵衛の君

萩の葉におく白露のたまりせばはなのかたみは思はざらまし　もちきの朝臣

判のことば、のこりの歌ども、あまりに多くて書きもとゞめぬなり。

宇治殿、四條大納言公任卿、今春秋の花いづれがすぐれたると、論ぜさせ給ひけり。「春は櫻をもて第一とす、秋は菊をもて第一とす」と宇治殿仰せられければ、大納言「梅の候はんうへは、櫻第一にてはいかゞ候ふべき」と申されければ、梅と櫻との論になりて、

天祿―圓融天皇の年號
草香―一本「單香」
梨壺の五人―大中臣能宣、淸原元輔、源順、紀時文、坂上望城
ただすつかさ―彈正臺

更に又管絃の興ありて、その後公卿に祿をたまはせけり。

天祿三年八月二十八日、規子内親王、野の宮にて、御前の面に、薄、蘭、紫苑、草香、女郎花、萩などをうゑさせ給ひて、松蟲、鈴蟲をはなたせ給ひけり。人々にやがてこのものにつけて、歌を奉らせられけるに、おのが心々に、我も〳〵と、或は山里の垣根にさをしかのたちより、或は洲濱のいそに、あしたづのおり居るかたを作りて、草をも植ゑ、蟲をも鳴せたり。仰事とて、花のありさま蟲のすみか、いづれも〳〵いとをかしかりけり。「歌のおとりまさりは、定めでやあるべき。誰をしてか定め申すべき」と仰せ給ふに、これかれと申す。「前和泉守源順朝臣なん、おほやけには梨壺の五人が中に定められ、宮にはおもと人八人がうちにて、さぶらふ人なり。是を召してこそ定めさせられめ」と申すによりて、その事とはなくて「今夜すぐまじき定事なんある」とて召したり。かみのつかさ、たゞすつかさの、おほいすけの君達、あなたこなたに侍ひ給ふ。加賀掾橘正道によみあげさせて、順朝臣にことわらせ、學生爲憲して、今日の事をかきおかせ

康保—村上天皇の年號

るとぞ。その後度々の炎上にやけにければ、又あらぬ木をぞうゑかへられける。代々の帝、この花を賞せさせたまひて、花の宴を行はる。承久に、右馬權頭頼茂朝臣打たれし時、又燒けにけり。やがて造内裏ありしに、この櫻のたね、大監物源光行が家にうつしうゑたるよし聞えて、召してうゑられけるとぞ。いづれの時のたねにてかありけん、おぼつかなし。その櫻も、いく程なくて燒けぬれば、今はあとだにもなし。くちをしきことなり。

康保三年閏八月十五日、作物所、畫所、あひわかつて、殿の西の小庭に、前栽をうゑられけり。右大將藤原朝臣、治部卿源朝臣、朝成朝臣、中の渡殿に候ふ。侍臣等、後涼殿の東の簀子に候す。次に兩所酒饌をもて、男女房にたまふ。夜に入りて、侍臣唱歌し、管絃を奏す。又高光永頼に、花の枝にゆひつくる所の和歌をとりてよませられけり。公卿侍臣に仰せて、歌を奉らせけり。右大將延光朝臣ぞ題をば奉りける。十五夜翫㆓後庭秋花㆒とぞ侍りける。深更に及びて、侍臣和歌を奉る。保光朝臣をしてよませられけり

石川樂、長保樂—共に雅樂の名

挿頭—頭髪又は冠にかざす飾

その後舞を奏す。左方澁川邊、左近將曹船木茂眞、舞師長尾秋吉ぞ仕うまつりける。右方綾切、右衛門府生秦良佐、近衛身高つかうまつる。後々舞、件の四人更に奉仕しけり。左右只勝負舞のまうけばかりにて、他舞のまうけなかりけるを、俄の仰によりて餘曲をば供しけり。左萬歳樂、太平樂、右石川樂、長保樂等なり。舞終りて、更に雙調を奏す。管絃に堪へたる侍臣等、河竹の北邊にこうす。又樂所の輩も、同所の東の邊に候ひて、或は謠、或は吹彈、この間に御膳を供す。又侍臣に仰せて、御箏を奉る。これよりさきに御座の南の邊に、置物御厨子一脚をたてゝ、件の御箏をおきまうけたり。式部卿親王和琴を彈じ、源大納言琵琶を彈じけり。御遊をはりて、王卿以下に祿をたまふ。又御みきまゐりて、式部卿親王にたまはせけり。親王、即ち御前の階間より庭におりて、拜舞し給ひけり。南の長階よりのぼりて、座につく。更に盃をとりて、次第に下りけり。納言御挿頭のまうけあり、獻ずべきよし申されけり。

南殿の櫻は、村上の御時、式部卿重明親王の家の櫻匂異なりとて、うつしうゑられけ

かずさし―勝負の數とり

りける。かずさしの圓座はなし。風流左に劣りたりけり。しろがねの鶴に菊をくはへさせて、歌を書きたる事左に同じ。右大臣奏し申されけるは「右花その粧劣なり。加之、數度雖レ召、良久不レ獻、然則第一花可レ爲二左勝一」仰せ云ふ事理なり。仍て左數をます。その時大臣座を立ちて、負方の公卿に、罰酒おこなはれけり。勝負あるごとに、かくなんおこなはる。次に、左第二花をたてまつる。その花あざやかなれど、傾きふしたりければ、仰によりて負になりにけり。仍て左數をぬく。第三花左かちて、卽ち亂聲をはつして龍王を奏す。左衞門權佐公輔息に、小舍人橘知信が仕うまつりける。次に左方公卿侍臣、前庭にして拜舞ありけり。その後左方有相朝臣、右方延光朝臣に仰せて、鶴のふくむ和歌をめさる。おの〳〵とりてまゐりて、御座の南庭に候す。卽ち兩人をもてよませられけり。

左歌　千年ふる霜のつるをばおきながらきくのはなこそ久しがりけれ

右歌　たづのすむ汀の菊はしらなみのをれどつきせぬかげぞ見えける

左方―一本「左右」

秉燭に及び―夜に及びて

にて、錦を山におほへるに似たり。これによりて、花山の號はありと申しける。まことにや。

天暦七年十月十八日、殿上の侍臣左右を別ちて、おの〳〵殘菊を奉りけり。主上、清涼殿東の孫庇、南の第三の間に出御、王卿、東の簀子に候ふ。仰にいはく「延喜十三年侍臣獻レ菊。かの日只左衛門督藤原定方一人候。仍不レ相二分左右一、至二于今日一數人祗候可二相分一」とて右大臣、大納言源朝臣、參議師氏朝臣、三人を左方とす。大納言藤原朝臣左衛門督藤原朝臣、二人を右方とす。左菊、いまだ仰蒙らざるさきに、弓場殿にかきたつ。その後召によりて、御前の東庭にまゐる。洲濱に菊一本をうゑたり。藏人所衆六人してこれをかく。仁壽殿の西の砌の西の邊に、兵衛尉の圓座一枚を敷きて、殿上の小舍人一人、矢三つがひをもちて候ふ。洲濱の風流さま〴〵なり。中に銀の鶴に菊の枝を銜へさせて、その葉に歌一首をかく。その後右菊やゝ久うして、まゐらせざりければ、度々もよほし仰せらるゝほどに、秉燭に及びて奉りければ、それも所衆ぞかきた

まゐり―召上り
四足―四足門
よりて―一本「よく」
亭に―一本「彼の亭に」

貞信公、なつめを愛してまゐりけり。式部卿親王の家に、よきなつめの木ありけり。その木をおろし枝にせられて、手づから、身づから、花山院の北對の西の妻戸の庭前にうえ給ひけり。これによりて、その木、左右なき名木にていまだあり。花山院、太政大臣の三位中將の時、法性寺殿攝政にて、六條坊門烏丸の御亭より、土御門内裏へ參らせ給ふには、近衛東洞院は便路なれば、もつともこの大路をこそ通らせ給ふべきに、いかにもよけさせ給ひけり。おのづから、この大路を過ぎさせ給ふとては、東洞院西の四足をばすぎて、その棟門の前にては、御車のすだれをおろされ、前驅以下を馬よりおろされけり。人あやしみて、その子細を尋ね申しければ「時の攝政三位中將を敬ふにあらず、亭に貞信公のまさしく、手づからうゑ給へる名木あり、よりてかれに禮をいたすなり。この事京極大殿、つぶさにしめし給ふ旨分明なり」とぞ仰せられける。又池の中島にもちの木あり。貞保親王この木の下に、岩の上に坐し給ひて、常に笛をふかせ給ひけり。又四面のついぢのうへには、瞿麥をひしとうゑられたりければ、花の盛には色々さまぐ

卷第十九

草木　第二十九

草木者有時以死。昔伊弉諾伊弉册尊。既生木祖句々迺馳。次生草野姫。於戲春有櫻梅桃李之花。秋有紅蘭紫菊之花。皆是錦繡之色。酷烈之匂也。然而昨開今落。遲速雖異。隨風任露。變衰不遁。似樂有爲。可觀無常矣。

延喜十三年十月十三日御記に云く。

仰侍臣。令新菊花各十本分三番。相爭勝劣賭。以申時。各方領花參入。（一番入自仙花）（二番入自瀧口）次第進花立庭中。（一番擬花以石洲形。二番栽火桶。各藏人所二人取立御前。）左衛門督藤原朝臣候御前。傳作勝負。惣十番。勝方簾中拜舞。選進菊中各四本。栽西方小庭。十二月九日二番。侍臣獻負柚（菊時負物也。此柚於射庭可獻、而賁饒違失也。）入夜出待賢門。左衛門督。權中納言。侍之飲酒。

これを見て「水飯もかやうに參り候はんには」とばかりいひて、やがて逃げ出でにけるとかや。

ある人のもとに、若き侍どもよりあひて、大雁をくはんとてしたゝめける所へ、年寄りたる侍一人來りければ、いかゞしてこの雁をくはせじと思ひて「殿へ召され給ふに、急ぎ參り給へ」と若き侍どもいひければ、老いたる侍、この雁を我にくはせじとて、かくいふとは思ひながら、その座を立ちて、かたく〳〵にてかくぞよみける。

こゝろえつ雁くはんとてわかたうが老いたるものをはじきだすとは

しゞめ―ちぢめ、すくなく食し

また―一本なし

同じきかひ―同じく一尺五六寸の杓子

三づつ―一本「一二づつ」

師うちうなづきて申しけるは「いかにもこの肥滿、そのゆゑにてぞ候ふらん。良樂もあまた候へども、先づ朝夕の御飯を、日比よりはすこししじめられ候ひて、けふあすはあつくも候へば、水づけ飯を時々まゐり候ひて、御身の内をすかされ候へかし」と計ひければ「實にもさやうにこそせめ」とて醫師はかへりにけり。ある時、水飯食ふやう見せんとて、かの醫師をまた呼びたりければ來りてけり。まづしろがねの鉢の、口一尺五六寸ばかりなるに、水飯をうづだかに盛て、同じきかひをさして、靑侍一人、おもげに持ちて前に置きたり。又一人鮎のすしといふものを、五六十ばかりおかしらをして、それをしろがねの鉢にもりて置きたり。いづれもあなおびたゞしや、我にも饗應せんずる料やらんと、醫師は思ひけるほどに、又靑侍一人、高抔に大なる銀のうつは物二すゑて、中納言の前に置く。この二のうつは物に水飯を入れ、すしをさながら前へおしやりたれば、この水飯を二かきばかりに口へかき入れ、すしを三づつ一口に食ひてけり。かくする事七八度になりぬれば、鉢なりつる水飯も鮎のすしも、みなになりにけり。醫師

聖信房弟子ども、くゝたちを前にてゆでけるに、鍋のはたより、くゝたちの葉の下りたりけるを見て、その座にありける人のいひける。

　くゝたちのやいばはたりて見ゆるかな

房主、うち聞きてつけける。

　なまいてたれかつくりそめけん

めでたくこそつけられ侍れ。

別當入道、北白川に住み侍りける比、山の蕨ををりて相國入道の許へつかはせりける返事に、

　思ひやる二木の松の下わらびをりてきつらんみねぞしらるる

三條中納言某卿は、人にすぐれたる大食にてぞありける。さるにつけては、おびたゞしく肥えふとりて、夏などになりぬれば苦しくせられけり。六月の比醫師をよびて「かく身の苦しきをば、いかゞ療治すべき」などいひて、物食ふやうをも委しく語りければ、醫

くゝたち—大根などのたうをいふ、下の連歌は之を太刀に掛けてやいばといひ、垂りといひ、生鑄といへる洒落ならん

つかはせり—一本「つかはしける」

所勞—病氣

けしき—氣色、言ひ付

同二品不食の所勞の比、蓮の實ばかりを食するよし聞きて、坊城殿の池の蓮の實を所望して、おくり侍りし返事に、

老の身にねがふはちすのはなのみに君も千とせのちやうまれん

醍醐大僧正實賢、餅を燒きて食ひけるに、極めたるねぶり人にて、餅を持ちながら、ふらふらとねぶりにけるに、前に江次郎といふ格勤者のありけるが、僧正のねぶりてうなづくを、我にこの餅食へと、けしきあるぞと心得て、走りよりて、手に持ちたる餅を取りてくひてけり。僧正おどろきて後「こゝに持ちたりつる餅は」と尋ねられければ、江次郎「その餅ははや食へと候ひつれば、たべ候ひぬ」と答へける。僧正比興の事なりとて、諸人にかたりてわらひけるとぞ。

石泉法印祐性、鞍馬寺の別當にて、かれよりすゞを多くまうけたるを、ある人の許へつかはすとて、よめる。

このすゞは鞍馬のふくにて候ふぞさればとてまたむかでめすなよ

同法印が家のれい飯を、米の飯にしたりければ、
　人はみなこめをぞいひにかしぐめるこのみかしぎは飯を米にす
ゐのこのもちをよめりける。
　なによりも心にぞつくゐのこもちびんぐうすなるものと思へば
木ねりの柿をよみ侍りける。
　霜おけるこねりの柿はおのづから含めば消ゆる物にぞありける
九條の前内大臣家に、壬生の二位參りて、和歌の沙汰ありけるに、二月の事なりけるに、雪にあまづらをかきて、二品にすゝめられけり。食ひはてゝ「この雪猶候はゞたまはりて、二條中納言定高の許へつかはし候はん。かの卿は雪くひにて候ふなり」と申しければ、即ち硯の蓋にもりて、出されたりけるを、つかはしたりければ、かの卿の返に、
　こゝろざしかみのすぢともおほしけりかしらの雪か今のこのゆき
よまれにけりとて、二品しきりに興に入りけり。

木ねりの柿—木に霜のおく迄置きて澁を抜ける柿

あまづら—甘葛、その蔓を煎じて砂糖に代用せるもの

新豐の酒色―和漢朗詠集公乘億の句「新豐酒色淸ニ冷於鸚鵡盃之中ニ長樂歌聲幽ニ咽於鳳凰管之裏ニ」

く見え侍りける。さて三﨟のかみにつきて侍りける。當座の面目ゆゝしかりけり。この後極﨟「常の御所に候ふ御琵琶を盜み出され候へかし」といふ。新藏人卽ち座を立ちて參る時「そのついでに、御笛を同じくうかゞはれ候へ」といひけり。卽ち兩物をもて來りければ、藤兵衞琵琶をしらぶ。一﨟笛をねとり、その後朗詠あり。孝時新豐の酒色の句を詠ず。極﨟、竝に非知職經助言す。おの〳〵興にのりて、數獻に及びて事はてにけり。分配近年たえて侍ることを、邦時おこし行ひたりける、いみじかりける。この後に又絕えて、今はきこえず。

七月七日、むぎはなの房中に、たゞるまじきよし申しけるを聞きてよめる、法眼長眞、

いかなれば世にはおほかる麥花の一房にだにたゞぬなるらん

季經卿泰覺法印がもとへ、瓜をつかはして「この瓜くひてこれがかはりには、この大般若かきて」とて、料紙を一兩卷送りたりける、返事に、

なめ見つる五の色のおぢはひもきはだの紙ににがくなりぬる

間小庭時簡膳棚灯樓」

雪中のたかんな—孟宗の故事

云ひて—一本なし

すまひ〳〵—一本「すまひ〳〵ながら」

座次—座席順の事、一本座頭とあり

參りて、孝時を尋ぬるに、あはず。力およばでかへりつきて、そのよしをいふに、康光がいはく「昔雪中のたかんな、しはすのやまもゝも、願ふにしたがひて求め出しけり、これ志の深きによりてなり。藤兵衛尉、まさしく今朝まで、常の御所に候ひつるなり。速に内侍などに、うかゞひ申され候へ」といふ。主上又孝時に「このうへはたゞ出でよ。わざとなか〳〵取りつくろふべからず。それは悪しかりぬべし」とて御自ら孝時が鬢を、しりへなで下させおはしまして、かぶりのつのを折らせ給ひけり。「たゞ今うへぶしして候ひつる、この體にてはいかゞまゐり候ふべき」といひて「しばらくすまへ」と敎へさせ給ひければ、このまゝに新藏人にあひしらふを、しひていひければ、すまひすまひ出でにけり。極﨟すゝめて、非職一高、兵衛尉知經がうへにすゐけるを、知經いきどほりて「座次を亂され候ふ事、面目なく候へば、暇を申して罷りたたん」といふを、三﨟にて大膳亮範綱がありけるが、知經がいふことを聞きて「あれは同じ非職なればいたみ申され候ふにこそ。範綱座を下りて、すゐ申すべし」とて居下りけり。範綱いみじ

飲まれたり｜飲まれけり｜一本「飲まれける」

極臈｜一番多く年功を積みたる者

時の簡｜時の杙の類にて、一日十二時の時刻のしるしの札也、禁祕抄に「小板敷西有ニ棹

至極の時、肴物なり。盃を取る人、必ず三度呑むことにて侍るとや。その飲みやう、切るを見て、一度盃に入れて、一度しよくして一度なり。宰相中將は、この定に飲まれたりける、いみじくぞ見え侍りける。

順徳院の御時、新藏人源邦時分配をしける。極臈以下とさぶらひにて、次第の事ども行ひけり。三獻の後、一臈判官藤原康光いひけるは「今夜新藏人ふるまはれて候ふ、康光すでに沈醉に及べり。このうへにあやにくして、ねがひ物に及ぶべし」といふ。邦時「皆存知仕うまつられて候ふ、仰をあひまつるなり」といふ、康光曰く「藤兵衛尉孝時を尋ね出され候ひて、琵琶を搔きならさせて、朗詠を勸められ候へかし。さやうに候はば、猶數盃も傾け侍りぬべし」といひけり。孝時その日子細ありて、祗候しながら、その座にはつらならざりけり。主上の御供して、時の簡のもとの格子に、穴をあけて御覽ぜられける所に、祗候したりけり。主上この詞を聞しめして「孝時これはきくか、その用意もせぬが、いかゞして出づべき」と、仰事ありけるに、新藏人は、御所の方へ

く熟して蔕の落つる程になりたる瓜の稱

滋井―一本「藤井」

人々あつまりて、瓜を食ひける所にて、或人、萬法は皆空なりといふ法問を、出したりけるを聞きて、寂蓮法師よみ侍りける。

何もみなくうになるべきものならばいざこの瓜にかはものこさじ

滋井入道、宰相中將にて侍りける時、梶井宮にまゐりけるに、盃酌ありけり。終座になりて、宰相中將、「今は柚まゐらばや」と侍りければ、即ち參らせられけり。或上達部（經家卿と云々）柚八つ柑七つと、詞をつかひて、八つにきりたりけるを、宰相中將見て、悪しく切りつるものかなと思ひて、ともかくもいふ事なかりけり。宮も御覧じて、何とも仰せられざりけり。とばかりありて「行算まゐれや」と仰せられければ、等身衣に狩袴著たる侍法師の、みめよくつぎ〳〵しげなる參りたり。「其柚きりてまゐらせよ」と仰せられければ、腰より庖丁刀をぬきたりけり、まづ興ありてぞ見えける。存ずる所切りて參らせたりければ、宮以下入興ありけり。件の行算左衞門房は、行孝が弟なりけり。その藝舍兄にもはぢざりけるとぞ。柚をば三切にぞ切りたる。およそ柚を切ることは、盃酌

とて―一本なし

ほぞち―蔕落の略、全

出されて、縁に候して、鯉きりたり。左府行孝にしめし給ひけるは「鯉調備するやうをば存知たりとも、食ふやうをばしらじ、食ひて見せん」とてものし給ひけり。誠にやうありげにてめでたかりけり。人々目をさまさずといふ事なし。歸り給ひける時、馬牛など引き進ぜられけり。幕下大理には、うまばかりをぞ奉られける。かゝる人々の會合、ありがたき事なり。その次日北院御室、威法寺法印もて「寺中にさぶらひながら、この事をしらず遺恨の事なり」と申されければ、御返事には、かたの如く、小泉をかまへて候ふに、左府おし入り候ひき、入御候はゞ面目のよし申されければ、やがて渡御ありけり。又盃酌あり、初獻は御室取りあげさせ給ひ、二獻は大臣取りあげて、御室へまゐらせられけり。御引出物には、御牛などまゐらせられけるとぞ。

曉行法印、人の許へまかりたりけるに、瓜を取り出でたりけるが、わろくなりて水ぐみたりければよめる。

山しろのほぞちと人やおもふらんみづくみたるはひさごなりけり

「昨日の法師子のいねにて候ふ御みそうづ」とて食はせたりければ、よみ侍りける。

きのふ見し法師子のいねよのほどにみそうづまでになりにけるかな

中御門左大臣家へ、大外記頼兼は常に參じけり。參る度ごとに、必ず瓶子一さかな物を、座の前におかれければ、しばし公事の物語申して、自ら傾け飮みつゝ、ひねもす祗候しけり。罷出でざまに、障子の紙邊にて「あはれ一の上や」と度ごとに申しける。いと興ある事なり。

文治の比、後德大寺の左大臣におはしける時、德大寺の亭に作泉をかまへられて、中御門左府へ案内申されければ、渡り給ひにけり。その時三條の左府入道は、右大臣中山相國入道が別當にておはしける、おのおの扈從し給ひけり。亭主手輿を用意して、ひとへかりぎぬ著たる侍六人にかゝせて、左府の車のもとへ迎に參らせられたりけるに、頻に遁れ申されけれども、あながちに申されければ、乘りて泉へわたり給ひけり。一條二位の入道能保、右衞門督にてはべりける、盃酌まうけられける。盃酌數獻ありて、行孝めし

みそうづ—味噌汁の雜炊、御僧都を掛く

一の上—左大臣の異稱

文治—後鳥羽天皇の年號

ひさうの手―奥儀即ち奥の手

こぶしの花―辛夷の字をあつ、花は六瓣にして、形もくれんの如く、色白くして紅の筋あり

ものありけり。右府の前にも、まぜ菓物するゑられたり。その間に院御笛にて、胡飲酒を吹かせおはしましたりけるに、右府柑子を箸にさして、桴にして、ひさうの手を盡して舞はれたりける、いと興ありてぞ侍りける。

仲胤僧都、法勝寺御八講に遲く參りたりければ、追ひ出されて、院の御氣色あしくて、籠り居たりけるに、次の年の春、人のもとより、こぶしの花を贈りけるを見てよめる。

　くびつかれかしらかかへて出でしかどこぶしの花のなほいたきかな

觀知僧都、九條の太政大臣のもとへ、平茸をおくるとてそへ侍りける。

　たひらかに平のきやうにすむひとはひらたけをこそくふべかりけれ

かへし、相國、

　平茸はよきむしやにこそ似たりけれおそろしながらさすが見まほし

俊頼朝臣、秋のすゑつかたに、たなかみといふ所へ罷りたりけるに、稻をかけつみたるを「あはれ何といふ稻ぞ」と問ひければ「法師子のいねなり」といひける。又あしたに、

ず、平調數反ありけり。盃酌數獻の後に、今樣、神樂、朗詠などありけり。人々ゐひてのち、白薄樣うたひて、殿上人、上達部、下臈より、亂舞、攝籙、左大臣なども舞ひたまひける。ためし少く侍ることにや。そののちまた數反ありて、又絲竹の興もありけり。又白薄樣うたひて、上達部ばかりぞ舞ひける。殿下舞ひたまひて、迯げさせ給ひければ、人々も座をたゝれけり。その後和歌の會あり。題は菊契千秋とぞ侍りける。按察使大納言序をば奉りけり。その後、勸賞御引物ありて還御なりにけり。

同六年、十月十二日、白河仙洞に行幸の時、御前にて盃酌ありけり。家成卿、左兵衞督にて侍りけるに、庖丁すべきよし沙汰ありけれども、辭し申しけるを、ある殿上人、鯉を彼の卿のまへにおきてけり。德大寺左大臣、右大將にてはべりけるが「天氣をまつにこそ」と奏せられたりければ、主上わたらせ給ひて、勸めさせおはしましければ、家成卿仕うまつりけり。群臣興に入りて、目をすましけるとぞ。

中院右大臣、鳥羽殿へまゐられたりけるに、酒をなんすゝめられけるに、御前にさかな

白薄樣―五節の舞の時、舞手をにやしたる語といふ

庖丁―料理

みかのはら――三日野原、瓮の腹
おこしごめ――粔籹、今いふおこし也
保延――崇徳天皇の年號
おはしまし――一本「さふらい」

みかのはらをや過ぎてきつらん

法性寺殿、元三に皇嘉門院へまゐらせ給ひけるに、御菓物をまゐらせられたりけるに、おこしごめをとらせ給ひて、まゐるよしして、御口のほどにあてゝ、握り砕かせ給ひたりければ、御上の衣のうへに、はら〳〵と散りかゝりけるを、打ち拂はせ給ひたりける、いみじくなん侍りける。

鳥羽院御位のとき、在良朝臣御侍讀にて常に參りけるに、時々酒をのませられけるは、彼の朝臣愛酒にて侍りけるにや。

保延三年九月二十三日（寶金剛院仁和寺）仙洞に行幸ありて、十番の競馬を御覽ぜられけり。日暮れければ、二十四日にぞ、六番以下をば御覽じける。次第の事ども行はれて、二十五日先づ御遊あり。主上出御、院は簾中におはしましけり。笙、内大臣、權大納言、笛、宰相中將實衡朝臣、忠基朝臣、中將公能朝臣、篳篥、左衛門佐季兼、琵琶、左大臣、新大納言、箏、左衛門督、和琴、宮内卿、拍子、左兵衛督、雙調、平調、常の御遊には似

とをかして」

春のはな―此歌脱文あらんも諸本皆同じ

たゞみめ―疊みたる海布なるべし

こものこ―こもづのと同じく菰の若芽をいふ本草綱目に「菰、集解頌曰、春末生二白芽一如レ筍、卽菰菜也、又謂二之茭白一、生熟皆可レ啖甜美」

を、僧どもおほらかに食ひけるを、三品の連歌になんし侍りける。

春のはなえだして見せよかし

證尊法印つける。

さくらはむにはなにかたふべき

同卿のもとに盃酌ありけるに、たゞみめにこものこを肴にしたりけるを見て、あるじ、

たゞみめにしくさかなこそなかりけれ

前にありける青侍のつけ侍りける。

こものこのみやさしまさるらん

式部大夫敦光朝臣のもとへ、奈良なりける僧の、あすかみそといふ物をもて來りけるに、「いつのぼりたるぞ」と問ひければ、僧かくなん。

きのふいでて今日もてまゐるあすかみそ

敦光朝臣、

知足院—藤原忠實

家の子—立派なる家柄の子

およすけもの—大人びたる者

ことをして—一本「こ

知足院殿中納言のとき、當院にまし〳〵て、中納言輔宗に箏を習はせ給ひける時、辰の刻より申にいたるまで他事なかりけり。その時盃饌をまうけられて、さい〳〵に勸められけり。源中納言國信卿、その時殿上人にて、亭主の陪膳しけり。政長朝臣、納言の饌をすゑけり。道良朝臣瓶子をとる、亭主盃を納言にさし給ふ。納言盃たまはりて飲まんとする時、道良朝臣「人まゐれや」と呼びて、銚子を他人にゆづらんとす。すなはち清實、盛長、有賢等まゐる。その時納言のいはく「今日は御師匠を饗應せらるゝ日なり。道良何ぞ瓶子を他人にゆづるべきや、道良もつともしかり」とてすゝめければ、納言うち笑ひあひして飲まれけり。人々見て「あはれしたりがほなる人かな、なほ家の子なり」とぞいひける。道良はおよすけものなり。京極の大殿に、堀川の左府、六條の右府、中宮の大夫もろたゞなど、常に參らせられて盃酌のありける時も、殿下の前の外は、一度も他人の瓶子にはよらざりけり。有賢等にぞゆづりける。

左京大夫顯輔卿のもとへ、或人ことをして送りたりけるに、櫻花かざしなどしたりける

しゞ―一本「しつ」
凡夫―一本「夫凡」

ことなり。小野宮の記に見えたり。

道命阿闍梨、修行しありきけるに、やまうどのものを食はせたりけるを「これは何ものぞ」と問ひければ、「かしこにひたはへて侍る、そまむぎなんこれなる」といふを聞きてよみはべりける。

　ひたはへてとりだにすゑぬそまむぎにしゞつきぬべき心地こそすれ

あやしげなる下種男の、禪林寺僧正に瓜を四つ奉りたりければ、

　凡夫やつ四果のうりをぞえさせたるひじりのつらにならんと思ふか

長谷の前大僧正、五月五日人々にちまきを配りけるに、俊惠法師聞きて、その内に入るべきよし申しつかはすとてよみける。

　あやめをば外にかりてもふきつべしちまきひくなるうちにいらばや

かへし、僧正、

　はづかしやよどのあやめをおきながらちまきひく名の空にたちぬる

寛弘—一條天皇の年號

萬壽—後一條天皇の年號

續松—松明の事

にけり。社かちくなりて、人のそのよし申しければ、おどろき給ひて、扇をもちてびんをなほし給ひければ、もとの如くめでたくなんおはしけるとぞ。御容儀よくおはしけるによりて、かくなん侍りけるなり。

寛弘三年三月四日、東三條より一條院に行幸ありけり。先家の賞をおこなはれ、後御作文管絃などありけり。又盃酌の興もありけり。内大臣御盃を奉らる。中納言俊賢卿御銚子をとる。左府天盃をたまはりて、例の如くかはらけをうつして飲みて、南階をおりて拜舞ありけり。池邊の櫻の枝を折りて、西階をのぼりて、袖をひるがへして警蹕をかまへて主上に奉りけり。その後人々のかざしもありけり。

萬壽二年正月三日、關白以下大后へまゐり給ひて、盃酌の事ありけり。人々醉ひて後、相引きて皇太后宮へ參られたりけるに、又酒をすゝめられけり。關白よりしてはじめて、皆醉ひて歌舞におよびにけり。殿下出でさせ給ひけるに、春宮大夫頼宗、大納言能信、續松を取りて送り奉り給ひけり。中納言道方、御車の簾かゝげられけり。いみじかりける

八政―食、貨、祀、司空、司徒、司寇、賓、師

若之―一本「若酒」

三友―白樂天の三友、詩、酒、琴

按察使―官名、酒の異稱とす

ことぐさ―云ひぐさ

卷第十八

飲食 第二十八

食者人之本也。八政猶以食爲首。就中釀酒者。起自素盞嗚尊。凡酣樂之興。何物若之。三友之其一也。放遊之紹介也。

中關白、春日の行幸に供奉したまひたりけるに、御車の內に酒饌を設けられて、閑院大將、御堂入道殿など呼び乘せ奉りて、沈醉の事どもありけり。人々紐などはづされてけり。御堂殿はおそれありとて、物まゐりて後は、やがておりて供奉させ給ひけるとぞ。この日の作法によりて、我神恩をかうぶるとぞ、後に仰せられける。中關白は、かく酒をこのみたまひて、常のことぐさに「極樂世界に按察使なくば、我又往生すべからず」とぞ仰せられける。賀茂詣の時も、醉ひてねぶり給ひける、車のうちにて、御冠おち

「刀をなくさせて後」
のぼりたり――一本「おり立ち」

はしたるなめり。鐘突に、人ののぼりたりけるに、物のうめきければ、寺僧どもにつけて、裏板をこじはなちて、とかく命生けて問ひければ、かく語りけるとなん。

法成寺などにきにけり。心も心ならず、鬼にかみとられたるさまなり。さる程に、又七條高倉にきぬ。この山寺法師いふやう「あちこちとありきて喉のかわきたるに、その指し給ひたる刀にて酒買へかし。われも飲み、そこにも喉うるへたまへ」といへば、われにもあらず買ひつ。さて二人のみて、具して行く程に、比叡山の邊に來りぬ。さる程に、又もしらぬ山伏三人あひたり。この山伏を見て、この法師恐れをのゝきたるけしきにて、しゞかゞまりて進まず。三人の山伏の中に、主領とおぼしきがいふやう「わ法師ぞせんなき事するな」といひてにらみてたてり。この法師彌恐れ入りたり。いかなるやうにと見る程に、かくいひたるばかりにて、三人ながら過ぎぬ。その時「この人々はたそ、又かく物いひつる人の名をば何といふぞ」と問へば「あれをばたてる坊と申すなり」と答へて、又具して清水にいたりぬ。鐘樓の上にゐて行きて、いかにかしたりけん、檜皮と裏板とのあはひに、かつらを持ちて、長々としばりからめてつりつけて、天狗はうせにけり。刀をさしたりつる程は、かく思ふさまにはえせざりつるに、刀をとらせて後、かく

心も心ならず―一本「いとも心ならず」
鬼にかみとられ―一本「鬼にみとられ」
指し給ひたる―一本「指したる」
たてる坊―一本「たてるや」
刀をとらせて後―一本

仁治―四條天皇の年號
大嘗會―天皇位に卽きて後天神地祇を祭る事
外記廳―太政官に屬せる役所

けるに、祕藏のまもり刀を取り出でて、玉にとらせけるに、件の刀をくはへて、猫やがて逃げ走りけるを、人々追ひてとらへんとしけれどもかなはず、行き方をしらず失せにけり。この猫、若し魔の變化して、守を取りてのち、憚る所なくをかして侍るにや。おそろしき事なり。

仁治三年大嘗會に、人多く參り集ひけるに、外記廳のうち、東のかたなるもみの木のこずゑに、かみをつかみたる法師一人臥したりけり。人あやしみさわぎて、とかく取りおろしたれば、死にたるが如くなりけり。春日町邊なるものにてぞ侍りける。天狗のしわざにや、ふしぎなりしことなり。

これも仁治の比、伊勢國書生庄より、百姓なりける法師のぼりて、五條坊門富小路にやどりて居たりけり。役はてゝ下りけるに、同庄にあひしりたる山寺法師に行きあひぬ。「いづくへ行くぞ」と問ひければ、庄へ下るよしをかたれば「我も下るなり、さらば同道せん」といひければ、具して下ると思ふ程に、その道にもあらで、思ひかけぬ法勝寺、

田舎だち—一本「田舎そだち」
うたがひなき—慥に
玉—手玉

となり。殿原面々に狸をあつめ給へ。又酒を用意せよ」といひければ「このぬしは田舎だちのものなれば、定めてやうありてこそいふらめ」と思ひて、おの〳〵いふが如くにまうけてけり。その時この男、さぶらひのたゝみを、北の對の東の庭にしきて、火をおびたゞしく起して、そこにてこの狸をさま〴〵調じて、各能〳〵食ひてけり。酒のみのゝしりていふやう「いかでかおのれほどの奴めは、大臣家をばかたじけなくうちまゐらせけるぞ。かゝるしれごとするものども、かやうにためすぞ」とよく〳〵ねきかけて、その北は勝菩提院なれば、そのふるついぢの上へ、骨投げあげなどして、よく飲み食ひてけり。「今はよも別の事さふらはじ」といひけるに合せて、その後長くつぶて打つ事なかりけり。是更にうける事にあらず、近き不思議なり。うたがひなき狸のしわざなりけり。

觀教法印が、嵯峨の山庄に、うつくしきからねこの、いづくよりともなく出で來りけるをとらへて、飼ひけるほどに、件の猫、玉をおもしろくとりければ、法印愛してとらせ

火を打たせ―火を燈させ

雨の如し―一本「たびたびになりにけり」

ぬ。障子を中にへだてゝ、上にのぼり居にけり。軒とひとしう見えつれど、障子の下になりてはむげに小さし。手も又細くなりにければ、いとゞかつにのりてへしふせてをるに、細聲を出してきゝとなきけり。この時下人を呼びて、火を打たせて、ともして見れば古狸なりけり。あした村人に見せんとて、下人にあづけたりけるを、下人ども、いふかひなく燒きくらひてけり。次日おきて尋ねければ、頭ばかりを殘したりけり。正體なくて、その頭をぞ村人に見せける。その後は、ながくこの堂に人とりすることなかりけり。

三條前右大臣の白河の亭に、いづこよりともなくて、つぶてをうちけること雨の如し人々あやしみおどろけども、何のしわざといふ事を知らず。次第に打ちはやりて、一日一夜に二盥ばかりなどうちけり。蔀遣戸を打ちとほせども、その跡なし。さりけれども、人にあたることなかりけり。この事いかにして留むべきと、人々さまぐ\に議すれども、しいだしたる事もなきに、ある田舎さぶらひの申しけるは「この事留めん、いとやすきこ

齋藤左衛門尉助康、丹波國へ下向したりけるに、狩をして日暮れたりけるに、ふるき堂のありけるに、内へ入りて夜を明さんとしけるを、その邊の仔細知りたるもの「この堂には人とりするものの侍るに、さうなく御とゞまりはいかゞ」といひけるを「何事のあらんぞ」とて猶留りぬ。雪降り風吹きて來つるに合せて、世の中けむつかしく覺えて、正面の間に、柱によりかゝりて居たりけるに、庭の方より物のきほひ來たるやうにしければ、あかり障子のやぶれより、きつと見れば、庭には雪ふりてしらみわたりたるに、堂の軒とひとしき法師の、くろぐろとして見えけり。さりながらさだかには見えず。さる程にあかり障子のやぶれより、毛むくむくとおひたる細きかひなをさし入れて、助康が顏をなで下しけり。その折きと居直れば、ひき入れけり。その後あかり障子の方にむかひて、かたまりねて待つ程に、又さきの如く、手を入れてなでける手を、むずと取りてけり。とられて引きかへしけれども、もとよりすくやかなるものなれば、強く取りてはなさず。しばし取りからかひける程に、あがり障子引きはなちて、ひろびさしへ出で

きほいきたる―一本「きほいたる」
きつと見れば―一本「きと見れば」

しれごと―不都合の所業

はれある事に候ふ。明日皆命をたゝれまゐらすべきよしを承り候ふ。御沙汰のやう承り及び候ふに、誠にいかでか一人も逃げ遁るゝもの候ふべき。今宵ばかりの命悲く候ひて、おそれ〳〵うれへ申し上げ候はんとて參り候ふなり。まげてこの度の御勘氣をば、許し給はり候へ。今より後おのづからもしれごと仕り候はゞ、その時いかなる御勘當も候ふべきなり。若く候ふやつばらに、この御氣色のやう申し含め候ひなば、いかでかこり侍らず候ふべき。あやまりて御守となりて候はゞ、今より後は、御内の御吉事などをば、必ず告げ知らしめまゐらすべく候ふ」といひて、畏り居たると見るほどに夢さめぬ。

夜もあけて、しら〳〵となりにければ、大納言おき給ひて、端のやり戸あけて見出されければ、夢にこの大童子が居たると見つる木のもとに、老狐の毛なきが一疋あり。大納言を見奉りて、恐れたる躰にて、やをらすのこの下へはひ入りにけり。ふしぎに覺えて、その日の狐狩は留めてけり。その後はばけものながく無くなりぬ。家中に吉事あらんとては、必ず狐ないてつげければ、かねて思ひしりけるとぞ。

大納言泰通の五條坊門高倉の亭は、父侍從大納言の家にてふるき所なり。相つゞきてすまれけるほどに、狐おほく常にばけけり。されども異なる事などし出したることもなければ、さて過ぎられけるに、年を經てます／＼にばけける程に、大納言いかり給ひて、狐狩をして種を絶ちてんと思ひて、侍どもに皆その用を仰せてけり。明日下人どもあまた倶して、一人も洩れず皆參るべし、面々は杖、又弓矢など用意すべきよし仰せつ。明日四方を能くかためて、築地のうへ、屋の上に人を立てゝ、又天井の上に人を入れて、皆狩り出して、出でん所を打ち殺さんと定めてけり。さる程にその曉方に、大納言の夢に見給ふやう、年たけしらが白き大童子の、とくさの狩衣著たる一人、西向の壺の柑子の木のもとに畏りて居たり。大納言「あれは何者ぞ」と問ひければ、おそれ／＼申しけるは「是は年比この殿の御内に候ふものなり。我二代まで相繼ぎて候ふ程に、子ども孫まで數多出できて候ふ。おのづから狼藉をふるまひ候ふ事など、心のおよび候ふほどは制止仕り候へども、用ひ候はぬによりて、今忝く御勘氣にあづかり候ふ事、尤そのい

とくさ―木賊色、黒ばみたる緑色

勘氣―一本「勘當」

かいぐらみ―日暮れ時

よりまし―惡靈をよりつかしむる爲の少女

いぐらみどきに、小六條にて相撲をとらんとて、ねりあひたる所に、後に築地のうへより、何とは見えわかず、垂布のやうなる物のうち覆ふと見えける程に、このあこ法師失せにけり。恐しき事限なし。かたへの童部皆逃げぬ。おそれをなして、人にもかくともいはず、母さわぎ悲みて、至らぬ所もなく求むれども見えず。三日といふ夜の夜半ばかりに、女官が門をこと〴〵しく叩くものあり。恐れあやしみてさうなくあけずして、内より「たそ」と問ふに「失へる子とらせん、あけよ」といふ。猶おそろしくてあけず。さるほどに、家の軒にあまた聲して、ばあと笑ひて、廊の方に物を投げたる音しけり。おそろしながら、火をともして又見れば、實に失へる子なりけり。なえ〳〵として生けるものにもあらず、物もいはず、たゞ目ばかりしばたゝきけり。驗者、よりましなどすゑて祈るに、物多く附きたり。見れば馬の糞なりけり。三たらひばかりぞありける。されども猶物いふ事もせず、よみがへりの如くにて、十四五ばかりまでは生きてありし。その後いかゞなり侍りけんと、その時見たりける人の語り侍りしなり。

かくれ―陰

きたる時―一本「來りつる」

御湯殿―料理の間

風にさそひて、いぬるが如し。その時唯蓮坊心神やすくなりて、恐しき事なし。あまりのふしぎさに、家の奥ざまに行きて見めぐるに、すべて人なし。十羅刹の助け給ふにこそと、たふとくかたじけなき事限なし。さるにてもそこらのものども、いづちへ失せぬらんと思ふに、或は緣のつかばしらのかくれ、或は長押たるきの間なんどに、僅に鼠ばかりの身になりて、小法師ばら身をそばめ、世を恐れて隱れまどひをりけり。唯蓮坊を見て、恐れたる事あさましげなり。その童子、ひじりを呼びて「恐れ思ふことなかれ」とて一人はさきに立ち、一人は後にたちておはします。はじめきたる時は、はる〴〵と野山を越え空をかけり、やゝ久かりつるに、この童子の御後にしたがひては、たゞ須臾のあひだに、本坊に行きつきにけりとなん。是更にうきたる事にあらず。末代といひながら、信力にこたへて、法驗の空しからざる事かくの如し。

これも建保の比、御湯殿の女官高倉が子に、七歳になるあこ法師といふ小童子ありけり。家は樋口高倉にてありければ、ちか〴〵に小童部遊び伴ひて、小六條へ行きにけり。か

まゐり—召上り

持齋—正午一度の食を守り、非時を採らざるをいふ

すはえ—罪人を打つ杖にて木の枝の細きもの

の方をきけば、このまうけいとなむとおぼしくて、人あまたがおとなひして、ひしめきいとなむ。「客人入らせ給ひたり」といふ程に、法師一人、高杯に肴物すゑて、持て來てすゑたり。又銚子に酒入れて來れり。「これまゐり候へ」と勸むるを見れば、この肴に盛れるものども、すべて見もしらぬものなり。ともかくも物もいはず、たゞ三寶に身をまかせて、かいつくろひて居たれば、頻にこれをすゝむ。斷酒のよしをいひて飲まねば、この酌取の法師、いかにも御酒まゐらぬよしを、奥の方へいひければ「さらば是をまゐらせよ」とて即ちゆゝしき美膳を取り出したり。これもまた、つや／＼見もしらぬ物どもをもり備へたり。「御酒をこそまゐり候はざらめ、是をばまゐり候ふべきなり」と勸むれば、持齋のよしをいひてくはず。强ひて猶勸むれども、いまだ食はずして、いよ／＼深く祈念を致す所に、竹の戸のかたに、人の音するを見やりたれば、白裝束なる童子二人、すはえを持ちておはします。是をこの天狗法師うち見るより、やがて失せにけり。さしも奥の方にひしめきのゝしりつる音なひども、すべて息をもせずなりぬ。木の葉を

こみて、その中に一人かづら繩をもちて、唯蓮坊にうちかけけり。早くしばらんとするにこそと思ひて、劍を拔きてこれをあばくに、かづら皆切られてのきにけり。かくする事度々になりけれども、知らずして法師どもうせぬ。それより唯蓮坊はかへりて、猶この行をいたす。又次の日、山伏あかり障子をあけて來れり。さきの如く、他念なく十羅刹を念じ奉りて居たるに、天狗手をさしやりて、唯蓮坊のかひなをとりて「いざ給へ」といひて、引き出さんとしけり。唯蓮坊すまひて出でず。かくあらがふ程に、硯に小刀ありけるを、取りてもたりける程に、その小刀を天狗のかひなに、いさゝかつき立てけり。その時天狗「この儀ならんにとりては」といひて、荒く引き出していぬ。空をかけるかとおぼしくて行く。心もこゝろならず、たゞ夢の如し。四方の木ずゑなどの下に見下されけるにぞ、空を行くとはしられける。さてある山の中におきつ。いさゝか竹の門ある家のふるびたるにおきて、あかり障子のありけるを引きあけて「これへ」と請じ入れければ、是程の儀になりては、いなんとも叶はじと思ひて、いふに隨ひて入りぬ。内

來りて、夜前一人高名せんとて行きしが、いか程の事したるぞとて見ければ「すは見給へ」とて古狸を投げ出したりけり。かなしくせられたりとて、見あざみけるとなん。

建保の比、大原の唯蓮坊、五種行をはじめ行はれけるに、天狗度々妨をなしけり。唯蓮坊は、書寫法師にて侍りけるに、ある晝つかた、あかり障子のそとにて、聞きも知らぬ聲にて「唯蓮坊」と呼ぶ人あり。「たそ」とばかり答へていであはず。さるほどにうしろ戸の方より、この人入りくるを見れば、いとおそろしげなる山伏なり。天狗にこそと思ふより、恐しき事かぎりなし。たゞ十羅刹を念じ奉りて、又目もあはせず書寫するに、この山伏「あらたふとげにおはするものかな」といひて、その日はかへりぬ。その後又見もしらぬ中間法師、一人來ていふやう「たゞ今僧正御房御入室候ふ、見參せんとあり」といへば、その時は天狗とも思ひもよらで、急ぎ出でて見るに、實にも僧正の、數多の僧を具しておはしたり。「こゝへ」と呼ばれければ、その命にしたがひてより行くに、こゝ許と思ふに、次第に遠くなりけり。こはいかにと怪く思ふ程に、この僧ども立ちか

唯蓮坊―一本皆維蓮坊とあり

五種行―法華經の法師品に出でたる受持・讀誦・解説・書寫の五をいふなるべし

十羅刹―藍婆・毘藍婆・曲齒・華齒・黑齒・多髮・無厭足・持瓔珞・皐諦・奪一切衆生精氣の十種の鬼

中間法師―人に召使はるゝ下級の僧

こゝ許―つい近く

ゆらめき—一本「ゆはめき」

あんへい—安平、たやすき意

るもとに居て待つ所に、夜ふくる程に、池の面震動して、波ゆらめきて、恐しき事かぎりなし。弓矢はげて待つに、しばしばかりありて、池の中光りて、その體は見えねども、仲俊が居たる所の松の上に飛びうつりけり。弓引かんとすれば、池へとびかへり、矢さしはづせば、又もとの如く松へうつりけり。かくする事度々になりければ、このもの射とめん事は叶はじと思ひて、弓をうちおきて、太刀をぬきて待つ所に、又松にうつりて、やがて仲俊が居たるそばへ来りけり。初はたゞ光物とこそ見つるに、近づきたるを見れば、光の中に年よりたる姥の、ゑみ〳〵としたるかたちを顯して見えけり。拔きたる太刀にて切らんと思ふに、むげにまぢかきを、能く見れば、物がらあんへいに覺えければ、太刀をうちすてゝ、むずと捕へてけり。とられて、池へ引き入れんとしけれど、松の根を強くふみはりて、引き入れられず。しばしからかひて、腰刀を拔きてさしあてければさゝれては力もよわり、光もうせぬ。毛むく〳〵とある物、さし殺されてあるを見れば狸なりけり。これをとりて、その後御所へ參りて、局所へ行きてねぬ。夜明けて仲隆等

は此四字なきもあり

上北面—北面の侍の昇殿を許されたる四位五位あたりの人の稱

甚だ—決して

きたなき—卑怯なる

なきにてぞ侍りける。やがておしふせて、指貫のくゝりをぬきて、しばりて、生きながら院の御所へ率て參りたりければ、御感のあまりに、御太刀一腰宿衣一領をたまはせけり。その後はかの御所に化物なかりけり。

水無瀨山の奥に、ふるき池あり、水鳥多くゐたり。件の鳥を人とらんとしければ、この池に人とりありて、多く人死にけり。源右馬允仲隆、薩摩守仲俊、新右馬介仲康、この兄弟三人、院の上北面にて、水無瀨殿に祗候の比、おの〳〵相議して、かの水鳥とらんとて、もち繩の具など用意して行き向はんとするを、ある人いさめて「その池には昔より人とりありて、おほくとられぬ。甚だ向ふべからず」といひければ「誠に無益の事なり」とてとゞまりぬ。その中に仲俊一人思ふやう、さりとても人にいひおどされて、させる見たることもなきに、留るべきかは、きたなき事なり、我一人行きて見んとて、小冠者一人に弓矢もたせて、我身は太刀ばかり打ちかたげて、闇の夜に道も見えねど、知らぬ山中をたどる〳〵、件の池のはたに行きてけり。松の池へおひかゝりたるがありけ

きつれ戸―孤格子の裏に板ある戸
ばら〳〵とまきかけけり―一本「なげけり」
へらさき―一本「つゝさま」とあり又或本に

してけり。太刀を手に持ちながら、死にてありけり。即ちかきもて行きて、數日護身などして、もとの如くになりにけり。その太刀をば、法皇のめして、蓮花王院の寶藏にをさめられにけり。

後鳥羽院の御時、八條殿に女院わたらせ給ひける比、かの御所に化物あるよし聞えければ、院の御所より、庄田若狹前司賴度が、いまだ六位なりけるを召して「くだんの化物見顯はしてまゐれ」と仰せられて、彼の御所へ參らせられにけり。賴度即ち八條殿に參りて、寢殿のきつね戸に入りて待ちけり。六ヶ夜まで待ちたりけれども、おへて怪しき事なし。御所樣にも、その程はさせる事なかりけり。七日にあたる夜、待ちかねて少しまどろみたりけるに、かはらけのわれをもて、賴度が頭にばら〳〵と投げかけける。この時居なほりて、物はありけりと思ひて、待ち居たるに、又さきの如くばら〳〵とまきかけけり。されども目に見ゆる物はなし。しばしばかりありて、賴度が上を黑き物のへらさきのやうなるが走りこえけるを、下よりむずと取り留めてけり。見れば、古狸の毛も

父朝臣―仲兼の父光任朝臣

あげざま―上へ突き上げる樣に

て、後のすだれを揭げて見れば、父朝臣が許に召し使ふ中間次郎法師なりけり。その比件の法師を勘當して、追ひ出したる比なり。たゞ今こゝに來るは、我をかさんと思ふにこそと思ふより、きつくわいに覺えて、下人どもにかくともいはず、車刀のあるをとりて、後よりおどりおりて、この法師にいふやう「汝は次郎法師めか、何の故にたゞ今こゝには來るぞ。きつくわいのやつかな」とて、はしりかゝりたるを、この次郎法師とおもふほどに、そのたけ次第に大になりて、かきけすやうに失せにけりと思ふほどに、空より仲兼が烏帽子をうちおとして、髻を取りて引きあげけり。その折、車刀にてあげざまにさしたりければ、手ごたへしてけり。よくさしつと思ふ程に、髻をはづして土へおとしてけり。白青のかりぎぬを著たりけるに、血おほく流れつきたり。右の手などにもつきたりけり。さて下人は、主人のかゝるとも知らず、車に乘りたるぞと思ひて、父朝臣が亭きりづつみへやりて、行きておろさんとするに、主人なし。驚きさわぎて、即ち人勢おこして、火多くともしてもとむるに、東寺の南つくり道の田中にてもとめ出

むねと―首領

きて―一本此二字なし

ともなく出で來りて、上人をかきおひて、そらをかけて行きけり。三千世界眼前に見えて至らぬ所なし。さていづくとも知らぬ山の中にゐて行きてうちおろしてけり。あさましと思ひて居たる程に、又同じさまなる法師ども、その數多く見えたる。何とやらん、面々に物をいひあへり。かゝる程に、その中にむねとのものと思しき僧出で來て、上人を見ていふやう「いかにこの御坊をば、かゝる所へは具し奉りたるぞ。甚だあるまじき事なり。速にもとの所へ送り奉るべし」と、大に驚きたる氣色にていひければ、ありつる法師きて、又かきおひて行くかと思ふ程に、上の醍醐の本坊にうちおきたりけり。これ天狗の所爲なり。

主殿頭光任朝臣、法住寺をつくりける時、子息近江守仲兼、毎日奉行して參りけり。或日退出しけるほどに、日暮れてのち東寺邊をとぼりけるに、相供したる下人ども、皆車のさきに走りたりける間に、車の後には人もなかりけり。よの中くらく、僅に星の光ほのかなるに、見れば白き直垂著たる法師一人、車のうしろに歩み來けり。あやしう思ひ

ふくりん—覆輪、周圍をへりどりたるをいふ

國解—國司に奉る解狀をいふ、解狀は訴への目安書なり

し。鬼は物いふことなし。そのかたち身八九尺ばかりにて、髪は夜叉のごとし。身の色赤黑く、眼まろくして猿の目の如し。みなはだかなり。身に毛おひず、蒲を組みて腰にまきたり。身にはやう〳〵の物のかたをゑり入れたり。まはりにふくりんをかけたり。おの〳〵六七尺ばかりなる杖をぞ持ちたりける。島人の中に、弓矢持ちたるありけり。鬼こひけり。島人をしみければ、鬼ときをつくりて、杖をもちて、先づ弓持ちたるをうち殺しつ。凡討たるゝもの、九人が中五人は死しぬ。四人は手を負ひながら生きたりけり。その後、鬼脇より火を出しけり。島人皆殺されなんずと思ひて、神物の弓矢を申し出して、鬼のもとへ向ひたりければ、鬼海に入りて、底より船のもとに至りて乗りぬ。即ち風にむかひてはしりさりぬ。同十月十四日國解をかきて、おとしたりける帯を具して、國司に奉りたりけり。件の帯は、蓮花王院の寶藏にをさめられけるとかや。

東大寺の聖人青舜坊は、もとは上の醍醐の人なり。そのかみ上の醍醐にて、如法經をかきておはしけるに、かきの衣袴著たる法師の、いとおそろしげなるが、いづくより

ながめ—詠吟
草のまくら—一本「夢のまくら」
南殿—紫宸殿
とのもづかさ—主殿司と書く、宮中を警備する役
たび—與へ

せ給ひければ、御心地もとの如くならせ給ひにけり。
久安四年の夏のころ、法勝寺の塔の上に、夜ながめける歌、

我いなばたれまたこゝにかはりゐんあなさだめなの草のまくらや

天狗などのながめ侍りけるにや。
二條院の御時、五節卯の日の夜、とのもづかさ紙燭をさして、南殿の東北の隅のはしをとほりけるに、後より首のほどをおすものありけり。即ちとのもづかさ絶え入りにけり。あわてゝ紙燭をふところに入れたりける程に、衣裳に火もえつきて、既に死ぬべかりけるが、からくして命ばかりは生きたりけり。化物のしわざにこそ。
承安元年七月八日、伊豆國與島の濱に、船一艘つきたりけり。島人ども、難風に吹きよせられたる舟ぞと思ひて、行きむかひて見るに、陸路より七八段ばかり隔てて、舟をとゞめて、鬼、繩を下して、海底の石に四方をつなぎて後、かの鬼八人船よりおりて、海に入りてしばしありて岸にのぼりぬ。島人粟酒をたびければ、飲みくひける事馬の如

おこり—瘧、間歇熱
水生の印—眞言祕法の一

れば「おのれは餓鬼にて候ふなり。水にうゑたる事堪へがたく候ふ。世間の人の煩ひ候ふおこり心地と申し候ふ事は、おのれが致す事に候ふ。我と水をもとめ候へば、いかにも得難く候ひて、人につきてそれが飲み候ふに、うゑをやすめ候ふなり。然るをもろ〳〵の人、君に申し候ひて、御手跡にても御念誦にてもたまはり候はゞ、身にふれ候ふ者は、我にをかさるゝ事候はず。まして御加持など候ひぬれば、あたりへだにも寄らず候ふ。是により候ひて、水のほしう候ふこと、堪へしのぶべくも候はず。助けさせおはしませ」と申しければ、いとほしく思し召して「誠に聞くが如くならば、不便なる事なり。これより後こそその心をえめ」とて、御たらひに自ら水を入れさせ給ひて、たまはせければ、うちうつぶきて、世に心よげにすば〳〵と皆飲みてけり「猶ほしきか」と問はせ給へば、「すべてあく時なく候ふ」と申しければ、水生の印を結ばせ給ひて、御指をひとつ口にさしあてさせ給へば、嬉しげに思ひて、すひつきまゐらせけり。さる程にその御指より、次第に御ぐつうありて、御身までせきのぼれば、はらひすてさせ給ひて、火の印を結ば

裏に在り、八省の百官の政務を執りし所

吉上―近衛の左兵衛の陣に居る小者をいふ

玄象―琵琶の名器

かはほり―蝙蝠

東にむかひて多くきこえけり。誠には無かりけり。これも鬼のしわざにや。

天慶八年八月五日の夜、宣陽、建秋兩門の間に、馬二萬ばかりの音しけり。内裏引き入るゝ程、數刻を經けり。左近の脇の陣に候ひける、近衛左兵衛の陣の吉上、皆是を聞きけり。初は馬のおとなひなりけるが、後には又、人數百人がおとなひにぞ聞えける。同十日のあしたに、又紫宸殿の前の櫻の下より永安門まで、鬼の足跡馬の足跡などおほく見えけり。昔はかゝる事、常にありけるにこそ。

昔玄象のうせたりけるに、公家驚き思しめして、祕法を二七日修せられたるに、朱雀門の上より、首に繩をつけておろしたりける。鬼の盗みたりけるにや。修法の力によりておろしたりける。むかしはかく皇威も法驗も嚴重なりける、めでたき事なり。

五の宮の御室しづかなる夕、たゞ今御手水めして、たゞ一所おはしましけるに、御簾をかゝげて、長一尺七八寸ばかりなるものの足一つあるが、顏すがたは人のやうながら、かはほりのつらに似たる參りて、御前に候ひけるを「あれは何物の容體ぞ」と仰せられけ

承平天慶―共に朱雀天皇の代

八省院―内

人、人に火をともさせて、右近の陣を入ると見るほどに、誠にはなかりけり。是も鬼のしわざにやとぞ、世の人おぢける。

同七月五日の夜、右近衛下野長周、殷富門よりまゐりて、武徳殿に至る程に、先に黒き物著て、太刀はきたる者、人をとらへてひとり行きけり。長周追ひつきて見ければ、このもの見かへり、白き笏をぞもたりける。さてゐもんの陣にいたりぬ。陣の内より、三位一人出であひたり。供のもの火をともしたりけり。三位光臨を相待つとて、他事をもかたらひけり。火をともしたるものは、すりぎぬを著たり。長周鬼神にこそと恐れ思ひて、先づかへりて、殷富門のもとに至りて、さきの所を見るに、火百あまりばかりともしたるもの見えけり。やゝ久くありてぞ消えける。

承平元年六月二十八日未の刻に、衣冠著たる鬼の、たけ一丈あまりなるが、弘徽殿の東の欄のほとりに現じて、やがてうせにけり。或は夢想とも人申しけり。一定をしらず。その比十ケ夜ばかり、暁に及びて、八省院と中務省の東のみちとの間に、人馬の聲

馬などを見給ひし所

玄輝門―内裏の北、安喜門と徽安門との間にあり

き、行きて見ければ、そのかばねもなかりけり。鬼のしわざにこそ。次の日諸寺の僧を請ぜられて、讀經の事ありけり。その僧どもは、朝堂院の東西の廊に宿侍したりけるに、夜中ばかりに、騷動の聲のしければ、僧ども坊のそとへ出でて見れば、やがてしづまりて、何事もなかりけり。「是はされば何事によりて出づるぞ」とおの〳〵互に問ひけれども、誰も辨へたる事なかりけり。物にとらかされたりけるにこそ。この月に、宮中京中、かやうの事どもおほくきこえけり。

延長七年四月二十五日の夜、宮中に鬼の跡ありけり。玄輝門內外桂芳坊のほとり、中宮廳、常寧殿の內などにぞありける。大なる牛の跡にぞ似たりける。その蹄の跡、青く赤き色をまじへたりけり、一二日の間に次第に失せけり。北の陣の衞士が見けるには、大なる熊陣中に入りて、即ち見えず。その鬼のあとの中に、幼きものゝ跡もまじりたりけりとぞ。おそろしかりけることかな。

同八年六月二十五日、宇多院の御隨身、近衞右近の陣をすぎけるに、三位一人、五位一

く吹きて、淸長朝臣のかぶりを吹き落してけり。件の冠とほくふかれ行きて、死人の頭のありけるに、人のわざときせたるやうにかゝりにけり。人々あざみあへりけり。さてしもあるべき事ならねば、いぶせながら、その冠を取りて著てけり。その後四五年ばかりありて失せられにけり。かやうの事は怪むべきことなり。

變化 第二十七

千變萬化未ㇾ始有ㇾ極。昔より人の心をまどはすといへども、猶その信をとりがたき事なり。

仁和三年八月十七日、亥の時ばかりに、或者道行く人に告げけるは、武德殿の東の松原の西に、みめよき女房三人東へ行きけり。松の下に容色美麗なる男いできて、一人の女の手をとり物語しけるが、數刻を經て聲もきこえずなりぬ。驚きあやしみて見ければ、その女手足をれて地にあり。頭は見えず。右衛門左兵衛陣に宿侍しける男、この事を聞

仁和—光孝天皇の年號
武德殿—內裏の一殿にて眞言院の西に在り天皇の騎射競

治承—高倉天皇の代
光—一本なし
貫首—藏人頭の異稱

などおはせられけり。或時はまた「故僧正增智なり」などとなのらせ給ひけり。ふしぎなりける事なり。さりながら、後々は別の御事もなかりけるにや。

治承二年六月十二日ひつじの時、未申の方の星地におちたりけり。その體水精のごとし。尾の長さ二丈あまりなり。中たえて又、七八尺ばかり光ありけり。大膳權大夫安倍泰親朝臣ぞ奏し奉りける。

同四年四月二十九日未の時ばかりに、つじ風吹きたりけり。九條の方より起りけるが、京中の家、或はまろび、或は柱ばかりのこれり。死ぬるものその數をしらず。蔀やり戸、さらぬ雜物、雲の中に入りて、風にしたがひて飛びけり。或所には雨ふり、或所にはいかづち鳴る。九條の坊門東洞院邊には雪もふりたりけり。その比かゝる風度々ふきけれども、この度は第一におびたゞしかりけり。度ごとに、戌亥の方より辰巳へぞふきける。おそろしき事いふばかりなかりけり。

清長卿貫首のとき、殿上人ども相伴ひて、船岡にむかひてむしをとりけるに、風あら

同國—一本「國々」

くみ—組絲綬

御對面—此上一本「やがて」とあり

同四年正月下旬に、同國海邊毫をうつこゑ聞えけり。夜明けて見れば、島根郡のさかひより楯縫郡のさかひまで、一町あまりが程こほりを重ねて、塔を作りてならべたてたりけり。おの〳〵高さ三丈あまり、めぐり七八尺ぞありける。後にはきえや失せけん、何のしわざといふことをしらず。おそろしかりける事なり。

後朱雀院の代のすゑ、除目おこなはれけるに、大なる人、赤きくみを首にかけて、四季の御屛風のうへより見えけるが、主上御覽じて後、御心地例にたがはせたまひて、いくほどなくて崩御ありけり。おそろしかりける事なり。世の人八幡の御體かとぞ申しける。何の故にてさはいひけん、おぼつかなき事なり。

崇德院御位の時、保延六年の秋の比、御夢に白河僧正增智まゐりたるよし申しければ、「しばらく候へ」とて御對面ありけるに、僧正かきのすり水干を著て、久く見參に入らざるよしを奏し侍りけり。御夢さめさせ給ひて後、御心地例ならずおはしまして、時々朗詠讀經などせさせ給ひけり。或時は御てうづめして、西に向はせ給ひて「生身の成佛」

延長｜醍醐天皇の年號
雲西南より｜一本「雲にして南より」
龍尾壇｜大極殿正面の下の一段高くなれる處

巻第十七

恠異　第二十六

恠異のおそれ、古今つゝしみとす。しかれどもかの白氏文集凶宅の詩にいへるが如く、人凶也。非宅凶。諸の恠異もさこそ侍らめ。なずらへて知るべきことにや。

延長八年七月十五日酉の時に、大なる流星東北をさして行きけるが、その跡化して雲となりにけり。同二十日黒き雲西南より來りて龍尾壇をおほふ。即ち風吹きて大蛇の五六丈ばかりなるおちかゝりて、高欄やぶれにけれど蛇は見えざりけり。

出雲國秋鹿郡の北の海に、くろしまといふ小島あり。海草など多くおひけり。天慶三年十二月上旬に、俄に消えうせて見えずなりて、その跡に大なる石ぞ、その數しらずそばだちてありける。

持律の人に、そら事を申しつけたるむくいとて、狂ひありきけるとぞ。起請のおこりこれなり。

不實利口—讒誣

三寶—佛法僧

月の方ことなる聞なかりけり。ある文章の連句の座に臨みたりけるに、上句の番にあたりて、遲く出でければ、その中にむねとの儒者のありけるが、是をあなづりたりけるやらん、

閉口後來客。

かく上句をそばにていひたりければ、季親、

含陰先達儒。

とぞつけたりける。かの儒者物いふ事なかりけり。これも利口の過ぎたりける故なり。

賀緣阿闍梨と聞えし人、何事の意趣かありけん、慈惠僧正を、濫行肉食の人たるよし、不實利口を申したりけるを、僧正かへり聞き給ひて、いきどほりて、起請文を書きて、三塔に披露せられけり。その詞にいはく、

若謂令破戒無慙之僧。住持天台座主者。恐貽狐疑於先賢。方致狼藉於後輩者歟。因玆今對三寶。披陳此事。

おやまけ―未詳、親まけにて、親と同衾せよの意歟

桂―大井河の西

後嵯峨院の御時、龜山殿御所の比、高倉宰相茂通卿と榮性法眼とは、むかしよりの知音にてありけるに、龜山殿の宿所むかひあはせにてありければ、朝夕よりあひて遊びけるに、茂通卿、榮性が亭へ行き問ひけるやうは、髻をはなちて、小袖白衣にて門を入るよりして「榮性法眼めおやまけ〳〵」と大聲にていひて、緣をのぼりければ、榮性とりもあへず、簾の中より「茂通めもおやまけ〳〵」とぞいひける。さてその後よりあひて、雜談酒宴などしけるとかや。知音もかゝる事やは侍るべき。人の利口にてありけるやらん。かの榮性法眼は、忍びてある尼をかたらひて持ちたりけり。同宿はしながら、さすが同所にはおかで、中一間を隔ててぞすまひける。この事のしたくなりける時は、ひるなかにもまへをかきあげて「一尺寸はんの小佛頭ふりて參りたり」といひて、尼がもとへ歩み行きければ、この尼とりもあへず又前をはたけて「三間四面の小御堂御戸開きてまゐり候ふ」と答へて、中の間へ引き合ひてはしめけるとなん。比興の事なりかし。

桂に漏尅博士季親といふ者ありけり。周易の博士にて、その道におぼえありけれど、風

をこづきて
―罵りて

ことにや思ひけん、又申しけるは「いみじき秀句をこそ仕りて侍れ」と申しければ「興あることかな、いかに」と問ひ給ふに、

有レ花々〱々敦正山之春霞紅

と申しければ、あるじの殿笑はせ給ひて「いみじき秀句なり」と感じ給ひければ、ゆゝしく罷り出でにけり。かくいふは、この敦正は、鼻の大にて赤かりけるを、をこづきてかく書きてけり。殿いまだ若き御程なれば、敦正が參りたりけるに、この次第を語らせ給ふに、大にいかりて「弓矢とる身にて候はゞ、仲正がやうになき目をも見せつべく侍れども、その事身に似ぬわざなり。この下句をこそつけ侍らめ」とて、

無レ鳥々〱々佐實園之冬雪白

とぞ申したりける。殿いみじく感じ給ひけり。世の人、その比の物語にてぞありける。髻切られて、それにもこりず、猶利口しありきける程に、またかくつけられにけりとなん。

重く―一本此上に「ことに」とあり

てよりて、悪しくふるまへる樣をして、烏帽子をつきおとし、いみじきあやまりと、もてさわぎながら、これを見れば、めぐりをうつくしくあみて、烏帽子を著たりけるなり。安忠に目をくはせければ、その時にこの證人のために、早くさそひけるよと心得てけり。盛重ゆゝしきあやまちしたるつらつくりて、恐れくるめきて、事はてぬれば、院へ歸り參りて、このよしを申して「それがし證人のために相具して侍りつ」と奏しければ「一人罷りたればとて、疑ひ思しめすまじけれども、證人をさへ具したれば、殊に嚴重なり」と仰せられて、仲正が罪重くなりにけり。かゝれども、佐實はあらがひたるやうにて、出仕しありきけり。人わらひけれどさてのみ過ぎにけり。その時花園の大臣、いまだ司も淺くおはしけるに、御ふみの師にて、敦正といひける者參りけるを、いと文の方に勝れたる聞もなかりけるにや、この佐實、花園殿に參りて、物語申しける次に「御文談の候はん時は、佐實も召され候ふべきものを、敦正にはよも劣り候はじ」とてかれが惡しき事どもを書き盡し聞えければ、心得ずおぼしながら、さる程にあひしらひ給ふを、ま

ふれられ―觸れ知らせて、通知して

きりもの―きれ者、勢力ある人

づらはしくて、懷の中にて疊紙を文につくりて、さし出でていふやう「いかでかふれ奉らでは搦め侍らん。彼に聞かせじとかくしつれば、披露はせぬにこそあれ。この曉別當坊へ別當宣をつけられたり。その請文これにあり」とて、さし出したりければ「さるにては左右に及ばず」とてとほしやりてけり。この次第、院聞しめして、誠に感じ思し召しけり。さてかの男はめしとはせければ「何しにかはかくし侍らん。切り候ひにき」と申しけるを、佐實も當時籠り居ねば、眞實のやう聞しめさまほしく思し召して、又盛重に「佐實が髻切るきらずたしかに見て來なんや」と仰下されければ、勅諚又遁れがたくて、領狀申して出でさまに、北面に安忠が候ひけるを「いざ給へ、人のもとへ酒のみにまかるに、ともなひ給へかし」とさそひけり。時のきりものなれば、喜びて相具して行く。いづくなるらんと思ふ程に、この佐實がもとにゆきて、事の次つくりいでて、さまざまの事いひ合せ定むる程に、二時ばかりになりぬ。あるじ酒取り出でてのませける程に、我も人も興に入りて、あるじにかはらけさすとて、恐れたるよしにて、へいじとり

をかしのもの―一本「おかしきのもの」

ものなりとも―一本「ものありとも」

に、ある朝ぼらけに、法師の、女の姿をつくりて、門をたゝく事あり。これたゞにはあらじとあやしみて、やがて搦めてこれを問ふに「我はあやまたず、かの人のある所は、清水の坂のしかぐの所なり。その使にまうで來るばかりなり」とあわて騒ぎければ、「和法師をいかにすべきにはあらずかし、このしるべのれうなり」とて「程經ば歸りもぞきく」とて、やがてうち立ちてからめに行く。かしこにも思ひよらぬ程なりければ、わづらひなくからめ取りてかへるに、盛重思ふやう、六波羅には刑部卿忠盛居られたり、そのかたはらを過ぎばうばはれんず、をこの事になりなんと思ひて、すゞろなる法師をとらへて、をかしのものにつくりなして、そなたへやりて、實のものをば人ずくなにて、祇園中路といふ方より、しのびやかに具してやりけり。さりければ、忠盛朝臣は、よしなしとや思ひけん、おとなくてぞ過ぎける。其時清水の大衆起りて「この御寺のほとりにて、すゞろに人からむる事むかしよりなし。たとひをかしのものなりとも、別當にふれられてこそ搦められめ」といひて、集りむらがりて、いかにも通さじとしければ、わ

かまへて―必ず

けもあはれも顧みぬ、田舎武者一人ありけるが、この事を後に傳へ聞きて、馬にてはせたりけるが、この佐實は辛くして起きあがりて、小家にはひ入らんとしける時、行きあひて、何ともいはず、引き出して髻を切りてけり。やがて仲正が許へ行きて、「これ奉らん」といひければ、仲正「かく程には思はず、ふしぎの事したる」といひながら、かひなき事なれば、さて止みにけり。この事佐實こそ我身のためを思ひて、口より外へも出さねど、かばかりの事さて止まんやは。院聞しめして「仲正が所行しかるべからず」とて、下手人など召し出されんずるにて、きびしく御沙汰ありける程に、佐實も切られずと申しけり。仲正も切らずと申しけるによりて、重き罪には當らざりけれど、切りたる者それがしと慥に聞し召して、その郎等を召すに、跡をくらめて失せぬ。仲正力及ばざりければ、院思し召しわづらひて、その時盛重が檢非違使にて候ひけるを召して「この髻切りたりと聞ゆる男、かまへて捕へてまゐらせよ」と仰せられければ、承りて、ないないかれがゆかりを尋ねて、母の尼公が家を、曉夕暮ごとにうかゞひけり。かゝる程

ひさう―大切、大事
こゝめ―醜女の訛、當時恐ろしきものの喩にいへる語也
をこづく―罵り攻撃する
かたきに云云―相手にするに足らざれば
怠狀―あやまり證文

酒のみけるついでに、ある人かの沙金がことを語りいで「一日内裏にてねりいでたりし、かぎりあれば、天人もこれには勝らじとこそ見えしか、世にあらば、かやうのものをこそ思出にもせまほしけれ」などいふ。「鬼こゝめをも、物ならず思へる武士は、おそろしきものぞ。思ふとも叶ふべからず。いひさたせでありなん」と、人々いふを、佐實といふ者、さかしだちたる本性にて「いなや武士も、女の方にはほろゝものなり。我は盜まんとだに思はゞ、仲正いかにまもるとも、それにさはらじ」といふより、何をあたにか思ひけん、仲正が事を嘲りをこづくやうにいひければ、かたへは詞すくなにて止みにけり。この事誰か中言したりけん、仲正かへり聞きて「やすからぬ事なり、をのこどもいかゞすべき、かれ弓矢のもとすゑしらず、かたきに能はねばよしなき事なれども、さりとては止まじ、やすからず事がらばかりおどさんと思ふなり」といひあはせければ「いと易き事なり」とて夕闇の比、殿下より出でけるを待ちうけて、車より引き下して、さることいはじと怠狀をせさせけり。是を仲正が郎等の中に、殊に物の心もしらず、なさ

經を講ずる儀

しやー罵辭

おもづらーおもがい

なかしきことかー一本「ふしぎなるかしづきやうなり」

禰宜、大便をもよほしければ、頭をつゝみながら、猿澤の池のはたに行きて、しりをかきあげてかまへけるを、衆徒見て「大衆のいかにかゝる見苦しきふるまひする、稀有なり、しや頭はげ」といひてける時に「季綱にて候ふぞ」と名乘たりければ「さる大衆の名のりやうや侍るべき。奇怪なり」といへば、手をすりて、かしらをむきて、こもとどりをさゝげて、「鼓打にて候ふぞ」といひければ、笑ひてのきにけり。

少將入道善忍といふ人の許に、男の下人ありけり。かの入道旅せんとて、人に鞍をかりて、その下人してとりにやりたり。しばしありて持ちきたり「鞍の具足何々ある」と問ひければ、鞭あふりなど一々に具足をいひて、なほ物をいひはてぬ氣色なりければ「さてさて又何かある」と度々いはれて、憚りたる氣色にて、「御おもづらも候ふ」といひたりける、をかしきことかな。

堀河院の御時、中宮の御方の御はしたものに、沙金といひて、ならびなき美女ありけり。兵庫頭仲正なん思ひてひさうしけり。その時殿下の前驅の人々、鴨井殿にあつまりて、

寛元—後嵯峨天皇の年號

寛治—後深草天皇の代

維摩會—十月十日より七日間興福寺にて維摩

寛元御禊に、院の御棧敷の前にて、右少辨顯雅供奉人をとひけるに、馬允なにがしとかや、三度なのりたりける、人々嘲弄しけり。

寛治の日吉の御幸に、ある上達部供奉ありけるに、侍五人具せられたりけり。面々にきらめきたりける中に、一人の侍、薄色の白裏の狩衣を著たりけるが、色を染め損じて、よにわろく見えけるを、後に長門守盛重、かの侍にあひて「先日の御供の侍ども、面々にきらめきて侍りしに、薄色の狩衣著て候ひしあしき男は、誰にて候ふぞ」と問ひたりける。面目なく覺えて「誰にて候ひけるやらん」とぞ答へける。をかしかりける事なり。

建長元年、閑院殿燒失の次日、宮左衞門某とかやいふもの、ほんのくぼに太刀はき袖くゝりて「昨日の燒亡に、醍醐に候ふ所にまかり候ひて、はせまゐらず候ふ」とて、大納言の二品の局へ參りたりける。人々不審する事かぎりなし。

同四年の維摩會の延年に、兒白拍子のれうに、春日の社の神人季綱（號黒禰宜）を、鼓打に召し具したりけり。このごろより男鼓うちあしとて、大衆うつ事になりにける時、件の黒

渡りたりける——一本「渡されける」

おもかげ、さこそをかしかりけめ。

將軍入道殿、始めて上洛の時、淸水の橋を渡りたりけるに、いづれの武者の分にてかありけん、白き直垂著たる男の、たけだちことがら、さる體なるが奉行してありけるが、文を見て立ちたりけるを、若き女房の淸水詣するものと見えたるが、この男のもとへ立ち寄りていひかけたる。

たじろくかわたしもはてゞふみ見るは

といへりけるを、この男つけんずる氣色にて、しばしうち案じけるが、この心やまはらざりけん、大聲を出して「いかに將軍の渡させ給ふ橋を、たじろくかとは」咎めければ、おそろしくて、足はやに去りにけり。

四條院崩御の時、醍醐大僧正の弟子某房とかやいひける僧、大僧正のもとへ消息をやるとて「去ぬる九日、國王俄に死去云々、尤不便の事哉」と書きたりける、ふしぎなる文章なりかし。僧正腸を切りて、その狀を人に見せられけるとなん。

とくい―得意、物を與へ用を命じなどする者をいふ

びよせて、その邊の事ども尋ねければ、えもいはずこまかに答へければ、いと興ある老僧なりとて、酒をすゝめければ、斷酒のよしをいひてのまず。さらばとて、破子を一合與へければ、今日はときにてあるよしをいひて食はず。「さらば後々に必ずまゐれ。とくいになりて、嵯峨の案内者に頼まん」などいひて、「家はいづくぞ、又名をば何といふぞ」と問ひければ、老僧のいひけるは「この邊の人は、左府入道とこそ申し侍れ」と答ふるに、この公卿あざみ惑ひて、破子の沙汰にも及ばず逃げにけり。

前隱岐守永親が親しき者に、左衛門尉某とかやいふものありけり。永親が家とこのぬしが家と、むかひあはせに近かりければ、常に行きかよひけり。つとめて疾く、たゞ一人永親がもとへ行きける程に、わすれて烏帽子をもせで、髻はなちながら門をあゆみ入りけるを、人々見て、ふしぎのことかなと笑ひあひけれども、詞にいふ事なければ、我事とは思ひもよらであるほどに、朝日の影に髻のうつりて見えければ、始めてさとりて、頭をさぐるに、烏帽子なかりければ、あわてまどひて走りかへりにける。うしろ姿

はてぬに「今四百二十落ち候ひぬ」といひ出したりける、心はやさのほど、ありがたき事なり。

天福一四條天皇の年號
ざうさく―家を造る事

橘藏人大夫有季入道の許に、年比の青侍ありけり。一期不運にてやみにけり。無食にて兩三日經にければ、存命もほとんどあぶなく覺えける。飢饉の年、たまたま吹田庄より、給物を持ちて來りけり。うちまかせては喜びさわぎて取り入るべきに「日のわろければ、よからん日こそをさめめ」とて隣の家にやどしおきて、又兩三日の日を空しく過しけり。とかくいふばかりなきありさまなり。くだんのをとこ、鞍馬の月詣をしけり、すべて以の外の苦行者なりけり。或日有季入道、いふべき事ありて尋ねければ、鞍馬へ參りて候はぬよしいひければ「よしよしたゞ今毘沙門の福賜はらんずれば、有季が小恩物の數ならじ」とて、吹田の給物を留めてけり。其後、憂悲苦惱する事限なかりけり。

天福の比、ある上達部、嵯峨の邊にざうさくせんとて、見ありきけるに、大覺寺の池の邊にて、破子を開きたりける所を、老僧の杖にすがりたる、一人通りけり。件の僧を呼

なほわたるなり―一本「なりわたるなり」
くどく―功德の字なるべし

にていふを、人々笑ひのゝしること限なし。爲俊が父圖書允爲弘聞きて「いかに汝、ふしぎをば申すぞ。殿の御名のりをしりまゐらせぬか」といへば、「いかでか知り參らせぬことあるべき」といふ。「さるには、かゝる事をば申すか」といはれて「さも候はず、殿の御なのりをば、家隆とこそ知りまゐらせて候へ、世にも又さこそ申し候ふなれ」と陳じたりける。比興のこと、かの卿きかれて、入興せられけりとなん。

同卿の許に、權寺主圓慶といふ僧侍りけり。件の僧ひえどりをかひけり。毛をおそくかへけるを、いら〳〵しきものにて、その鳥をとらへて、毛をつるりとむしりてけり。二品きかれて、比興の事に思ひて、歌をよみてふだにかきて、壬生の辻に立てられける。

ひえ鳥をむしりつゝみのはたかはらしりすゝにしてなほわたるなり

堀河内府入道、大納言の時くどくの遊ありけり。念佛禮讃などはてゝ、朗詠ありけるに、少納言阿闍梨なにがしとかやいひける僧、東方五百之塵といふ句を詠ずとて、五百の字をあやまりて、八十の塵と詠じたりけるを、尾張内侍簾中にて聞きて、八十といひだに

よ—節
つとめて—翌朝
男になす—元服させる

くゝりにかけたりけるかづらに當りたりければ、かづらはきれて、鹿は事ゆゑなく走り逃げて行きにけり。この男頭かきをすれども、更に益なし。

縫殿頭信安といふ者ありけり。世の中に强盜はやりたりける時、若しけさがさるゝ事もぞあるとて、强盜をすべらかさんれうに、日暮るれば、家にくだといふ小竹のよを多く散しおきて、つとめてはとりひそめけり。或夜まゐり、宮づかへける公卿の家近く、燒亡のありけるに、あわてまどひて出づるとて、そのくだの小竹にすべりてまろびにけり。腰をうち折りて、年よりたるものにて、ゆゝしく煩ひて、日數經てぞよくなりにけり。いたく支度の勝れたるも、身に引きかづくこそをかしけれ。

壬生二品家隆の家にて、ある人の子を、男になすこと侍り。隆祐朝臣の子になして、やがてかの朝臣加冠はしけり。「名をば何とかつくべき」など沙汰しけるを、あつみの三郞爲俊といふ田舍侍聞きて、進み出でていひけるは「この殿に、御一家は皆隆の字をなのらせ給へば、いへたかとやつけ參らせらるべく候ふらん」とゆゝしく計ひ申したりける

さかしら——悪戯

かしきいひやうなり。たゞし皆これを詠じあひけり。
孝道入道、仁和寺の家にて、ある人と雙六をうちけるを、隣にある越前房といふ僧來りて、見所すとて、さま〴〵のさかしらをしけるを、にくし〳〵と思ひけれども、物もいはでうち居たりけるに、この僧さかしらしさして立ちぬ。かへりぬと思ひて亭主「この越前房はよきほどのものかな」といひたりけるに、かの僧いまだかへらで、亭主の後に立ちたりけり。かたきまた物云はせじとて、亭主の膝をつきたりければ、後へ見むきて見れば、この僧いまだありけり。この時とりもあへず「越前房は高くもなし低くもなし。よきほどのものかな」といひなほしたりける、心はやさいとをかしかりけり。
前大和守時賢が墓所は長谷といふ所にあり。そこの留主する男、くゝりをかけて鹿を取りける程に、或日大鹿かゝりたりけり。この男が思ふやう、くゝりにかけて取りたらんいと念なし、射殺したりといひて、弓の上手のよし人にきかせんと思ひて、くゝりにかけたる鹿に向ひて、大かりまたをはげて射たりける程に、その箭鹿にはあたらずして、

おはしまし候ふらめ—一本「おはします」

式代—色代とも書く、挨拶

かの三位入道うせられたりける時、大夫阿闍梨順聖といふ僧、年比そのへんの者なりけるが、籠僧に入りてけり。五七日の導師にて、佛供養しける説法に、「今日は聖靈この界をさりまし〳〵て、五七日の忌辰に相當りたり。定めて聖靈閻魔法王の廳廷に、牛頭馬頭らにひきはられてこそおはしまし候ふらめ」とうちあげたりける、あはれなる事に興さめてぞ侍りける。誠に比興のいひやうなり。

嵯峨の釋迦堂に、人あまた參りて通夜したりけるに、夜うちふけて僧のありけるが、經爲二題目一佛爲レ眼といふ句を、朗詠にしたりけり。心ばかりはすると思ひたりけり。孝道朝臣、折ふし參りあひて、聞き居たりけるが、朗詠はてゝ、孝道かの僧にむかひて「おもしろう候ひつるものかな」と式代したりけるを、僧心地よげに思ひて、少し居なほりて「これは隨分に、孝道にならひて候ひしなり」といひたりけり。この句の事、中御門右大臣宗能、知足院殿の御時、九十句を選定の後、妙音院殿、また百二十句をせんじ加へさせたまひける、かれこれ合せて二百十句なり。その中にも、かの句入らず。かた〴〵を

痢病—下痢

ふくたのしさ—福樂しさ歟

書きうつしてたべ」とてあつらへたりけるを、受取りながら、おほかた書かざりければ、主こらへかねて「今はたゞ書かずとも返し給ふべし」といひければ、知了房答へけるは「過ぎにし比、痢病をつかうまつりしに、紙多く入り候ひしに、術つきてさりとてはとて、その古今の料紙を、皆用ひて候ふなり」といひければ、ぬしいふばかりなくおぼえて「料紙こそさやうにもし給ひたらめ。本は候はん、それを返し給はらん」といへば、智了房「その事に候ふ。その本をも、紙みそうづにみなつかうまつりて候ふをば、いかがし候ふべき」といへりけり。ともかくもいふばかりなくてやみにけり。ぶさたの名をつけけれども、以の外に、さたきゝてぞふるまひたりける。

坊城三位入道雅隆のもとに、正月朔日、ふかくさがはらけ持ちて參りたりけるに、酒などのませて、菓子とらせけるに、もちひかゞみを具してとらせたりけるを、あまりに悦びて「今年よりは、公わたくし、淨玻璃の鏡にむかひ候ひたる」といひたりける。ふくたのしさいふばかりなし。

說經したる事もなきに、あまりにとく泣きたりければ、導師あしくな〻もがなと思ひて、見かへりてじろりと睨みければ、尼すくなく泣くと思ひて、にらむと心得て、彌〻泣き增りけり。導師こはいかにと思ひて、ます〳〵にちみければ尼公聲を出して「さも候はずとよ、わづかなる地一丈あまりが御公事には、是すぎては、いかになき候はんぞ」といひたりける、人々はあと笑ひけり

周防國に、曾禰といふ所を知りて下りける人、いろ〳〵しきものにて、よきあしきを嫌はず、女といへば心をうごかしけり。奉仕とて童部をいれて使はせけるに、この領所いひけるは「おのれが姉に侍るなる女は、世にさわやかにて、みめもよきよし聞くに、忍びやかに呼びて、我に參らせよ」といひければ、小童は「やすきほどの事にて候ふ。ただしおれが母にて候ふものこそ、姉よりもよく候へ。母をまかせ給へかし」といひたりける、ふしぎなるいひやうなるべし。

この比、ぶさたの知了房といふものありける。能書にてなん侍りける。ある人「古今を

まかせ―相手となさせ
古今―古今和歌集

かけたり—心がけたる事

ひらあした—未詳

地頭の公事—地頭に對する公務

臨終いかゞあらん、世にあり難きためしに人々いひける程に、病をうけて大事になりければ、善智識の爲に、小僧を一人請じて、念佛をすゝめければ、念佛をば申さで「まらのくるぞや〳〵」といひて、遂にをはりにけり。一期が間、ゆゝしく思ひとりては侍れども、心の内には此事をかけたりければこそ、かくをはりの詞にもいひけめ。何事も只心の引くかたに、善惡の報を定むるなり。よく〳〵用意あるべきことにこそ。

或ひらあした名僧ありけり。地を一郡主もちたけり。それに人をすゑて地子をとり侍りけるに、打口一丈あまりに、ある古尼公をすゑたりけり。此僧、ある所の供養の導師に請ぜられて出とて、尼公を呼びていひけるやうは「說經の尊くなりぬるは、聽聞の者皆泣くなり、しもおほせぬには泣く事なし。今日の說法に、若し泣く人なからんは當座の恥なるべし。和尼公聽聞の砌にすゝみて必ず泣くべし。かつは地頭の公事と思ふべし」と云ひふくめて出でぬ。此地頭の仰遁れがたくて、聽聞の志はなけれども彼の佛事の所へ行きぬ。ことよくなりて導師高座に登りて鐘うちならすより、此尼なきたちたり。只今

耳聞かん―事を聞かん

何といふ事もなくひきはづして、持佛堂の方へ走り行きぬ。この僧あはれ、さ思ひつる事を、今はよき事あらじ、いかゞせんずると胸さわぎて、角もとに屈り居て聞けば、此尼持佛堂にて鐘をあまたたび叩き、ちやう〳〵と物さわがしげに打ちて、何とやらん物申す音してかへりき。この僧、いかなる耳聞かんずらんと、いよ〳〵答遁れつべくも覺え侍らぬに、この尼思はずに氣色あしからで「いづくにぞ」と尋ぬる聲する。嬉くおぼえて「こゝに候ふ」と答へければ、やがてまたをひろげて、かほをはりかゝりてければ、かへす〴〵思の外に覺えて、やがておしふせて年比の本意思のまゝにせめふせてけり。「さても何とて一はんには引きぬきて持佛堂へは入り給へるぞ」と問ひければ「その事なり。これほどに心地よきことを、いかゞは我ばかりにてはあるべき。上聞佛にまゐらせんとて、鐘打ちならしに參りたりつるぞ」と答へける。その後はうちとけて、ひまもなくしられければ、女男になりてぞ侍りける。

南都に、又一生不犯の尼ありけり。遂にあしざまなる名立ちたる事もなくてやみにけり。

ば、一筋に家の中の事いひつけて、又なき大事のものにてぞ侍りける。かくて今年も過ぎぬ。今は是程の大事のものに思はれぬれば、たゞ世渡にも不足なければ、心のうちの本意をば、とかく思ひ慰みて過しける。次の年の冬の比よりは「夜さむからん、今は我衣の下にもねよ」などいへば、嬉しき事かぎりなし。さるにつけても、いよ〱心の働く事沈めがたければ、猶とかく心にあらがひて、其年も暮れぬ。此尼、正月七日は、別時して持佛堂に候ひて「齋ひじの折ばかりぞ出でんずる」とて、其間の事ども、此今參の尼によくいひおきて、朔日より佛の御前に行ひて候ひけり。七日が間勤よくして、八日は例の如くにてありける。日比長精進なる上、さま〲の勤に身もくたびれにけるにや、其夜はだらりとしてねたりけり。此僧思ふやう かぞふれば今年は三年になりぬ、何事を旨として、かくては侍るぞ、いかにもあらばあれ、只今とりつきて本意を遂げんと思ひ、能くねいりたる尼のまたをひろけてはさまりぬ。兼てよりしかたくみまうけたる事なれば、おびたゞしきものをくもなくねもとまてつきいれけり。大におびえ惑ひて、

齋ひじ—食事、正午を齋といひ、午後なるを非時といふ

日比長—一本「日比成る」

本意を遂げん——一本「ことゝきゝてん」

みめ事がら—容貌態度

うはの空にはおぼゆれども—一本「うはの空なるとはおぼゆれど」

ねば、人しれぬ思をしるべにて、かのおまのもとに尋ね行きぬ。この僧みめ事がら、世に尼に似たりければ、尼のまねをしてつかはれて、隙をうかゞはんと思ひて行きたりけり。かしこにて「物申さん」とあないしければ、やがてあるじの尼出でて「誰にか」と問へば、この僧胸うちさわぎて、いよ〳〵堪へがたく覺ゆるを、念じて「別の事には候はず。世にうはのそらなるやうに候へども、宮仕つかうまつらんとて、參りて候ふなり、年比頼みて侍りし男に後れて、頼む方なきひとりうどにて候ふ。男空しくなりし日より、さまをかへて候へば、世のつねの宮仕などもかなふまじく候へば、かやうの御遁世の御あたりには、おのづから召し使はるゝ事もや候ふとて、參りて候ふ」といひければ、實にもうはの空にはおほゆれども、さしあたりて人もほしかりければ、その心のそこをば知らねども、物うちいひたるさまなどもやさしげなれば、さうなくうけとりてけり。この僧まづしおほせたることゝちして、末もたのもしうこそ思ひけれ。さてみやづかふに、かひ〴〵しくまめにして、しかも又女とも覺えず、すくよかなる方さへありて、事におきて大切なりけれ

きぬかづぎしたるをかき出したりければ、君いふことなかりけり。隣の者迄も聞きて「此山伏してけり」ととよみ笑ひけり。さていもじが難は遁れて、上りにけるとなん。

或所によき聲をそろへて、念佛を申させけるに、聽問の女房の中に、ある念佛者を心かけたるありけり。いかでがな物いひかはさんと思ひつれども、人目しげくかなはざりければ、とかくためらひて、行道の時少しあしをつみて、その氣色を見せて、何となく立ちあがりて、うしろ戸の方にて「ちと物申さん」といひかけたりけるを、返事いはゞ、人聞き咎むべかりける程に、念佛のおんぎよくに紛らかして、南無阿彌陀佛の南無を、「さもあみだ佛」と申したりける、いかにをかしかりけん。

この比一生不犯の尼ありけり。いまだよはひさかりにて、みめ殊に清げなりけり。世のさまもわびしからずぞ侍りける。物まうでしける時、ある僧この尼を見て、堪へ難くえんに覺えけれどもいかゞはせん。思のあまりに、家を見せ置きて歸りにけり。其後思ひ忘るゝ事もなく、ひしと心にかゝりて日數を送りけり。いかにもさてやむべき心地もせ

尼ありけり ―一本「尼きたり」

一寸立つ様に見せかけて

いでぬ——一本「出でにけり」

わぜうめ——和丈奴にて、對手を輕く罵る語か

おはしましけるぞ——一本「おましましけるは」

その後もとの如くに髮亂して、かたの如く行するよしして、のこりの輩にいふやう、「つれ立ち奉るべく候へども、急ぎたる用あれば、先立ちてのぼり侍るぞ」といへば「いかに出立の事したゝめてこそは」など止めけれども、聞かでいでぬ。その後このいもじ烏帽子を求めけれども、なかりければ、おぼつかなき事限なし。さる程に夜明けにければ、君起きていもじにいふやう「約束のかまはいづくにあるぞ。早くたべ」と責むれば、大方知らぬことなれば、かたくあらがふ。その時君「そらぼけなしたまひそ。烏帽子はこゝにあるは、誰にぬりつけんとて、かくほどに人をだしぬかんとするぞ。速に約束のまゝに給はるべし」と責めかけければ、いもじあきれ騒ぎて「いかにも〳〵さる事侍らず。いかにかゝる無實をば、げに〳〵と宣ふぞ」と答へ居たれども、敢て用ひず。「何とわぜうめいふぞ。年はよりたれども、ちうほうは六寸許にて、若きものよりは、したゝかにしたりつるは」といふに、いもじ聞きもあへず「あなみやうが、天道神佛はおはしましけるぞ　是見給へ。六寸の物はかゝるやうなるものか」とてわづかなる小まちの、しかも

中間法師―人に召使はるゝ下ざまの法師

いもじする男―鑄物師

あからさまなるやう―

と答へたりける、をかしかりける事なり。

此比天王寺より、ある中間法師京へのぼりける道にて、山伏一人又いもじする男一人、行きつれて上りける。おの〳〵三人歩みつれて行くに、今津邊にて日暮れてければ、三人一宿にとまりける。家のあるじは、遊女にてぞ侍りける。各打ちやすみてねぬれば、あるじも塗籠に入りてねにけり。人しづまる程に、この山伏おきゐて、髪をもとゞりにとりけり。いもじ男は、たゞよくねいりぬ。法師はそら寝入して、この山伏がふるまひ見居たる程に、髻とりはてゝ、寝入りたるいもじが烏帽子をとりて著てけり。さて遊女がねたる塗籠のもとに至りて、やをらたゝきければ、即ちあけて「誰そ」と問へば「我はやどりうどにて侍り、これの御かまを見れば、片かまばかりありてわきがまなし。定めてほしく思はせ給はん。かく候ふものはいもじにて候ふぞ。まゐらせんはいかに」といひければ、君いとよき事と思ひて、即ち内へ入れてねにけり。さて事どもよくして、その著たりつる烏帽子をば、君が枕に留めおきて、あからさまなるやうにて出でにけり。

てそのきれ云々」と接續し、其間の文なし
はぬひ—端縫、布切を縫合はす事
こひと—故人
しきりに—非常に

後は、しばしこの疵のあと病むよしして、打ち臥してのみ過しけり。さて月ごろ經て、女晝のつれ〴〵なりけるに、はぬひといふ物して、うづくまりて居たりけるを見れば、またの程に黒き布を引きまとひたりけり。男あやしみ思ひて「それなる黒き物は何ぞ」と問へば、女は「たゞ」といひて、とかく答ふる事なし。あながちに問ひければ、さのみ隱しはつべきことならねば「これはこひとのためよ」と答へけり。そのこゝろをえずして「こひととは何ぞ」と問へば「さは切りてすて給ひしこひとがために、いかでかはこゝに素服きせざらんとて、服きせたるぞかし」といひけり。めづらしかりける素服なり。おもかげおしはかられて、をかしくこそ侍れ。

しきりにたけたかき女と、殊にたけひきかりける男ねたりけるに、女のまたのほどに、をとこのかほあたりて侍りけり。男ねざめて、おのがくちの女のまへのほどにあたりけるを、かほぞと思ひて「あさましの御口の香のくさゝや」といへりければ、女も又ねほけて、男のくちぞとは思ひよらで、外の人のいふぞと心えてなん、「その隣さかしらぞ」

さいなむ―苦しめられて

血みどろ―血まみれ

今は……うちつとて―此間文意やや不明、一本「心安く

の降りて漏るぞと心得て、騒ぎまどひける。をかしかりける事かな。

あるなま藏人の妻の、いと物ねたみする女ありけり。男あぢきなき事に思ひて、いかゞして、この女に離れなんと思ひけれども、さすが又宿世盡きねば、ながらへて過しければ、ある事かなき事かにつきて、さいなまれて年をおくりけり。男案じめぐらして、甕を一つもとめて、首を引き出でて、三四寸ほどに切りてげり、紙につゝみて、懐に入れかくして持ち、妻と又事を過ちていさかひて、互にさま〴〵にいひて、男いふやうは、「せんずるところ、かやうの口舌の絶えぬも、これゆゑにこそ」とて刀をぬいて、おのれがまらをきるよしをして、懐に持ちたるかめの首をなげ出したりけり。血みどろなる物の三四寸ばかりなれば、その物に違はざりけり。妻あさましげになりて「大方の道理をこそ申しつれ。是程ににが〳〵しく。思ひとり給ふべき事かは」とてあきれて居たりけり。さて「今は心やすくおぼせ、てふすべられてのみすぐせば人聞もみぐるしうあぢきなき事なれば」と云ひければ「かたきはうちつ」とてそのきれ引きそばめて立ちのきにけり。其

しど—小便

ねらして—こらへて

ふよし、老僧の中より申せと候ふなり」といひてかへりにけり。「是に過ぎたる水練の見物あるべきや」と目をおどろかしたりけり。

ある宮ばらの女房、みそか法師をもちて、夜なく〳〵局へ入れられけり。ある夜、法師しどのしたかりければ「いづくにか穴ある」と女房にたづねければ「そのさをの下にこそ穴は侍れ、捜りてしたまへ」と教へければ、此法師はひよりて捜るに、あなにさぐりあひにけり。既にせんとしける程に、折ふしあしくへのひられんとしければ、しどをねらしてためらひ居たり。しどをいきづまば、一定諸共に出でぬべくて、ひかへたるをば知らずして、女房あなを捜りえぬと心えて、はひよりて「いづくにぞ」と捜る程に、おやまたず僧のわきへ手をさし入れてける。この僧こそばゆさに堪へぬものなりけるにや、おびえて身をふるふ程に、へもしども一度に出でにけり。あなに取りあてたるまらもはづれて、しど散々にはせ散らされにけり。隣の中のへだての遣戸に、あなのありけるより、しど通りて遣戸の側に寝たりける女房の顔にかゝりければ、かくとはしらで、あめ

たがひ—外出して

いひたりければ、盛廣口をとぢて、いふ事なかりけり。

いづれの比の事にか、山僧數多ともなひて、兒など具して、竹生島へ參りたりけり。巡禮はてゝ、今は歸りなんとしける時、兒どもいふやう「この島の僧たちは、水練を業としておもしろき事にて侍るなり。いかゞして見るべき」といひければ、住僧の中へ使をやりて、少人たちの所望かく候ふ、いかゞ候ふべき」といひやりたりければ、住僧の返事に「いと易き事にて候ふを、さやうの事仕うまつる若者、たゞ今たがひ候ひて一人も候はず。返す〴〵も口をしき事なり」といひたりければ、力及ばでおの〳〵かへりけり。舟に乘りて、二三町ばかり漕ぎ出でたりける程に、張衣のあざやかなるに、長絹の五帖の袈裟の、ひだあたらしきかけたる老僧、七十餘にやあるらんと見ゆる、一人はぎをかきあげて、海の面をさし歩みて來るあり。舟をとゞめて、ふしぎの事かなと、目をすまして見居たる所に、近く歩みよりていふやう「辱く少人たちの御使をたまひて候ふ。をりふしわか者どもみなたがひ候ひて、御所望空しく御歸り候ひぬる、生涯の遺恨に候

うらなく―打解けて
不定―當てにもならぬ

るとぞ聞えける。かゝる不祥こそありしかと、かの法印、人に語て笑ひけり。
外宮權禰宜、度會の神主盛廣、三河國なる女をむかへて妻にしたりけるに、かの女がつかひけるものゝ中に、筑紫の女ありけり。それをこの盛廣心にかけて、ひまもがなと思ひけれども、たよりあしくて空しく過ぎけり。ある時思ひかねて、妻に向ひていひけるは「申すにつけて、そのはゞかりあれども、うらなく申さば、よも心おき給はじとて、申しいづるぞ。そのつくしの女、我にあはせ給へ。たへがたくゆかしき事侍り」といへば、妻の答ふるやう「あながちにみめかたちのよきにもなし、振舞事柄の勝れたるにもあらず、何事のゆかしくて、かくはのたまふぞ」といへば、盛廣「いまだしり給はぬか。つびはつくしつびとて第一のものといふなり。さればゆかしくてかく申すぞ」といひけるを聞きて、妻「世にやすきことなり、されどのたまふ事まことならば、不定の事なり。まらはいせまらとて、最上の名をえたれども、御身のものは人しれずちひさくよわくてあるにがひなきものなり。つくしの女のものもさぞあらん。この事思ひとまるべし」と

法師—一本「法印」
語りけり—一本「語りけるは」

でて、しばし是を大事と思ふさまにいきづみて、ひられんを期にひらせ給へ。いつも〳〵かくのみ、いきづみならひ候ひぬれば、おのづからはれにては、これは人まへぞかしと思ふ心候ひて、いきづみ候ふまじければ、ひられ候はぬぞ。ない〳〵にてよく〳〵いきづまれ候ひて、ひり盡され候ふべし」といひければ「誠にやすき療治に候ふ。速にさして試み候ふべし」とて、やがてまかり出でて、をしへつるが如くにするに、いよ〳〵ならひになりて、ひりまさりければ、せん方なくぞ侍りける。比興の療治のしやうなりかし。

持明院に、なつめだうといふ堂あり。淡路入道長蓮が堂なり。築地のくづれたりけるをつかせけるに、築くものども、おのがどち物語すとて、聖覺法師の説經の事などを語りけり。其折しも、聖覺法師輿にかゝれて、その前をとほりけるに、これらが物語に聖覺のといふを、ともなる力者法師聞き咎めて「おやまきの聖覺や、はらまきの聖覺や」など、ねめつゝ見かへりにらみけり。築地つきをの類にてはあれども、當座にはしうをの

みに笑ふこともなかりけり。或日孝道朝臣參りたりけるに、女院御けうかいに、判官代をめして仰せられけるは「あれに參りたるものこそ、おのれが病をば、能く療治するものにて侍るなれ、あひて問へかし」と仰せられければ「いまだなれぬ者にて候ふ、いかゞ候ふべからん」と申しける。「何かは苦しからん」と仰せられければ、走りむかひて、進み出ていふやう「かへす〴〵思ひかけぬ申事にては候へども、世にあさましき病をもちて候ふを、それに能く療治のやうを知らせ給ひたるよし承り候ふ間、無禮を忘れて參りて候ふ」といひければ、孝道朝臣「何事にか候ふ」といへば、いとすゞろぎてとみにいひも出さず。とばかりありて「別の事には候はず。へのいたくひられ候ふなり。立ち働くにしたがひて、すゞろにひられ候へば、はれにてもえひかへ候はず、御所にても仕うまつられ候へば、かつは便なき方も候ふ。いかゞ仕う奉るべき」といひければ、孝道心はやきものにて、早く人にけさせられにけりと心得て「世にやすき事にて候ふ。藥も候ふ。やく所も候ふ。それもうるさく候ふには、やすき療治には、御しゆくしよに出

侍るなれ—一本「侍れ」

やく所—灸所

をかしみに
―一本「を
かしみ」

といひたりけるを、備後とりもあへず見るまゝに「みけんをいれ給へるをば、何とかはし侍るべき」と答へたりける。心のはやさをかしかりけり。互にかくざれあふ事をのみしける。蓮尊房の女は、尾張とて候ひけり。正月の朔日に、時成が女にむかつて「あひがたきは友なり、失ひやすきは時なりと申す事の候ふな」と問ひたりければ、びんご、「孟春早く來つて、たのしむべきは時なりとぞ、しりて候ふ」と答へける。これもいみじくいひて侍るにこそ。尾張が咳病をして煩ひけるを、備後とぶらふとて「何をやみ給ふぞ」といひたりける返事に「餓鬼病をやみ候ふぞ」と答へたりければ、備後「さらば、ひんさうしを煎じてめせ」といひたりけり。すべてかやうの詞だたかひ、常の事なり。

同院に、へひりの判官代といふものありけり。後には宮内大輔になりて侍りしにや。幼きより不便のものに思しめして、近くめしつかひけるが、へをひるより外の事なかりけり。立つにもひり、居るにもひり、働くひやうしごとにひりけり。わざとせんともなかりけれども、病にてかく侍りけるとかや。上をはじめて、皆ならひにければ、をかし

なりにけり
|一本此下
に「をかし
き事なり」
とあり
七條院云々
と孝道朝臣
云々の二節
は紀州本に
よりて補ふ

人をやがてつかはずなりにけり。

七條院の權大夫は歌人なり。

　秋來ぬと松吹く風もしらせけり必ず萩の上葉ならねど

とよめるは此大夫の秀歌なり。新古今の淸撰に入りたり。

孝道朝臣はかの院の北面にて御格子にまゐりたりけるを、權大夫よみかけける。

　(歌を脫す)

孝道は鼻の大きなればかくよみたりけるなり。この權大夫は又かしらの大きなりければ、返事にとりあへず。

　(歌を脫す)

この女院の女房どもの中に、いとをかしき事多く侍りけり。醫師時成が女、備後とて候ひけり。佛師雲慶が女、越前とて候ひけるに、ある日越前が額に瘡の出でたりけるを、備後にむかつて「や、おつほね、この瘡見てたび候へ。さすが御身ぞ見しらせ給はん」

さかいき—甚しく息をはづませる事
きと—急度
その下人—一本此上に「やがて」とあり
まさるさまのくせ事—これ以上の僻事

の、綾小路の家へさかいきになりて、はしりむかひていふやう「たゞ今内裏へ急度まゐらせ給へ、なほ〳〵きと〳〵」といひけり。中將さしもの急事何事にかと、あやしう思ひて「たが奉行ぞ」と尋ねられければ「小川瀧口殿の承らせ給ひて候ふ」といひて、やがて走り歸りけるほどに、中將あわてさわぎて、馳せまゐりてうかゞひければ、たゞ今南殿にわたらせ給ふよし、女房申せば、御後の方にておとなふに「たそ」と御尋あれば、宣忠朝臣召され候ひつるほどに、參りたるよし申しければ、大方さる事なければ、ふしぎに思し召して、委しく御尋ありければ、使のいひつる如く、定繼が承り候ひて、その下人にて候ふよし申しければ、定繼承りて相尋ぬるに、早くかの下人ねほれて、かく召したりけるなり。あまりに走りける程に、二條油小路を南へかいをりける時、築地の角に走りあたりて、顔さきつきかきてありけり。そのよしを申しあげてければ、比興の沙汰にてやみにけり。定繼が申しけるは「これは祥事にて候ふ。ねぼれ候はんからに、さる事やは仕うまつるべき。まさるさまのくせ事をもぞ引き出し候ふ」とてこの下

おきて—指圖し

かなしく〳〵—一本「かなし」

四臈座—極臈、上臈、中臈、下臈なる四種の年功

宣忠—一本「實忠」

んとする時、この主きしよくかはりたる事もなくて「さもあらず、あたらしき事いふ大番かな。南圓堂の寄人の陣口、物はきて通ることをばしらざりけるか。大番をうけたまはる程のものにて、いかでかは我氏をば存ぜざりける」といひて、事ともせざりければ、主人の武士やうれ〳〵「南圓堂の寄人は、物はきてとほる苦しからぬ事。それとゞまれ」となまり聲にて、高聲におきてければ、走りたちて留めけるもの歸りにけり。さて事なく通りにければ、かなしく〳〵おほせられて、各事いかめしうして、面々に引出物どもとらせけり。院きこしめして、件の男めしいだして「そのあらがひたりけんまゝにふるまへ」と仰言ありければ、少しも違はずふるまひたりければ、頻に興に入らせおはしましけるとなん。

同御時、小川瀧口定繼といふ、御氣色よきぬし侍りけり。四臈座にて、上臈をこして久く奉公してけり。名月の夜、主上南殿に出御ありて、御遊ありけるに、かの定繼が下人、黒戸の力の御厩のほとりに、いねぶりして候ひけるが、俄に走りたちて、中將宣忠朝臣

本座―一本「本府」

ありけるとぞ―一本「ありけり」

をこづき―其愚を嘲笑し

いざたまへ―一本「いざなへ」

本座より催したりけるに、大假名のいま〳〵しげなるにて「種武が馬馳せたる證人候はば、仕うまつらん」と書きたりけるを、聞しめして「さる隨身の散狀やはあるべき」とて、しきりに笑はせまし〳〵て、御ゆるしありけるとぞ

順德院御位の時、ある處の格勤者、よりあひて雜談しけるに「內裏の番かはり、この度は以の外に嚴しくて」などいふを、一人がいふやう「いかにきびしくとも、我は高あしだはきて通りてん、少しも留めらるまじ」といひければ、のこりの輩なりかゝりてをこづきけり。「さらばあらがひ給へかし、たゞ今に見えんずることを」といふを「興ある事なり」とてみなのともがら一方にて、このぬし一人にかゝりて、あらがひかためてけり。わきまへのあるべきやう、引出物の程らひなど定めて「さらばおの〳〵陣口へいざたまへ」とて引き具していぬ。人々目をすましたるに、この主ことに高きあしだをはきて、二條油小路を南へとほるに、案の如く大番のもの「あの男のあしだは」などいふを、少しもきゝ入れぬやうにて、にらみまはしてなほ行くを、大番の者走り出でて、とらへ

見て、上下笑ふ事かぎりなし。定茂我を笑ふとはしりげもなくて、その日はやみにけり。後にある上達部のもとへ參じて申しけるは「ひと日文殿の作文に、夏の袍を著てまゐりて侍りしを、人々見候ひて、あまりに學問をして、四季をだにしらぬやさしさといふさたにこそのりて候へ」と自讃しければ、聞くもの嘲哢する事限なかりけり。この定茂、あたらしく車をしたてたりけるを、いかにも人にかす事などもなくて、祕藏して持ちたりけるに乘りて、通方の大納言の、いまだ殿上人にておはしける時、かの亭へ參りたりける程に、俄に雨ふりたれば、急ぎたちて、この車を門の中へ引き入れて、車やどりなる亭主の車をば引き出して、雨にぬらして、おのれが車を車やどりに立ててけり。所司見つけて「いかにかゝる事をばするぞ」と咎めければ「殿はいくたびも調じかへ給はんことやすかるべし。定茂が一車をぬらしては、又てうじ難ければ、かくしたるぞ」といひければ、所司力及ばず止みにけり。

後鳥羽院御時、いづれの所の競馬にかはべりけん、下野種武、御點に入りたりければ、

力及ばず――一本「力及はで」

とぞ—一本なし

この定—前の話の通り

承元—土御門天皇の年號

進士志定茂といふ侍學生ありける。ある人のもとに、有馬の湯へ行くとて、行縢を人に借りたりけるに、一懸借したりけるを見て「二までかしたる過分なり」とてかたくをば返してけり。その曉になりて、方皮に左右の足を入れて、馬に乘らんとしたりけるに、なじかは乘られん。あひにあひたる下人ありて、押し乘せけれどもかなはず。かく乘り煩ふほどに、人見あひて「あれをいかに」といひ笑ひけるをり、始めてさとりにけり。をこがましさよとぞ。

馬介入道關東へ下向の時もかゝる事侍りき。中大冠者といふ年比の中間男に、行縢のあまりたりけるを、一かけとらせたりけるを、この定にはきて、今かた皮をば、我はくべきものとも思はで「あれをばさて誰かはき候はん」とぞ人に問ひたりける。たゞ同じほどのくせ事なり。このやうを馬助入道語るをきゝて、つかうまつれる。

　はきさして人のためにはのこすともかたむかばきにたれかなるべき

かの定茂、承元二年十月二十八日、文殿の作文に參りたりけるに、夏の袍を著たりけるを

おもづらはげて—おもづらは面繫の一名にて、馬の頭より轡につなぐ組緒也

院、しきりに御入興ありけるとなん。

治部卿兼定、滋野井の泉にて納涼せられけるに、増圓法眼その座につらなりけり。盃酌の間、治部卿さぶらひうまの允某とかやいひける老いたる者、香の直垂のしをれたるを著て、尫弱の體にて、物食ひて居たりけるが、衰老のものにて、歯もなくて食ひ煩ひたるを見て、増圓連歌をしける。

　老いうまは草くふべくもなかりけり

治部卿以下、興ある句なりとて、とよみのゝしるを、馬の允聞きて、

　おもづらはけて野はなちにせん

とつけたりけるに、満座にがりけり。かやうの荒言は、能く〳〵ひかふべき事なり。

この増圓、醍醐寺の櫻會見物の時、舞の最中に見物をばせずして、釋迦堂の前の櫻のもとにて、鞠をけらる程に、醍醐法師におひちらかされて、からき目見たりけり。はふ〳〵逃げ逭れにけれど、よくきらはれたるによりて「うとみ増圓」とぞ人はいひける。

あがり馬―悍馬
たまる―乘り堪へ得る
こしをれ―歌の拙きを腰折といふ

相違あるまじ」などいへば、權守とりもあへず「いや田におきては、はや〳〵とられぬ」といひたりける、をかしさこそ。さてはさは何事をゆゝしくいひたりけるにか、不思議のをこのものなり。

後鳥羽院の御時、性親があしげといふあがり馬ありけり。たまるもの少かりける中に、下野武景、かみを多くとり具してのりけれども、なほ落ちけり。それによりて、髪を短くきりて、油綿をぬられたりければ、武景いよ〳〵たまらざりけり。それよりぞ武景をば、善知識の府生とは人いひける。

同御時、南都の僧六人に、風流棚をめされたりけるに、面々にしたててまゐらすとて、棚ごとに歌をよみてつけたりけり。叡覽ありて「このかへし誰かすべき、秦覺よろしかりなん」とて召されにける。即ちまゐりたるに「この歌のかへし仕うまつるべし。但六首を一首にて返すべし」と仰せくだされければ、當座に仕うまつりける。

ならさかのさかしき道をいかにしてこしをれどものこえて來つらん

門注—對決
まうにをこがましき—非業に愚かしき

れば「さも候はず、小松まぎきとまゐらせよと、おほせに候へば、召してまゐりて候ふぞかし」と申しける。をかしかりけることかな。

松尾神主賴母がもとに、たつみの權守といふ翁ありけり。僅に田をもたりけるに、相論の事ありて、六波羅にて門注すべきに定りにけり。その日になりて出でぬ。このぬしは、まうにをこまがしき者なりければ、いかなる事かしいでんずらんと、神主思ひ居たるに、晩頭に、この權守神主が家の前をとほりけり。神主呼び入れて「いかに門注はしなしたるぞ、おぼつかなくて待ち居たるに、などよそには過ぎ侍るぞ」といひければ、權守居なほりて過失なげなる氣色にて、「なじかは仕損じ候ふべき。是程に道理顯然のことなれば、一々詳に申して候へば、敵口をとぢて、申すむねなく候ふ。是程に心地よくつめふせたる事こそ候はね、あはれ聞かせ給ひて候はゞ、御感はかうぶり候ひなまし。人人も耳をすましてこそ候ひつれ」と扇開きつかひて、ゆゝしげにいひければ、神主うちうなづきて「さては心安く侍り。今は事は定りぬれば、いかならん世までも、件の田は

あしざまに―「子持まきかけて」と讀みたる也、まきは同衾の意

よみなし―讀み樣の次第にていろいろの意味となる、當時の諺

こまつなぎ―駒繫ぎ

とかきたりけり。この文のことばは、あしざまによまれたり。「こは何事の申しやうぞ」とて、臺所の沙汰しける女房、その文見さして投げたりける。これによりて、蒔繪師が許へかさねて「いかにかやうなる狼藉の詞をば申すぞ。たゞ今の程に慥に參れ」と仰せられければ、蒔繪師あわてふためき參りたりけるに「この御返事のやういかなる事なり」とて見せられければ「すべて申しすごしたる事候はず、たゞ今御物を蒔きかけて候へば、蒔きはて候ひて、參りさふらふべしとこそ書きて候へ」と申しければ、實にもさにてありけり。假名はよみなしといふ事、誠にをかしき事なり。

同院の侍長に、兵庫介則宗といふ者ありけり。むげに年若き者にて侍りけるが、侍の雜仕に小松とて、六十ばかりなる老女を最愛しけり。傍輩ども笑ひて「小松まぎまぎ」といひける程に、或日臺盤所にて、女房侍をめして「こまつなぎ、急度々々まるらせよ」と仰せられけるを、この小侍、物さわがしう聞きて、小松まぎ急度まるれと、仰せらるるぞと心得て、思ひもかけぬ兵庫助を召して、參りたりければ「こは何事ぞ」と仰せけ

となくなりにけり。あらがひつる侍ども、目もあやにおぼえて、ゆゝしき事して引出物とらせけり。すべてあらがひ、をこの事なり。

隨身下野武守が女を、秦頼武むかへけるに、武守いだしたてゝやるとて、物にものせずして、歩ませけるだにふしぎなるに、狩衣にさよみの袴著たる郎等二人を、供せさせたりけり。人々「ふしぎの行粧なり」といひければ「近衛舍人が女何にかはのるべき、馬に乘せてや送るべかりつらん」とぞいひける。この頼武、何事故にて侍りけるやらん、周防大夫判官季國に預け給ひたりけるに、かくなんよみ侍りける。

　風をいたみすはうの浦によりたけがしやうあらんとてひちりきぞふく

かくよみければ、やがてゆるされにけり。

坊門院に年比めしつかふ蒔繪師ありけり。仰せらるべき事ありて「急度まゐれ」と仰せられたりければ、あさましき大假名にて、御返事を申しける。

　たゞいまごもちをまきかけて候へばまきはて候ひてまゐり候ふべし

未詳、落合氏の髮束の音便といはれたるは當らず

さよみ―布の名、粗末なるもの

ごもち―天皇の御物

おほく—一本「おほに」

したゝめおほせ—犬を十分いためつけ

そのぢやうにきらめく—その　り立派なる引出物をなさん

かうづか—

道理にてさてやみにけり。

一條二位入道（能保）のもとに、下太友正といふ隨身、をさなくより宮づかへけり。禪門天下執權の後、諸大夫さぶらひ、おほく初參したりけるに、この友正、われひとりこそ年比の者にては侍れとて、一座をせめけるを、傍輩共にくむこと限なし。さる程にその近邊に、事なのめならず人くふ犬ありけり。侍ども寄り會ひたりけるが「その犬とりてんや」と何となくいひ出したりけるに、友正「やすく取りてん」といひけるを、傍輩どもよきついでにくはせんと思ひて、皆一方になりてあらがひてけり。友正いふやう「したゝめおほせたらば、殿原皆引出物を一づつ友正にたびて、はかりなき事をすべし、若し取り得ぬものならば、友正そのぢやうにきらめくべし」といひかためてけり。かくて友正くずばかまのそばとりて、件の犬の前をすぎけるに、案の如く犬はしりかゝりて、大口あきてくひつかんとするを、友正こぶしを握りて、犬の口へつき入れてければ、犬あへて食はず。今片手にてかうづかをとりて死ぬばかり打ちてけり。その後この犬、人くふこ

その定に――その通りに

程に人々参りて見て「これは法金剛院の惣門に侍る物狂なり」と申して、即ちそくびつきてけり。御室はばけものなめりとぞ思し召しける。

同御室、隨身中臣近武が袴ぎはを執し思し召しけるに、何事のはれにてかありけん、上童を召し供せらるゝ事ありけるに、近武を召して「汝が袴ぎは殊に執し思しめさる。この童にその定に著せてとらすべし」と仰せられければ、近武承りて、即ち彼の童の出立の所へ行きにけり。先づ酒を乞ひ出していひけるは「大がうしにて五度召すべし。その後たか枕をして、しばし寢べき」よしをいひければ、童も堪能者にてありけるにや、かひぐ〵しくいふが如くに飲みてねにけり。しばらくありて、起して裝束取りきせて、袴の裏うへをあらゝかにとりて、むずぐ〵と廣げられて、美しき裝束さんぐ〵になりにけり。御室御覽じて「こはいかなるやうぞ」と御尋ありければ、近武申しけるは「この定にこそ仕り候へ。進退がよく候へば、君の御目にも能く見えまゐらせ候ふなり。この兒は無進退の人にて、かく近武にも似候はざらんは、力及ばぬ事なり」と申しければ、

預―番人

こともなき―つまらぬ

ゑみ〱―にこ〱

きやら〱―一本「きらきら」「げらげら」と同じ意

預を尋ねけるが、おそく來りければ「いかに」と重ねていはするに「鑰をもとめ失ひて」と答へけるを聞きて、何となく口ずさみに「かぎあづかるもじやうの大事や」と、いはれたりけるを、こともなき女房のありけるが、うち聞きて、取りあへず、

あけくれはさせることなきものゆゑに

とつけたりける。たはぶれにても、俊成卿のいひ出したる事に、きもふとくぞ附けたる、女は猶おそろしきものなり。

北院御室、あるかた夕暮に、御前に人も候はで、たゞ一所御念誦して御座ありけるに、いづこよりか來りつらん、大床の邊より、世におそろしげなる白髪のうば參りたりけり。御簾をやをら引きあげて、ゑみ〱として「いかにおそろしく思し召し候ふらん」など申して、きやら〱と笑ひて候ひけり。御室の御心のうちおしはかるべし。されども少しも騒がせ給はで「何ものぞ」と問はせ給ひければ、御返事をば申さで、たゞきやらきやらとのみ笑ひけり。しばしありて、松井法橋といふ人參りて、おびえ惑ひけり。さる

著到してをきたりけれども、ふつと參らざりければ、辨著到をとりよせて、寬快がつとめ日々に不參と、云々と書きつけてけり。寬快見て、そばに如二供米一如二供米一と書きてけり。比興の事にて、上聞にも及ばで止みにけり。

粟田口大納言忠良ふるき大納言にておはしながら、いとも出仕などもせで、籠りておはしける比、公家に大納言の御用ありげに聞えければ、定めてはがれ給ひなんと、世にいひけるに、その儀なかりければ、あがためし除目のあした、普賢寺入道殿、かの卿がもとへつかはされける。

人よりもかはいちもちに見ゆるかなこのいけはぎにせられざりつる

御返事、

いけはぎにせられざるらんもことわりや骨と皮とのひつきさまには

この大納言は、瘠せほそりたる人にておはしければ、かく返まるらせられけるとぞ。

皇太后宮大夫俊成、最勝光院の花見侍りけるついでに、御堂あけさせてをがまんとて、

著到―出勤簿の如きもの

はがれ―免官の事

あがためし―地方官の任命の除目

いけはぎ―生剝

ざるらん―一本「ざらん」

こし車―腰輿とて僧侶などの乘る輿の一種

しやこくび―しやは罵る意の發語、小頸、頸

そへに―如何にも

とくい―一本「とい」

堪へ難げなりけるを見て「かはれや〳〵」と輿の内よりいひけるを、力者きゝて「たゞ二人が外、またもなし。いかにと替り候はんぞ」とにく〳〵と返事しければ「さもあらず、後はまへ、前は後にかはらぬか」といひける。さる事やは侍るべき、比興の事なり。

或日又こし車にひかれて參りけるに、圓宗寺の前にて、たけ高く大なる法師の、柿のかたびらばかりに、袈裟かけたるが、同行と思しき僧四五人具したるが行くを見て、こし車より飛びおりて、何といふ事もなく、しやこくびをかきて、相撲をとりけり。互にひしひしと取り組みて、この法師をうちまろばかしてけり。その後「おのれは聞ゆる文學かな」といへば、「そへに」といらへて「おれは聞ゆる壇光かな」といふ。又「そへに」と答ふ。「いざさらば今一度とらん」とて又寄りあひてとるに、この度は壇光うてにけり。その後「いざれ高雄へ、かいもちひくれう」といへば「さらなり」とて、そこよりやがて具して、高雄へ行きにけり。それよりとくいになりけるとぞ。

この壇光房を、蓮花王院の供僧になされたりけるに、大方勤をせざりければ、奉行の辨、

ひさせん―箕にて糠を簸させんと也

置きたり。その比は法皇毎日に御覽じめぐらせ給ひければ、見苦しき物などは引きかくし、さうぢすべきに、かゝる見苦しき物をかけたるを、奉行の者見つけて「こはいかに。たゞ今御幸なりて御覽じまゐらせ給はんずるに、是取り隱し給へ」といへば、寛快少しもおどろかず「何かは苦しう侍るべき。大方奉行の人の御科候ふまじ。見苦しき事仕りたるとて、あしざまなる御氣色にならば、寛快こそはともかくもなり侍らんずらめ。あまりに供米の不法にて、たゞ糠のみ多く候へば、それをひさせんとて、置きたるものをば、いかでか取り捨て候ふべき。なじかはさらば、不法の供米を下行せらるゝ」と言葉もはゞからずいひければ、奉行人「尤さいはれて候ふ。是は奉行人の越度に候ふ。雜掌が不當不日にさたしなほすべく候ふ。これより後不法の時、いかなる御訴訟も候へ。今度ばかりは取りのけ給へ」と慇懃にいひければ「さやうに候はんには」とてとりのけてけり。その後は、實にも丁寧にぞ下行しける。餘僧ども「かしこう近江阿闍梨の參りて」と喜びけるとぞ。同人たゞ力者二人にかゝれて、御室へ參りけるに、

拜をせよ—一本「拜せよ」

遠行—遠く地方を巡行すること

うたへ—訴へ

贄殿の別當なりける侍を召して、麥飯に鰯合せて煮て、たゞ今調進すべきよし仰せられければ、即ち參らせたりけるに、孝道にくはせられけり。日暮遊び困じて、もののほしかりける時にて、かひ〴〵しく皆食ひてけり。その時いよ〳〵しかり給ひて「三千三百三十三度の拜をせよ」と仰せられければ、孝道本よりすくよかなる者にて侍るうへに、たゞ今物能くくひて力もありて顏こえけるまゝに、いとやす〳〵としはてにけり。その時入道殿頭がきをせさせ給ひて「安からぬものかな、法師にしなばや」と仰せられたりける。上臈しかりける御勘當なりかし。この飯菜を、うとましき事に思し召し取りたる事は、御遠行の時しろしめしたりけるとかや。さなくては、誠にいかでかさる物ありともしろしめすべき。

近江法眼寬快、いまだ凡僧にてありける時、六條殿の御懺法にめされたりけるに、供米のいま〳〵しく不法なりけるを、僧どもさたの物を不當に思ひあへりたりけれども、うたへ申すべきにもあらで過ぎ侍りけるに、この寬快が宿したる所の軒に、箕をかけて

ふてきごと―不都合な事
ひめもす―終日

事たしかならず。なほ尋ぬべし。

秦兼任貧しかりける比、たゞ一人從者を持ちたりけり。後白河院の御時、召次の長になされたりけるに、一門の者どもよろこびにつどひけるに、兼任年比の一人從者を召しだしければ、いか程の目にあはんずらんと、人々いみじく見けるに、兼任は大力なりけるが、走りたちて、この一人從者をふみふせて、髻を切りてけり。親しき者どもいかにとあざみければ「年比たゞ一人めしつかひつるに、ふてきごとどもして、安からず覺えしかども、勘當してはいかにせんぞと思ひ、念じて過ぎ侍りぬ。只今こそは、日比の腹をばすゑ侍らめとて、かくし侍るぞかし」とぞいひける。さはしながら、又年にをわするべきやうなしとて、召次一ばんの所をとらせてけり。

妙音院入道殿、仰せらるべき事ありて、孝道朝臣の若かりける時、今日たがはで祗候すべきよし、仰せ含められたりけるに、孝道仰を承りながら、うせにけり。ひめもす遊びありきて、夕に歸り參じたりければ、入道殿大にいからせ給ひて、御勘發のあまりに、

あらじ—一本「なし」

松殿—忠通の子基房

後園—一本「彼園」

おりて、さりげなしにて、侍にかへり居たる所に、この男青ざめて出で來りけり。「いかに」と問ひければ、「一番からかさばかりなる物落ちきつれば、命にまさるものあらじと思へば、逃げて參りたるぞ」といひけり。さてまけわざの事し侍りけるとぞ。

松殿攝籙の御時、春日詣とかやに、秦兼國をかりに召されたりけり。その比までは、府の役ちからなしとて、嫌はざりけれども、いと面目なきことなれば、鬢をもかきあげず、いま〱しげなるかたちにて、參りたりけり。殿下そのよしを聞し召して、引きつくろひて參るべきよし仰出されければ、なまじひに鬢かきあげて供奉しけり。その後兼國なほさるやうなりとて、官人の闕に召されけるを、番長下野敦景かみにくはゝるとて、いきどほり申すとて、瑕瑾あるよしを申し入れけり。殿下その故を御尋ありければ「兼國あまりにわびしき者にて、後園にみづから井を掘りたるものなり」と申しければ、殿のおほせに「身につかはれたる瑕瑾なし。よくいひごとのなければこそ、是をば申すらめ」とて遂に召されにけり。この事慥に申し傳へ侍れども、兼國松殿の官人となりたる

かしこう—立派に

さいぼう—崛強の棒といふ、前出

三歸—南無歸依佛・南無歸依法・南無歸依僧と唱へたるならん

頭をさん〴〵につきわりにけり。をかしかりける事なり。

雨ふり風おどろ〳〵しかりける夜、二條中納言實綱卿、家に侍ども集りて、すゞろ物語しけるに「たゞ今いづくへ行きなん。東三條の池の邊へ向ひなんや」などいひけるを、或侍「かしこう罷るよ」と言ひたりければ、あらがひかためてける。「そのしるしには、池の中島に杙を打つべし。その後おの〳〵行きて見るべし」といへば「さらなり」とて、このぬし立ちぬ。傍輩ども思ふやう、この者はしぶときをこの者にて、せらるゝ事もぞある。いざ先立ちておくするやうなる謀めぐらさんとて、兩三人いひあはせて、さいほう一つ、讃岐圓座一枚を持ちて、急ぎさきだちて、彼の池の中島なる木の上にのぼりて待つ所に、この男、案の如く池をわたりて、中島に來りて杙をうたんとす。その時木の上より、讃岐わらざを投げおとしたりければ、この男少し立ち退きて、三歸を唱へて居たる所に、重ねてさいほうを投げ落したりければ、池に投げ入れられて、水音高くしたりけるに、驚きまどひて、たふれふためきて逃げにけり。傍輩どもしおほせて、木より

かたや―樂屋

あがり馬―悍馬

さかさまに―一本「てんさかさま」

りければ、ゆゝしき名譽の者にてぞ侍りける。競馬を度々仕りけれども、一度も勝たざりけり。負けながらかたやへ歸り寄りて、酒肴など行ひければ、したしき者ども「いかにかくはあるぞ」といひければ「競馬に負けたるものは死にうするか」といひて、あへて用ひざりけり。武正ならざらんもの、かやうの事してんや。

修理大夫行通卿、大藏卿になりたりける時、或人のもとより「今は德つき給ひなんずるに、まひなへかし」といひたりける返事に、

たてそめてまだ物つまぬ大藏はもとの修理にもまさらざりけり

中比六のあしげといふ、あがり馬ありけり。いづれの御室にか、大法を行はせたまひけるに、引き奉らせられにけるを、或房官にたまはせてけり。あがり馬ともしらで、乘りありきけるほどに、ある時京へ出でけるに、知りたる人道にあひて、この馬を見て「いかにさしものあがり馬の名物、六のあしげにはかく乘り給へるぞ」といひたりけるに、おくして手綱を強くひかへたりけるに、やがてあがりてなげけるに、まさかさまに落ちて、

さたの者―沙汰する使者
夫―人夫
馬ねぶり―馬上にて居眠りする事
本主―以前の土地所有者

れたり」とて祕藏の黑馬をたまはせてけり。

同じ卿の、大和國なる所領より物を上せける、さたの者、夫より遙にさきだちて上りける程に、はや馬ねぶりをして、たづなうちすてゝ、馬にまかせて行く程に、この馬、大和國の家の方へ行きけり。つや〳〵と知らずして、遙に歸りにけり。さる程に、さかりて上る夫に行きあひてければ、夫「これは何方へおはするぞ」といふ時に、始めて驚きにけり。ねぼけてかくいふ夫を、逃げて下るぞと心得て、ぜひなくしかりて、やがて件の夫を搦めたりける。夫の不祥こそをかしく候ひつれ。

法性寺殿、天王寺へ參らせ給ひけるに、武正御供したりけるが、山崎にて馬より落ちにけり。その後又山崎を過ぎさせ給ふとて、先日の落馬の事を思し出でて「こゝが武正が所」など仰せられければ、武正「さん候ふ」と申して、それよりやがて領知してけり。「殿下の武正が所など仰せられん上は、何の子細あるまじ」とぞいひける。本主力及ばず、不祥きはまりなし。その所今に武正が子孫相傳したりとぞ。この武正は容儀などもよか

いふばかりなく―あきれて物もいへぬ始末にて

永貞―一本「永範」

いかてい―如何なる體の意

仁平二年三月二十五日、八幡行幸ありけるに、藏人判官藤原範貞、舞人をつとめたりけるに、宮寺にて、左大臣私に奉幣せさせ給ひて、南階をおり給ひけるに、範貞立ちむかひて、うやまふ氣色なかりけり。大臣ふしぎとおぼして、密に「我をば知らぬか」と問ひ給ひたりければ、いまだ見知り奉らぬよしを答へ申しける。いふばかりなくて、大臣すぎ給ひにけり。內覽の大臣を見知り奉らぬ藏人、ふしぎなりける事なり。かの範貞は、式部大輔永貞が息なり。

藤原中納言家成卿、黑き馬を持ちたりけるを、下野武正頻にこひけるを「汝がほしう思ふ程に、我はをしう思ふぞ」とてとらせざりければ、武正力及ばで過しけるに、雪の降りたりけるあした、中納言のもとへ盃酌ありけるが、武正御鷹飼にて侍りければ、鳥を枝につけてもて來りたり。中納言侍をもて「武正は何色の狩衣に、いかていなる馬にか乘りたる」と見せければ「かちかへしの狩衣に、殊にひきつくろひて侍る、あしげなる馬のふかしぎなるにこそ乘りて候へ」といひければ「この上は力なし、悲しうせら

巻第十六

興言利口　第二十五

興言利口者。放遊得境之時。談話成虚言。當座殊有取笑驚耳者也。

下野の敦末、競馬を仕うまつりけるが、十度むなばせをしたりけるを、經信大納言見られて「不幸のものゝ十列か」といはれたりける、比興の事なりけり。

知足院殿、大殿とておはしましける侍を、御勘當ありけるには、千秋萬歳をもちてはやさせて、その侍を舞はせられけり。さる御勘當やはあるべき。

久安の比、宇治左府うちへおはしましけるに、有盛朝臣、裝束を車に脱ぎ置きてありけるが、大臣にあひ奉りにけり。主君の御車と見て、物きるに及ばず惑ひおりたりける、いかにをかしとおぼしけん。

むなばせ―空馳、相手なく只競馬場を馳する事なるべし

久安―近衛天皇の年號

天福―四條天皇の年號

久清―一本「久治」

天福元年祇園十列に、院の左將曹秦久清、母の服にて出仕せざりけるが、忍びて車に乘りて、路次をうかゞひ見けるに、大殿の雜色長府生秦兼友、同く車に乘りて見ける程に、はからざるに、久清にさんぐにかけられたりけるよし、うれへ申しければ、久清を召して御尋ありければ、久清申しけるは「思ひがけぬものにのり候ひて、かゝるふしぎを引き出してさぶらふ。いかやうにも御勘當候ふべし」と申したりければ、思ひかけぬものに乘りての申しやう、興ありて沙汰なくなりにけり。誠に隨人の乘物に、車は思ひかけぬものなり。

殺す程のものにては——一本「害す程にては」

おほさぶらひ——大侍、有力の諸士

やうにも許し申しけめ、汝を殺したりとても、我子生きかへりて來るまじ」とてともかくもせざりけり。その時この男、やがてそこにて髻切りて、かの父にとらせて、高野へとてぞ行きける。人を殺す程の者にては、このやうも又しかるべからず。事におきて、ふかくなりける男なり。さりながら一旦も發心して、頭をそりて高野に籠りにけるこそ、先世の善智識なれ。

鎌倉の右府將軍家に、正月朔日大名ども參りたりけるに、三浦介義村、もとよりさぶらひて、おほさぶらひの座上に候ひけり。その後千葉介胤綱參りたりける、いまだ若者にて侍りけるに、多くの人をわけ過ぎて、座上せめたる義村が猶上に居てけり。義村しかるべくも思はで、憤りたる氣色にて「下總犬は、ふしどを知らぬぞよ」といひたりけるに、胤綱少しも氣色かはらで、取りあへず「三浦犬は、友をくらふなり」といひたりけり。和田左衛門が合戰の時の事を思ひていへるなり。ゆゝしくとりあへずはいへりけり。

ぢうして―住して、慈悲の心を以て

も大力の大男を押しふせて、上に乗りて刀をさしあてて、既に殺してんとしけるが、いかゞ思ひけん、先づ我腹をかき出して、疵を見ていふ樣「汝これほどになしたれば、害せん事滯りあるべからず。但我疵痛手にて、必ず死すべき身なり。功德に汝が命たすけん。最後に罪つくりてよしなし」といひて事なくてをはりぬ。さて法印の前に往きて、かゝる事こそ候ひつれとて、事の次第始より申して、やがてたふれ臥して死にけり。ゆゆしかりける強の者なりしぞかし、敵の男、日比大力の者とて人におぢられつれども、さばかりの小冠をかたきにえて、つき殺したるだに、思はずなるに、はてにはおしふせられて、刀うばひとられて、既に害せられぬべかりけるが、慈悲にぢうして許されにける。日比のがうの者のおぼえ、何の益か侍るや。彼の男この事を悔いて、死にたる小冠が父の許に行きていひけるは「我はかゝるあやまりを仕りて侍る、既に殺されぬべかりつるを、しかじかのたまひて、命をば許し給へるなり。悔いてもあまりあり。彼の怨敵なれば、早くいかにもし給ふべし」といひけるを、父聞きて「思ふやうありてこそ、さ

狼藉—一本「狼籠」

まことは皇后宮の侍長源有治が郎從なりけり。卽ち隨身をもて檢非違使をめしけれども、おそかりければ、犯人四人馬副の瀧口に預けられにけり。かゝりける程に、馬副具し給はざりければ、左大將のをぞ、四人かり渡されにける。件の犯人四人、檢非違使資持にたびてげり。有治は大臣の前駈したりけるが、閑道より下社へ參りまうけたりけるが、この事を聞きて、恐をなして罷り歸りにけり。かの犯人等は、大和國と紀伊國との境に住みたりけるが、けふ始めて、都をば見たりけるものなり。さて狼藉をも引き出したりけるにこそ、大臣は內覽の後、始めて供奉し給ひけり。次の日、馬一疋、太刀一腰、公春をめしてたびてげり。有治をば、宮の侍をのぞかれて、弓場にくだされけり。

靜賢法印のもとに、馬允なにがしとかや、ゆゝしき力強くけなげなる男ありけり。或時事もあらぬ小冠と雙六をうちけるほどに、口論をしあがりて、この小冠を引き寄せて、へその下をつきてげり。柄口までつきたりければ、いきこそすべくもなかりけるに、小冠者少しも驚きたるけしきもなく、やがて敵にしがみつきて、刀をうばひ取りて、さし

保元六年夏の比、瀧口源備、宮道惟則いさかひをして、備殺されにけり。帶刀先生源義賢惟則をからめて。後に義賢犯人と心をあはせたるよし、沙汰出で來て、義賢帶刀の長をとられにけり。又犯人にとはれけれども承伏せざりけるは、いかなりけることにか、刎切にも、よく〳〵はからふべき事なり。

仁平元年九月七日、賀茂行幸に、樋口東洞院にて、左大臣のうつし馬の居飼雜人をはらひける程に、太刀をぬきたる者二人、大臣の馬の前に走り來りけるを、僅に一丈あまりにやと見えけるに、隨身左近府生秦公春、馬を打ち入れてへだてけり。公春下人三郎冠者一人をばからめとりつ。いま一人は走りかゝりて、三郎冠者が頭をきりてげり。さりながら取りたりけるものをば放たざりけり。公春が童力王丸刀を拔きて、三郎冠者きりたるものをばつきてけり。つかれて逃げ走りけるを、公春が下人定方からめ取りつ。犯人おの〳〵從者一人具したりける、一人をば舍人からめてげり。一人をば、左近の番長秦兼淸が下人からめてげり。その主人二人、大夫尉爲義が郎從のよし名乘りけれども、

長をとられ―長官を免せられ
刎切―一本「切別」とあり
仁平―近衞天皇の年號
うつし馬―副へ馬
取りたりけるもの―一本「いだけるもの」
番長―近衞の舍人の長

陶令―陶淵明、世に靖節先生と號す

勿致大奮―一本「勿致奮」

長寛亞相逢名夜　靖節先生掛官年

陶令亮之歸休。春秋四十三。曾祖令遁昨仕朝端何所恥俗。八月十四日、景氣逢境。自然銘肝。

葉室山あとはむかしにおよばねどいりぬる道は月ぞかはらぬ

極樂のみちのたどちをふみそめて都のにしはこゝろこそすめ

やがて世に聞えて、この道をたしなむ人々感じあはれみけり。長寛の月日をたがへず、陶令が齡を思はれたりけるは、かねてより思ひ定められけるにこそ。世の人たしなむ事かぎりなし。三品經範卿詩を和したりけり。いと興ある事なり。

闘爭　第二十四

闘爭之起。自小及大。匪啻闘雄。多以決死。凡有血氣皆有爭心。能忍小忿勿致大奮。未然可愼云々。然而先賢間有之。後愚誠如何。

脱履—譲位

御するゐ—御推察

洞の執權を承りて、殊に淸廉のきこえありける程に、菩提の道、心の底にや催しけん、建長元年の比、葉室大納言の昔のすみかの邊に、山庄をかまへられける。二年八月十三日に、殊にひきつくろひて、院攝政、前攝政殿、などへ參られたりけるに、上皇御するゐやありけん。女房してとゞめ仰せられければ、一切にその儀なきよしを申して、同十四日の曉詣の體にて、夜に入りて頭をおろしけるに、宿執にもよほされて詩歌につくりける。

建長第二年予齡四十三。仲秋八月三五前夜。出俗塵入佛道。感懷內催。獨吟外形而已。

新發意定然

遙尋祖跡思依然　葉室草庵雲石前
願以勤王多日志　轉爲見佛一乘緣
曉辭東洛紅塵暗　秋過西山白月圓
發露涙零除鬢艾　開花勢盛觀心蓮

うたへ―訴へ

子細……ことは―この句一本になし

なからんには―萬事圓滿に治るべしとて荒序を廢したりと也

寬元―後嵯峨天皇の年號

の神事の庭に參りて、この事をうたへ申しけり。上卿源大納言道具卿、別當幸淸成賢をひきて吹かせんとせられけり。既に一笛なり、景基下﨟たるうへ、當時重服なり、うたへ申すむね、そのいひなき由を上卿下知せられけるを、景基申しけるは「上卿は神事のやうを行ひ給ふべし。この道の事においては、子細をしろしめさず、一笛によるべからざることは、先々事切れ候ふぞ。重服の身にて侍る時、樓門のしたにて、あまだりの外へ出でずして仕りたる事、先例候ふ」と惡口に及びければ、京へ人をはしらかして、この由を奏せられければ、攝政殿、「この條においてはたやすく仰せ下されがたし。かつは神事をおさへらるゝ事、そのおそれあり。しかし今度荒序なからんには」と仰せられければ、とゞまりにけるとなん。景基ゆゝしく侍りける、申すむねことわりなり。神慮重服の御いましめもなし、昇進今はとゞこほりなくして、いまだ家になき五位將監までのぼりにける、めでたき事なり。

前中納言定嗣卿、和漢の才先祖にも恥ぢざりければ、寬元四年の脫履のはじめより、仙

即ち來られし——一本「即ち馳せ來られ」

磬——樂器、直角に曲りたる石又は銅にて、物に吊りてたたく

終り——死に

重服——重き忌服

よみぢ安く罷らばやと御わたりなんや」といへりければ、孝通朝臣、即ち來られにけり。對面して「心にかゝりたる事候ひて、申し侍りつるなり、萬秋樂の序の聞きたく侍るなり。この邊にも管絃は候へども、同じくは御琵琶にて聽聞仕りたきなり」といひければ、即ち琵琶尋ね出して彈ぜられけり。病者、自ら善知識の前なる磬をとりて、大鼓のつぼに打ちあてゝ、涙を流しつゝ聞き居たりけり。さて即ち終りけり。あはれなりける事なり。

陵王荒序は、笛にとりて尤祕曲なり。大神基政、この曲を習ひ傳へては子孫の弟子ならぬものは、これを吹くことなし。基賢、宗賢、景賢、次第に相傳しはべりける程に、景賢がおとゝ成賢、傳へたる由を申しければ、景賢いきどほり申して、後鳥羽院の御時、この曲におきては、嫡々相傳して吹くべきよし、院宣を賜ひてけり。かゝる程に、景賢が子景基に傳へて後、父景賢うせにければ、景基重服にて侍りけるに、その年の放生會に荒序あるべしとて、成賢仕うまつるべきよし聞えければ、景基重服の身ながら、巖重

からず。嫡女、孝經七歳の年、あまりにふようにて走り遊びけるを、こらさんとて、所持の小琵琶を取りかくして「早くふようを道にたてゝ、琵琶などをば心になかけそ」とてしばし取り隱したりけるを、幼き心にあさましく歎きて、うばにともすれば愁へたいじやうしけれどもなほ許さず。かゝる程に、母賀茂へまうでけるに、この少人を具したりけり。下向の後「さても賀茂にては何事を申しつるぞ」と問はれて「たゞ琵琶をよくひかせさせ給へとこそ申しつれ」とぞ答へける。この詞をあはれみて、勘當ゆるして、小琵琶を返し與へければ、悦びて、是より心に入れて道をたしなみ、功を入れたる事第一なりとぞ。重代の人は、あはれふしぎなることなり。七歳の心に、道の執心あはれなる事なり。

行願寺に、全舜法橋といふ者ありけり。鞠足等ひきなりけり。ゆゝしきすきものにて侍りけるが、不食の所勞おもりて、既に命終の期になりて、杢權頭孝通朝臣のもとへ、使者をやりていひけるは「所勞大事にまかりなりて命旦暮にあり。今一度見參に入れて、

ふようにて―はしたなく
たいじやう―怠狀、あやまる事
鞠足―俚言集覽に「鞠を善くする人を云ふ」

は桂流なり。御尋あらんに、更にかくれ候ふまじ、されば餘曲は當流にてめでたく候ふ。入眼に至りてかく候へば、束帶に折烏帽子とは、たとへ申して候ふぞかし」と申したりければ、内府このやうを奏し申されにけり。是によりて定輔卿をあらためて、孝通朝臣に御傳授あるべきに定りけるを、かの卿つたへ聞きて、さわぎ參りて申されけるは「始より敎へ奉らせて、御寫瓶の時にいたりて、孝通に改められんこと、生きながら命をめさるゝにことならず。年來孝通をば、小師に附け參らせたる事にて候ふ。生涯のうらみこの事に候ふ。これ程の勅勘何事にか候ふ。猶この義に定り候はば、速に定輔を配流せられ候へ」となく〳〵申されければ「このことそのいはれなきにあらねば、ふびんなり」とて、なほ定輔卿にならはせ給ひにけり。道の執心面目を施すにつけても、罪ふかきことなり。

法深坊、生年二十の年より熊野へ詣でて「我道若し父の藝に及ばずば、速に命を召すべし」とこそ申されけれ。祈請のむね神慮にかなひて道の棟梁たり。口きたなくていふべ

小師―師といふ謙辭

故待價深—一本「故待續儉」
凌達—凌遲の誤ならん
寫瓶—師法を悉く受け傳ふる事
入眼—眼目の意

そ」とて、御心安うなりてかへらせ給ひけり。誠に道を重くせんには、あまたになりて、淺くならんことは口惜しかるべし。されば南宮譜序にも「物以レ秘爲レ貴。故待レ價深藏。音以レ希見レ重。故待レ人傳」と侍るぞかし。悲しきかな、世末になりて、この道やうやく凌達せり。委しくしるすに憚あり。そもそも恐ある事なれども、この次に申し侍るべし。後鳥羽院は、かの卿に御琵琶習はせたまひて、既に寫瓶せさせ給ふべきになりにける時、孝通朝臣北面に候ひて申し侍りけるは「恐はあれども、君の琵琶は、束帶正しくしたる人の、折烏帽子著したるに似させ給ひたる」とつぶやきけるが、御所ざまに漏れ聞えにけり。卽ちかの朝臣を弓場殿の方へめして、坊門の內府をもて、申す所のゆゑを御尋ありければ、孝通申しけるは「その事に候ふ。定輔卿の琵琶は、學說そのほか手撥合まで、皆當流にて候ふを、入眼の啄木にいたりて、桂の流を傳へたる人なり。妙音院殿、兩說を極めさせ給ひて、昔今を鑑みて、その淵底をあなぐらせ給ふに、當流を正として、桂流をば次にせさせ給ひて、あながちに御秘藏の儀なく候ひき。しかるに、かの卿の啄木

妙音院―師長

啄木―流泉と共に有名なる琵琶の曲

らくるしや」とぞいひける。聞く人怖畏をなしながら「たれ人にてかくは」と問ひければ「我はそれがしなり。法慳貪の罪によりて、手もなき鬼となれるなり」とぞいひける。祕すべき事も、いたく過ぎぬるは罪となるにこそ。能く心得べき事なり。

孝通朝臣若かりける時、さしてその病といふ事なきに、惱みて日數を送りける。次第に大事になりて、飲食も不通して、存命あぶなく見えければ、妙音院殿大に驚かせ給ひて、かの病席におはしまして、所勞のやう委しく御尋ありければ、孝通たすけおこされて申しけるは「さして痛む所も候はず、又苦しき事も候はず、いかにと候ふやらん、もののたべられ候はで、日數積り候ひぬる間、無力にて氣弱く覺え候ふなり」と申しければ、大臣能く〳〵御覽じて「汝はまことの病にてはなかりけり。さだすけが啄木をやむなり。その儀ならば慥に物食へ。さだすけには約束したれども、經信の流の啄木を教へんずるなり。それは汝うれへ思ふべからず。我見ん前にて物食へ。見て心安く思はん」と責めさせ給ひて、飯を水づけにしてすゝめさせ給ふに、かひ〴〵しく食ひてけり。「さればこ

申しつけたり―一本「申しつけ、ただ」

事がら―事態

だて〱し―伊達々々し、ならしくたけきをいふ

ふまじげに聞えけるを、西行聞きて、急ぎ中將のもとにまうで、そのよしを語りて「人に越えられ給ひなば、定めて世を遁れ給はんずらん」など申しけるを、中將聞きて「誠にさこそあるべけれども、母の尼堂を立つべき願ありて、その間の事を申しつけたり、出家の身にて口入せん事、勸め法師に似たらんずれば、その願とげて後相計ふべし」と答へられければ、西行心おとりして歸りぬ。任大臣のついでに聞えしが如く、宗頼成經朝臣、藤藏人頭に補せられにけり。其朝西行、弟子を中將のもとへやりて、若しやとて、事がらを見せけるに、あへて日來に替る事なかりければ、又文を持ちて「申し候ひしことはいかに」と尋ねたりけるに「見參の時委しくは申すべき」と返事せられたりければ、むげの人にておはしけりとて、その後はむかはずなりにけり。世を遁れ身をすてたれども、心は猶昔にかはらず、だて〱しかりけるなり。

山に、うへすぎの僧都といふ人ありけり。法に執深くてたやすく弟子などにもさづけざりけり。死にてのち、住房の天井のうへに、重き音なひして落ちかゝる物聞えけり。「あ

すゐじ—止まらせじ
うとみ…に—一本「うらみて歸りぬべきに」
實守—一本「實方」
西行は—一本「西行も」

ねければ「あれは鳶するゐじとて張られたる」と答へけるを聞きて「鳶の居るなにか苦しき」とてうとみて歸りぬ。次に「實家の大納言はいづこにぞ」と尋ね聞きけるに北の方の思ふやうにもおはせざりければ「あながちに利を求めたる御振舞うたてし」とて尋ね行かず。實守の中納言は早うせ給ひにけり。公衡の中將のある所をたづね聞きて菩提院へ行きぬ。うかゞひ見れば、縹のしろうらの狩衣に、織物の指貫ふみくゝみて、庭の櫻をながめて、高欄に寄りゐたるけしき、いと優にて、德大寺の御跡は、この人におはしけりと思ひて、左右なく櫻の本に立ち寄りたりければ、中將「いかなる人にか」と尋ねられけるに、「西行と申す者の參りて候ふ」と申しければ「年比見參したかりけるに」と殊に悅び給ひて、緣の上に呼びのぼせて、昔今の事語られけり。日やう〳〵暮れにければ、西行はかへりぬ。その後つねに參りて物語しけり。かゝる程に、任大臣あるべしと聞えけり。藏人頭に、かの中將なるべき仁にあたり給ひたりけるに、院は中將成經朝臣をなさんと思しめしけり。殿下は又大藏卿宗賴朝臣の推擧ありければ、兩闕ともに叶

清暑堂の御神樂—朝廷の年中行事の一つ
おさへて—強ひて

藤大納言實國、壽永元年に、例ならずおはしましけるが、清暑堂の御神樂に本拍子に催されければ、子息二人の肩にかゝり、おさへて參り給ひけり。その後いとゞ重くなられにければ、八條相國の御女、大敎院一品宮の御猶子にておはしける人、とぶらひにおはしたりけるに、大納言狩衣ひきかけて申されけるは「故內府は、清暑堂の御神樂の末拍子一度をこそとられたりしに、實國は四度その座をけがすうち、二度は本拍子をとり侍り、父にはまさりてこそ侍れ」と申し給ひけり。父大臣は、大臣の大將まで上り給ひけるに、官途の及ばざる事をば、なほ次にして、音曲笛などの事を執し思しけるにこそ。されば最後にも、さやうにはのたまひけれ。遂に同二年正月二日うせ給ひにけり。道の執心罪ふかきことにや。

西行法師、出家よりさきは、德大寺左大臣の家人にて侍りけり。多年修行の後、都へかへりて、年比の主君にておはしますむつましさに、後德大寺左大臣の御許にたどり參りて、まづ門外より內を見入れければ、寢殿の棟に繩をはりけり。あやしう思ひて人に尋

この殿―この箏の課歎

ねぎ―願ひ

釋奠―孔子を祭る儀式にて昔は二月と八月に大學寮にて式を行ひ論議述作などなせり

御紀念にはせられけり。その御傍に、御箏一張を立てられたりけり。播磨殿より普賢寺殿の御娘に、この殿をば傳へまゐらせられけり。夜ふくる程には、時々その御箏の鳴り侍るとかや。入道殿の御宿執にてひかせ給ふにや。物をねぎ申さるなれば、その事のかなふべきしるしには、必ず又御箏の音の聞ゆるなり。あはれにふしぎなる事なり。

大監物藤原守光は、侍學生の中には、名譽の者にてなん侍りける。嘉應年中に、聟薩摩守重綱に相具して、彼の國へ下りたりけり。承安三年重病をうけて、日比なやみけるが、少しよくなりたりけれども、猶例のやうにはなかりけり。さりながら八月以前に上洛して、釋奠にまゐらんと思ひたりけり。親き者ども制しけれども、猶强ひてのぼりぬ。八月七日疲極しながら、小袖の上に、下襲袍衣ばかりをきて、廟門に參りたりけるに、宴座とまりければ、罷出でにけり。さしも遙なる道を、しかも病につかれたる身にて、辛くしてのぼりたるに、空しくて出でにける、いかにほいなかりけん。志のいたり、これも宿執にひかれてあはれなり。

京極大相國—宗輔
應保—二條天皇の年號
そのかみ習ひし—一本「そのかみ致し習ひし」
御寵者—一本「御愛者」
御影—肖像畫

京極大相國、常にのたまひけるは「死去は人のをはりなり、つひとして遁れざることわりなり、死においては悔ゆべからず、但一事忍びがたき事あり、死にて後、永く笛をとるべからざる事を」とぞ侍りける。應保二年正月に出家、同月三十日、年八十六にてうせ給ひにけり。その後二條院の御時、かの大臣の作り給ひたる笛譜の說を、妙音院殿に勅問ありけるに、いかにぞやある處を、少々奏せさせ給へりけるを、大臣の御夢に、彼の大相國の御消息あり。宗輔と書かれたりけり。失せにし人はいかにと、怪しくて開きて御覽ずれば「そのかみ習ひし道を、かたぶけ奏し給ふことこそくちをしう侍れ」と書かれたりけり。おどろきおほして、御參內ありて「彼の譜に申し候ひしことは、皆もろもろひがおぼえに候ひけり」と奏しなほさせ給ひけり。世をへだて生をかへて、猶さほどの執心深かりけんこそ、いと罪深うおぼえ侍れ。

知足院殿に、小物御前と申す御寵者ありけり。後には播磨殿とぞ申しける。知足院に御殿を立て給はせけり。入道殿うせさせ給ひて後、若くおはしましける時の御影をかけて、

九月二日…：給ひにけり—此の一句一本になし

孝轉—一本「孝輔」

妙音院入道—師長

かなと、右府入道思ひたまひてかへり給ひければ、大將、砌におり立ちて、深く禮答ありて、公保大納言中將にておはしましける、門のもとまで送り申されけり、六十二にぞなり給ひける。左府入道は九月二日つひにうせさせ給ひにけり。この左府入道は、花園の左大臣の御ゆづりにて、右府入道をこえて、大將になり給ひたりしに、そのうらみをも忘れて、かやうにとぶらひ申されける、あはれにありがたき事なり。

仁平三年の比より、孝轉入道重病を受けたりけるに、次の年の二月十一日に、妙音院入道殿、宰相中將にておはしましけるが、とぶらひのために彼の家に渡らせ給ひたりけるに、孝轉病をたすけて起きあがりて「樂を承らば、苦病しばらく休みぬべし」と申したりければ、伶人を召して管絃ありけり。妙音院殿は、琵琶を彈じ給ひけり。孝轉「心神安樂なり」とぞ申しける。やゝ久しくありて、妙音院殿は歸らせ給ひにけり。哀にやさしかりける御わたりなり。孝轉老後に重病を受けては、念佛などをこそ申すべきに、宿執にひかれて樂を聞きたがりけるこそあはれに侍れ。

保延―崇徳天皇の年號

保元―後白河天皇の年號

して―一本「にて」

に至るほどに、遷化しにけり。

保延年中より、中院右大臣は左大將、德大寺左大臣ば右大將にて、相竝び給ひける程に仁平四年五月二十八日に、右大臣出家し給ひぬ。かくて年月を過しけるに、保元の亂いできて、程なくしづまりにければ、左大臣の世おぼえ、いとめでたくおはしけるが、いく程もつかへ給はず、病づきて危くおはしければ、保元二年七月十五日出家したまひて、菩提院にわたり給ひけるに、墨染の衣袴をぞ著給ひたりけり。藏人五位一人、僧一人、御車のしりへにうちたりけり。さて右府入道のとぶらひにおはしたりけるに、御子の大炊御門、右府の大將にておはしましけるして、中院右府入道殿に申し給ひけるは「見參し奉るべけれども、左右の大將にて、ひとしく相竝び奉りたりしに、我身は病にしづみて後、出家しては侍れども、今日明日ともしらず侍り。それよりは覺しめすさまに出家遂げ給ひて、かくつよくおはしますに、狼藉にて見え奉らん事、猶本意なかるべければ、萬が一この度命いきて侍らば、それへ參るべし」と申されければ、猶執おはしますもの

ちらし―世間に漏し

念なかりぬべし―一本「念なかるべし」

陪臚―一に倍臚に作る、舞樂の名

せう〳〵ちらしけるとかや。院そのよしを聞し召して「時資が先年の言葉空からず、相かなひて侍り」とぞ仰事ありけり。その後八幡別當賴淸が、寵童小院（基政なり）、石壽（淸方なり）、おのおの舞を習はせけり。小院をば光季につけて陵王をならはせければ、一事殘さず悉く傳へたるよし、起請を書きてわたしけり。石壽をば助忠につけて、納蘇利をつたへけり。手におきてはこれをのこさず、口傳はひかへたるよし申して、起請文に及ばず。賴淸ふかく恨みて院に申しければ、勅定に「この事力及ばざる事なり。早く二郎丸が青海波に事切れにき、かくの如く祕すればこそ、道はみちにてあれ」とぞ仰せられける。誠に何のいみじき事とても、あさ〳〵しくちりぬれば念なかりぬべし。又かたく祕するも罪深し。とにもかくにも、諸道の宿執よしなき事にや。

六波羅の別當長慶は、院禪が琵琶の弟子なり。最後の時、時元とぶらひに來りたりけるに、かきおこされて「陪臚の唱歌今一度したまへ。承らん」といひければ、時元いふが如くにしければ、ほろ〳〵と泣きて聞きけり。入滅の時も、秋風樂を聞きて、三帖喚頭

萬秋樂―雅樂の名

凌遲のもとゐ―其道の衰へゆく基

天氣―天皇の御氣色

左兵衛尉―一本「左兵衛」

一叡この事を聞きて、禮拜をなして去りにけり。かくの如くのためしおほし。靈異記にも、熊野山、および金峯山に、誦經の髑髏あるよし見えたり。これら皆執の深き人のいたりなり。善事は執にひかれて、善所にまうづ。惡事に深き執こそよしなきことなれ。

堂僧濟範は、ふかく音樂にふけるものなりけり。さいごの時、萬秋樂を聞きて、三帖喚頭にいたる程に遷化しにけり。これも宿執のふかきいたりなり。

白河院の御時、時資を召して、御寵童二郎丸に、貴德、納蘇利等の祕事授くべきよし勅定ありけるに、時資再三辭し申して敎へず。「かやうの童、當時こそ候へ。成人の後は、我業にあらねば、是を祕すべからず。世のため道のため、凌遲のもとゐに候ふ」とて遂にさづけず。これによりて、天氣快からずなりにけり。其後則季をめして、青海波の樂の左のまひの祕事どもを傳ふべきよし仰せられければ、勅に應じて、悉くさづけてけり。これによりて、則季北面ゆるされて、左兵衛尉に任ぜられにけり。その後二郎丸が寵さがりて、やう〳〵退けられにければ、伯耆國に落ち下りてありける間に、青海波の祕事

西塔―比叡山三塔の一

兜率―須彌山の頂にありといふ天の名

その墓所を他所に渡したりける時も、猶經の聲怠らざりけり。在世の時より執し奉れる故に、歿後もその行怠らぬなり。善惡につけて執心あることは、生をへだてつれども、かゝるにこそ。

同西塔の僧圓久も、此定なりけり。但し是は、七々日毎に讀みけるとぞ。哀なる事なり。又一叡といふ僧ありけり。これも多年法華經に歸して修行しける間、紀伊國宍背山にいたりて、宿したりける夜、その人は見えずして、法華經をよむ聲聞えけり。一部讀み終りて經の聲やみぬ。あやしく思ひて、朝にその程を見るに、年序經たる白骨あり。更に分散せずして、正體みなつゞきたり。その髑髏の中に赤き舌あり。一叡、髑髏に向ひて、その因縁を問ひければ、舌答へていはく「我はこれ叡山の僧、名をば圓善といひき。修行の間、この山に至りて夭亡す、前生に、法華經六萬部を讀み奉らんと、願をおこして、生分は既にをはりにたり、はからざるに生を隔つといへども、その願を誦滿せんがために、猶誦するなり。今年既に讀みをはりて、まさに兜率内院に生ずべし」といひけり。

れけり。その日左右うち出でて、互に鞭をあてたりけるに、助友すでにぬけて勝ちけるとき、御室見物しておはしましけるが、五鈷をなげ出されし時、助友落馬してやがて死にけり。命にかへておぼえけん、執心のふかさよしなきことなり。この事助信がつがひに、たゞ同じさまに聞え侍るは、同じ事の二度侍りけるにや。委しく尋ねしるすべし。但承保の江記に侍るは、近重かちするにて、助友が馬近重をふむ、いくばくの日を經ず死ぬ、承保以後の競馬の記ども、助友つかうまつりたるよし見えて侍り。されば助友が死にたるよし見えたるは、近重をかきあやまてるにや。かた〴〵おぼつかなし。

平等院には、この比も宇治殿すませ給ふとかや。とりわきおはします間の侍るなる。一の人御參のときは、ことにその間をば恐れさせ給ふとぞ。京極殿にも、大殿御束帶にて、時々承仕などに見えさせ給ふとかや。御執心のとゞまる故にや。

叡山千手院に、廣淸といふ僧ありけり。常に法華經を讀み奉りて、極樂に詣でたるよし、人の夢に見えたり。歿後にかの墓所に、夜ごとに經一部よむ聲怠らざりけり。改葬して、

互に—一本なし

しるすべし—一本「しるべし」

一の人—大臣

ことに—一本「こゝろより」

祿—褒美

宇治殿の御記—賴通の日記

承保—白河天皇の年號

難治なり—一本「汝」とありわろし

たりけるに、關の木のさしいでたりけるに、首をかけて落ちて死にけり。祿をば尸にぞかけられける。種武はわきじろといふ馬に乘りたりけるも、究竟の馬にてありければ、乘りけるものいまだ負けざりけるに、此度種武乘りて始て負けにけり。わきじろ、馬場のすゑにて、種武をはねおとして食ひころしてけり。かのつがひ、二人ながら同時に死にけり。ふしぎの事なり。此事いづれの日記に見えたりといふ事たしかならねど、かく申し傳へたり。江師のしるされたるは、宇治殿の御記に「昔有二駿馬一負二競馬一食二殺其乘尸一到二坂東一成二神馬一云々」かゝるためしも侍りけるにこそ。

承保二年八月二十八日、同院に行幸なりて競馬ありけり。秦近重と下野助友とつがひけり。近重は御室に參じて、鞭加持の事を申し入れ、助友は御室にひとしき有驗の僧、誰かはあらんと思ひめぐらして、義範僧都のもとへ向ひて申しけり。義範のいはれけるは「今度加持難治なり。勝ちて死なんとや思ふ、負けて生きんとやおもふ。兩樣を思ひ定むべし」といはれければ、助友、たゞ勝ちて死ぬべきよしをいふ。さらばとて加持せら

のりじり——乘尻
鞭の加持——競馬に勝つ爲の鞭の祈禱

巻第十五

宿執　第二十三

宿執者。天性之所ニ染著一也。文武以下諸雜藝。稟ニ其道一。思ニ其名一之者。雖レ臨ニ老耄一棄捐。人皆有レ癖。不レ能レ欲レ罷。是又前業之令レ然歟。

いづれの年の事にかありけん、高陽院にて競馬ありけるに、狛助信のりじりに入りにけり。ゆゝしき上手にて、度々つかうまつりけれども、いまだ負けぬものなりけり。鞭の加持を、その時の御室に申したりければ、この度は、負けよと思しめすよしを、仰せられければ、助信そのゆゑを尋ね申せば「この度勝ちなば命あるべからず」と仰せられけり。助信たゞ勝ちて死ぬべきよしを、しひて申し入れければ、加持してたまはせてけり。その日になりて、尾張の種武にあひて勝ちにけるが、馬場するに門のありけるが、あき

小倉山―拾遺集第九に出づ
わびしら―古今集第十九に出づ

ざらめや。

小倉山もみぢのいろも心あらばいま一たびのみゆきまたなん　太政大臣貞信公

わびしらに猿ななきそ足引の山のかひある今日にやはあらぬ　躬恒

この行幸の年紀、并に歌仙等の事、かたぐおぼつかなし。こまやかに尋ねてしるべし。

て桂川なかく
梅津―春の梅より梅津を出せり
みゆきを待ち―一本「みゆきをさぶらひ」
又此の一句なき本もあり
うれしき―一本なし
もし…一本なし

わたしもりを召して、夕月夜小倉の山のほとり、ゆく水の大井の川邊にみゆきしたまへば、ひさかたの空には、たなびける雲もなく、みゆきを待ち、ながるゝ水は、そこに濁れるちりなくて、おほん心にぞかなへるとみことのりして仰せたまふことは、秋の水にうかびては、流るゝ木の葉とあやまたれ、秋の山を見れば、おるひとなき錦とおもほえ、紅葉の葉の嵐にちりて、もらぬ雨ときこえ、菊の花のきしにのこれるを、空なる星とおどろき、霜の鶴川邊にたちて、雲のゐるかとうたがはれ、夕の猿山のかひになきて、人のなみだをおとし、旅のかり雲路にまどひて、たまづさと見え、あそぶかもめ水にすみて人になれたる、入江の松、いく世經ぬらんといふことをよませたまふ。われらみじかきこゝろの、このもかのもにまどひ、つたなき言の葉、ふく風の空にみだれつゝ、草の葉の露とともにうれしき涙おち、岩浪とともによろこばしき心ぞたちかへる。もしこの言の葉世の末までのこり、今を昔にくらべて、後の今日をきかん人、あまのたくなはくりかへし、しのぶの草のしのば

やどぞ戀しき——一本「やどの戀しき」
昌泰——醍醐天皇の年號
十一日——一本「二十一日」
月のかつら——月の緣に

この春はげにふることぞ思ひいづるかはらぬ宿の雪をながめて

むかし見し庭の雪とはおもはねどたがためならぬやどぞ戀しき

白雪のふればかひある世なれどもむかしよいかに忘れわびぬる

堀河殿、いそのかみふりにし事を、返事に、

よろづ代もゆきつもるべき雲のうへにたゞ思ひやれあきの宮人

紅の薄樣に書きて、おなじ色の薄樣にてたてぶみして、所の衆をつかひにて、中宮の按察使殿の局にさしおかせける。この贈答のやうおぼつかなし。くはしうたづねてなほすべし。

亭子院の御時、昌泰元年九月十一日、大井川に行幸ありて、紀貫之、和歌の假名序かけり。

あはれ、わが君の御代なが月の九日と昨日いひて、のこれる菊見たまはん、またくれぬべき秋ををしみ給はんとて、月のかつらのこなた、春の梅津より御舟よそひて、

この外の歌ども、事長ければしるさず。

承元五年閏正月二日の朝、目も驚くばかり雪ふり積りけるに、九條大納言參內せられて「この雪は御覽ずや」とて、人々いざなひて、車寄に車さしよせて、別當の三位かうのすけ以下、內侍達引き具してやり出されけり。中宮は后町より、いまだ入らせおはしまさねば、中御門殿へやりよせて、宮の女房一車やりつゞけて、大內右近馬場、賀茂の方ざまへあこがれて行かれける。大納言直衣にて騎馬せられたりけり。さらぬ人々も、或は直衣、或は束帶にて、六位まで伴ひたりけり。賀茂神主幸平、狩裝束して車のともに參れり。「昔はかゝる雪には、馬に鞍置きまうけてこそ侍りしに、今はかやうの事絕えて侍りつるに、珍しくやさしく候ふものかな」とて若き氏人ども、同じく狩裝束して、みなみな鷹手にすゑて、神館の方へ御供つかうまつりて、雪の中のたかがりして御覽ぜさす。道すがらいと興ある事どもありけり。宮の女房、內の女房いひかはしつゝ、やさしき事ども多く侍りけり。後の朝に、大納言、宮の御方の按察使殿のもとへ、

承元―土御門天皇の年號

たりけり―一本「けり」の二字なし

後の朝―翌朝

保安—鳥羽天皇の年號

かみおろし—歌の初の五文字の稱といふ

保安五年閏二月十二日、法皇新院御同車にて、白河の花を御覽ぜられけり。殿下太政大臣以下、騎馬にて供奉せさせ給ひけり。中宮の女房、車一輛やりたてゝ見物せられけり。法勝寺の西門より御車を引入れて、花のもとにたてられけり。その後白川の御所へ入御ありて、人々に饌をたまはせける。頭中將忠宗朝臣ぞ勸盃せられける。太政大臣盃を取り給ひて、殿下にさしまゐらせられけり。その後新院出御ありて、和歌を講ぜられける。頭辨雅兼朝臣講師なりけり。内大臣序を書き給ひけるに、海内苗安日、洛外花開之時と、かみおろしに書き給ひたりける、いと興ありけり。御製をば、中納言實行卿ぞ講じ給ひける。

尋ねつる我をや花のまちつらん今日ぞさかりににほひましける

白川のながれひさしきやどなれば花のにほひものどけかりけり　太政大臣

つねよりもめづらしきかな白川の花もてはやすけふのみゆきは　殿下

かげきよき花のかゞみと見ゆるかなのどかにすめる白河のみづ　内大臣

束などにてさら〳〵と音たてて來る人の意なるべし

口せさせて　―口をとらせて

かいこづむ　―つまづきてうづくまる

して參る音のしければ「誰ぞと見てまゐれ」と仰せられければ、急ぎ出でて見れば、淡路守盛長「殿下の御使として參りて候ふ、以外の大雪にてこそ候ふめれ。定て御覽じ候ふらん。只今參り候ふなり」と申させ給ひたりければ、御手をはたとうたせ給ひて「さ思ひつる事こそ、いかゞせんずる」と騷がせ給ひて「殿上人御隨身のしかるべきものども、たゞ今急ぎ參れと。召に遣せ」と仰せられて、やがて御裝束四五具取り出させ給ひて、いづれをかめすべきとて、御鬢かゝせおはしまして、引きつくろひておはしますに、夜のしら〳〵と明くる程に、殿下黑き馬にうつしおきたるに奉りて、敦時に口せさせてまゐられ給ひたりければ、やがて出御ありて、馬場殿へ御幸ならせ給ひて、秋の山の方へ入らせ給ひけるに、くぼみたる所に、雪のふり積みたるをしらせ給はで、殿下の御馬をうち入れさせ給ひたりければ、かいこづむ所にて、御隨身敦時、有長、穴ありと申したりけるを、院還御の後「關白の馬のつまづきたるを、隨身がいかにやりたりつるこそおもしろかりつれ」と仰事ありけり。

うるはしう云々—見事に多くめし上られたる意なるべし

尺—一尺

さゞめきたる人—強裝

れて持ちたり。二人の童、寝殿の前をへて、階の子を斜におり下りて、御車へまゐりけるさま、いみじく優になん見え侍る。酒はうるはしうならせ給ひける。橘は季通御供に候ひけるに賜はせけり。上皇かへらせおはしましけるまゝに「ゆかしくなつかしき世にてこそおはしましけれ」とて、庄一所まゐらせられたりければ、たゞ今御幸なるよし告げ参らせたりける、御随身になんあづけ給ひける。

同院、鳥羽殿におはしましける時、昨日より雪ふりて、今日一日ふりくらしたりける、夜半ばかりまで猶降りければ、院おきさせ給ひて、備後守季通が御前に臥したりけるに、「雪はいくらほどたまりたるぞ。なほ降るか見て參れ」と仰せられければ「吹きためたる所は、一尺にあまりて候ふ。庭は八九寸ばかりも候ふ」と申しければ、「ゆかしき大雪にこそ、たゞ今尺に滿ちなんず」と仰せられて「近衛舍人の近くゐたるやある、しかるべき近衛司の近きは誰かある」など、御氣色つかせ給ひておはしける程に、鐘の音のしければ、「後夜かな」と仰せられて、しばしありける程に、さゞめきたる人の、さや〳〵と

せわり—背割り

各冠などしかへて、内裏へ參て、宮の御方にて和歌を講じけり。先づ盃酌ありけるとかや。昔はこの事常の事なりけるに、中比よりたえにけり。くちをしき世なり。

白河院、深雪の朝、雪見の御幸あるべしとて、御供の人少々召さるゝ事、ほのきこえし程に、やがて出御ありて「おもしろき雪かな、いづかたへかむかふべき。小野皇太后宮のもとへ向はばや」と仰せられけるを、御隨身承りて、從者を馬にのせて、彼の宮へ馳せまゐらせて「かゝることに、既に御車奉りて候ふなり、御用意候ふべし」と申したりければ、紅の衣五具ありけるを、せわりにふつと切りて、寢殿十間になん出されたりける。「みづから入りて御覽ずる事もあらばいかゞ」と申す人ありければ、皇太后宮、「雪見る人は内へ入ることなし」とて、さわぎたる御氣色なくてなん、おはしましける。さる程に、やがて御幸なりて、御車やり入れて、階隱の間にさしよせて、おはしましければ、みきをなん勸め奉られける、朽葉のかざみ著たる童二人、一人は沈の折敷に玉の盃、銀の皿に金の橘一ふさを盛られたるをもちたりけり。一人は片口のてうしに、酒を入

寛治—堀河天皇の年號

貫主—延略寺の座主の事

巻第十四

遊覽　第二十二

周覽之遊。其興太多。春有萬樹之花。夏有百尺之泉。秋有千里之月。冬有數重之雪。各就勝地。彌添氣色者也。

寛治六年十月二十九日、殿上逍遙ありけり。その時の皇居は、堀河院なりければ、その北なる所にて、人々集りたりける、次第に馬をひかせて、北陣の上をわたして叡覽ありけり。人々三條猪熊にてぞ、馬に乗りける。頭辨季仲朝臣、頭中將宗通朝臣、烏帽子直衣、その外の人々は狩衣をぞ著たりける。所衆、瀧口、小舍人あひしたがひける。大井河にいたりて、紅葉の船に乗りて、盃酌ありけるには、大夫季房、侍從宗輔、實隆などは、年をさなければ、貫首の上にぞ著きたりける。夜に入りて、集會の所にかへりて、

心地のおぼえ給ひて、たちやすらはせ給ひけるに、をりしも村雲の月にかゝりければ、「我願すでに滿ず」とてぞ、貞觀殿の高妻戸よりをどりおりさせ給ひける。それよりぞ、かの妻戸はうちつけられにけるとぞ。粟田殿は御修行あらば、同じさまにて、いかならん所までもと契り申されて、その夜も御供せさせ給ひたりけれども、さもなかりけり。あまさへ法皇の御事ありて後、五ヶ月のうちに、正三位中納言までになられにけり。二心おはしまして、たばかり奉られにけるとぞ、世の人は申しける。長德元年に關白になり給ふといへども、程なくうせ給ひにけり。世には、七日關白とぞ申しける。

邪婬・不妄語・不兩舌・不惡口・不綺語・不貪欲・不瞋恚・不邪見の十戒を修むれば來世に天子となるといふ佛說二心おはしまし云々―花山院の讓位したるは兼道等の謀れる事にて詳しくは大鏡に出でたり

人の—一本なし

法住寺相國—爲光

粟田關白—兼家の男道兼

王位—一本「主從」とありてわうゐとよませたり

十善の王位—不殺生・不偸盜・不

存じまうけだり」といひて同じく出家してげり。人の教訓にてし給ひたれば、いかゞと世の人思ひけるに、始終たふとくて過ぎ終りけり。飯室にすみてよまれける。

見し人もわすれのみゆく山里にこゝろながくもきたる春かな

さても彼の帝、世をそむかせ給ふことのおこり、いと哀にかなし。法住寺相國の御女、弘徽殿の女御とて、さぶらはせ給ひけるが、かぎりなく御志深かりけるに、おくれさせ給ひて、御なげき淺からず、世の中心ぼそく思しみだれたりける比、粟田關白いまだ殿上人にて、藏人辨と申しけるが、扇に、

妻子珍寶及王位　臨命終時不隨者

といふ文を書きてもたれたりけるを、御覽ぜられけるよりこそ、いとゞ御心おこりにけれ。この世のたのしみは、夢まほろしのほどなり、國王の位よしなしなど、思召しとりて、忽に十善の王位をすてゝ、一乘菩提の道に入らせ給ひにけり。既に内裏を出でさせ給ひける夜、寬和二年六月二十三日なりけり。有明の月隈なかりければ、いかにぞや御

たまひける。この事實にもとおぼえ侍るなり。

明義門院、寛元元年三月二十九日にかくれさせ給ひしに、侍從隆祐、備後國にて聞き參らせて、詠みて送り侍りし。

袖の上に彌生の雨のはれやらでかげとたのみし花やこひしき

この歌を、遙に程經て持ちて來られしに、その年の九月に、又陽明門院うせさせおはしましゝかば、醍醐殿の御葬に、家にこもり侍りしに、かの使下るとて、返事こひ侍りしかば、人にかかせて、つかはし侍りし。

思ひやれ彌生のあめもはれやらでまたしぐれそふあきの山里

花山院の御時、中納言義懷は、外戚權右中辨惟成の近臣にて、おの〳〵天下の權をとれり。然るに帝、密に內裏を出でさせ給ひて、御出家ありけり。惟成すなはちもとゞりを切りて、義懷卿にいひけるは「貴殿忝くも外戚として、重くおはしつるに、外人となりて、今更なる世にまじはらんことは、いかゞ案じ給ふ」と、義懷「我もそのよしを

かぎりの度の行幸—最後の行幸即ち葬儀をいふ

厭離穢土—この世を厭ひ離るゝこと

事、たとへをとるにためしなき事なり。十九日御入棺、二十五日御葬送なり。中十六日おきまゐらせりしかば、玉體皆かはりはてゝ、なつかしううつくしかりし御にほひも、あらぬ御事にならせ給ひし事、心なき草木までも、皆うちしをれたる世の式、いまださめやらぬ夢の心地なり。かぎりの度の行幸には、左大臣、右大臣、前内大臣、按察使大宮大納言、高倉大納言、萬里小路大納言、帥大宮中納言、中御門二位、侍従宰相、右宰相中將、右兵衛督、六條三位以下、侍従數輩、衣冠に纓をまきて、藁沓をはきて供奉ありし、目もあてられざりし事なり。當御時藏人をへたる諸大夫六人、同じく衣冠に纓をまきて、火をともして、御車の左右につかうまつりき。前後の武士、その數を知らず。その夜泉涌寺の上の山にをさめ奉りて、立ち歸る人々の心の中推しはかるべし。大臣三人、かく供奉したまふこと、昔もありがたきためしにや。西山の澄月上人申されけるは「この御事などを見て、厭離穢土の心もなからん程の人は、いかにも道心おこりて、佛道に至らんことはあるまじきなり。是程にあはれに悲しき事は、いかでかあらん」とその

置せざりけり。「たゞ今生身の佛來迎し給はんずれば、本尊よしなし」とぞいはれけり、さていたゞきあらひて、よきむしろなど敷かせられけり。親父身まかりて、次の年服ぬぎ侍りて後、伊勢に下りて侍りしに、いくほどなくて、母又身まかりしかば、急ぎのぼりて侍りしに、息隆祐のもとより、

たちかへりふぢの衣やしぼるらんつくしはてにし涙とおもへば

いかばかりをりしくなみにたちにけん人もかれにしいせの濱荻

生者必滅のことわり、會者定離のならひ、高きも下れるものがるゝ事なければ、わきて驚くべきにあらねども、近くまのあたり悲かりしは、四條院の御事なり。玉體ことにつゝがなくて、御みめもたぐひなく渡らせおはしましゝに、仁治三年正月六日、俄に御不豫の事ありて、七日節會に出御もなし。前大僧正良尊法印、房能、淸嚴など、心肝をくだきて祈り奉りしかども、そのしるしもなし。二十二社の奉幣、非常の赦をおこなはれしかども更に益なし。九日寅の刻に、御年わづかに十二にて、かくれさせたまひにし

息―一本なし

みめ―容貌

七日節會―正月七日白馬節會をいふ

にぞ―一本「にて」

こゝのしな―上品上生より下品下生に至る九品淨土をいふ、上のうへは卽ち上品上生也

從二位家隆卿は、若くより後世のつとめなかりけるが、嘉禎二年十二月二十三日、病にをかされて出家、七十九にぞなられける。やがて天王寺へ下りて、次年或人の敎により て、俄に彌陀の本願に歸して、他事なく念佛を申されけり。四月八日宿執や催されけん、七首の和歌を詠ぜられける。

ちぎりあればなにはの里にやどりきて波の入日ををがみつるかな

なはの海を雲井になしてながむればとほくもあらず彌陀の御國は

二なくたのむちかひはこゝのしなのはちすの上のうへもたがはず

八十にてあるかなきかの玉の緒はみたさですくへ救世のちかひに

うきものとわがふる里を出でぬとも難波のみやのなからましかば

あみだ佛と十たび申してをはりなばたれもきく人みちびかれなん

かくばかりちぎりましますあみだぶをしらず悲きとしをへにけり

かくて九日、かねてその期を知りて、酉の刻に端坐合掌して終られにけり。本尊をも安

禮盤―佛像の正面にある高座をいふ
天外―一本「天下」

けたりける柱は、度々の燒亡に、是を大事に取り出しけるが、近くありける火にやけにける。

後鳥羽院、かくれさせ給ひて、四十九日の御導師に聖覺法印參りたりけるに、御佛事座をかさねて、ことをはりて罷り出でけるを、奉行人すゝみよりて「七條院の御沙汰にて臨時の御佛事あるべし、しばらく候はせ給へ」といひて、卽ち佛經とり具したりければ、聖覺禮盤にのぼりて、恒例の佛經さんだんはてゝ、結句に「生きての別を天外に尋ぬれば、蜀山の雲遙にへだたり、死しての悲を地下にもとむれば、霸陵の水轉咽ぶ。分段のならひこりはてぬ。親ともならじ。子ともならじ、上界の望は猶ふかし」我ためにも人のためにも、たゞこの句ばかりをいひて、かねを打ちたりける。取りもあへぬ程に、めでたくぞつらねたりける。生きての別を天外に尋ぬれば、蜀山の雲遙に隔たれるといへるは、隱岐の御所の事なり。かれもこれも、誠にかなしき事なり。前後相違の御追善、あはれ盡き難き事なり。

慈鎮和尚—天台座主、忠通の子

原にてぞ—一本「原にきて」
その—一本「それ」

かなしさのきのふの夢にくらぶればうつろふ花もけふの山風

その御子、前内大臣大納言の時、三十首の歌を人々によませて、選定してつかはす時、慈鎮和尚、往事を思出で給ひて、寄レ水懐舊によみ給ひける。

思いでてねをのみぞなく行く水にかきし巴の字の春の夜の夢

定家卿、おなじこゝろを、

せく水もかへらぬ浪の花のかげうきをかたみの春ぞかなしき

承久の亂によりて、中御門中納言宗行卿、關東へ呼び下されけるに、菊河といふ所にてうしなはるべきよし聞きて、遊女の家の柱に書きつけ給ひける。

昔南陽縣菊水　汲二下流一而延レ齡
今東海道菊川　於二西岸一而失レ命

けふすぐる身をうきしまが原にてぞつひの命をまたさだめつる

さしもの事に、取りあへず案じつらねられける、あはれにいみじき事なり。その書きつ

空なれど—一本「なれば」

曲水宴—三月三日上巳の節會に行はるゝ詩歌の宴、觴を流に浮べ、己の前を過ぐる程に詩を作る也、又水の上に巳の字を書く儀あり

もち月の頃はたがはぬ空なれどきえけん雲の行方かなしな

かへし、

紫の雲ときくにぞなぐさむる消えけん空はかなしけれども

後京極殿は、詩歌の道に長じさせ給ひて、寛弘寛治の昔の跡を尋ねて、建永元年三月に、京極殿にて、曲水宴を行はんと思したちけり。巴字の潺湲をながし、住吉の松を引きうゑなどして、さま〴〵に御いとなみありけるに、熊野山炎上のきこえありければ、三日は延びて、中の巳の日を用ひられたる例もありとて、十二日と定められたりける程に、七日の夜、俄に失せさせ給ひけり。人々の秀句、空しく家に殘りてこそ侍らめ。御年二十八なり。をしく悲き事なり。定家卿、この事をなげきて、家隆卿の許へ申しつかはしける。

昨日までかげとたのみしさくら花一夜の夢のはるの山かぜ

かへし、

春愁—一本「春秋」

後京極殿—道實の子良

菩提院三位中將—基房

とぞ侍りける。平生の御風情にかはらざりければ、悲涙を拭ひて、六韻の詩をつくらせ給ひける中に、

再會夢中談往事　遺文詩上識春愁

誠にさこそおぼしめされけめ。あはれなる事なり。

中宮權大夫家房卿、建久七年七月七日にうせ給ひて、後の春、後京極殿かのいへを過ぎさせ給ふとて、平生の作文の席に、つらなり侍りし事思召し出でて、獨吟せさせ給ひける。

花尙春花留有露　宅斯舊宅廢無人

西行法師、當時より、釋迦如來御入滅の日、終をとらんことをねがひて、詠み侍りける。

ねがはくは花のもとにて春しなんその如月のもち月のころ

かくよみて、遂に建久元年二月十五日に往生を遂げてげり。この事を聞きて、左近中將定家朝臣、菩提院三位中將のもとへ申しつかはし侍りける。

みしまえ―攝津の名所
書かせ―一本「和させ」
おとゞ―一本なし

とはばやと思ひよりてぞなげかましむかしながらの我身なりせば

二條院かくれさせ給ひて、中納言實國卿、白河宮に參りて見まゐらせけるに、故院にあさましく似まゐらせ給ひたりければ、あはれにおぼえて、次日前左衛門督公光卿のもとへ申しおくりける。

みしまえのたづのけしきぞなつかしきなれし雲井に思ひなされて

高倉院の女房、世をいとひて、さまかへたる人侍りけり。幾程なくて、院かくれさせ給ひにしかば、大納言實國卿、かの女房のもとへ申しつかはしける。

月影を見すてゝ入りしことわりはくもがくれぬるいまこそは知れ

冷泉内大臣、文治四年二月二十日、年二十二にてうせ給ひて後、三七日の夜、後京極殿の二位中將にておはしましけるに、御夢に、おとゞ六韻の詩をあらはして、書かせ給ふべきよし申されけり。御夢覺めて後、詩一句ばかり覺えさせ給ひける。

春月羽林悲自秋。

けり。成佐漢才に長じて、能く仁義禮智信を知りたりけれども、後生の事をさとらずして、かゝるくるしみを得けるにや。悲むべきことなり。同十一月二十九日、宇治の大臣成佐が弟子どもに支配して、一日に三尺の地藏菩薩の像を圖繪し、法華經一部を書寫して、成佐が妻がもとにて供養せられけり。大臣は、成佐が弟子にておはしけり。久壽元年の春の比、大臣の勾當有忠が夢に、成佐鬼道にありといへども、人を害する心なしと見たりけり。いかなりけることにか。

鳥羽院かくれさせ給ひて、御葬送の夜、西行法師思はざるほどに、高野よりいでて、この事にまゐりあひてよみ侍りける。

　こよひこそ思ひしらるれあさからず君がちぎりのある身なりけり

おなじ夜、よみ侍りける。

　みちかはるみゆきかなしき今宵かなかぎりの旅と見るにつけても

御おくりの人々歸りけれども、一人殘り居て、あくるまで御墓にてとぶらひまゐらせて、

勾當―勘定方

君がちぎり―一本「君にちぎり」

おくり―柩を送葬すること

閑庭―一本「閒庭」

冥官―閻魔廳の法官

三途―火途、血途、刀途、地獄の苛責

平の御子の御娘のよし、系圖に註せる、おほつかなき事なり。尋ね侍るべし。
敦光朝臣、江師の舊宅をすぐるとて、

往事眇茫共誰語　閑庭唯有不言花

と作りたりける、いとあはれにこそ侍れ。後京極殿、詩の十體を選ばせ給ひけるに、この詩をば、幽玄の部に入れさせ給ひたりける。

二條右衛門佐重隆、歿期に冥官になりにける。白河院、善と御罪ひとしくおはします間、御生所定らせ給はぬよし、かの冥官申すと、ある人の夢に見たりけり。重隆舊臣のよしみにて、かく申しけるにこそ、あはれなる事なれ。鳥羽院この事を聞し召して、さまざまの御事どもありて、とぶらひまゐらせられけり。

仁平元年九月七日の夜、菅登宣が夢に、故式部權少輔成佐、法師のかたちにて、瘠せいまいましげにて、青き衣に袴著けて、三途を遁れざるよしをかたる。登宣平生にたつる所の義、いかにと尋ねければ「閻魔王の疑難をえては、その儀のぶる事能はず」といひ

後中書王━
具平親王

きかせ給ひて「馬のはなれたるにこそ」と仰せられけり。頼光きゝて、かくの如くの主將軍たるべしとぞ、感じ奉りける。あはれなる中に、うちさましたる事なるべし。この中に、又たけき心には、かく思ひ參せて、感じ申しけるこそいみじく覺えけれ。

後中書王、雜仕を最愛せさせ給ひて、土御門右大臣をばまうけ給ひけるなり。朝夕これを中にする爲て、愛し給ふこと限なかりけり。月のあかゝりける夜、件の雜仕を具し給ひて、遍昭寺へおはしましたりけるに、かの雜仕、物にとられてうせにけり。中書王、歎きかなしみ給ふ事、ことわりにも過ぎたり。思ひあまりて、日比ありつるまゝに違へず、我御身とうせにし人との中に、この兒をおきて、見給ひつるかたちを、車の物見の裏に繪にかきて御覽じける。さる程に、寛弘の中殿の御作文にまゐり給ひて、その車を陣にたてられたりけるほどに、物見落ちたりけるを、牛飼たつるとて、あやまりて裏を表にたてゝけり。その後改めらるゝこともなくて、今におほがほの車とて、かの家に乘り給へるは、この故に侍るとぞ申し傳へたる。しかあるを、土御門のおとゞの母は、式部卿爲

光勝、念佛宗の始祖
おくれ—先立たれ
權者—佛のかりに人間に生れたる者
山作所—墓所の事

上人「など泣くぞ」と問ひ給ひければ、小兒答へけるは「二歳と申しけるに父におくれぬ。たゞ一人たのみて侍りつる母に、この曉又おくれ侍りぬ。今は誰をたのみて身をたて、いづれの世にか再びあひ見ゆることを得ん」といひければ、上人聞きて「な泣きそ」とこしらへて、彈指してのたまひける。

朝夕歎心忘後先立常習

と唱へて過ぎ給ひにけり。小兒この文を聞きて、卽ちなきやみにけり。村人「さしも悲しみつるに、など泣き止みたるぞ」と問ひければ「上人のさづけ給ひつる文あり。その心は」とていひける。

朝夕になげく心をわすれなんおくれさきだつつねのならひぞ

七歳の人のかく心得ときけるも、たゞ人にはあらず。これも權者なりけるにこそ。

法興院入道殿、かくれさせ給ひて御葬送の夜、山作所にて、萬人騷動の事ありけり。町尻殿おどろかせ給ひて御往反ありけり。御堂殿は、少しも騷がせ給はで、人々に尋ね

號

やしろの數—日吉七十社

延喜聖主—醍醐天皇

清眼—清海の誤にや

空也—名は

の御製を下さる。

七十の今日のためとや神もさはやしろの數を定めおきけん

藤大納言爲家卿、鳩の杖をつくりておくるとて、

神山の千世にさかゆる榊もてつくれる杖もきみがためとぞ

哀傷　第二十一

正長八年九月二十九日、延喜聖主崩御。十月十一日醍醐寺の北山陵にわたし奉りけるに、御硯御書三巻、黒漆筥一合、琴（青眼）筆（秋風、吏部王記には風雨と仰せられたり）和琴（中宮弘徽殿御賀に獻ぜられけり）御笛など入れられけり。内藏介良岑、義方和琴をしらぶ。樂所の預丹治良冬琴をしらぶ。皆平調にしらべけり。和琴をば、律調にぞしらべたりける。今は土にこそなり侍りぬらめ。あはれなる事なり。

空也上人、路を過ぎ給ひけるに、ある家の門に、年七歳ばかりなる小兒泣きて立ちたり。

膳などはてゝ、舞を奏す。右大臣侍從大納言成通卿、新大納言公敎卿仰を承りて、春鶯囀のとき、御階の前をへて、樂屋へ向ひて、右大臣は笙を吹き、兩大納言は笛をふかれけり。中宮權大夫將道卿も、同く樂屋に向ひて羯鼓をうたれけり。隆長朝臣實定、靑海波を舞はれければ、左大臣一家の人々を率して、樂屋へむかひ給ふ。垣代には、左大臣笙、民部卿宗輔卿笛、季兼朝臣篳篥、舞人光時東の輪のほとりに居て詠をとなふ。師仲朝臣童胡飲酒を舞ひけるに、曲をはりて退きけるを、御座の傍にめされて、關白殿御袙をとりてたまはせけり。扇にかけて舞ひて退きけるを、右大臣童を扶持したまひて、右の肩に御衣をかけ、左手に笏を持ちて、西垣代の南の放出にて、一曲を舞ひ給ひけり。童階のもとにおりたちて後、右大臣坤の庭にて舞踏し給ひけり。その後御馬ひかれて御遊あり。左大臣、右大臣笙、内大臣拍子、民部卿箏、藤大納言琵琶、侍從大納言笛、資賢朝臣和琴、伊實朝臣附歌、季兼朝臣篳篥、呂律の曲をはりて、勸賞行はれけり。

建長元年十二月十八日、日吉禰宜成茂宿禰、七十賀をしけり。家に例あるとかや。院

西垣代—一本「西對代」

建長—後深草天皇の年



散手―散手破陣樂の略にて武舞の一なり
林歌―和名抄に臨河とあり
三臺―一名天壽樂といふ
皇仁―王仁ともかく
宗持―一本「家時」

七切にて拍子をくはふ。次に散手、次に胡飲酒、内大臣童舞はれける。次に納蘇利、童季輔、日暮れければ、次第をまもらず、童舞を先づめされけり。次に賀殿、次に林歌、次に三臺、次に皇仁、退宿。音聲、蘇合の急をぞ奏し侍りける。

仁平二年正月七日、法皇、五十に滿たせ給ふ御賀ありける。前日鳥羽殿に行幸なりて、ふるき跡を尋ねて法會行はれけり。大炊御門左大臣、妙音院太政大臣殿、ともに宰相中將にて、樂行事はせさせ給ひけり。舞人左左少將宗持朝臣、右中將實長朝臣、定房朝臣、隆長朝臣、實定、藏人左衞門佐忠親。右左少將公親朝臣、左少將俊通朝臣、左少將公保朝臣、樂人左皇后宮亮師國朝臣羯鼓、治部大輔雅賴揩鼓、左馬頭隆季朝臣、攝津守重家朝臣笙、備後守季兼朝臣篳篥、上總介資賢朝臣、侍從成親笛、右中將師仲朝臣大鼓、大納言教宗鉦鼓、右は少納言成隆朝臣三鼓、中務權大輔季家朝臣、侍從信能笛、土佐守季行朝臣篳篥、頭中將伊方朝臣笛、右中將行通朝臣太鼓、少納言實經鉦鼓、かくぞ侍りける。右兵衞佐實國笛にて侍りけるが、遲參せられたりけり。八日後宴に、御拜獻物御

陵王―蘭陵王の略にて一名を沒日還午樂といふ

光季―以下通季迄一本になし

青海波―二人にて舞ふ曲にて雅曲中最も服飾の優美なるにて名あり

垣代―樂人

ろかしけり。童父の持ち給ひたる御衣つたへ取りて、又舞ひて入り給ひけり。内大臣拜賀申されけり。次に右大辨子息の童、陵王を奏す。納蘇利、次に輪臺。兩貫首以下、垣代に立ちけり。右兵衞督宗道卿、立ちくははりて笛を吹き。右大辨笙を吹く。左京權大夫俊頼朝臣篳篥、備後介有賢朝臣唱歌、左近將監狛光季立ちくははりて、詠をとなへけり。つぎに青海波右兵衞佐通季、左兵衞佐宗能ぞ舞はれける。次に散手、次に太平樂、次に皇仁、次に賀殿、次に林歌、退宿。音聲、長慶子なりけり。次に御遊、右大臣箏、右衞門督笛、右大辨拍子、左大辨琵琶、刑部卿顯仲朝臣笙、有賢朝臣和琴、左中將宗輔朝臣笛、俊頼朝臣篳篥、越前守家保笙。呂は、安名尊、席田、鳥破。律は、伊勢海、三臺急なりけり。十八日鳥羽南殿に行幸なりて御賀事ありけり。二十日御宴を行はれける。舟樂などはてゝ、舞を御覽ぜられけり。春鶯囀、古鳥蘇、輪臺、青海波の曲の間に、主上時々御笛をふかせ給ひけり。垣代には、殿上人ども立ちけるに、右衞門督笛、右大辨唱歌して、立ちくははられける。顯仲朝臣笙、俊頼朝臣篳篥、光季詠をとなふ。青海波、

王をいふ、御著を吏部王記といふ
萬歳樂、地久、春鶯囀—共に雅曲の名
古鳥蘇—四大高麗樂の一にて六人にて舞ふ
胡飲酒—一名醉胡樂と云ひ、胡國王が酒に醉ひて舞ふさまをなす

王の記し給ひて侍るとかや。その後なほ管絃の興ありけり。

康和四年二月九日、御賀の試樂ありけり。左右大臣以下參り給ひけり。參入音聲に、賀王恩を奏す。先づ萬歳樂、右大臣御前にして箏を彈じ給ふ。次に地久、次に春鶯囀、この間に、管絃物具を樂屋へ下されける。左大辨琵琶を彈ず。宰相中將笛を吹き、右大辨笙を吹きけり。次に古鳥蘇、次に胡飲酒、中院の右府童にておはしけるが、仕うまつり給ひけり。内大臣一家の人々を率て、樂屋へ向ひ給ひて扶持し給ひけり。内府歸著し給ひて後ぞ舞をば奏し侍りける。年わづかに九歳の時なりけるに、一曲もあやまちなかりければ、萬人感歎すること限なかりけり。去年資忠父子共に害せられて後、この曲絶えけるを、父おとゞ治暦三年に、九歳にて舞ひ給ひけるを、今日世につたへられぬる、めでたかりける事なり。胡飲酒の童を召して、御衵をたまはせ給ひけるを、右大臣傳へたまひければ、童踏舞してかづかりけり。父のおとゞ座を立ちて御衣を取りて、あふぎにかけて、左の手に笏を取りて、廣庇にて、この舞の破を舞ひ給ひける、見る者目をおど

巻第十三

祝言　第二十

流俗之習。觸レ境隨レ事。皆成二佳祝一。雖レ爲二浮詞一。依二其機限一。多有二符合者一歟。

延長二年十二月二十二日、内裏御賀を、中宮奉らせ給ひけるに、清涼殿にて遊宴ありけり。彈正親王笛を吹き、左大臣和琴を彈じ給ひけり。中宮の御かたより、樂器を奉られける中に、北邊の左大臣の清和の御時、手づから書かれたる春鶯囀の箏の譜を、木の枝につけて奉られける。めづらしくやさしき御贈物なりかし。

承平四年三月二十六日、天子常寧殿にて、皇太后の五十算の賀せさせ給ひけり。二十七日後宴に、式部卿親王以下參り給ふ。舞曲を御覽ぜられけるに、左大臣、右大臣、右大將、保忠卿、大納言恒佐卿、庭におりて崑崙を舞ひ給ひけり。これ故實たるよし、吏部

春鶯囀—一名天長寶壽樂と云ふ、女舞なり

吏部王—醍醐天皇の第四子重明親王

横川の惠心僧都の妹、安養の尼のもとに強盗入りにけり。物ども皆取りて出でにければ、尼上は紙ぶすまといふものばかりを引き著て居られたりけるに、姉なる尼のもとに、小尼君とてありけるが、走りまゐりて見ければ、小袖をひとつとりおとしたりけるをとりて「これを盗人とりおとして侍りけり。召し奉れ」とて持ちて來りければ、尼上のいはれけるは「これもとりて後は、我物とこそ思ひつらめ、ぬしの心ゆるさざらんものをばいかゞ著るべき。盗人はいまだ遠くはよもゆかじ。とく〳〵もちておはしまして、とらせ給へ」とありければ、門の方へはしり出て、「やゝ」と呼びかへして「これを落されにけり。たしかに奉らん」といひければ、盗人ども立ちとまりて、しばし案じたる氣色にて「あしくまゐりにけり」とて、とりたりける物どもをも、さながら返しおきてかへりにけりとなん。

横川―比叡山三塔の一

召し奉れ―一本「奉る」

とく〳〵―一本「とり〴〵」

さながら―そのまゝそつくり

くらまぎれ｜暗紛れ、鞍馬切

しらなみ｜白波、盗賊

剰疵を負ひて侍ると、人の語るをきゝて、慶算がよみ侍りける。

ゆふぐれに市原野にて負ふきずはくらまぎれとやいふべかるらん

澄恵僧都、いまだ童にて侍りける時、かいしやくしける僧、髪けづらんとて、手箱をこひけるに、その手箱うせにけり。いかに求むれども見えず、はや盗人のとりてげるなり。その時この兒とりもあへず、よみ侍りける。

しらなみのたちくるまゝに玉くしげふたみの浦の見えずなりぬる

この僧都の坊の隣なりける家の畠に、そばを植ゑて侍りけるを、夜盗人、皆引きて取りたりけるを聞きてよめる。

ぬす人はながばかまをやきたるらんそばをとりてぞ走りさりぬる

花山院の粟田口殿の山のわらびを、あまりに人のぬすみければ、山もり縁浄法師よみ侍りける。

やまもりのひましなければかきわらびぬす人にこそ今はまかすれ

平六—小殿の名を自らいふにや

きて中にあてゝ放ちたるに、少しも外るべしとも思はぬを、をどりあがりて、矢をしたに六寸ばかりさげて通しつ。射られて、やがてはねてかゝるに、いかにも又矢つぎすべしとも覺えで、竹折戸の内へ走り入り侍りしを、大殿さる心はやきものにて、事ありとさとりて、中戸に太刀をぬきて、入らんものを切らんと待ちて立ちたり。平六が入るを、とく入れと手をあがきしかば、早く入りしに、この法師續きて入り候ふを、大殿ぬきまうけたる太刀にて、よく切り侍りぬと見えし程に、法師とりもあへず、さいぼうにて合せて、卽ち大殿が額を打ちて、うつぶしにうちふせ候ひぬ。それを見しに、立ちかへりて向ひあはんと思ひしかども　いかにもたてあひぬべき心地もせず候ひしかば、後より遁げ出でて河に入りて、水の底をくゞりて八幡へ罷りて、その度は助りて候ひき。やがて、大勢續き入りて大殿は搦めとられて候ひしなり。一期にそれほど手早く心強なる者見候はず」となん語りける。

鞍馬詣の者の、夕暮に市原野を過ぎけるに、盗人に行きあひて、著たる物はぎとられて、

たけだち姿―身の大容姿
さいぼう―齊棒なるべし、古來犀棒の字を配し、手頃なる棒と解せるはいかゞ

どには吹かせられけるとぞ。この小殿が語りけるは「若くより武勇をして見るに、まさりたる者も少く候ひけり。たゞ一人ぞ候ひし。大殿と申しゝ強盜と同宿し、山崎に候ひし時、夜のしら〲と明けわたる程に、あやしく犬のほえ候ふを、我は何とも思ひも咎めず候ひしを、大殿が聞きとがめて、や、だまれ平六、この犬のほえやうは聞きとがめ給はぬか、あやしきさまなり、出でて見給へかしと申しゝ時に、弓矢かきつけて、出でて見侍りしに、しろき直衣にひきいれ烏帽子したる男、下人兩三人具してとほるあり。そのさきに、たけだち姿、げにいとすくやかげなる法師、物の具はせで、たゞ大なるさいぼうばかり持ちて。通りはべりぬ、このやうを歸りて大殿にかたれば、あはれさやうのものこそあやしけれ、行きがたをば見入れ給へるかといへば、知らざるよしを答ふれば、和殿を賴み申して同宿したるは、かやうの時の料なり、などか見入れ給はぬといへば、その言葉につきて、又立ち出でて見るに、大殿がいふにたがはず、早くとほりぬと思ふ法師、この家の門に向ひてたちたり。はや事ありと思ひて、矢をうちくはせて、よくひ

たてあはん―はむかひ得んや

子の刻―夜中一時頃

世おぼえ―世間の寵愛評判

りければ、小殿うち笑ひて「うたがひをなしてかくはのたまふか。我その用途をとらんと思はゞ、汝一人あんをんにあらせてんや。汝我にたてあはん。心をさなき事ないひそ。たゞその用途おこせよ。とにもかくにも御事をかゝじとて、かくはいふぞ」といへば、力者理にをれて、用途をあたへてけり。「汝は是より徳大寺殿へ参りて、このよしを申すべし」とてやりぬ。力者七條河原より歸り参るに、子の刻の始ばかりに参りつきて、このやう申せば、かたへの輩は疑ひ思ひて、あざみ騒ぎなどしける折に、小殿布持ちて参りたり。上下、驚きあざむ事かぎりなし。鳥の飛ぶもいかでか、これほど早き事は侍るべき、七條河原より歸りたる使と、たゞ同じ程に走り歸りたる事、おそろしき事なり。人のふるまひとも覺えず。すべて山をはしり、水に入りてふるまへるさま、凡夫の所爲にはあらざりけり。昔は八幡の兒にて侍りけり。篳篥など優に吹きて、世おぼえも侍りけるが、所領相論の事ありて、叔父を殺してけり。それより八幡にも安堵せずなりて、かゝる身となりにけりとぞ。徳大寺殿に祗候の時も、篳篥仕うまつりて、内々の講筵な

とみ―急
戌の刻―午後八時頃
巳の刻―午前十時頃

ながら小殿が忠節なり。この小殿平六は、すべてさる悪賊とも覚えず、事におきてなだらかに、みめ事がらも清げにて、かひぐしくつかひよかりければ、大納言家にも、大切の者におぼして、一向とのゐに頼み給へるのみにあらず、何事にも召しつかひけり。或時とみの事ありて、宇治布十端入るべかりけるに、たゞ今は戌の刻ばかりなり。この用は明日巳の刻以前の事なり。沙汰し出しがたかりけるを、さるにても、宇治へ尋ねてこそきかめとて、用途をもたせて遣しけり。小殿を兵士のためにそへて遣しけるに、小殿竹矢籠かきおひて、眞弓うちかたげて、ひらあしだはきて行きけり。用途持たるものは、高名のはや足の力者を選び定められけるが、この小殿があゆむに、いかに後れじと汗かきけれどかなはず、遅かりければ、七條河原にて、小殿いふやう「そのあゆみやうにては、急の御大事かけぬべし。その用途たべ。我ひとり持ち行きて、布をば取りて持ちまゐらん」といふを、力者うたがひをなして「御身は兵士のためにそへられたるばかりなり。我こそ承りて侍ることなれば、手はなち侍らん事かなはじ」とてとらせざ

小袖にかけひたゝれにて、なえ―一本「小袖にうちかけ」

また―外に

い聲を出さん時、續きて早く入るべし」といひ敎へて、日暮れて行きぬ。卽ち十郎が家の門を、ほと／＼とたゝく。十郎内より「たそ」と問ひければ「平六が參りたるぞ、あけ給へ」といへば、十郎何心もなく、小袖にかけひたゝれにて、なえ烏帽子引き入れて、その用意もなくて出でたり。小殿ふところより鞦を取り出し「これ預け參らせん。たゞ今外へ罷り通るに」といふ。十郎鞦を取りて「いづこなりける鞦ぞ」と問へは「よべあそびをして設けたるなり」と答へて、通りなんとしけるを、十郎「さるにても入り給へ。酒すゝめん」といへば、よき事と思ひて内へ入りぬ。見ればまた男もなし。女の一人ありつるをば、酒たづねにやりて、たゞはしりむかひ居たり。案じすましたることとなれば、むかひざまにをどりかゝりて、いだきてけり。卽ち「えたりや／＼」と大聲を出す時、まうけたる者ども、つゞきて入りて、安くからめてけり。十郎「あはれ安からぬものかな、腹ぐろきむしに食はれぬ」とぞいひける。卽ち康仲が家へ具して行きたれば、康仲悅び思ふこと限なし。康仲が第一の高名にて、ゆゝしくいひのゝしられけるは、しかし

鞦―馬具、鞍につなぐ緒

えい聲―かけ聲

使はれけり。康仲が恩の上に、五十石の給物を賜はせたりければ、小殿悦びて「今はかくて、一期身やすくて止みなんずれば、思ふ事候はず。祗候の間には、いかにも御所中、并に御近邊には、狼籍の事あらすまじく候ふ」とて一向に御とのゐして奉公を致しければ、誠にかひ〴〵しく、そのあたりには夜の恐なかりけり。かゝる程に、眞木島の十郎といふ強盗の張本あり、年比使廳武家うかゞへども、いかにも搦め得ざりけるを、康仲この小殿にいふやう「汝がはじめより約束僞る所なくば、彼の十郎搦めえさせよ」といふ。小殿即ち承伏しにけり。小殿がいはく「十郎はゆゝしきつはものなり。たやすく搦めらるべからず。すくやかなる人を、三十餘人たまはりて、向ひ侍るべし。又何にても、贓物を一つ賜はらん」といへば、いふが如くにさたして、鞦一かけをとらせてけり。件の鞦を懐に入れて、三十餘人の輩相具して、眞木島へむかひぬ。遁れ逃げんずる道々を教へて、みなそこ〴〵に分ちて、たてつゞきて入らんものなど、その器量をはからひて定めつゝ、近邊に隱しおきつゝ「さておのが身ひとり入りて、いだきて、え

使廳—檢非違使の廳、警察と司法の事を司る
給物—給料
大切の事—重大の働き

左右なくも受けとるべけれども、その儀なくして答へけるは「今は使廳の廳務停止したるなり、かつは聞へ及ぶらん、年來作りおける牢も、皆打ち破りて、佛殿につくりなほして、一向廳務をとゞめて、後世の事をいとなむなり、德大寺殿に祗候の源判官康仲こそ、當時殊に高名を立てんとする人なれ。かしこに行きて、この仔細をいはゞ、定めて悅び思はんずらん」といへば「左候はゞ御文をたまはり候へ、源判官殿へ參り候はん」といへば「それは易き事なり」とて文書きとらせければ、則ち持ちて康仲がもとへ行きて、章久がもとにていひつるが如くにいひて「若し萬が一命をいけて、召しもつかはれ候はば、別の奉公には、餘黨その數おほく候ふを、一々に搦めさせ參らせん」といへば、康仲興あることに思ひて、受けとりてつかひけり。給物三十石をとらせて、朝夕めしつかふ、事におきてかひぐしく、大切の事ども多かりければ、大納言家に、この樣を內々申し入れたりけるに「いと興ある事にこそ。さやうのものは、なかなかさる方もあるなり。我にえさせよ。召しつかはん」と仰せられければ參らせてけり。侍ゆるされて召し

しら人—普通の人

ひきはぎ—おひはぎ

かぎりなし—一本なし

人手に……かつは—此句一本になし

小殿は、高倉判官章久が許へ行きていひけるは「日來年來からめかねて、あなぐり求められ候ふ小殿と申す強盜こそ、思ふやうありて參りて候へ。早くうけとらせ給へ」といふ。章久まことしからず覺えながら、おろ〳〵仔細を問へば、小殿いはく「御不審候ふこと、尤もそのいはれ候へども、先づ思召し候へ、たゞのしら人が、強盜とみづから名のりて、命をまかせ參らせて、何のせんか候ふべき」といへば、實にもことわりにて、委しく問答するに、小殿がいふやう「年比西國の方にて海賊をし、東國にては山だちをし、京都にては強盜をし、邊土にてはひきはぎをして、過ぎ候ひつるなり。かゝる重罪の身を受け候ひぬれば、この世にても安き心候はず、夜も安くねず、晝も心うちくつろぐ事なし。世のおそろしく、人のつゝましき事かぎりなく、悲き苦患にて候ふなりさても一期事なくて、あるべき身にても候はず。遂には定めてからめ出されて、はぢをさらし、悲き目をこそ見候はんずれば、人手にかゝらんよりはと、心と參りて、かつは年比の罪をも報はんがために、頭をのべて參り候ふ」といへば、章久あはれに覺えて

あらぬさま—あるまじき様、盗みをいふ

り盗の心なし。この一兩日食物絶えて、術なくひだるく候ふまゝに、始めてかゝる心つきて、參り侍りつるなり。しかるに御棚に、麥の粉やらんとおぼしき物の、手にさはり候ひつるを、物のほしく候ふまゝに、つかみくひて候ひつるが、初はあまりうゐたる口にて、何の物とも思ひわかれず、あまた度になりて、始めて灰にて候ひけると知られて、その後はたべずなりぬ、食物ならぬものを、たべては候へども、是を腹にくひ入れて候へば、物のほしさがやみて候ふなり。是を思ふに、この飢にたへずしてこそ、かゝるあらぬさまの心もつきて候へば、灰をたべてもやすくなほり候ひけりと思ひ候へば、取る所の物をも、本の如くに置きて候ふなり」といふ。哀にもふしぎにも覺えて、かたの如くの贓物などとらせて、返しやりにけり。後々にも、さほどにせんつきん時は、憚らず來ていへとて、常にとぶらひけり。ぬす人もこの心あはれなり。家のあるじのあはれみ、また優なり。

大殿小殿とて、聞ある强盗の棟梁ありけり。大殿は、後鳥羽院の御時からめられけり。

さほど——一本「左樣」

ければ、いふにしたがひて打ちおとしつ。さてその首をつゝみて、大和國へ持ちて行きて、この法師が家になげ入れて、しか〳〵といひつることとて、とらせたりければ、妻子泣き悲みて見るに、更に矢の跡なし。「むくろに手ばし負ひたりけるか」と問ふに「しかにはあらず、この頭の事ばかりをぞいひつる」といへば、いよ〳〵悲み悔ゆれどもかひなし。おくびやうはうたてきものなり。さほどの心ぎはにて、かく程のふるまひしけん、おろかさとぞ。

或所に、偸盗入りたりけり。あるじおきあひて、歸らん所をうちとゞめんとて、その道を待ちまうけて、障子の破よりのぞきをりけるに、盗人、物ども少々取りて、袋に入れて、こと〴〵くも取らず、少々を取りて歸らんとするが、さけ棚の上に、鉢に灰を入れて置きたりけるを、この盗人何とか思ひたりけん、つかみ食ひて後、袋に取り入れたる物をば、本の如くに置きて歸りけり。待ちまうけたる事なれば、ふせてからめてげり。この盗人のふるまひ心得がたくて、その仔細をたづねければ、盗人いふやう「我もとよ

のぶべく―落ち延ぶべく

さあらん云云―實際射られたるにした所で、命助からぬ事もなからん

木幡にて、四月の比盗人をとらへて、問ひいましめて置きたりけるに、その盗人のよみ侍りける。

　　はさまれて足はうづきの時鳥鳴きはをれどもとふ人もなし

或所に强盜入りたりけるに、弓とりに法師をたてたりけるが、秋の末つ方の事にて侍りけるに、門のもとに柿木のありける下に、この法師、かたて矢はげて立ちたる上より、うみ柿の落ちけるが、この弓とりの法師が頂におちて、つぶれてさん〴〵に散りぬ。この柿のひや〳〵としてあたるを、かいさぐるに、何となくぬる〳〵とありけるを、はや射られにたりと思ひておくしてげり。かたへの輩にいふやう「早くいたでを負ひて、いかにものぶべくも覺えぬに、この首うて」といふ。「いづくぞ」と問へば「頭を射られたるぞ」といふ。さぐれば、何とはしらず、ぬれわたりたり。手に赤く物つきたれば、實に血なりけりと思ひて「さらんからにけしうはあらじ。ひきたてて行かん」とて肩にかけて行くに「いやはやいかにものぶべくも覺えぬぞ。たゞはや首を切れ」としきりにいひ

くゝり—袴のくゝり
記録所—臨時に設置して莊園の券契を審査記録する役所
さゝき—近江の地名に佐々木廣綱を掛けたる也

て、くゝりたかくあげて走りければ、興あることになん思しめされたりけり。

承久の比、内裏へ盗人を追ひ入れたりけるを、所の衆行實、記録所邊にてからめ取りてけり。行實、件の盗人に、白き水干袴に、紅のきぬ著せて、ざうもつ首にかけさせて北陣をわたして、検非違使にうけとらせられけり。行實は衣冠に巻纓して、深沓をぞはきたりける。佐々木判官廣綱、白襖に毛沓はきて、郎等二十人に一色の鎧著せうけ取りけり。ゆゝしき見物にてぞ侍りける。北陣の門前に、犯人を引きすゑたりけるを、廣綱が下部進みて、うけ取りて引きたつる所に、犯人がいはく「しばらくまたせたまへ、申し上ぐべき事候ふ」とて一首の歌を詠じ侍りけり。

あふみなる鏡の山にかげ見えてさゝきのへとてわたりぬるかな

かゝる中に、いづくに肝魂ありて案じつゞけけるにか、あはれなりといふ事はなくて盗人だましひの程あらはれて、いとゞおそろしといふ沙汰にてぞありける。主上は、殊に御脣の色もかはらせ給ひけり。おぢさせ給ひけるとぞ。

御おきて―御指圖

はしたなく―非常に

ぜられけり。かの奴は究竟のものにて、からめて四方をまきせむるに、とかくちがひて、いかにもからめられず。御船より、上皇みづから櫂をとらせ給ひて、御おきてありけり。その時、卽ち搦められにけり。水無瀨殿へ參りたりけるに、召しすゑて「いかに汝程のやつが、これほどやすくは搦められたるぞ」と御尋ありければ、八郎申しけるは「年來からめ手向ひ候ふ事、その數を知らず候ふ、山にこもり水に入りて、すべて人を近づけず候ふ。この度も北面の人々向ひて候ひつる程は、物の數とも覺えず候ひつるが、御幸ならせおはしまし候ひて、御みづから御おきての候ひつる事、忝くも可申上には候はねども、船の櫂ははしたなく重き物にて候ふを、扇などをもたせ候ふやうに、御片手にとらせおはしまして、やす／＼とかく御おきて候ひつるを、少し見まゐらせ候ひつるより、運盡きはて候ひて、力よわ／＼と覺え候ひて、いかにも遁るべくも覺え候はで、搦められ候ひぬる」と申したりければ、御氣色あしくもなくて「おのれ召し仕ふべき事なり」とて、ゆるされて御中間になされにけり。御幸の時は、烏帽子がけし

賓頭の意にて、中をゑりぬかぬ矢

詞だたかひ|戦の前に名乗りをあげ又互に悪口を云ひあふこと

北面|一本「西面」

す事、いかにも叶ふべからず、とゞめぬべくは、御米なりとも止めよかし」といふを、海賊一人物具して出で向ひて、詞だたかひをしけり。海賊が船に幕引き廻して、たてをつきて、その中に悪徒等その数多くあり。しばし詞だたかひして、上座まづひきめもて海賊を射たるに、海賊くゞまりて、箭を上へとほしけり。ひきめ耳をひゞかして通りぬれば、即ち立ちあがる所を、いつのまにか矢つぎしつらん、じんどうをもて、たちあがる目のあひを射て、うつぶしに射ふせてけり。この矢つぎのはやさに、海賊等おどろきて「是は誰にておはし候ふぞ」と問ひたりければ「汝等知らずや。正上座行快ぞかし」と名のりて「この邊の海賊は、定めて熊野だちの奴原にてこそあるらめと思へば宥恕して、これをもて手なみをば見するぞ」といひたりけるに、海賊等「さらば始よりさは仰せられで、希有にあやまちすらんに」とて漕ぎかへりにけり。

後鳥羽院の御時、交野八郎といふ強盗の張本ありけり。今津に宿したるよしきこしめして、北面の輩をつかはして、からめ召されける。やがて御幸なりて、御船にめして御覧

と陳じければ、實に申す所理なりと、沙汰ありけれど、盜まれたる者の訴訟つよくして、大理の門前に召し出して、內問ありけり。相論事ゆかざりけるに、別當謀をめぐらして「この腰居申す所不便なり。たゞこの釜を腰居にとらすべし」と仰下したりければ、腰居悅びて、頭にうちかづきて、いざり出でけるを見て、實犯なりけり、かたはの身なれども、かくして盜みてけるとさとりて、科におこなはれけり。ゆゝしかりけるはかりごとなり。

正上座といふ弓の上手、若かりける時、三河國より熊野へわたりけるに、伊勢國いらこのわたりにて、海賊にあひにけり。惡徒等が舟既に近づきて「御米まゐらせよ」といひけるを、正上座、人を出していはせけるは「是は熊野へまゐる御米なり。賊徒等のぞみあるべからず」惡徒等かくいふを聞きて「熊野の御米と見ればこそ、左右なくはとゞめね。しからずば、かくまで詞にていひてんや」といふ。上座その時腹卷きて、弓にひきめ一じんどう一進とり具して、たてつかせて、船のへに進み出でて「惡徒等が望み申

じんどう――神頭又磁頭とも書く、

きぬかづき―女の外出用のものにて頭より被りて顏を覆ふ

腰居―躄腰のたたざる者

げて見るに、さま〴〵の物どもを隱し置きたりけり。彼の男がいひつるに違はず、ひをくゝりの直衣袴などもありけり。面形一つありけるは、そのふるき面をして、顏をかくして、夜な〳〵强盜をしけるなりけり。大理大にあざみて、卽ち官人に仰せて、白晝に禁獄せられける。見物の輩市をなして、所も去りあへざりけるとぞ。きぬかづきをぬがせて、面をあらはにして出されけり。諸人見て、あさましと思へり。廿七八ばかりなる女の、ほそやかにて、たけだち髮のかゝり、すべてわろき所もなく、いうなる女房にてぞ侍りける。むかしこそ鈴香山の女盜人とていひ傳へたるに、近世にも、かゝるふしぎ侍りけることにこそ。

中納言兼光卿、建久二年十二月二十八日に、檢非違使別當になりて、廳務殊におこし沙汰ありけるに、賤者の小屋に、小き釜のうせたりけるを、隣なりける腰居が盜みたりけりといひつぎありて、贓物を搜し出したりけるに、腰居申しけるは「手をもちてこそゐざりありき候へ。手をはなれてはいかでか取り侍るべき、他人ぞ盜みおきて侍らん」

大理—檢非違別當の唐名

なまじひに—いや〳〵ながらも仕方なしに

理の亭の西の門の程にて、いづちか失せにけん、かき消すが如く見えずなりにけり。先にも側にもすべて見えず。この築地を越えて内へ入りにけりと思ひて、そこより歸りぬ。朝にとく行きて、跡を見れば、件の盜人、手を負ひて侍りけるにや、道々血こぼれたり。門のもとにて留りたりければ、うたがひもなく、この內の人なりけりと思ひて、立ちかへりて、このやうを主に語りければ、大理の邊に參り通ふ者なりければ、即ち參りて、密にこの樣を語り申しければ、大理聞きおどろかれて、家の中を詮議せられけれども、更に怪しき事なかりけり。件の血、北の對の車宿までこぼれたりければ、局女房の中に、盜人をこめ置きたるがしわざにこそとて、皆局どもを搜されんずる儀になりて女房どもを呼ばれけり。その中に、大納言殿とかやとて、上臈女房のありけるが、この程風のおこりて、えなん參らぬよしをいひけり。重ねて「たゞいかにもして、人になりともかゝりて參り給へ」と、責められければ、遁るゝ方なくて、なまじひに參りぬ。その跡をさがしければ、血つきたる小袖あり。怪しくていよ〳〵あなぐりて、敷板を上

物わけん所—盜みしものを分配する場所
いたり—一本「わたり」
ひをくゝり—裾を緋緒にて括りたるもの
主領—一本「主」
主従—一本「主」
ぐしける—一本「くしけ」

して侍りけるなり。

隆房大納言、検非違使別當の時、白川に強盜入りにけり。その家にすくやかなる者ありて、強盜と戰ひけるが、何となくて強盜の中に紛れまじはり來ける。うちあはんには、しおほせん事難く覺えければ、かくまじはりて、物わけん所に行きて、強盜の顔をも見、又散々にならん時に、家をも見入れんと思ひて、かくはかまへけり。さてともなひて、朱雀門の邊にいたりぬ。各物わけて、この男にも與へてけり。強盜の中に、いとなまやかにて、聲けはひよりはじめて、世に尋常なる男の、年二十四五にもやあるらんと覺ゆるあり。胴腹巻に、左右こてさして、長刀を持ちたりけり。ひをくゝりの直衣袴に、くゝり高くあげたり。諸の強盜の主領と思しくて、ことおきてければ、皆その下知にしたがひて、主従の如くになん侍りけり。さてちり〴〵になりける時、このむねとの者の行かん方を見んと思ひて、しりにさしさがりて、見がくれ〳〵行くに、朱雀を南へ四條まで行きけり。四條を東へぐしけるまでは、まさしく目にかけたりけるを、四條大宮の大

朱雀門―大内南面の正門にてたゞ大門南門などとも云ふ

「昨日奈良坂にて、見參に入りて候ひし者のもとより」といひければ、山だちよと心得て、おぼつかなさに、急ぎ袋を開きて見れば、髻を三つ切りて入れたりけり。消息ありけり。あけて見れば「昨日の御教化をうけたまはりて、忽に發心のもの三人が、きれる髻に候ふ」と書きたりけり。あはれにふしぎなる事なり。今この教化によりて、惡心を改めけんこと、ありがたき事なり。澄憲が高名不思議、この事に侍り。

いづれの比の事にか、西の京なるもの、夜ふかく朱雀門の前を過ぎけるに、門の上に火をともして侍りけり。この門には、昔鬼すみけると聞くに、今もすみ侍るにやと、おそろしさ限なくて過ぎぬ。その後又おる夜とほるに、さきの如く火をともしたり。この事あやしくて、在地に披露しければ、死生不知の村人ども評定して「いざ行きて見ん」とて、そこばく來りて、門にのぼりて見ければ、いとなまめきたる女房一人臥したりけり。思ひよらぬ事なれば、化物なめりと、おそろしながら、事の仔細を問ふに、はやく盜人なりけり。年比この門に住みて、夜は强盜をして過ぎけるが、この程手を負ひて、やみふ

富樓那—釋迦の十六弟子の一、能辯を以て有名なり

山だち—山賊

ことおきて—指圖して

侍りけり—一本なし

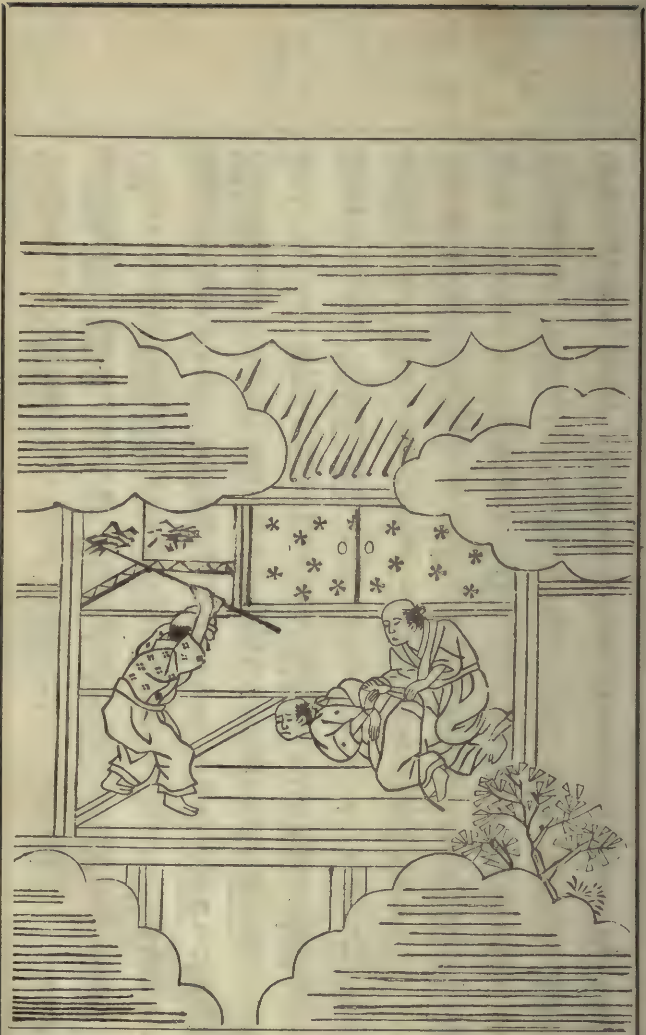
ければ、恐をなして、本の儀にまかせて、請じ下してけり。誠に富樓那の辯說をはきて、衆人感淚を垂れぬはなかりけり。隨喜のあまり、南都こぞりて、我も〳〵と臨時の佛時をはじめて、請じけるほどに、布施はしたなく多く取りてのぼるとて、日たけて出でたりけるに、奈良坂にて、山だち待ちまうけて、布施物皆奪ひ取りてけり。力者以下皆うちすてゝ、散々に逃げ去りにければ、たゞ一人輿に乘りて、茫然としてゐたり。おそろしき事せん方なけれども、いづかたへ逃げ遁るべくもなし。さりながら、山だちの主領とおぼしきもの、ことおきて候ひありけるを、法印招きければ「何しに召され候ふぞ」といひながら、四五人つれて來れりけり。法印「しばし物申し候はん」とて、十二因緣のこゝろを、めでたく說き聞かせて、敎化せられたりけるに、山だちども、忽に惡心をあらためて、歸伏せる氣色になりて、奪ひ取る所の物ども、悉く返しあたへてけり。さて法性寺まで、守護して送りたりけり。法印不思議に思ひて、事故なく坊に歸りぬ。次の日小童一人、小袋に物を入れて持ち來て、案內する侍りけり。「何者ぞ」と問はすれば、

南都—東大寺
山法師—延暦寺の僧

べし」といひて、皆置きて出でにけり。昔の盗人は、又かくいうなる心もありけり。

又篳篥師用光、南海道に發向の時、海賊にあひけり。用光を既に殺さんとする時、海賊に向ひていはく「我久く篳篥をもて朝に仕へ、世にゆるされたり。今いふかひなく、賊徒のために害されんとす。是宿業のしからしむるなり。しばらくの命得させよ。一曲の雅聲を吹かん」といへば、海賊ぬける太刀をおさへてふかせけり。用光最後のつとめと思ひて、なく〳〵臨調子ついでに吹きにけり。其時なさけなき群賊も、感涙をたれて、用光を許してけり。剰淡路の鳴戸まで送りて、おろしおきけり。諸道にたけぬるは、かくの如くの徳を必ずあらはすことなり。末代なほしかある事ども多かり。

南都に、或人五部大乘經を書きて、春日の寶前にて供養せんと思ひ、澄憲法印を導師に請じ下さんとしけるを、衆徒聞きて「南都の碩學どもを閣きて、山法師を請ずる事見苦しきことなり」と憤りて、その事とまりにけり。かゝる程に、大明神の御託宣に「我國第一の能說を聞かんことを悦び思ふに、いかにかくさまたけをばなすぞ」と示し給ひ



かたはに―一本「かたばかり」

博雅三位―克明親王の子、音樂の達人

もありて、めでたき琵琶にてぞ侍りける。件の琵琶は、昔かの寺修理の時、用途のために、その寺の別當賣りけるを、後朱雀院春宮の御時、買ひめされにけり。修理を加へらるべき事ありて、保仲がもとへつかはしける時、何とありけることにか、その使數珠引が妻なりけり。その間に、かの使の男これを見て、甲のしりのかた、三寸ばかりをぬすみて切りてけり。あさましなどもいふばかりなし。さてあらぬ木にてつがれにけり。いく程の所得せんとて、かくばかりの重寶をかたはになしけん、盗人の心いづれとはいひながら、うたてく口をしかりけるものかな。

博雅三位の家に、盗人入りたりけり。三品板敷の下に逃げかくれにけり。盗人かへり、さて後はひ出でて家中を見るに、殘りたるものなく、皆取りてけり。篳篥一を置物厨子に殘したりけるを、三位とりて吹かれたりけるを、出でさりぬる盗人、遙にこれを聞きて、感情おさへがたくして、歸り來ていふやう「たゞ今御篳篥の音をうけたまはるに、あはれにたふとく候ひて、惡心皆あらたまりぬ、取るところの物ども、悉くに返し奉る

事なり、法深房のことわりなり」と定めつ。次に珍覺僧都に問ふに、又法深房の理なりとさだむ。次に如佛にことわらするに、判にいふ「目一ありといへども、兩劫のあらんには、死石にあらず」といへり。自筆に勘へて判形くはへて送りたりけり。このうへは又判者なければ、法深房の勝になりてげり。刑部房賭物わきまへ風呂たきなどして、きらめきたりけり。抑十二月の二十九日、さしものまぎれの中に、圍碁をうつだに、打ちまかせては心づきなかりぬべきに、所々つかひをはしらかして、判ぜさせけるこそ、罪許さるゝほどの數奇にて侍れ。俊快法眼は、感歎入興しけるとぞ。

打ちまかせ―一般世間竝には喜んで爲し得べき事ならぬに

辜―一本「章」

險―一本「除」

無絶―一本「續」

不可不禁―一本「不可禁」

偸盗 第十九

盗賊者。刑獄之法。改レ辜行レ險之心無レ絶。暗求二浮雲之富一。常成二深夜之悕一也。都鄙不レ可レ不レ禁。

元興寺といふ琵琶、左右なき名物なり。紫檀のかふ、ふと絃、ほそ絃、あひかなひて、音勢

建長―後深草天皇の年號
つがさす―繼がしむ
あらがひ―爭ひ
ことわらせ―裁斷せしめ

つ」とのゝしりあへるに、九郎すゝみて、能く久く筒をふりて、調一をおり重ねたりけり。「凡夫のしわざにあらず」とて、九郎三とりてけり。

建長五年十二月二十九日、法深房のもとに、刑部房といふ僧あり。かれと二人圍碁を打ちけるほどに、法深房の方の石、目一つくりて、そのうへ劫を立てたりければ、「たゞにはとらるまじ」といはれけり。刑部房云く、「目はたゞ一つなり。劫ありとても、又目つくるべき所なし、そばにせめあふ石もなし。逃げて行くべき方もなし。いかでかとらざらん」といふ。法深房がいはく「それはさることなれども、外に兩劫の所あり、是をこふにしるたらんずれば、まさる敵を取りて勝つべし。兩劫の石をしまれば、目一のうへのこふ、つがさすまじければなり」刑部房云く「兩劫はさることにて候へども、それを頼みて、目一の石いくまじきをせめてかへと、いはれなき事なり」と互に爭ひて、ことゆきがたきによりて、賭物を定めてあらがひになりにけり。當世圍碁の上手どもに、ことわらせける。先づ備中法眼俊快に問ひたりければ「兩劫にかせう一つとはこれが

射させられけり―此下一本に「二位の法印又かなぼこしにてうたれけり」とあり

目うち―和漢三才圖會引く所の類要に「其勝負雖レ在ニ骰子ニ至ニ修練ニ者隨レ所レ好出レ之謂ニ之目打ニ」

けるに、あへてその儀なし。「馬によく乘りて、山の峯より走り下すなるに」とて、あがり馬に乘せられたるに、一たまりもせざりけり。大力の聞ありとて、賀茂の神主能久と、相撲をとらせられけるに、能久取りて、池の面へ七八尺ばかりなげすてたりければ、水に溺れて浮きあがりけるを、大ひきめにて射させられけり。かく責められて後、獄定せられけるとぞ。この男、もと伊豫國の者なりけり。高名のふるばくちにて、打ちほうけて、すべて負け、博奕打八十餘人同意して、諸國に分れゐて、天竺冠者が、かく嚴重なるよしを人にかたり、或は人にもいはせて、わたりたりけるが、あまりにこと過ぎて、京まできこえて、かゝる目にあひにけり。

鎌倉の修理大夫時房朝臣の前にて、雙六の勝負ありけり。九郎三河房、信濃七郎などありけるに、賄物を出して、ひき目うちたらんもの取るべしと定めてけり。一番に信濃七郎すゝみて、筒をしばし振りてぬきければ、三を打ちたりけり。次に三河房すゝみて、調一を打ちたりけり。人々目をおどろかして「この上は何をかうたん、三河房賭物とり

むかばき―行縢、騎馬に用ふる一種の袴

まゐり―参詣

院―後鳥羽院

なつ毛のむかばきをはきて、重籐の弓に野矢負ひて、竹笠をきたりけり。月毛の馬のちひさきに乗りて、毎日に山の上の家より下りければ、八間のかりやのものども、鼓をたたき歌を唱へてはやしければ、馬やう〳〵おりくだりて、かりやの板敷の上にのぼりて、さま〴〵にめぐりをどりて、實にも目をおどろかしけり。まゐりの人のそこら集れる中に、或は目しひたるもあり。或は腰痛むもあり。このともがら天竺冠者に寳をあたへて、そのいたむ所を祈れば、冠者馬よりおりて、さま〴〵の託宣して、腰をれたるものをば、足にてふみなどしければ、忽になほりけり。目しひたる者をば、撫でなどしければ、見ゆるよしいひけり。さるにつけて、ます〳〵競ひあつまること計なし。衣裳をぬぎ太刀を捧げ、さならぬ資財いくらといふ事なく、投げける事夥しかりけり。冠者自ら我は親王なりと稱して、鳥居を立て、額を親王宮と書きて打ちたりけり。このことを院聞し召され、からめとられけり。神泉苑に御幸なりて、件の冠者をめしすゑて「汝神通のものにて、空をとび、水の面走るなるに、この池面走るべし」とて池につけられたり

善知識者是因緣―一本「善知識、大成因緣」

いはひ―齋ひ祀る事

水の面を―一本「水を」

どもたふとみて、かつは夢なども見たりけるにや、面々に歸依して、今日の齋料をば、我沙汰せん／＼とあらそひ、結緣しければ、預けたりづる兩所の十貫錢も、こと／＼くもいらず、家のあるじの所得になりにけり。かくて往生の期近くなりにければ、かねてその期を知りて、仁和寺の妻が家に行き向ひて、いと惱むこともなくして、正念に住して、高聲念佛怠らず、端坐合掌して終りにけり。善知識者是因緣なれば、この妻はゆゆしき善知識かな。これも阿彌陀如來の御方便にや。

後鳥羽院の御時、伊豫國おほてらの島といふ所に、天竺の冠者といふものありけり。件の島に山あり。その上に家を作りて住みけり。かしこに又ほこらを構へて、その内に母か死にたるを、腹の内の物を取り捨ててほしかためて、上をうるしにてぬりて、いはひておきたりけり。山のすそに八間の家を作りて、拜殿と名づけて、八少女以下、神樂男などをすゑたりけり。この天竺冠者は、空をかけり水の面を走るよし聞えければ、當國隣國より、人の集りきほふことおびたゞしかりけり。かの冠者、あかとりぞめの水干に、

思ひとり―決心し

晝ばかり―一本「我ばかり」

この錢―一本「こひ錢」

事うけ―承諾

運心―雲心の誤にて、恬膽無慾世塵を脱却せる意か

て、後生助からんと思ふなり。年比の志わするべからず、いとひ給はんまでは、時々は参りて見奉るべし、又やれ衣清むることなどは、とぶらひ給へかし」といへば、妻「かへすがへすめでたく思ひとり給ひたり。誠に此世は常ならねば、左様に思ひとり給へる事、我ためもうれしきことなり」とてゆるしてければ、悦びて即ち出家をとげて、二十貫の錢を、先づ十貫もちて、四條の町にいたりぬ。或小家に至りていふやう「是十貫の錢あり、奉らん、我を一月に十五日、この家に晝ばかり宿して、その程一日に二たびの齋料を、この錢にてしてたまへ、さて用途つきなん後はとゞめたまへ」といへば、家のあるじよき事と思ひて事うけしてげり。「かくて商賣し給ふ所なれば、家せばくて所なし、屋の上に居たらんはいかに」といへば、「それは心にまかせ給へ」といへば、悦びて家の上にのぼりて、下見さげて、世の人のさわぎ走るさまを見て、世間の無常をさとりて、念佛して、上十五日をすぐしけり。今十貫を持ちて、又七條の町に行きて、この定にして、下十五日を過しけり。さる程に念佛の功積りて、運心として送りければ、在地の者

日一日―一本「あした」
おし―張る
現當―此世にも來世にも
かたへ―一半
齋料―食事の料

そなど思ひ居たり。さる程に、このぬしその夜やがて、仁和寺の妻がもとへ、この錢をもたせて行きにけり。次の日一日、家にて妻にいひあはせて、ゆゝしくことして、長櫃のあたらしき兩三合尋ねて、誠にきら〳〵しくしたてゝ、第二日の朝疾くかゝせて參りたり。先づ起請文一紙を書きて、侍の柱におしてけり。その起請文に書樣、

今日以後、長く博奕仕るべからず、過ぎにしかたも仕らぬことなれど、諸衆の御供して、この度始てこの事仕りぬ。自今以後、若し又かやうの事仕らば、現當空しき身となるべし。

と書きて、おしたりけり。傍輩ども、かたへは安からぬことにいひ、かたへば感ずるもありけり。事はてゝ、妻がもとへ行きていふやう「今三十貫あり、十貫をば汝にとらせん、かくまうけたる、しかしながら汝が恩なれば、すべて皆とらすべけれども、我既によはひたけて、殘の年いくばくならず。年比出家の志あれども、一日の齋料のたくはへなし、是に思ひわづらひつるなり。この二十貫の錢を持ちて、齋料にして、念佛申し

どう―筒にて、采を入れてふる筒

大やう―たいがい

かと思ひて侍りつるに、いかにしてかくは」などいへば「その事に候ふ。今日よりくははり候ふべし」と答へて、この錢わづかに五百なれば、あまた度にいださんも見苦し、ただ一度におし出して打ちとられなば、さてこそあらめと思ひて、よき程續きてまはる所に、おし出してかきたりければ、早くかきおほせて一貫になりぬ。「我はいまだ一度もしり候はねば、どうをば人にゆづり申し候はん」とて、まはらん所をかき落さんと思ひて、又よき程に、一貫をおし出してかくに、又かきおほせて二貫になりぬ。その時思ふやう、五百をばとりはなちて、本をうしなはで、妻に返しとらせんと思ひて、懐にをさめてけり。今一貫五百をもて、これは思の外のものなり、思ふさまにせんと思ひて、又おし出したるに、かきおほせて、三貫になりてけり。その後は或は一貫二貫、よきほど〳〵におし出すに、大やうはかきおほせて、三十餘貫になりにけり。この上は、手あらにふるまはじと思ひて、よき程にして「しばし休み候はん」とて、三十餘貫の錢取りて退きにけり。傍輩ども、女牛に腹つかれたる心地してありけれど、今かくかひつけて、後をこ

この錢にて心ゆかし給へ—一本この一句なし

て奔走せん」といへば「同じ心に思ひけるこそ。女のならひは何事をいはず、博奕する事をば腹たつ事なるに、ありがたくものたまふものかな。さりながらも、心にくき事なし、何としてはげまんとて、かくはのたまふぞ」といへば、妻「何しにその事をばいふぞ、今あけんを待て」といふ。さる程に夜明けにければ、おのれが一つ著たりける衣をぬぎて、人の錢五百文かりてけり。男のもとへもて來ていふやう「この錢にて心ゆかし給へ。人の十廿貫にてうたんも、又この少分の物にてうたんも、心をやる事は同じ事なり。我こゝろに、又おもしろしとも思はぬ事なれば、あながちに多くうち入れてもせんなし」といへば、男ありがたく嬉しく覺えて、そのあした、やがてこの錢懐にひき入れて、殿へ持ちて參りぬ。例の事なれば、集りてのゝしる中にまじりぬ。心中に思ふやう、すべてこの事いまだせぬことなり、朝夕見聞けども、我と手をおろしてしたる事なければ、賽の目の勝負もはかぐ\しくしらず、たゞ人にまかせんと思ひて、かたへの者にそのよしをいへば「さしもはやりたる事に、たゞ獨まじり給はざりつれば、賢人だて

心をゆかし―心を楽ませ

これならぬ―こんなつまらぬ遊戯事にてなき

ちつぎてねもいらずして、夜もすがら物を思ひたるけしきなり。妻あやしみて、そのころを問ひければ「何事もなきぞ。たゞ身のほどの、今さら思ひしられて、ねもいらぬは」などばかりいひけれど、いかにもたゞ事にあらずと思ひて、強ひて問ひければ、その時男のいふやう「實には何事もなし。今更身の程のうきといふは、この程花山院殿の殿原、若きも老いたるも、七半を打ちて、毎日にことして、心をゆかし遊びあひたるに、我その中にありながら、一文半錢だにももたねば、その人數につらなる事なし。大かたその行方しらぬ身なれば、この事のこのもしう、打ちたきにては更になし。たゞ是程にもてなし興じあへるに、身の力なくて、そこばく多かる殿原の中に、我一人よそなるが思ひつゞくれば、これならぬまして大事にも、さぞかしと思ふに、今更身の程うたてくて、かくては何しに人に交るらんと思ふなり」とうちくどきいへば、妻うち泣きて「のたまはする事、尤もそのいはれあり。誠にさる事なり。人に交るならひは、よき事にも惡しき事にも、その事に漏るゝはくちをしきなり。明けん夜を待ち給へ。わらはかまへ

承平—朱雀天皇の年號　碁手—碁の賭物　列見—太政官にて二月十一日、行はれし式、六位以下の藝能ある者を式部兵部二省より選出し上卿その器量容儀を見る、朝所—太政官中の一室　七半—博奕の一種、其法にて下文により推知すべし　ありとしある—あらゆる　格勤者—奉公の侍

承平七年正月十一日、右大臣家の饗に、中務卿宮おはしましたりけるに、中務卿と右大臣と圍碁の事ありけり。碁手は錢にてぞありける。昔はかやうのはれの儀にも、賭物にいでけるにこそ。近代には違ひてこそ侍りけれ。

久安元年、列見式日におこなはれけるに、宇治左府内大臣におはしましける、參りたまひて、事々おこし行はれけり。朝所にて盃酌の後、圍碁ありけり。權右中辨朝隆朝臣、左少辨師能、又少納言成隆、能忠等、二雙つかうまつりける。昔は公卿ぞうちける。辨少納言つかうまづる事は、例たしかならねども、時代によりて定められけるとぞ。公卿は念人にてぞありける。此事絶えて久うなりてけるに、めづらしかりける事なり。

花山院右大臣のとき、侍ども七半といふことを好みて、ありとしあるものども、夜晝おびたゞしく打ちけり。大臣制し給へども用ひず。その中に、いとまづしき格勤者一人あり。持ちたる物なければ、その人數にもれて打たざりけり。大納言定能卿の家の雜仕を妻にて、よな〳〵は仁和寺へ通ひけり。或夜このぬし、妻と合宿したりけるが、大息打

巻第十二

博奕　第十八

天武天皇十四年、天皇御二大安殿一、喚二公卿等一有二博戯一。しかれどもその賭物をいましむるが故に、憲章その咎を設く。もつぱら禁ずべきことにこそ。

小野宮は、むかし惟喬親王の、雙六の質に取り給へる所なり。かの親王は、たのしき人にてなんおはしましける。昔もかゝる輕々のことはありけるにこそ。

たのしき人―陽氣なる面白き人

延喜四年九月二十四日、右少辨清貫、寛蓮法師を召して、圍棊をうたせられけり。唐綾四段、賭物にはいだされけり。寛蓮勝ちてたまひけり。聖代にもかやうの勝負、禁なかりけるにこそ。同御時、棊勢法師、御前にて圍棊を仕うまつりて、銀の笙をうち賜りてけり。生涯の面目に思ひて、死しけるときは、棺に入るべきよしをなんいひける。

ねこがき―猫垣藁にて組みたるむしろ

番長―左右近衛の舍人の長

殿、前太政大臣殿、中納言忠信卿、有雅卿、刑部卿、宗長卿、右兵衛督雅經朝臣等なり。刑部卿、衣冠にて上鞠仕うまつりけり。其外皆直衣なり。雅經朝臣、赤きかたびらを著たりけり。ねこがきをしかれたり。この人數ありがたきためしなるべし。

四條院御位の時、仁治の比、仁壽殿の東西の御壺に、賀茂神主久繼に仰せて、切立をせられて、常に御鞠ありけるに、まことに引きつくろはれたる日侍りけるに、左大臣右大臣參り給ひたりけり。左大臣かゝりの下へすゝみよりて、跪きて、指貫のそばを挾ませたまひけり。右大臣は、番長頼種を便宜の所へめして、下袴を御指貫にあはせて、切りて括をあげさせ給ひけり。いづれも興あることに、時の人申しけり。

御方たがへ―天一神の下れる方角を避くる為に他の所へ行く事
壺―梅壺、桐壺など云ひて小庭の事
候し―一本「かたまらせ」

く「その儀ならば、内々申させ給ひたるや」三品云く「その儀なくとも何か苦しからん淡路入道の弟子にて神主あり、神主の弟子に、侍従大納言あり、大納言の弟子にて我あり、さればその相違あるべからず」とぞいはれける。家平「されども御文をつかはして、返事を取りてもたせ給ひたらん、然るべく候ひなん」とぞいひける。

治承三年三月五日、御方たがへのために、院の御所、七條殿に行幸ありて、次の日御壺にて御鞠ありけり。主上、簾中に渡らせおはしましけり。内大臣以下、弘廂にぞ候し給ひける。法皇御附衣にて、蹴させおはしましけるに、公卿おりさせけるは、御氣色にてありけるにや、刑部卿頼輔朝臣、赤きかたびらをぞ著たりける。備後駿河などいふ法師、鞠足を召されたりけるとかや。珍しかりける事なりけり。

後鳥羽院は、御鞠無雙の御事なりけり。承元二年四月七日、この道の長者と號し奉るべきよし、按察使泰通卿、前陸奥守宗長朝臣、右中將雅經朝臣連署して表を奉りけり

順徳院御位の時、高陽院殿に御幸なりて、御逗留の日御鞠ありけり。主上、院、關白

安元―高倉天皇の年號

ふ」と申しけるを、左府「中を見ずして二重鞠と申すこと不審なり。その鞠をあぐべきなり」と仰せられければ、即ち件の鞠を上ぐるに、兩三度あがりて、枝にあたりてさけぬ。これを見るに、ふるき鞠の上に、薄き皮をおほひたりけり。左府徳大寺のおとゞ、兩人の御前に是を召しよせて御覽ずるに、實に二重なりけり。おとゞ頻に感じ給ひけるとなん。

安元御賀の時、三位頼輔、賀茂神主家平が家に行向ひて、御賀の上鞠仕うまつるべき由勅定あり。「その間の子細、訓說をかうぶるべし」といはれければ、家平いはく「鞠は仕まつり候へども、御賀の鞠つかまつる事、家に候はねば故實申しがたく候ふ。但常の老耆の人の、あげ鞠の體こそ候はめ」と申しけり。又示されていはく「皮の沓をはきて、三足けんと思ふなり」家平云く「裝束には韈候ふ。七十の後、三そくの上鞠見苦しく候ひなん」と申す。又示されていはく「人をばしらず、我はさせんと思ふなり」家平云く「さて誰にか鞠をば讓り給ふべき」三品のいはく「少將泰通朝臣に讓らんずるなり」家平云

はら——一本「はし」
せん——詮、利益
宇治左府——頼長

ぼうがへり一度なり」とぞ自稱せられける。大方この大納言は、かく若くよりはやわざを好み給ひて、築地のはら、もしは檜垣のはらなどをも走られけり。又屋の上に臥して、棟よりころびて、軒にては安坐せらるゝ折もありけり。父の卿制止せられけれども、かなはず。この事を鳥羽院聞し召して、御制止ありけれども、猶止まざりければ、御前に召して「汝が早業をこのむは、何のせんかある」と仰下されければ「さしたるせんは候はず。但拜趨の間、わづかにめし具し候ふ僮僕、一兩人には過ぎず候ふ。雨のふり候ふ日、一人は笠をさして、車のすだれをもちあぐるものゝ候はぬ時、車の轅を土におきながら、片手に左右の袴を取り、片手にはすだれを持ち上げて、飛び乘り候へば、更に裝束も損ぜず、奉公の第一の用なり」と申されければ、其後は、院も御制止なかりけり。

宇治左府、法成寺に參籠せさせ給ひたりける時、片岡禰宜成房に仰せて、切立せられて、鞠のために家平めされけり。執行某、鞠二つまゐらせたりけるを、左府家平を召して、この鞠二つが善惡を選られけり。家平申しけるは「一つはよく候ふ。一つは二重鞠にて候

なりぬれば―一本「なれば」

纒頭―祝儀

もどりうつ―とんぼがへりする

らず」とぞいはれける。鞠はてての後「車かよりならべてありなんや」と勸められければ、車宿の車三輛引き出しておく。すみに轅の方を、一方になして立てたるを、三輛を次第にくゞり越えられたりけり。大に感じて纒頭ありけり。すべてさま〴〵ふしぎにありがたき事のみありける中に、鞠をたかく蹴あぐる事、なべての人には三かさまさりたりけり。或日鞠を高くあげられたりけるに、辻風の物を吹きあぐるやうに、鳶烏つきたりとのゝしる程に、空に上りて、雲の中に入りて見えずして、とゞまりにけり。不思議なりけることなり。この事虚言なきよし、誓狀に書かれたるとぞ。これもかの口傳に載せたり。父大納言、そのかみ佛師を召して、佛を造らせて居られたりける時、はしの御簾をあげて、格子のもとをよせかけられたりけるに、成道卿いまだ若かりけるに、庭にて鞠をあげられけるが、鞠格子と簾との中に入りけるに、つゞきて飛び入られけるが、父の前無骨なりければ、まりを足にのせて、その板敷をふまずして、山がらのもどりうつやうに、飛びかへられたりける。凡夫のしわざにあらざりけり。「我一期に、このとん

なぎ―竹柏、高木の名葉は竹に似て對立し、厚くして縱線あり

見證―見きはめ

はある」とて、籠りもはてさせで追ひ出して、一月ばかりはよせられざりけるとぞ。又熊野へ詣でて、うしろ舞の後、うしろ鞠を蹴られけるに、西より百度、東より百度、二反に二百反をあげて落さざりけり。鞠をふしをがみて、その夜、西の御前に候はれける夢に別當常住、皆見知りたる者ども、この鞠を興じてほめあひたるが、別當「いかでかくばかりの事に、纒頭まゐらせざらん」とて、なぎの葉を一枚奉りけり。夢さめて見るに、まさしくなぎの葉手にありけり。守に籠めてぞもたれたりける。又父の卿の坊門のかよりの下に、すだれかけぬ車のありけるを、片懸にして鞠の多くありけるに、車のもとにて、度々數ある鞠を落しけるに、大納言「我におきてはおとすべからず」とてたちかへて待たれけるに、とびの尾の方へ鞠落ちけり。まはらば一定落ちぬべかりければ、轅の方よりくゞりこえざまに、鞠を度々出されけり。猶轅の方へもや落つらんと覺えしかば、とびの尾の方より走りくゞりて、越えて庭へ出されけり。人々おどろきのゝしりあふこと限なかりけり。民部卿見證せられて「是程の事なりぬれば、ともかくもいふべき事あ

わは陽花、ありは安林、をうは園、この三つの掛聲は前の三童兒の名に該當すとの臆說也

平笠—笠の一種、扁平狀のものなるべし、和訓栞其他に此名目散見せり

の銘なり、尤故ある事なりとぞ侍るなる。すべてこの大納言の鞠に、不思議おほかり。或時侍の臺盤の上に、沓をはきながらのぼりて、小鞠をけられけるに、臺盤のうへに、沓のあたる音を、人にきかせざりけり。鞠の音ばかり聞えける。臺盤のうへに、たゞ沓を置かんすら音はすべし。まして鞠を蹴て、その音をきかせぬこと、ふしぎの事なり。さて又侍七八人をならべ居させて、端に居たるより、次第に肩を踏みて、沓をはきながら小鞠をけられけり。その中に法師一人ありけるをば、肩よりやがて頭をふみてとほられけり。かくする事一兩度、終て鞠をとりて「いかゞ覺ゆる」と問はれければ、肩に御沓のあたり候ふとは覺え候はず。鷹を手にする爲たる程にぞ覺え候ひつる」とおの〳〵申しけり。法師は、又「平笠を著たる程の心地にて候ひつるぞ」と申しける。又父の卿に具して、淸水寺に籠られたりける。彼の舞臺の高欄を、沓はきながら渡りつゝ、鞠をけんと思ふこゝろつきて、卽ち西より東へ蹴てわたりけり。又立ちかへり西へかへられければ、見るもの目をおどろかし色を失ひけり。民部卿聞き給ひて「さる事するものや

鞠をうくる
云々ーやく

になし。その時仕する所ありや」答へていはく「御鞠の時は、かやうに御鞠につきて候ふ。御まりの候はぬ時は、柳しげき林、清き所の木にすみ候ふなり。御鞠好ませ給ふ代は國さかえ、このむ人司なり福あり、命ながく病なく、後世までよく候ふなり」といふ。又問ふやう「國さかえ司まさり、命長く病せず、福あらん事はさもやあらん。後世までこそあまりなれ」といへば、鞠の精「まことにさも思しぬべき事なれど、人の身には、一日のうちにいくらともなき思、皆罪なり。鞠を好ませ給へば、庭にたゝせ給ひぬれば、鞠の事より外に思し召すことなければ、自然に後世の緣となり、功德すゝみ候へば、必ず好ませ給ふべきなり。御鞠の時はおの〳〵が名をめせば、木づたひまゐりて、宮仕は仕うまつり候ふなり。但庭鞠は御好み候ふまじ。木はなれたる宮仕は、術なき事に候ふ。今より後はさる物ありと、御心にかけておはしまさば、御守となり參せて、御鞠をもいよ〳〵よくなし參らせんずるなり」といふ程に、その形見えずなりにけり。これを思ひつゞくるに、鞠をうくるには、やくわといひ、ありといひ、をうといふ、鞠の精が額

よろしき―相當なる身分の

かひて―かきての誤、かかへての意

れうに―爲に

幣一本をはさみたつ。その幣を取りて鞠を拜す。皆座につき饗をすゑて、勸盃あり。三獻の後、身の能をおの〳〵奉る。五獻に事終りて祿をたまふ。よろしき人には、檀紙薄様、侍の輩には、裝束を賜ふ。ことはてて、人々出ての後、夜に入りてその事を記せんとて、燈臺を近くよせ、墨をする時、棚に置く所の鞠、前にまろびて落ちきぬ。怪しうやうありと思ふ程に、顏は人にて、手足身は猿にて、三四歳なる小兒ほどなるもの、三人手づからかひて、鞠のくゝりめをいだきたる、あさましと思ひつゝ「何者ぞ」とあらくいへば「御鞠の精なり」と答ふ。「昔より是ほどに御鞠このませ給ふ人、いまだおはしまさず。千日のはてて、さま〴〵の物賜りて、悦申さんと思ひ、又身のありさま、御鞠の事をも、能く〳〵申さんれうに參りたり。おの〳〵が名をも知し召すべし。これを御覽ぜよ」とて眉にかゝりたる髮を押しあけたれば、一人が額には、春陽花といふ字あり、一人が額には、夏安林といふ字あり。一人が額には、秋園といふ字あり。文字金の色なり。かゝる銘文を見て、いよ〳〵あさましと思ひて、又鞠の魂に問ふやう「鞠は常

知足院—關白師通の子忠實

侍るは一本「侍れば」

かゝり—蹴鞠の場をいふ

に見えける。さて御鞠ありける、いと美しうやさしうなん侍りける。

知足院殿若くおはしける時、白川の邊にて、鞠の會して遊ばばやと思ひ候ふに、誰をか召し加へんと、京極殿へ申させ給ひければ、暫く御案じありて「源兵衛佐を召し具せよ」と仰せられければ、召につかはしてけり。卽ち參りたりけるを、おほ殿何か著たると、內々御たづねありければ、濃き靑の布の狩衣、とりどころ少しあかみたる薄紫の指貫、濃き色の二衣、單衣きて候ふよし申しければ、大殿「さればこそ」と仰せられけり。能く裝束きたりと思召したりけるとこそ。

侍從大納言成通卿の鞠は、凡夫のしわざにはあらざりけり。かの口傳に侍るは、鞠を好みてのち、かゝりに下り立つこと七千日、その中日をかゝずとほすこと二千日、若し病ある時は、臥しながら鞠を足にあて、大雨の時には、大極殿にゆきてこれをける。千日のはての日、引きつくろひて、數三百あまりあげて、落ちぬさきに、自ら鞠をとりて、棚を二間かけて、一の棚には鞠をおき、一の棚にはやう／＼の供祭をいろ／＼にすゑて、

御溝水—宮中の御殿の周圍にある細き流

かざみ—汗衫、童の著衣

を、一月を一帖に書きて、新しく調ぜられたるとなん。然るべき事の時、客の座に立てらるゝなり。元日の節會は、豐樂院の義をぞ書きて侍るなる。延喜の御時の月の宴、御溝水のながれやうなど、ふるきに違はず書かれたる、いと興ある事になん侍るなる。

蹴鞠 第十七

蹴鞠の逸遊は前庭の壯觀なり。文武天皇大寶元年に、この興はじまりけるとかや。白砂の上、綠樹の景、二六對ニ陣殿ニ翼相當、盛興盡し難きものなり。

後二條殿、三月の比白河の齋院へ參りたまひて、御鞠の會ありけるに、しばしありて、かざみ著たる童、扇をさして、片手に蒔繪の手箱の蓋に、薄樣敷きて、雪を多く盛りて、日隱の間の御緣に置きて歸り入りにけり。御汗などたりげにて、日隱の間に、沓はきながら御尻かけて、御手などにてはとらせ給はで、檜扇の先にて少しすくひ給ひけるが、しみたる雪にて、御直衣にかゝりたりけるが、解けて二重裏にうつりて、いでてむらく

もて―一本「れて」
見て―一本なし
わたまし―移轉
つくり―造作、結構
野行幸―鷹狩の行幸を云ふ

の心はかなりけれども、繪その興あるによりても、とかくてさまよふ程に、兩國司までも見て、訴訟のむね委くこゝろえほどきにけり。遂に勝ちにけり。件の法師、攝津國宇出の庄にいまだあり。

一條前攝政殿、左大臣におはしましける時、居すゑ奉らんとて、一條室町の御所を、光明峰寺入道殿、前備中守行範に仰せて修理せられにけり。寛元三年十月二十七日、御わたましありけり。つくりどもも少々改められけり。寢殿二棟の障子より、常の唐繪は無念なりとて、平等院の寶藏の四季の御屏風を、二條關白殿、長者にておはしましけるに申されて、取りいだしてうつされにけり。人々の姿も、皆昔繪にてぞ侍るなる。いと見所あり。武德殿の競馬の所に、見も知らぬ人の姿ども多かり。嵯峨野の御幸に、御輿の上に、虎の皮をおほひたるなど、ふるき事どもを書かれたるいと興あり。承保の野行幸には、虎の皮をばおほはれざりけるとなん。

近衞大殿の御相傳の屏風どもは、皆寶物にて侍るうへ、損じたればとて、四季の大和繪

似繪―似顏の繪

襖―袖付くゝり脇の開きたる衣にて袍の一種なり

へ參りたりけり。その後内侍のかみへぞまゐりける。今はいづくにか侍らん。時代いく程も隔り侍らねども、御ぬしは多くかはらせ給ひぬ。はかなき筆のすさみなれども、繪は殘りてこそ侍らめ、あはれなる事なり。

同御時、似繪を御好ありけるに、北面、下﨟、御隨身などの影を、左京權大夫信實朝臣を召して書かせられけるに、大夫尉永親、その樣をも知らで、なべらかなる白襖著て、北面に候ひけるが、召し出されける時、太刀をとりて、はきて參りたりける、いみじうなん見え侍りける。

繪師大輔法眼賢慶が弟子に、何某とかやいふ法師ありけり。賢慶逝去ののち、後家と不快になりて、相論の事ありけり。六波羅に訴へけれども、事ゆかで程へければ、この法師繪をさかしく書きけるものにて、件の後家がありさまふるまひを、初より書きあらはしてけり。まをとこして會合したる所など、さま〴〵に書きて、えもいはずいろどりて、詞つけて、六波羅へ持ちて行きて奉行のものどもに見せければ、訴訟を殊に執し申さん

貝おほひ―貝合せに同じ、地貝と出貝とを置き合はせて取る遊戯

唐櫃―一本「らの唐櫃」

御はじめ―一本「御姤み」

の春の比、院、藻壁門院の方をわかちて、繪つくの貝おほひありけり。大殿・攝政殿、女院の御方にぞおはしましける。一方にしかるべき女房達四五人ばかりにて、ひろきには及ばざりけり。先づ女院の御方負けさせ給ひて、源氏繪十卷だみたる料紙に書きて、いろ〳〵の色紙に、詞は書かれたりけり。能書の聞ある人にぞかゝれたる。唐櫃になん入れられたりける。御はじめに、院の御方御負ありて、小衣の繪八卷、又さま〴〵の物語まぜて、四季に書きて、一月を一卷に、十二卷にせられたりけり。料紙言葉、源氏の繪のごとし。その外雜繪二十餘卷、新しく書き出して、同く唐の櫃二合に入れられたりけり。あはせて三合なり。又風流の繪など、小衣の繪に入れて加へられたりけるとかや。御負わざの日になりて、殿達、女院の御方に參り給ひて、せめ申されければ、ふるき繪のいま〳〵しげに破れたるを二三卷、近習の殿上人の小童なりけるして、進ぜられたりければ、さま〴〵にきらひ申されて、いと興ありけり。その後祕藏の繪どもは出されけり。兩方の御繪ども、姫君方へまゐらせられけるが、失せさせおはしまして後、四條院

種にて神樂歌に似たり。

ひえ鳥―一本「大鳥」

おし事―獨斷的の事

そあらめ」とてその名に定りにけり。さて撥面の繪にかゝれんとしける時「そも〳〵この鳥の姿はなにものぞ、誰が知りたる」と御尋ありけるに、申す人なかりけるに、源大納言通具卿「繪樣候ふ」とて奉りけり。ひえ鳥の色したる鳥の、目嘴などおそろしげなるが、太くみじかなる姿なるを、書きて參らせたりけり、御覽じて「これは何に見えたるぞ」と「古く書きたる本のあるか、又この定なにぞ注したる物のあるか」と、御尋あるに、大納言つまびらかに申すむねなし「たゞわがもとにふるくより寫しもちて候ふ」とばかり申されけり。「さてはその事正體なし、この人はおし事する人にこそ」と沙汰ありて、もちひられずなりにけり。さて孝道朝臣に御尋ありければ「風俗にうたひて候ふやうは、大鳥の羽に霜ふれりと候ふは、若し鵲などにてや候ふらんとぞ、推せられて候ふ。さらば口傳も候はず、たゞ歌のことばにて推し申すばかりにて候ふ」と申しければ、この事さもありとて、鵲をかゝれたるとぞ。

後堀河院御位すべらせ給ひて、內大臣の冷泉富小路の亭に渡らせ給ひけるに、天福元年

鎌倉右大將—源頼朝

あらまし—豫定

この定—この式

風俗—風俗歌

催馬樂—古の俗樂の一

東大寺供養の時、鎌倉右大將上洛ありけるに、法皇より、寶藏の御繪どもを取り出されて、關東にはありがたくこそ侍らめ。見らるべきよし仰せ遣されたりけるを、幕下申されけるは「君の御祕藏候ふ御物に、いかでか頼朝が眼をあて候ふべき」とて恐をなして、一見もせで返上せられにければ、法皇は、定めて興に入らんと思召したりけるに、存外にぞ思召されける。

後鳥羽院、御幸供奉人ども、誠にえらばせ給ひて、御あらましに、この定に御幸あらばやとて、信實朝臣に仰せられて、三巻の絹繪にかゝせられけり。八條左大臣光明峯寺殿、左右の大臣にて供奉し給へり。めでたき重寶にてぞ侍りし。今は修明門院に侍るとかや。この御幸御あらましばかりにて、實にはなかりけり。

順徳院の御位の時、新しき御琵琶のありけるを、いかなる名をかつくべきとて、藏人孝時に、風俗催馬樂の名、幷にその歌の詞の中に、さもありぬべからんは、注し申すべきよし勅定ありければ、即ち注をしけり。その中に、大鳥を入れたりけるを「これにてこ

したはら―一本「したはし」
本首―一なし
こけら―木の片、こつぱの事
まことしきもの―一本「職のもの」
天骨―天才

れ程すまひたる犬の首縄は、したはらのしたより、能くひき過されて候ふべきなり。これは犬はすまひて、首縄普通なる體に見え候ふなり。又木切りたる男、めでたく候ふ。但これほどの大木を、なからすぎ切り入りて候ふに、たゞ今ちりたるこけらばかりにて、前に散りつもりたるなし。これ大なる難に候ふ」と申しければ、法皇仰せらるゝ事もなくて、繪ををさめられにけり。

伊豫入道は、幼くより繪をよく書き侍りけり。父うけぬ事になん思へりけり。無下に幼少の時、父の家の中門の廊の壁に、かはらけのわれにて、不動の立ち給へるを書きたりけるを、客人誰とかや、慥に聞きしを忘れにけり。これを見て「誰が書きて候ふにか」と驚きたる氣色にて問ひければ、あるじ打ち笑ひて「これはまことしきものゝ書きたるには候はず。愚息の小童が書きて候ふ」といはれければ、いよ〳〵尋ねて「然るべき天骨とは是を申し候ふぞ。この事制し給ふ事あるまじく候ふ」となんいひける。實にも能く繪見しりたる人なるべし。

年中行事―一年間朝廷にて行ふ儀式
松殿―基房
これほどの人―一本「この人」
たづき―大なる斧の一種

なかりけり。
後白河院の御時、年中行事を繪にかゝれて、御賞翫のあまり、松殿へ進ぜられたりけり。こまかに御覽じて、僻事ある所々に押紙をして そのあやまりを御自筆にてしるしつけて、返進せられたりけるを、法皇御覽じて、繪を書きなほさるべきに、勅定に「これほどの人の自筆にて押紙したる、いかゞはなちすてゝ、繪を直すことあるべき。この事によりて、この繪既に重寶となりたる」とて、蓮花王院の寶藏にこめられにけり。その押紙今にありと、いといみじきことなり。
同御時、繪難房といふものありけり。いかに能く書きたる繪にも、必ず難を見出すものなりけり。或時、ふるき上手どもの書きたる繪本の中に、人の犬を引きたるに、犬すまひて行かじとしたる體、誠に生きてはたらくやうなり。又男のかたぬぎて、たづきふりかたげて、大木を切りたるあり。法皇の仰に「是をば繪難房も力及ばじものを」とて、即ち召して見せられければ、能く〳〵見て「めでたくは書きて候ふが、難少々候ふ。こ

こぶしながら云々―拳と共に刀が背よりつき出したる狀

おそくつのゑ―春畫

心もおかず―一本「へりおかず」

出さんと思ひ給ふ所に、或時件の僧、人のいさかひして、腰刀にて突き合ひたるを書きて自愛して居たりけるを、僧正見給ふに、そのつきたる刀、せなかへ、こぶしながら出でたりける。よき失と思ひてのたまひけるは「わ僧が繪書く事永くとゞむべし。いかなるものか、人を突くに、拳ながら背へ出づる事あるべき。つか口まで突きたるなどをこそ、いかめしき事にはいふを、これはあるべくもなき事なり。かく程の心ばせにては、繪書くべからず」といはれければ、この僧かいかしこまりて「その事に候ふ、これは繪の故實に候ふなり」といふを、僧正いはせもはてず「わ法師が繪の故實かたはらいたし」といはれけるを、少しも事とせず「さも候はず、ふるき上手どもの書きて候ふ、おそくつのゑなどを御覽も候へ、その物の寸法はぶんにすぎて、おほきに書きて候ふこと、いかでか實にはさは候ふべき、ありのまゝのすんぱふに書きて候はゞ、みどころなきものに候ふゆゑに、ゑそらごととは申すことにて候。君のあそばされて候ふもののゝ中にも、かかる事は多くこそ候ふらめ」と心もおかずいひければ、僧正ことわりにをれて、いふ事

さりとては―「あまり見苦しかるべし」と補ふ
比興―非興と同義、不都合
筆にも―一本「筆なども」

侍らん、尋ぬべし。

鳥羽僧正は、近き世には、ならびなき繪かきなり。法勝寺金堂の扉の繪書きたる人なり。いつ程の事にか、供米不法の事ありける時、繪にかゝれける。辻風の吹きたるに、米の俵をおほく吹き上げたるが、塵灰の如くに空にあがるを、大童子法師原はしりよりて取りとゞめんとしたるを、さまぐ＼におもしろう筆をふるひて書かれたりけるを、誰かしたりけん、その繪を院御覽じて、御入興ありけり。その心を、僧正に御尋ありければ「あまりに供米不法に候ひて、實の物は入り候はで、糟糠のみ入りて輕く候ふゆゑに、辻風に吹き上げられ候ふを、さりとてはとて、小法師原が取りとゞめんとし候ふが、をかしう候ふを、書きて候ふ」と申されければ、比興の事なりとて、それより供米の沙汰きびしくなりて、不法の事なかりけり。

同僧正の許に、繪かく侍法師ありけり。あまりに好き習ひければ、後ざまには、僧正の筆にも恥ぢざりけり。この事を、僧正ねたましくや思はれけん、いかにもして失を見



かはらけ—今の盃

引出物—贈物、昔は馬を引き出して贈りたるより云ふ

玄象—有名なる琵琶の名

打毬の—一本なし

總角—小供の髮の結び方

りは、亂れておもしろかりけり。新しき歌をば、おの〳〵つがはれけり。相摸が、卯花の秀歌よみたるは、このたびの事なり。

見わたせばなみのしがらみかけてけり卯の花さける玉川の里

かはらけあまたたびになりて、引出物などありけるとかや。

玄象撥面の繪は、消えて久くなりたれば知れる人なし。二條殿道教仰せられけるは「玄象撥面の繪樣は、馬上にて打毬の珠を打つもの、要目に珠さして舞ひたるすがたなり」良道が撥面は、件の繪を模してかゝれたるとなん。この事中納言師時卿、記し置き侍りしがあるを、良道が撥面、當時その儀なし。若し書き改められたるにや。當時の繪樣は、あげまきの童子龍に乘りて、水瓶をもちて、瓶より水を流したるを書きたるなり。後高倉院の御時、孝道朝臣勅定によりて、琵琶を造進しける時、仰に「琵琶には作者の名をつくべし」とて、孝道をうつされたるなり。龍に乘りたる總角の童子にて侍るなり。良道が名も、作者の名をつけられたるとかや。又ぬしの名なりともいふ。いづれか實說に

打敷―敷物

二藍―紅花と青花との間色

ざうが―象眼、支那舶來の絹布の稱

七八人―一本「共八人」

ねの草子一帖入れたり。表紙はさま〳〵にかざりたり。打敷、瞿麥の浮線綾に、卯花を縫ひたりけり。數さしの金の洲濱に、さしでの磯をつくりて、葉山に松おほくうゑたり。數には松をさしうつすべきなり。打敷、深緑の濱、緑の綾なり。右かゞみの海にかねの鶴かけたり。かねの透箱をうけに置きて、繪の草子六帖、新しき歌繪の草子一帖を入れ、表紙の繪さま〳〵なり。打敷二藍のざうがに、白き紋をぬひたる、數さしの金の洲濱に、金の鶴あまたたてり。千年積れるといふこゝろなるべし。數には鶴のうらづたひすべきなり。打敷、深緑のざうがに、縫物をしたり。日やゝ暮れぬれば、こなたかなたに居分けたり。大臣殿は、つゝみ給ふ御姿なれど、上臈ものし給ふとて、忍びあへたまはず、左四位少將、右兵衛佐、方々の草みとりて、よみ合するほどに、左の方より、頭辨人々七八人引きつれて參りたり。かた〳〵うるはしくなりて、三番上達部の中に定めやられざりけるを、殿上人のうちより「勝負はいみあること」などはべりしかば「實にこの繪どもおほろげにては、見定め難きことのさまなれば」とて勝負なし。なか〳〵勝負あらんよ



上達部―三位以上の殿上人

殿上人―六位の藏人及び四位以上の人にて殿に上る事を許されし人の總稱

までは心も及ばず。古今後撰等は、青柳の糸くりかへし見れどもあかず。紅葉の錦染めいだす心もふかき色なれども、左右にさだめて、歌のこゝろ、よみ人を繪に書きて合せられけり。いにしへの歌のふるきにそへて、今の言葉の淺きがまじりたらん、珍しくや」とて、歌三つをつらねけり。題は鶴、卯花、月になん侍りける。この比は郭公などこそあるべきを、大殿の歌合の題に侍ればとて、鶴にかへられけるなり。相模、伊勢大輔、左衛門命婦ぞ詠み侍りける。女房二十人、十人づつをわかちて、各繪かく人を、傳々に尋ねて書かせけり。寢殿の東西の母屋庇を、上達部の座とす。源大納言師房、小野宮中納言資平、左衛門督隆國、三位侍從泰平、新中納言俊家、中宮權大夫經輔、右大辨經長、などぞまゐられける。殿上人は、競馬のさだめしける間なりければ、その所より右頭中將、次々の八九人ばかり引きつれて參りける。御簾の内には、北面に分れてゐたり。左なでしこがさね、右藤がさねの衣をなん著侍りけり。左かねのすき箱に、こゝろばへして、かねのむすび袋に、色々の玉をむらごに貫きて、くゝりにして、古今の繪七帖、新しき歌繪のか

成光、閑院の障子に鷄を書きたりけるを、實の鷄見て蹴けるとなん。この成光は、三井寺の僧興義が弟子になん侍りける。

能通、繪師良親に、屛風二百帖に繪を書かせたりけり。その中坤元錄の屛風をば、良親相傳の本にてなん書き侍りける。大女御まゐり給ひける時、二條殿にまゐらせさせてけり。色紙形は、四條大納言ぞかゝれける。更に又爲成をしてうつされけり。正本は、一の人の御相傳の物に侍るとぞ。又和漢抄は、御屛風には中間水を書き、上に唐繪をかき、下にやまと繪を書きたりけり。唐繪の屛風は、實範つたへたりけるを、成章に沽却しにけるとぞ。

永承五年四月二十六日、麗景殿の女御に繪合ありけり。彌生の十日あまりの比より、その沙汰ありけるは「春の日のつれ〴〵にくらすよりは、常ならぬいどみごとを、御前に御覽ぜさせばや。昔よりきこゆる花合は、散りてふるき根にかへりぬればにほひ戀し。草合は、尋ねて本の所へ返しやれは、名殘うるさし。歌林とかいふなるよりは、萬葉集

一の人―攝相又は關白をいふ中間―一本「中卷」

麗景殿の女御―藤原延子

帥の大臣—藤原惟親この野筋この松汝云々—一本「この野この松海云々」

小野宮のおとゞ—實頼か

宇治殿—頼通の邸

帥の大臣に、屏風を賣る人ありけり。公茂弘高などに見せられけり。公茂弘高を招きていひけるは「この野筋この松、汝及ぶべからず、おそらくは公忠が書く所か」弘高承伏しけり。公茂がいはく「公忠は屏風を書くとては、必ずその屏風のひらのすみごとに、おのれが名を書けり」試にはなちて見るに、案の如く公忠が字ありけり。いみじかりける事なり。

小野宮のおとゞ、ついたち障子に、松をかゝせんとて、常則をめしければ他行したりけり。「さらば」とて公望をめして書かせられにけり、後に常則をめして見せられければ、「頭の毛葦に似たり。他所難なし」とぞ申しける。「常則をば大上手、公望をは小上手」とぞ、世には稱しける。爲成、一日が中に、宇治殿扉の繪を書きたりけるを、宇治殿仰せられけるは「弘高は繪様を聞きて、一夜なほよく案じてこそ書きたりしか。いかにかく卒爾には書くぞ」となん仰せられける。常則が書きたる獅子形を見ては、犬ほえにくみて驚きけるとなん。

かの山―書寫山圓敎寺
御堂―道長

よいよ心信起させ給ひけり。さてひじりの御顏に、いさゝかあざのおはしけるを、繪師見おとしてかゝざりけるを、地震のふりけるさわぎに、筆を落しかけたりけるが、そこにしも筆落ちて、墨つきたりけるが、あざに違はずなん侍りければ、皆人ふしぎの事になん思へりける。件の影、今にかの山の寶藏にありとなん。

弘高、地獄變の屛風を書きけるに、樓の上より鉾をさしおろして、人をさしたる鬼を書きたりけるが、殊に魂入りて見えけるを、みづからいひけるは「おそらくは我運命つきぬ」と。果していく程なくうせにけり。六條宮具平、御堂に申し給ひけるは「布障子の役などには、今は弘高をば召さるべからず。輕々なるべきことなり」弘高聞きて自愛しけり。この弘高は、金岡が曾孫、公茂が孫、深江が子なり。公忠公茂兄よりさきは書きたる繪、生きたる物のごとし。公茂以下今の體にはなりたるとなん。弘高少年の時出家したりけるが、後に還俗したるものなり。その罪をおそれて、自ら千體の不動尊を書きて供養しけるとなん。

寛平法皇—宇多法皇

たまひて—一本なし

る體を書きなされたりける時、はなれずなりにけりと申し傳へ侍るは、まことなりける事にや。

仁和寺御室といふは、寛平法皇の御在所なり。その御所に、金岡筆をふるひて、繪書ける中に、殊にすぐれたる馬形なん侍るなる。その馬夜な〳〵はなれて、近邊の田をくらひけり。なにものゝすると知れるものなくて過ぎ侍りける程に、件の馬の足に、土つきてぬれ〳〵とあること、度々に及びける時、人々あやしみて「この馬のしわざにや」とて、壁に書きたる馬の目をほりくじりてげり。それよりまなこなくなりて、田を食ふことゝどまりにけり。

花山法皇、書寫上人の徳をたふとび給ふあまり、繪師を召し具して、彼の山にのぼらせたまひて御對面の間に、繪師といふ事をばかくして、上人のかたちを能く見せて、隱れてうつさせられけり。その時山ひゞき地動きければ、法皇驚きおぼしめしける御心を知りて「是は性空がかたちをうつし給ふ故に、地震のふり候ふなり」と申されければ、い

萩の戸—清涼殿の東西に小萩垣ありその戸

大内—天子の御住ひの御所

うつしけるにこそ。又萩の戸の前なる布障子を、荒海の障子と名づけて、手長足長など書きたり。その北うらは、宇治の網代をかけり。清少納言が枕草子に、この障子の事も見えたり。一條院、このかたに書かれたるとこそ。大かた清涼殿の唐繪にも、皆書きならはせる事ども侍り。渡殿にはね馬よせ馬の障子を立て、又同じ渡殿の北邊の朝がれひの前に、馬形の障子侍り。陣の座の上に、李將軍が虎を射たる障子をよせかけ、校書殿には、養由基が猿を射たる障子を寄せ立てたり。これ皆いづれの御時よりといふ事をしらず。由緒かた〴〵おぼつかなし。閑院に大内をうつされて後、よせ馬の障子、竝に季將軍養由が障子など沙汰なかりけるを、四條院の御時、西園寺相國禪門修理せられける時、頭中將賴季朝臣、申し起して立てられたり、いと興あることなり。この障子の繪本ども、鴨居殿の御倉にぞ侍るなる。建長造內裏のとき、繪所の預前加賀守有房、繪本をもたざりければ、取り出してかゝせられけり。むかしかの馬形の障子を、金岡が書きたりける、夜な〳〵はなれて、萩の戸の萩をくひければ、勅定ありて、その馬つなぎた

要領―一本「宴響」

しぶめ―ちぶめ、縮める事

鬼の間―清涼殿の一室にて鬼の繪あればいふ

屋形―一本「小屋形」

承元に閑院の皇居焼けて、卽ち造内裏ありけるに、本は尋常の式の屋に、松殿作らせ給ひたりけるを、この度あらためて、大内に摸して、紫宸、清涼、宣陽、校書殿、弓場、陣座など、要領の所々建てそへられける。土御門の内裏の、かゝりける所とぞ聞えし。地形せばくて、紫宸殿の間數をしじめられける時、賢臣の影も、ちひさく留められにけり。建長の造内裏の時、少々又用捨せられける。委しく尋ねて注すべし。大内にては、この障子を皆はなちおかれて、公事の時ばかりぞ立てられける。御祕藏の儀にて侍りけるにや。建暦に閑院にうつされて後は、すべてとり放たるゝ事なし。又鬼間の壁に、白澤王をかゝれたる事は、昔かの間に鬼のすみけるを鎭められける故に、書かれたる事とは申し傳へたれども、たしかなる說を知らず。又清涼殿の弘庇に、ついたち障子を立て、昆明池を圖せられたり。その裏に野を書きて、片方に屋形あり。又近衞司の鷹つかひたるをかけり。これは雜藝に侍り。嵯峨野に狩せし少將の心とぞ。彼の少將といふは、大井川のほとりに住みける季綱の少將の事にや。かの大井の家を出て、嵯峨野に狩しけるを

卷第十一

畫圖　第十六

無道―一本「無遺」
南殿―紫宸殿
賢聖の障子―一間に四人、八間三十二人の支那の聖賢名臣の像を畫きたる障子
申文―任官志願書

畫圖者五色之章。相二宜萬物之形一。無レ道容止可レ觀。進退有レ度。自想心遊蓋即閑中趣也。
南殿の賢聖の障子は、寛平の御時始めてかゝれけるなり。その名臣といふは、馬周、房玄齡、杜如晦、魏徵、自東一、諸葛亮、遽伯玉、張良、第五倫、同二、管仲、劉禹、子產、蕭何、同三、伊尹、傅說、太公望、仲山甫、同四、李勣、虞世南、杜預、張華、自西四、羊祜、揚雄、陳寔、班固、同三、桓榮、鄭玄、蘇武、倪寬、同二、董仲舒、文翁、賈誼、叔孫通、同一等なり。この人々の影をかゝれける。彼の麒麟閣の功臣を圖せられたる跡おはれけるにや。初は色紙形に、銘をかゝれたりけり。されば道風朝臣の申文にも、七度けがせるよし載せたり。その銘、いつ比より書かれずなれるにか、當時は見えず、色紙形ばかりぞ侍るめる。

法皇この事を聞召にけり。この後やがてもとゞり押し切りて、法師になりにけるとぞ。

して「はなはだ穩便ならず、最手の脇などに昇進したるものをば、公家猶たやすく雌雄を決せられず。いかにいはんや、私の勝負に、生涯をうしなはする、らうぜきのいたりなり」と仰せられて、長實卿御氣色心よからざりけり。

からみて―一本「かゞみて」

みあけて、庭へ歩みいでて「是へおり候へ〳〵」と申す。伊成は目かけながら、かしこまり居たりけるを、父伊遠「いかにかほどに申すうへは、早くまかりおりて、一さし仕るべし」と申すに、伊成もかくれの方にて、腰からみて、庭におりて立ちむかひにけり。形體拔群、勇力軼人、鬼王のかたちをあらはして、力士の忽に來れるかと覺えたり。弘光、又敵對にはぢずと見えける。凡亭主をはじめとして、諸人目をおどろかし、心をさわがしてさゞめきあへる程に、伊成すゝみよりて、弘光が手を取りて、前ざまへ強く引きたるに、うつぶしにまろびぬ。あへなきこと限もなし。弘光程なく立ちあがりて「これはあやまちなり。今一度さゝふべし」とて歩みよるに、伊成又父の氣色をうかゞひて、すゝまぬを、伊遠「たゞせめよせて、試み候へ」といひければ、又弘光が手を取りて、後ざまにあらくつきたるに、滯なくなげられて、この度はのけさまに強くまろびぬ。とばかりありておきあがり、烏帽子の落ちたるをおし入れて、帥の前にひざまつきて、ほろ〳〵と涙をこぼして「君の見參に入り侍らんも、今日ばかりに侍る」とて走り出で

最手の脇——闘脇

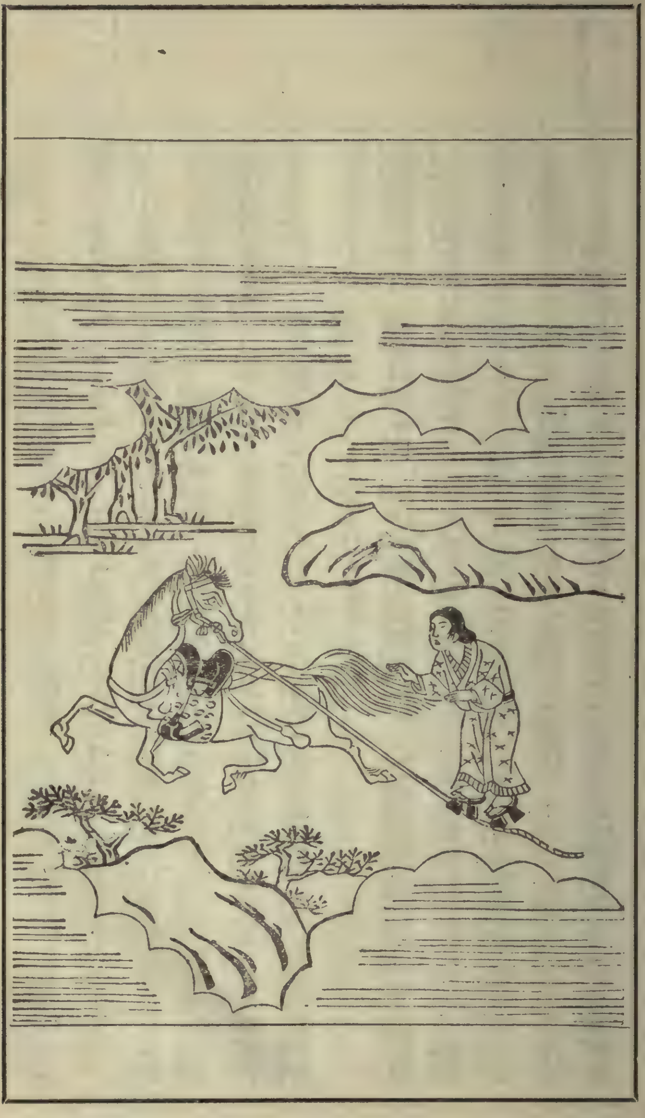
らはるゝにつけて、昇進をもつかうまつりしかば、傍輩口をふさぎ、世の人これをゆるしき。近代はいさみなき世にも侍り」など申す。伊遠少し居なほりて「是はひとへに伊成が事を申すなり。不肖の身、今度すでに最手の脇をゆるされぬ。誠に申さるゝ所遁れがたし。但ちと試み候へ」と申しぬ。弘光ほゝゑみて「たゞ道理のおす所を申すばかりなり。こゝろえみられんは、又さいはひなり」とて、左の手を出してこひけるを、伊成は袖をかきあはせて、かしこまりて、猶父の氣色をうかゞひけるを、父「弘光かやうに申すうへは、たゞ試み候へ」とたひ〴〵いひければ、弘光が出す所の左の手を、伊成が右の手してひしと取りてけり。弘光引きぬかんと、身をうごかしけれども、たぢろかざりければ、たはぶれにもてなして、右の手を腰の刀にかけて、引きぬかんとする氣色にて、すぢなげに見えければ「今はさばかりにて候へ」と伊遠申しければ放ちてけり。弘光「かやうの手合は、さのみこそ侍れ。勝負これによるべきにあらず、ひとさし仕るべし」といひて、かくれの方に走りよりて、二つの袖を引きちがへ、袴のくゝり高くから

かひこづみ—しやがみ込みて

最手—大關の位

あひぬ。少も驚きたる事もなくて、高きあしだをはきたりけるに、前をはしる馬のさし繩のさきを、むずとふまへけり。ふまへられて、かひこづみて、やす〳〵と留りにけり。人々目を驚かすことかぎりなし。そのあしだ砂に深く入りて、足くびまでうづまれにけり。それよりこの金、大力の聞ありて人おぢあへりける。みづからいひけるは「わらはをばいかなる男といふとも、五六人してはえしたがへじ」とぞ自稱しける。ある時は手をさし出して、五の指ごとに弓をはらせけり。五張を一度にはらせける、指ばかりの力かくのごとし。誠におびたゞしかりけるなり。

鳥羽院の御代、相撲の節の後、帥の中納言長實卿のもとへ、小熊權守伊遠と聞ゆる相撲、息男伊成を具してまゐりたり。さるべき方へめし入れて、酒などすゝめらるゝに、弘光といふ相撲また來りけり。同じく召し加へて、盃酌たび〳〵に及ぶ間、弘光酒狂のことばを出すあまりに、亭主の卿に向ひて申す「近代の相撲は、せいなど大になりぬれば、左右なく最手をもたまはり、そのわきにもまかり立つめり、昔は雌雄を決して、藝能あ



さたの者―有名なる者

走りまひ―走り狂ひ

近比近江國かいづに、金といふ遊女ありけり。その所のさたの者なりける法師の妻にて、年比すみけるに、件の法師、又あらぬ君に心をうつして通ひけるを、金洩れ聞きて安からず思ひけり。ある夜合宿したりけるに、法師何心なくて、例のやうにかのことくはだてんとて、またにはさまりたりけるを、そのよわごしをつよくはさみてけり。しばし戯かと思ひて「はづせ〳〵」といひければ、なほはさみつめて「わ法師めが、人あなづりして人こそあらめ、おもてをならべたるものに心うつして、ねたき目見けるに、物ならはかさん」といひて、たゞしめにしめまさりければ、既に泡をふきて死なんとしけり。その時はづしぬ。法師はくだ〳〵と絶え入りて、僅に息ばかりかよひける。水吹きなどして、一時ばかりありて生きあがりにけり。かゝりける程に、その比東國の武士、大番にて京上すとて、このかいづに、日たかく宿しけり。馬ども湖に引き入れてひやしけるその中に、竹の棹さしたる馬のすゞしげなるが、物に驚きて走りまひける。人あまた取りつきて、引きとゞめけれども、物ともせず引きかなぐりて走りけるに、この遊女行き

ひあひ―ひあい即ち非愛にて、愛なき意かくゝりするー差貫の括なしめ

ていふことなし。大将「さればこそ是は身ながらも、ひあひのことにて候ふ。さりながらも、我所望この事にあり」と侍りける時、重忠座を立ちて、閑所へ行きて、くゝりすゐ、烏帽子かけなどしてけり。長居は、庭に床子に尻かけて候ひける。それもたちて、たうさきかけてねり出でたり。誠にその體、力士の如くに見えければ、畠山もいかゞとぞ覺えける。さて寄り合ひたりけるに、手合して、長居畠山がこくびを強く打ちて、袴の前腰をとらんとしけるを、畠山左右の肩をひしとおさへて、近づけず。かくて程經ければ、景時「今は事がら御覽候ひぬ。さやうにてや候ふべからん」と申しけるを、大將「いかにさるやうはあらん。勝負あるべし」とのたまはせはてねば、長居をしりゐにへしするゑてけり。やがて死に入りて足をふみそらしければ、人々寄りておしかゞめてかき出しにけり。重忠は座にかへりつゝ事もなく、一言もいふ事なくてやがて出でにけり。長居はそれより肩のほねくだけて、片輪物になりて、相撲とることもなかりけり。骨をとりひしぎにけるにこそ、目おどろきたることなり。

そこをもてこひ申すぞ
―一本「そこをてころ申すぞ」

長居をば、たやすくはいかでかひきはたらかし侍らん」と詞もはゞからずいひけり。大將聞きたまひて、この事ねたましう思ひ給ひたるをりふし、重忠出で來りけり。白き水干に葛ばかま、黄なる衣をぞ著たりける。侍に、大名小名、所もなく居なみたる中を分けて、座上にひしと居たりける。大將「猶近くそれへ〳〵」とありけれども、かしこまりて侍りけり。さて物語して「抑所望の事の候ふを、申し出さんと思ふが、定めて不祥にぞ侍らんずらんと思ひ給ひながら、又たゞにやまんも忍びがたくて、思ひ煩ひたる」と宣はせければ、重忠とかく申す事はなくて、かしこまりて聞き居たりけり。この事度度になりける時、重忠ちと居なほりて「君の御大事何事にて候ふとも、いかでか仔細を申し候はん」といひたりければ、大將入興し給ひて「その庭に長居めが候ふぞ。貴殿と手合をして試みばやと申すなり。東八ヶ國打すぐりたるよし、自稱仕りつるが、ねたましう覺え候へば、賴朝なりとも出でて試みばやと思ひ給へども、とりわきそこをもてこひ申すぞ。試み給へ」と宣はせければ、重忠存外げに思ひて、いよ〳〵深く畏り

四辻―又よつともいふ、相撲のまはしの結ばるゝ所

長居―大力相撲の名、自ら名乘る也

くじりとぞいひける。件の相撲を忍びやかに召しよせて「この中納言が相撲をしのび好むがにくきに、くじりまろばかさせたらば纏頭すべし、しからずばなくなさんずるぞ」と、仰せ含められにけり。即ち中納言に「汝が相撲好むに、この腹くじりとつがひて勝負を決すべし。勝ちたらば、われ制止する事あるべからず。負けたらんにおきては、永くこの事停止すべし」と宣ひければ、中納言おそれをなして、かしこまりておはしけり。さる程に、腹くじり召しいだされて、やがて決せられける程に、中納言は、腹くじりが好むままに、身を任せられければ、悦びてくじり入りてげり。その後中納言、腹くじりが四辻をとりて、前へ強くひかれたりければ、頭もをれぬばかりに覺えて、やがてうつぶしにたふれにけり。おとゞ興さめ給ふ。腹くじりは逐電しにけり。その後中納言の相撲制止の沙汰なかりけり。

鎌倉前右大将家に、東八ヶ國うちすぐりたる大力の相撲出で來て、申していはく「當時長居に、手向すべき人覺え候はず。畠山庄司次郎ばかりぞ心にくう候。それとても、

めたゝしき—めざましき

勘發—譴責

ぞ大井子が力顯しそむるはじめなりける。件の石、大井子が水口石とて、かの郡にまだ侍るとなん。

宇治左府、隨身公春を不便なるものに思召したる事、めたゝしき程のことなり。或時いかなる事かありけん。自ら公春うたんとせさせ給ひけるに、公春大臣の御手を取りて、「若し打たせ給はゞ御手を折るべし、君といふともいかでかうたせたまふべき」と申しければ、大臣罪を乞はせ給ひて、遁れ給ひにけり。公春笑ひて申しけるは「君十人といふとも、公春一人にあたり給ふべからず。今より後もかゝる事なせさせ給ひそ」と申しければ、大臣承諾せさせ給ひけり。それより御勘當なかりけり。公春は大力にてなん侍りける。

中納言伊實卿、相撲競馬などをこのみて、學問なんどをばせられざりけるを、父のおとど伊通公、常に勘發したまひけれども、猶用ひられざりけり。その時相撲なにがしとかやいふ上手ありけり。敵の腹へ頭を入れて、必ずくじりまろばしければ、これによりて腹

面倒な見る意なるべし
さりとも—「負くる事はあらじ」と補ふ
まかする—引く
やくる—旱
魁

わらざりけるが、次の七日よりは、やう〳〵くひわられけり。第三七日よりぞ、うるはしうはくひける。かく三七日があひだ、能くいたはり養ひて「今はとくのぼりたまへ。この上はさりともとこそ覺ゆれ」といひてのぼせけり。いとめづらかなることなりし。件の高島の大井子は、田など多く持ちたりけり。田に水まかするころ、村人水を論じて、とかくあらそひて、大井子が田にはあてつけざりけるとき、大井子夜にかくれて、面のひろさ六七尺ばかりなる石の、四方なるをもてきたりて、彼の水口に置きて、人の田へ行く水をせきて、我田へ行くやうに、横ざまにおきてければ、水思ふさまにせかれて、田うるほひにけり。その朝村人ども見て驚きあざむことかぎりなし。石を引き除けんとすれば、百人ばかりしても叶ふべからず。させば田皆ふみ損ぜられぬべし、いかゞせんとて、村人大井子に降を乞ひて「今より後は、思召さん程水をばまかせ侍るべし。この石のけ給へ」といひければ「さぞ覺ゆる」とて、又夜にかくれて引きのけてげり。その後は、永く水論する事なくて、田やくることなかりけり。これ

近まさり―近づけば猶見ばえのする事

いたくのかひなしにてはなけれども―そんなに力のない人ではなけれども

日はるかならば―未だ日限迄に日數あらば

とりかひ―取り賂ひ、

ども、いかにもこの手を放たざりけり。引きぬかんとすれば、いとゞ強くはさみて、少しも引きはなつべくもなければ、力及ばずして、おめ〳〵と女の行くにしたがひて行くに、女家に入りぬ。水うちおきて後、手をはづして、うち笑ひて「さるにてもいかなる人にて、かくはし給へるぞ」といふ。けしき事がら、近まさりして堪へがたく覺えけり。「我は越前國のものなり。相撲の節といふ事ありて、力つよきものを、國々より召さるる中に入りて參るなり」とかたらふを聞きて、女うなづきて「あぶなき事にこそ侍るなれ。王城はひろければ、世に勝れたらん大力も侍るらん、御身もいたくのかひなしにては無けれども、さほどの大事に逢ふべき器にはあらず。かく見參しそむるも、しかるべきことなり。かの節の期、日はるかならば、こゝに三七日逗留したまへ、その程にちととりかひ奉らん」といへば、日數もありけり、苦しからじと思ひて、心のとゞまるまゝに、いふに隨ひて留りにけり。その夜より、こはき飯を多くしてくはせけり。女みづからその飯を握りてくはするに、少しもくひ割られざりけり。始の七日はすぎて、えくひ

はりうら―袷の狩衣

いたゞき―頭に戴せて

もてはなれたる―いやがる様子

損ずな」といひけり。舍人は馬をばなほさず、猶「あやまちせさせ給ふな」とたび〳〵いひけり。大狛はりうらのかりぎぬの、殊にさやめきたるをなん著て、馬の尻にわざとあたらんと通るを、案の如く馬ふみてげり。腰のほどにはあたりぬらんと見えつるに、大狛は少しも事なし、馬はやがて、足を損じてふしにけり。その時大狛立ちかへりて、「さればこそいひつれ、その御馬は損じぬるものを」といひて通りにけり。馬の足の損ずる程に強くあたりたるを、事ともせでありける、強さの程おそろしきことなり。

佐伯氏長、始めて相撲の節にめされて、越前國より上りける時、近江國高島郡の石橋を過ぎ侍りけるに、きよげなる女の川の水を汲みて、みづからいたゞきて行く女ありけり。氏長きと見るに、心うごきて、たゞにうち過ぐべき心地せざりければ、馬よりおりて、女の桶とらへたる腕のもとへ、手をさしやりたりけるに、女うち笑ひて、少しもてはなれたる氣色もなかりければ、いとゞわりなく覺えて、腕をひしと握りたりける時、桶をばはづして、氏長が手を脇にはさみてげり。氏長興ありて思ふ程に、やゝ久しくなれ

瀧口―院中を守護する武官

所―藏人所の署

離れて「今より後はかゝる事せじ」とぞいひける。その後あへて近づかざりけり。左大將しきりに近づきて、勝負をすべきよしいはれけれども、猶近づかざりけり。しからずば、禁獄すべきよしを下知せられければ、久光いはく「禁獄は命うすべからず。常世に近づきては、命あるべからず」とぞ申しける。

承德二年八月三日、瀧口所の衆等方を分けて、馬場殿にて相撲あるべしと沙汰ありけり。當日に舍人左の方は頭辨基綱朝臣以下、右の方は頭中將顯通朝臣以下を定められけり。旣に出御ありける程に、院より子細を申されてとゞまりにけり。さりながら夜更けて御殿の南面にして、密々にとらせられけるとかや。

尾張國の住人大狛權守、若かりける時、京に宮仕して侍りけるが、ある時かの主人行幸供奉のために、內裏へ參りける供に侍りけり。少し遲參したりけるに、陣頭に馬車ひしと立ちたるをわけ參るに、或舍人「あやまちせさせ給ふな、この御馬は人をふみ候ふぞ」といふを、權守少しも事ともせず、主人よりさきにすゝみて「御馬引きのけよ。馬の足

稱呼、唐鋤の事にて牛につけて田畠を耕す農具

世の人—此前に「とぞいへりける」など補ひみるべし

くものありけり。頼光あやしと見ければ、時弘にてぞありける。

いづれの年にか、相撲の節に、勝岡と重茂とあひたりけるに、重茂が尻を木にすらせけるを、常世見て「たゞ今に大事出できぬ」といひけるに、果して重茂木をふみて勝岡にかゝりければ、勝岡まろびにけり。小野宮右府、腹立ちて出で給ひにけり。隨身をして、人を拂はせられける程に、秦兼時が冠も打ち落されにけり。

今年左の相撲多く負けけるを、右府あざけらるゝよしを聞きて、左の方より、夜の間に勝岡負くべきよしを、祈をせさせられにけり。この勝岡、常正にあひたりけるに、勝岡を火焼屋になげつけたりけり。後の度は勝負を決せず。公保常時聞きて「奇異のことなり、かくばかりの相撲、聲を出して勝負せざること、いまだ聞かざることなり」世の人の推することの侍りけるとかや。この事は後一條院の御時の事にや。相撲の節に、久光といふ相撲、爪をながくおほして、敵をかきけるに、常世に合せられたりけるに、常世一兩度、顔の程をかゝれて後、久光が頭をつめてせめたりけるに、久光悶絶しけり。相

元より以來絶えて、その名のみ聞く、くちをしきことなり。延長六年閏七月六日、中の六條院にて童相撲の事ありけり。二十番はてゝ舞を奏す。左は蘇合、右は新鳥蘇、次に新作の胡蝶樂を奏しけり。その曲、笛は忠房朝臣、舞は式部卿親王ぞ作り給ひける。舞終りて船吉實散樂を供しけり。次に羅陵王駒形を奏す。式部卿親王に、纏頭ありけるとかや。

相撲宗平、儀同三司の御許へ參りたりけり。時弘はその御弟隆家の帥の御方へ參りたりけり。帥の仰によりて、時弘頻に宗平をてこひ「若し負くるものならば、時弘が首を切られん。宗平負けば、又宗平が首をきらん」など申しけるを、宗平あながちに固辭せずして、卽ち立つまゝに、時弘をかきだきて、地に投げふせたりければ、時弘しばしは動かざりけり。帥、安からずやおぼしけん、涕泣したまひけるとぞ。大臣、宗平に祿をたまはせけるとなん。時弘いづとて、いかりて門の關の木を折りてげり。

ある時賴光朝臣、備前守にてありけるとき、時弘が家に行きて見ければ、自ら利牛を引

て七月に行はれたり

蘇合、新鳥蘇—共に樂の名

てこひ—未詳、手請ひか

利牛—犁の別を分てる

たうさき―禪の事

水練の程めでたかりけり。かやうの用意にやかねてたうさきをなんかゝれたりける。この馬に乘りて、二度高名せられたりける、僻事になん申しあへりける。

建保五年新日吉の小五月會に、新院の番長秦賴峯、府生同武澄仕うまつりけるに、賴峯おうて勝ちにけるが、馬場末にて落ちて死にたりけるを、郎等はしりて父賴武が御棧敷に候ひけるに「府生殿の死なせ給ひて候ふ」と告げたりければ、賴武「かいて捨て候へ」といひたりけるに、又下人走りて「生きいでさせ給ひて候ふが、御冠のひしげてえまるらせ給はぬ」と告げたりければ「おのれらが烏帽子ぞかし」といひたりければ、卽ち下人が烏帽子を引きいれて、あげて參りたりける、いみじう見えけり。

その節―相撲の節會と

相撲强力　第十五

相撲は最手、占手、或は左、或は右、皆强力のいたす所なりといへども、又最手の相違の事あるにや。昔は禁中にてその節を行はれ、諸國に强力のものを尋ね召されけり。安

韉―束帯の時に靴の下に用ふるもの

あざみ―あきれ

うの時おもがいおしはづす事は、江師の記しおかれたるは、馳せ出して、百の術ありと侍るなる、その一なりとぞ。坊門大納言信忠左衛門督にてはべりける時、建暦の御禊の行幸に、一六といふ馬にのりて、供奉せられたりけるに、二條室町にて、院の御桟敷の前の幕、風に吹きあげられたりけるに驚きて、御桟敷の東より引きて走りけるが、馬副引きまろばかされて、馬をすててけり。留めける程に、轡も切れにけるを、靜に靴を片足づつぬぎすて、韉はかりにて、鐙をふみおほせて後、馬の鼻をかきて、二條烏丸なる桟敷の前にて留められにけり。観る者目を驚かしけり。その桟敷ゆかりありける人にて、急ぎ轡をはげて奉りけり。すべて御禊にはなどやらん、馬より落つるためし多く侍り。よく〳〵つゝしむべき事にや。彼の大納言交野の御狩に、同じ馬に乗りて、鹿につきて馳せける程に鹿淀川に入りければ、馬もつゞきて入りにけり。乗人川にしづみて見えざりければ、上下驚きあざみあへりける程に、しばしありて物具、水干、袴、皆浮き出でたりけり。その後はだかにて泳ぎ上りけり。水の底にて、のどかにぬぎ解かれけり。

みづつき―承鞚、くつわの手綱を承くる孔

おもがい―面繫、馬の頭よりくつわに繫ぐ組

り。高遠は馬にもしたゝかに乘るうへ、大男にて強力のきこゑありけり。國文は小男無力のものなりければ疑なく取りて捨てられなんずと、人々も思ひたちけり。高遠も傍輩にあひて「高遠が小指と國文が肱と、いづれかふとき」などいひけり。さる程に打ちつがひて、高遠前に立ちたりけるを、國文追ひて、やがて高遠を取りおとしつ。高遠落ちざまに、國文が馬のみづつきを取りてひざまづきたりけるを、國文とりもあへず、おのが馬の手繩、おもがいをおしはづして、平頭をうちてけり。高遠轡を持ちながら、尻居にまろびぬ。國文が轡もなくて走りけるを、中判官親淸、馬場末を守護して候ひけるが、その郎等たかまとの九郎、國文が馬の首に抱きつきて、棧敷におしあてゝ留めてけり。高遠空しき轡を持ちて、馬場末にありけるを、國文下人を召して「その轡よも御用ひ候はじ。申し給はらんと、江の兵衞殿に申せ」といひたりければ、國文が郎等すゝみ寄りて、そのよしをいひければ、高遠「すは」とてなげすてたりけり。國文轡をはげて參りたりけり。舍人一人口につきて、祿二領たまはりけり。殊に叡感ありけるとぞ。かや

丈尺―ものさし

清かたきをあなづりて、遠ながら追ひてけり。敦文が馬よく出であひて、早く勝ちにける程に、鞭さして、勝負の鉾のもとにて安堵して、見かへりたりけるに、久清追ひ著きて、敦文が首かみに手をかけたりければ、敦文落ちて久清勝ちにけり。勝ちながらも、あまりに不思議にて、久清丈尺にてうつて見ければ、鉾例よりも、一丈あまり遠く立ちたりけり。彼の僧が夢も思ひ合せられて、大明神の御はからひ忝く覺えけり。例の寸法にて立ちたらましかば、早くまけなまし、不思議なりける事なり。この僧には喜びいひたりけるとかや。敦文程のものに、これほどの勝負し出したりとて、勝ちながら御氣色あしかりとなん。まして負けなましかば、定めてよかるまじきに、明神の御はからひ忝かりけり。この久清、度々競馬仕まつりけれども、一度も負けざりけり。數すくなく乘りて負けぬ者は多かれども、かゝるためしはいまだ聞かざることなり。

承元元年より三ヶ年が間、新日吉に五月會に、北面の下臈に隨身をあはせられけり。同二年の五番の乘尻、左兵衞尉大江高遠、右大將（野宮左大臣公繼公）下臈佐伯國文と定め下されけ

つがふ—交ふ、相手になる

さばくり—いぢりまはす

悅—御禮

り。敦文は不堪のものなりければ、久清合手をきらひて、辭し申しけれども、かなはざりければ、心地あしく覺えながら、つがふべきになりたりけるに、さてもなか〳〵不堪の仁に負けなば、猶本意なかるべしと思ひけり。かくて久清北野の宿所にて、出立の程に、僧一人來りて「申すべき事あり」といひけれども、競馬の乘尻は、その日は殊に物忌をして、法師などにはあはぬことにて、下人ども聞き入れざりけり。この僧あながちにいひければ、久清に告げてけり。久清やうこそあらめと思ひて、出であひて尋ねければ、僧がいふやう「過ぎぬる夜の夢に、この馬場にて、賀茂の神人とおぼしくて、馬場末に横ざまに繩を引きて、勝負の鉾などをさばくりつるを、夢の心地にあやしみ尋ぬれば、院の右の府生の勝負のれうなりと、いふと思ひてさめぬ。賀茂大明神の御はからひにて、勝たせ給ふべし」と告げければ、久清をさなくより、賀茂に仕うまつる者なれば嬉くたのもしく覺えて「勝ちて後悦は申すべし」といひて返してけり。その期になりて、久清敦文うちつがひて、敦文前に立ちたりけるが、少ししどけなく見えけるを、久

はだけ髪—亂れたるたてがみ

せて、夜明くればはだけ髪をゆはせて、馬の前には草一把も置かず、さは〳〵とはかせてぞありける。幕下、富士川あひざはの狩に出でられける時は、經家は馬七八疋に鞍置きて、手繩むすびて人もつけずうち放して侍りければ、經家が馬の尻に隨ひて行きけり。さて狩場にて、馬のつかれたる折には、召に隨ひてぞ參られける。かやうに傳へたるものなし。經家いふかひなく、入海して死にければ知るものなし。口惜きことなり。

一條二位入道のもとに、高名のはね馬出で來けり。秦賴久を召して乘せられたりけるに一たまりもせずはね落されけるを、父敎賴が七十有餘にて候ひけるが、是を見て「わろく仕うまつるものかな。敎賴はよも落ちじ」とぞ申しけるを、老後にいかゞとは思ひながら「さらばのれかし」といはれければ、やがて乘りて少しも落ちざりけり　人々目をおどろかしけり。

建仁三年十二月二十日、北野の宮寺に御幸ありて、競馬十番ありけるに、五番目に、左、院の右番長　秦　久清、右に大將（花山院右府、入道忠經公）下野敦文つがはせられにけり。久清は上手な

烏帽子がけ —烏帽子の落ちぬ樣紐を掛くる事

のど〳〵と —緩、しづしづと

あり。仕まつりてんや」と宣はせければ、經家かしこまりて「馬は必ず人に乘らるべき器にて候へば、いかに猛きも、人に隨はぬ事や候べき」と申しければ、幕下入輿せられけり。「さらば仕うまつれ」とて、即ち馬を引き出されぬ。誠に大にたかくして、あたりを拂ひてはね廻りけり。經家水干の袖くゝりて、袴のそばたかくはさみて、烏帽子がけして、庭におり立ちたるけしき、先づゆゝしくぞ見えける。かねて存知たりけるにや、轡をぞもたせたりける。その轡をはげて、さし繩とらせたりけるを、少しも事ともせずはねはしりけるを、さし繩にすがりて、たくりよりて乘りてけり。やがてまはりあがりて、出でけるを、少し走らせて、打止めて、のど〳〵と歩ませて、幕下の前にむけてたてたりけり。見るもの目を驚かさずといふことなし。よく乘らせて「今はさやうにてこそあらめ」と、宣はせける時おりぬ。大に感じ給ひて、勘當ゆるされて、厩の別當になされにけり。彼の經家が馬飼ひけるは、夜半ばかりにおきて、何にかあるらん、白き物を一かはらけばかり、手づから持ち來りて、必ず飼ひけり。すべて夜々ばかり物をくは

たまるもの
―乘り堪へ
得る人

にかたびらばかりを著て參りたりければ、寒げに見えけるが、御馬のかず仕うまつりにければ、汗ぐみにけり。かねて用意したるほどいみじく見えけり。叡感ありて、御馬一疋えりて賜ふべきよし、仰せられければ、承りける時、乘りたりける御馬を、さうなく申し賜ひにけり。乘りはてゝ後、中門に候ひけるに、宿衣一領たまはせければ、肩にかけて出でけり。ゆゝしくぞ見えけり。

武藏國の住人綴喜の平太經家は、高名の馬乘馬飼なりけり。平家の郎等なりければ、鎌倉右大將めしとりて、景時に預けられにけり。その時陸奥より、大にして猛き惡馬を奉りたりけるを、いかにも乘るものなかりけり。聞ある馬乘どもに、面々にのせられけれども、一人もたまるものなかりけり。幕下思ひわづらはれて「さるにても、この馬に乘るものなくて止まん事口惜しきことなり。いかゞすべき」と景時にいひあはせたまひければ「東八箇國に、今は心にくき者候はず。但囚人經家ぞ候ふ」と申しければ、さらば召せとて、卽ち召し出されぬ。白き水干に、葛の袴をぞ著たりける。幕下「かゝる惡馬

ひかれ―賜ひ

領じて―自分の物にして

不慮の事もあらば、公私いまはしかりぬべし、後々のせらるべきよし、仰せられければ、國方重て申しけるは「若し落馬仕りて侍らば、國方が恠異になし侍りて、いとまを給ふべし。猶くせものに乗せらるまじくば、番長には速に他人をなさるべし」と、強ひて申しければ、おとゞ力及ばで、あがり馬をひかれにけり。なかみちに口をはづさせてあげけり。誠に違失なし。大臣感にたへず、かへり給ひて、纏頭せられけるとぞ。

播磨府生貞弘が家近く陰陽師ありけり。馬をまうけたりけるを、貞弘を呼びて、乗り試むべきよしいひければ、貞弘奇怪に思ひながら行きて乗りてげり。うちまはして、やがて乗りながら家へ歸りにけり。陰陽師「こはいかに」とて、馬をこひければ「さもあらず。汝ほどのものが、貞弘を呼びて、庭乗せさせて見るべきことかは、馬をとらせんと思へばこそ乗せつらめ」とて、やがて領じてげれば、力及ばでぞありける。

後白河院の御時、鎌倉前右大將、御馬を百疋まゐらせたりける。下野敦近召次所に候ひけるを、召して乗せられたりけるに、冬の事なりければ、いと寒かりけるに、敦近はだ

五月會―五月五日端午の節句此日左近の馬場に競馬の催あり

まうけ上手―守備に巧なる意

持―勝負なし

移馬―乗りかへの馬

承安元年に五月會にて侍りけるにや、秦公景（公正子）下野敦景（敦則子）あはせられたりけるに、公景はまうけ上手、敦景はおひ上手なりければ、案の如く敦景追ひてとりくみて、馬場末にてとほりにけり。共に興ありければ、兩人めされにけり。公景はもとより院の召次所に候ひけり。敦景叡感のあまりに、次日召次所に候ふべきよし、大宮大納言隆季卿奉行にて仰下されけり。公景この事を聞きて、院の中門に、主典代廳官などが候ひける中にて「誠にや敦景公景に持したりとて、御所へめされ侍るなり。公景に勝ちたらんものは、いか程の目にかあふべき」といひたりける、いと興ある申事なり。

小松内大臣、右大將にておはしける時、佐伯國方（重文子）一座にて侍りけり。治承元年三月五日、内大臣になり給ひける時、番長になされにけり。拜賀の夜くせもなき馬を、移馬にひかれたりけるに、國方近習の者を呼び出して申しけるは「今夜國方、定めてくせものに乗り侍らんずらんと、近衞の舍人等、目をすまして見侍らんずるに、無念の馬を仕うまつらん事、歎き思ふ」よしを申しければ、おとゞこよひは祝の夜にてあるに、若し

くらみて—くらまして
方人—つく者、贔屓するもの
所帯—役目

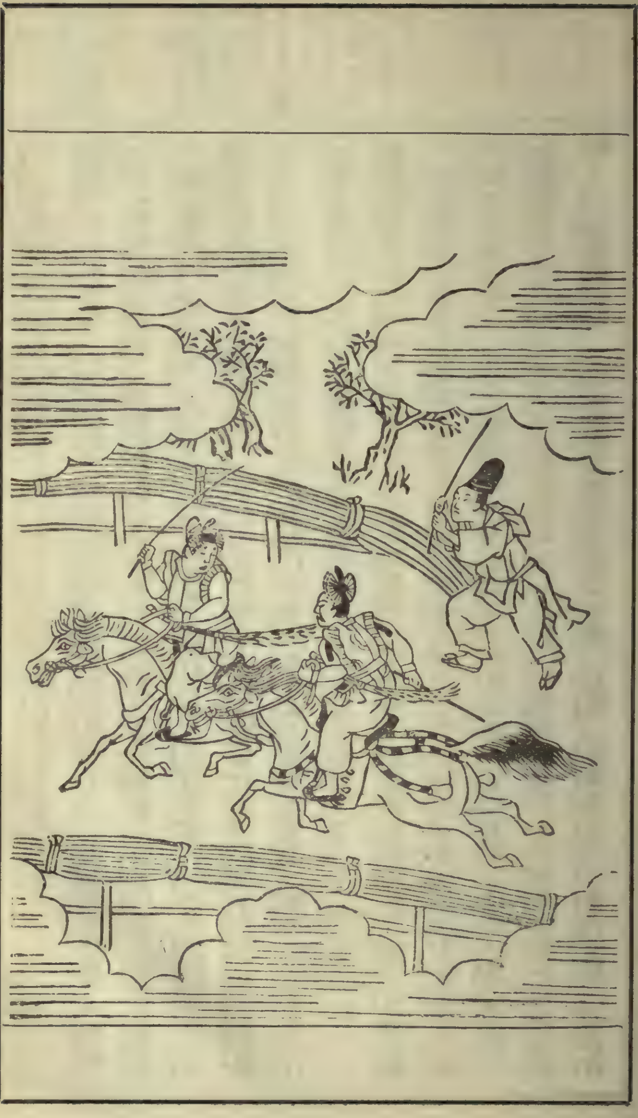
けれども、兼弘おとをくらみて失せにけり。敦延に方人纏頭せざりければ、院しきりに方人を召されけれども參るものなかりけり。右方の奉行の將にて、大炊御門、右大臣の中將にておはしけるぞ、女郎花の織物ひとへを、なまじひに打ちかけられける。敦延その祿を鞭にかけて、肩にはかけざりけり。親しきものどものありける所にて「獅子にや似たる」といひたりければ「誰にてかありけん」などと、問ひたりければ「くれぬものを乞ひ取りたればよ」といひける。かくながら、興ありとも沙汰ありけり。

後鳥羽院の御時の競馬に院の左番長秦頼次兼平子府生下野敦近仕うまつりけるに、頼次が乘りたる馬の鞭を打ちたりけるに、馬場もとへ走りかへりたりけるに、敦近勝にけり。勝負普通ならずと沙汰ありて、程經て敦近を召されけるに、保延の敦延が事を思ひ出て、祿を鞭の前にかけて、親しきものどもに向ひて「獅子にや似たる」といひたりければ、御氣色あしくなりて、所帯も相違してけるとかや。かやうの詞は、人によりていふべきなり。

御幸の日—一本「御幸の内」
三遲—貞丈説に馬場を三邊乗りたる事也
おとり心地おこりて—負けさうな心持になりて、氣おくれして

生秦兼信 子兼方 勝負いかゞなりけるやらん、いと興あることなり。

保延三年八月六日、仁和寺殿の馬場にて、日吉御幸の日、くらべ七番ありけり。一院鳥羽、女院待賢門院、今宮、五宮、前齋院御覽ぜられけり。左大臣以下參りたまひけり。一番左近將曹秦兼弘 子兼久、右府生下野敦延 子敦高、仕うまつりけるに、三遲の後、敦延が馬の膝より血走りければ、他の馬をのせかへられんがために入れられにけり。二番左府生下野敦方 子敦利、右府生秦兼則うち出でける程に、兼則おとり心地おこりて、勝負の心なかりければ、追ひ入れられて、兼弘敦延又うち出でにけり。左の馬もとより口をうちけれども、兼弘ならびなき上手なりければ、馬の失をかへりみず、近くまうけておりかへる事十度にあまりけれども、敦延追はざりけり。兼弘おはんとしければ、敦延ちかく寄せず。かくて時を送る程に、必ず勝負すべきよし仰下されける時、兼弘おひてけり。敦延がかちの袖をとりて、引きほころばししたりけれども、敦延勝ちにけり。兼弘はじめて負けにけり。大かた乗やう、上下目をおどろかしけり。院殊に御感ありて、兩人ともに召され



移―移鞍、乗換の鞍

あがり馬―あれ馬、駻馬

寛治の例―寛治五年二月、白河院吉社高野へ御幸あり

いまだ競馬に負けざりけるものにて、かくいひける、いと興あるいひやうなるべし。

寛治五年五月二十七日、二條大路にて、放ちがひしける馬をとりて、移をおきて、競馬六番ありけり。殿上人ぞつかうまつりける。東の陣の前より、西の中門にむけてぞ馳せける。主上太鼓をうたせ給ひける、戯れごとなれども、珍しかりけることなり。

いづれの攝籙の御時にか、東三條にて、雲分といふあがり馬を乗られけるに、中門の廊の中に、爪形をつけて、車寄の戸のそとへ飛び出でたりけり。「その足の跡拭ひな失ひそ」と仰せられて、近くまで侍りけるとかや。

天治元年十一月二十一日、鳥羽院、寛治の例をたづねて、高野に御幸ありけり。道の程おぼつかなく思召して、白河院より隙なく御使ありけり。二十七日にぞ中院につかせおはしましける。二十八日に、奥の院にまゐらせおはしましける。晦日還御の道、長坂の東野にて、御馬をさゝへて、競馬の事ありけり。一番左兵衛督、権右中辨顯頼朝臣、左勝。二番修理大夫、左近將曹公俊子右馬允公壽、左勝。三番美作守顯輔朝臣、左近府

神事—加茂春日等の祭禮を云ふ
公事—朝廷に行はるゝ年中行事をいふ

卷第十

馬藝 第十四

神事の庭には競馬を先とし、公事の砌には白馬を始とす。しかのみならず、武徳殿に御幸なりて、さま〴〵の馬藝をつくさる。又信濃の駒を引きて、左右の寮にたまひて、禮儀にそなへらるをこそ。この藝は乘尻の好む所なり。隨身の專とする所なり。

正暦二年五月二十八日、攝政殿、右近の馬場にて、競馬十番を御覽じけり。山井大納言、儀同三司ともに中納言にておはしける。左右に分れて公卿おほく參られけり。一番左將曹尾張兼時、右將曹同敦行つかうまつりけるが、兼時が轡度々ぬけたりけれども、落つることはなかりけり。さりながらも、遂に敦行勝にけり。兼時敦行にむかひて「負けてはいづ方へ行くぞ」といひたりけり。人々そのことばを感じて、纏頭しけるとなん。

第三に對して二の矢をおと矢といふ

の上はさやうにてこそ候はめ」とて止みにけり。かやうに名を得たる上手のふるまひ、目を驚かす事なりとなん。

左衛門尉平助綱は、つや〳〵、弓ひきはたらかす事かなはざりける者なりけり。家の棟に、とうの飛びきて居たりけるを、これはいむ事なるものをと思ひて、立ち出でて見るほどに、下人左右なく弓矢をとりて、與へたりければ、なほざりにとりて射たりける程に、あやまたず射落してげり。「上手すらなほ大事なり。さしもの弓ひかずの身にてあてたること、身の冥加のいたり、さればつゝがなかりけり」となんいへりけり。

に、矢數を定め相對して弓を射、九度的にあて、最後に矢多く殘りたるを勝とす、九度目に至り敵の矢三、賀次の矢一、然るに賀次最後の一矢を雁俣とし、緒附を射切りて法に從ひ持卽ち勝負なしとなせる也
はやー早矢、二本持ちたる內の第一の矢、

弓はつるたび、今矢三あまりたりけり。賀次が矢は一すぢなり。「あたらん事は不審なけれども、今二の矢が數あまりぬれば、射ても用事なし」と、左右ともにいひけるを、賀次がいはく「かりまたを許され給ひたらば、緒附をつかうまつりて、持にし侍らん」といふを、主人あしくいふものかな、若し外るゝ事もあるにと思ひけれども、諸人目をすまさんがためにゆるして、かりまたをとらせてけり、賀次よくひきて放ちたるに、いふが如く緒附を射切りて、的土におちにけり。緒附射つれば、矢かず三にもちひるならひなれば、三のかずを矢一すぢにて、持になりにけりとなん。

或所に的弓射けるに、晩に及びければ、明日や勝負すべきなど、人々いひける所へ、源三左衞門尉翔來りけり。この沙汰を聞きていひけるは「翔はいづかたのかたうどもすまじ。矢を一手たまへかし。その的串のまへうしろを射ん。あたりたらん方を勝にし給へ」といへば、人々も興に入りて、卽ち矢をとらせたりければ、ついたちてはやを射るに、前の串にあたりぬ。方の人のゝしりあへりけるに、おと矢にて、又後の串をいてけり。「こ

とう―鴾字彙に「似レ鶏而小黄黑色與レ鼠同レ穴」

こがれ―欲する

九度の弓云云―此文の意を案ずる

この昵の兵衛尉、懸矢をはがすとて、とうの羽をもとめけるが、不足しければ、郎等どもに「もしや持ちたる」と尋ねければ、上六大夫といふ弓の上手聞きて「この邊にとうやは見候ふ。見よ」といひければ、下人立ち出でて見て「たゞ今河より北の田には見候ふ」といふを聞きて、即ち弓矢を取りて出でたるに、とう立ちて南へとびけるを、上六矢をはげて、左右なくも射ず「いづれかはこがれたる」といひければ「最後に飛ぶをこがれたる」といふを聞きて、なほにいそがず、遙に遠くなりて、河の南の岸の上飛ぶほどになりにける時、能く引きて放ちたるに、あやまたず射おとしてけり。むつる感興のあまり、不審をいだして問ひけるは「など近かりつるをば射ざりつるぞ。遙にはとほくなしては射るぞ。心得ず」と尋ねければ「そのことに候ふ。近かりつるを射落したらば、川に落ちて、その羽ぬれ侍りなん。むかひの地につきて射落したればこそ、かく羽を損せぬ」とぞいひける。心にまかせたるほど、誠にゆゝしかりける上手なり。

同人のもとに、又賀次新太郎といふ弓の上手ありける。年の始に弓を射けるに、九度の

いきり―射切り

一院鳥羽殿に渡らせおはしましける比、雎鳩日ごとに出で來て、池の魚を取りけり。或日是を射させんと思召して、武者所に「誰か候ふ」と御尋ありけるに、をりふし昵が候ひけり。召に隨ひて參りたりけるに「この池に、みさごのつきて、多くの魚を取る、射とゞむべし。但射殺さんことは無慙なり。鳥もころさず、魚をも殺さじと思し召すなり。あひはからひて仕うまつるべし」と、勅定ありければ、いなみ申すべきことなくて、即ち罷り立ちて、弓矢を取りて參りたりけり。矢はかりまたにてぞ侍りける。池の汀の邊に候ひて、みさごを相待つ所に、案の如く來りて、鯉を取りてあがりけるを、能く引きて射たりければ、みさごはいられながら、猶飛び行きけり。鯉は池におちて、腹白にてうきたりけり。即ち取りあげて、叡覽にそなへければ、みさごの魚をつかみたる足を、いきりたりけり。鳥は足は切れたれども、直に死なず、魚もみさごの爪立ちながら死なず、魚も鳥も殺さぬやうにと勅定ありければ、かく仕うまつりたりけり。「凡夫のしわざにあらず」と、叡感のあまりに、祿をたまはりけるとなん。

安からぬまゝに―癪にさはる故に

さりとも―それにてもよもや外す事なからん

心ばせのおくれ―思慮の至らぬ意

をまゐらする上は」といへば「さいはれたり」とて「さらば」とて「立て」といへば、この男いひつるが如く、三段のきて立ちたり。季武はづすまじきものを、従者一人うしなひてんずることは、損なれども、意趣なればと思ひて、よくひきてはなちたりければ、左の脇の下五寸ばかりのきて外れにければ、季武まけて、約束のまゝに、さまぐ\のものども取らす。いふにしたがひて取りつ。その後「今一度射給ふべし」といふ。安からぬまゝに又あらがふ。季武、初こそふしぎにて外したれ、この度はさりともと思ひて、しばし引きたもちて、眞中にあてゝ放ちけるに、右の脇下を、又五寸ばかりのきて外れぬ。その時このをとこ「さればこそ申し候へ。え射給ふまじきとは、手ききにてはおはすれども、心ばせのおくれ給ひたるなり。人の身太きといふとも、定めて一尺には過ぎぬなり。それを眞中をさして射給へり。弦おと聞きて、そとそばへをどるに、五寸はのくなり。しかればかく侍るなり。かやうのものをば、その用意をしてこそ射給はめ」といひければ、季武理にをれて、いふ事なかりけり。



瀧口—瀧口の武士
退紅—あらそめ
さげはり—針をさげて射る事歟、はづさずはそらさず適中する意に解すべし

弓の會ありけり。又蹴鞠もありけり。夕に及て、饌を勸められける間、簾中より管絃の御調度を出されたりければ、即ち絲竹雜藝の興もありけり。又和歌もありけるとかや。昔はかく期ざる事も、やさしく面白き事常の事なりけり。いみじかりける世なり。

寛治八年八月八日、瀧口大極殿にて賭弓のことありけり。前の方は、退紅の狩衣をぞきたりける。後は心にまかせたりけり。ふるき人等も催しありければ、公淸卿等衣冠にて參りたりけり。七雙はてゝ、虎皮をかけものにて、一度射させられたりけるに、あたらざりけり。本意なかりけることなり。

賴光朝臣の郎等、季武が從者究竟のものありけり。季武第一の手きゝにて、さげはりをもはづさず、射けるものなりけり。件の從者、季武にいひけるは「さげはりを射給ふとも、この男が三段ばかり退きて立ちたらんをば、え射給はじ」といひけるを、季武安からぬ事いふ奴かなと思ひて、あらがひてけり。「若し射はづしぬるものならば、汝がほしく思はん物を、所望に隨ひて與ふべし」と定めて「おのれはいかに」といへば「是は命

矢―一本になし

まけわざ―勝方に對する負方の饗應

野宮―齋宮の野宮

上帯しめて解けざりければ、引きちぎりて、脱ぎておよぎ上りたりけり。さしも早き川の底にて、かくふるまひたりける、ゆゝしき事なりける水練なりけり。

弓箭第十三

弓箭之藝。其勢專一也。只省上弦之月。當心弦不再控矣。矢不虚發。百發百中。吉之上手。多傳芳譽。

延長五年四月十日、彈正親王、内裏にて小弓のまけわざせさせ給ひける。酒肴などはてゝ、夕になりて、清涼殿の東の廂にて、又小弓ありけり。前には彈正親王重明、後には三品親王清貫民部卿、この外の人々もつかふまつりけり。女裝束一かさね、賭物に出されたりけるを、彈正親王宮とり給ひにけり。勝方の拜などありけりとかや。そのまけわざは、二十三日にこそし給ひけれ。

長暦二年三月十七日、殿上人十餘人、野宮へ参たりけるに、御殿の東庭に疊を敷て、小

人目をおどろかしけり。

強盗入りたりけるに、貞綱は酒に醉ひて、白拍子玉壽と合宿したりけり。思ひもよらぬに、寢所に打入りたりければ、貞綱太刀をぬきて、うちはらひて、玉壽を引き立てて、後苑へしりぞきて、檜垣より隣へこして、我身も共に逃げにけり。その事世に聞えて「強盗に逃げたるわろし」など沙汰しけるを、貞綱かへり聞きて「今より後なりとも、強盗にあひて、命うしなふまじ。幾度も君の御大事にこそ、命をば惜むまじけれ」と、いひけるに合せて、和田左衞門尉義盛が合戰の時、晝は紅のほろをかけて、黑き馬に乘り、夜は白きほろをかけて、葦毛の馬に乘りて、軍のさきをかけける、誠に一人當千とぞ見えける。日來の詞に合せて、ゆゝしくぞ侍りける。遂に組合ふ者なかりければ自害してけり。

承久三年のみだれに、宇津宮越中前司頼業、いまだ無官なりけるが、宇治川をわたすとて、押し流されて、水の底へ入りたりけるに、石にかきつきて、鎧を脫がんとしけるが、

合はせ―果して其通り實行して

かきつき―抱付き

しれもの—不都合者

人わろかる—體裁惡かる

奥攻—奥州征伐

鮒はせ—遊魚を射取る事なるべし

事候はず」と、荒らかにいひたりけたば、遠景大にいきどほり、安からぬ事に思ひて、ともすれば大將に「番は極めたるしれものにて候ふ。いかにもなほ惡しきこと し出さんずる者にて候、放ちたてらるまじきなり」と申しければ、彌重くなり勝りにけり。されども番は少しもいたまず「男の身は、いつかいかになるべしとても、人わろかるべき事はなし」とて、ものともせざりけり。かゝる程に、大將康衡を打つとて、奥攻を思ひ立ちて、兵をそろへらるべき事出で來にけり。その時番を召して宣ひけるは「汝をとうに暇とらすべかりしかども、この大事を思ひて、今日まで生けておきたるなり。身の安否はこの度の合戰によるべし」とて、鎧馬鞍など賜ひければ、かしこまり悅びて向ひけり。誠に身命をしまず、ゆゝしかりければ、勘氣ゆるされて、本領かへしたまはりて、二度故郷にかへりき。この番は、無雙の手きゝにて侍りにけり。渡邊にて、しかるべき客人の來りける時、鮒はせをしけるには、箭をたばさみて、をどる鯉を、一つもはづさず射けり。網に入るには、漏るゝ方もおほし。これは一つももらさず、射とめければ、皆

かたうど―荷擔人、力になる人

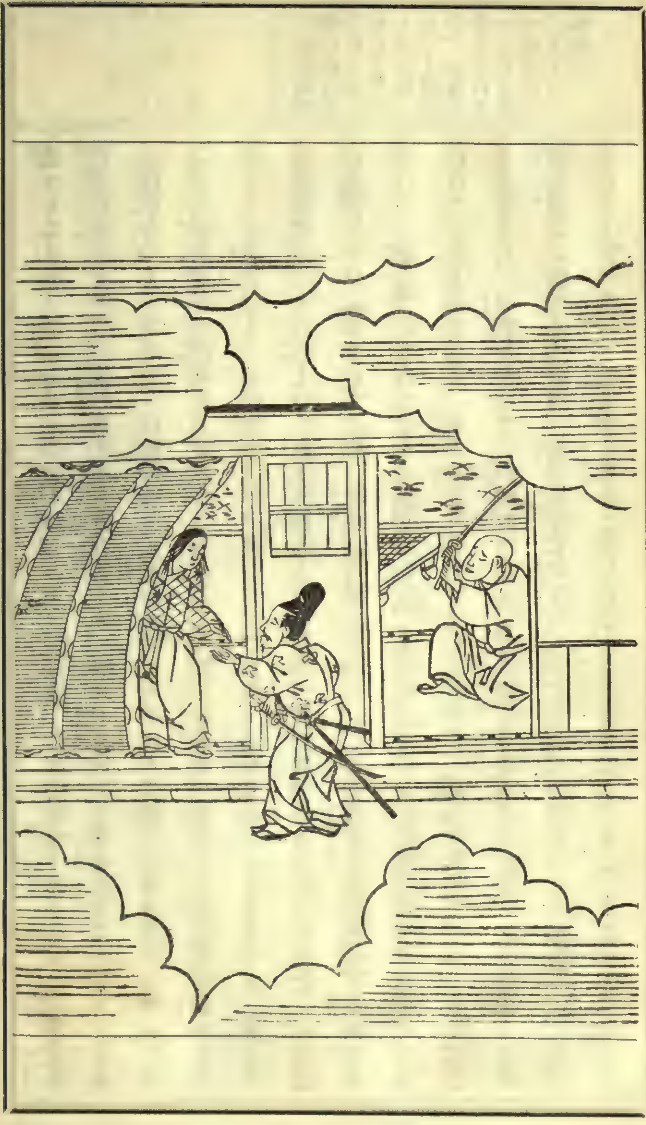
れば、番が親類郎等ども、悦をなして「さりとも今は馬殿の召籠は、免され給ひなん」と悦びあへりけり。遠景も宿縁あさからず「この上は、かの御氣色においては、いかにも申しゆるぶべし。御承引なくば、遠景申し預るべし」といひければ、彌悦ぶこと限なし。さて關東に下り著きて、いつしか使を番が許へつかはしていひけるは「思ひかけずかく侍るゆかりになり參らせて候ふ。今においては偏に親とも頼み奉るべし。内外につきて疎略を存ずべからず」と、いひやりたりけり。番多年の召人にて、今日切らるべしく〳〵といひて、十餘年に及びけれども、かたうど一人もなければ、申しなだむるものなし。またく〳〵かゝる縁出で來ることは、いかばかりかはうれしかるべきに、番がいひけるは「弓箭とる身の、かゝるめにあひて召籠に預る、恥にてあらず。さこそ無縁の者なれども、あながちに、その主こひねがふべき聟にあらず」とて、返事にいひけるは、「喜びてうけたまはりぬ。誠に傍輩として申し承らん事、本意候ふ。親くならせ給ふのよしの事、存知がたく候ふ。番は獨身の者にて候へば、御ゆかりになり參らすべき

右大將―頼朝

きりもの―きれもの、權力盛なる者

飛び入るさま、小鳥の飛ぶが如くなり。小き太刀を、ひきそばめて持ちたりけるを拔きて、とびざまに、碁盤の角を五六寸ばかりをかけて、とゞこほりなくきつて入りにけり。法師たゞ人にあらずと思ひて、いかにすべしともなく、おそろしく覺えければ、はふ〳〵くづれ落ちて逃げにけり。委く尋ね聞けば、八幡太郎義家なりけり。愈臆する事かぎりなかりけり。

九郎判官義經、右大將の勘氣の間、都を落ちて西國の方へ行きける時、渡邊緩、源次馬允番がもとによりて、事のよしをいひければ、番哀みて道おくりけり。後にその事聞えて、番關東へめされて、梶原にあづけられにけり。十二年までおかれたりけるに、番毎日髻をとりて「今日や切られんずらん」とぞまちける、さる程に、右大將高麗國を攻めし時の追討使に、天野式部大夫遠景むかひけり。大將家のきりものにて、次官藤内といはれし藤内はこれなり。西國九國を知行の間、そのいきほひいかめし。高麗國打ちしなへて上洛の時、わたなべにて番が妹にとつぎにけり。相具して、關東に下向しけ



とびの尾―車の尻に出でたる轅の如きもの、とみの尾
まう―猛の音、非常の廣きをいふ
せため―責めなじる
ことうけ―承知

あなかなし」とて、はふ〳〵逃げうせにけるとなん。
同朝臣若ざかりに、或法師の妻を密會しけり。件の女の家、二條猪隈邊なりけり。築地に棧敷をつくりかけて、棧敷のまへに堀ほりて、そのはたに棘などをうゑたりけり。すこぶる武勇立つる法師なりければ、用心などしける所なり。法師のたがひたる隙をうかがひて、夜ふけて、かの堀のはたへ車をよせければ、女棧敷のしとみをあげて、簾を持ちあげける、その時とびの尾より越え入りにけり。堀の廣さもまうなりけるに、上ざまに飛び入りけんはやわざの程、凡夫の所爲にあらず。この事度重りにければ、法師聞きつけて、妻をさいなみせためて問ひければ、ありのまゝにいひてけり。「さらば例のやうに我なきよしをいひて、件の男を入れよ」といひければ、遁れがたくて、いふまゝにことうけしぬ。棧敷をあけて、例のやうに入らん所を切らんと思ひて、この法師、その道に圍碁の盤のあつきを、楯のやうに立てゝ、それにけつまづかせんとかまへて、太刀をぬきてまつ所に、案の如く車をよせければ、女例の樣にしけるに、とびのをの方より

そばひ—身を片寄せて

ひきめ—蟇目、鏃に數個の孔ある矢の一種

ものを、脇をそらして矢をさゝする事、あぶなき事なり。思ひきる害心もあらば、いかが」とぞかたぶきける。されども義家は、殆ど神に通じたる人なりけり。宗任、いかにも思ひよるべくもなかりければ、たがひに身をまかせけるにや、或夜又宗任ばかりを具して、女の許へ行きたりけり。家ふるくなりて、築地くづれ、門かたぶけり。車寄の妻戸をあけて、その内にてあひたりけり。宗任は中門に侍りけり。五月闇の空、墨をかけたる如くにて、雨ふり神なりて、おそろしきこと限なし。いかにもこよひ事あらんずらんと思ひたる所に、あんの如く、強盗數十人きほひ來にけり。門の前によりそばひてあり。火をともしたるかげより見れば、三十人ばかりあり。宗任いかゞ計ふべきと思ひ居たるに、中門の下より犬一疋はしり出て吠えけるを、宗任小きひきめをもて射たりけるに、犬射られて、けい〳〵となきてはしるを、やがて同じさまに、矢つぎばやに射てけり。その時義家朝臣「誰候ふぞ」と問ひたりければ、「宗任」となのりたり。「矢つぎのはやきこそはしたなけれ」といはれけり。強盗どもこの詞を聞きて「八幡殿のおはしましけるぞ、

ふことかぎりなし。されども、かねてさとりぬる事なれば、將軍の軍勝に乘じて、武衡等が軍やぶれにけり。「江帥の一言なからましかば、あぶなからまし」とぞいはれける。十二年の合戰に、貞任は討たれにけり。宗任は降人になりて來にければ、ゆるしてつかひけり。嫡男義家朝臣のもとに、朝夕祗候しけり。或日義家朝臣、宗任一人を具して、西へ行きけり。主從ともに狩裝束にて、靫をぞおへりける。廣き野を過ぐるに、狐一疋はしりけり。義家うつぼよりかりまたをぬきて、狐をおひかけけり。射ころさんはむざんなりと思ひて、左右の耳の間をすりざまに、尻へ射たりければ、箭は狐の前の土にたちにけり。狐その箭にふせがれて、たふれてやがて死にけり。宗任馬よりおりて、狐を引きあげて見るに、「箭もたゝぬに死にたる」といひければ、義家見て「臆して死にたるなり。殺さじとてこそ射はあてね。今いきかへりなん。その時放つべし」といひけり。即ち箭を取りてまゐらせければ、やがて宗任して、うつぼにさゝせ給ひけり。他の郎等是を見て「あぶなくもおはするものかな。降人に參りたりとも、本の意趣は殘りたるらん

かりまた―雁股、矢の先の叉の如くなれるもの

意趣―恨み

—弓につがひたる矢

きけやきけ—けやけきの誤歟異なこと妙なこと

寛治—一本「永保」

かひの中に、やさしかりける事かな。

同朝臣、十二年の合戰の後、宇治殿へ參りて、戰の間の物語申しけるを、匡房卿よくよく聞きて「器量はかしこき武者なれども、猶軍の道をばしらぬ」と、獨言にいはれけるを、義家の郎等聞きて、きけやきけことをのたまふ人かなと、おもひたりけり。さる程に、江帥出でられけるに、やがて義家も出でけるに、郎等「かゝる事をこそのたまひつれ」と、語ければ「定めて樣あらん」といひて、車に乘られける所へ、すゝみよりて會釋せられけり、やがて弟子になりて、それより常にまうでて、學問せられけり。その後寛治の合戰の時、金澤の城をせめけるに、一列の雁飛びさりて、刈田の面におりんとしけるが、俄におどろきて、列をみだりて飛び歸りけるを、將軍あやしみて、くつばみをおさへて「先年江帥の敎へ給へることあり。夫軍野に伏すときは、飛雁つらをやぶる。この野に必ず敵伏したるべし。からめ手をまはすべき」よし、下知せらるれば、手を別ちて三方をまく時、あんの如く、三百餘騎をかくしおきたりけり。兩陣亂れあひて、戰

の誤にて前輪をいふなるべし

きたなくも 卑怯にも

はげたる箭

となん。死ぬるまで猛くいかめしう侍りけるよし、語りつたへたり。まことなることにや。さて頼光は、それより歸りにけり。

伊豫守源頼義朝臣、貞任宗任等をせむる間、陸奥に十二年の春秋を送りけり。鎭守府をたちて、秋田の城にうつりけるに、雪ふりて、軍のをのこどもの鎧、皆白妙になりにけり。衣川の館、岸高く川ありければ、楯をいたゞきて冑にかさね、筏をくみて攻戰ふに、貞任等堪へずして、遂に城の後よりのがれ落ちける。一男八幡太郎義家、衣川に追ひたて攻めふせて「きたなくも後をば見するものかな。しばし引きかへせ。物いはん」といはれたりければ、貞任見かへりたりけるに、

　衣のたてはほころびにけり

といへりけり。貞任、くつばみをやすらへ、錏をふりむけて、

　年を經し糸のみだれのくるしさに

とつけたりけり。その時義家はげたる箭を、さしはづして歸りにけり。さばかりのたゝ

淨衣―白き狩衣

まへつは―「は」は「わ」

れ出て、鞍馬のかたへ向ひて、市原野の邊にて、便宜の所をもとむるに、立ちかくるべき所なし。野飼の牛のあまたありける中に、殊に大なるを殺して、路頭に引きふせて、牛の腹をかきやぶりて、その中に入りて、目ばかり見出して待ちけり。頼光、案の如く來りけり。淨衣に太刀をぞはきたりける。綱、公時、定道、季武等、皆供にありけり。頼光馬をひかへて「野のけしき興あり。牛その數あり。おの〱牛追ふものあらばや」といはれければ、四天王のともがら、我も〱とかけて射けり。誠に興ありてぞ見えける。その中に、綱いかゞ思ひけん、とがり箭をぬきて、死にたる牛にむかつて、弓を引きけり。人あやしと見る所に、牛の腹のほどをさして、矢をはなちたるに、死にたる牛ゆす〱とはたらきて、腹の内より、大の童打刀をぬきて走り出て、頼光にかゝりけり。見れば、鬼同丸なりけり。矢を射たてられながら、猶事ともせず敵に向ひけり。頼光は少しもさわがず、太刀をぬきて、鬼同丸が頭を打ちおとしてけり。やがてもたふれず、打刀を拔きて、鞍のまへつはをせめてつきたり。さて頭はむながひにくひつきたりける

したゝめ―しつかり縛る

狐戸―狐格子に同じ、縦横方正に組みなしたる格子戸の稱、宮殿社寺等の屋根の搏風の所にある也

ば、金鎖をとり出でて、能く逃げぬやうにしたゝめけり。鬼同丸、頼光ののたまふ事を聞くより、口惜しきものかな、何ともあれこよひの中に、この恨をばむくはんずるものをと、思ひ居たりけり。盃酌数獻になりて、頼光も酔ひて臥しぬ。頼信も入りにけり。夜ふけしづまる程に、鬼同丸、究竟のものにて、いましめたる繩金鎖ふみ切りて遁れ出でぬ。狐戸より入りて、頼光の寝たる上の天井にあり。この天井引きはなちて落ちかゝりなば、勝負すべき事異儀あらじと、思ひためらふ程に、頼光も、たゞ人にあらねば、早くさとりにけり。落ちかゝりなば大事と思ひて「天井に、いたちよりも大に、貂よりも小きものゝ音こそすれ」といひて「誰か候ふ」と呼びければ、綱、名のりて参りけり。「明日は鞍馬へ参るべし。いまだ夜をこめて、是よりやがて参らんずるぞ。某々供すべし」といはれければ、綱、承りて「皆是に候ふ」と申してゐたり。鬼同丸この事を聞きて、こゝにては今は叶ふまじ、酔ひ臥したらばとこそ思ひつれ、なまさかしき事しいでては、悪しかりてんと思ひて、明日の鞍馬の道にてこそと思ひかへして、天井をのが

さもあらん武士—然るべき武勇の士

あれていー あの如き體に

あだには云云—一寸縛つて置くべきにあらず

極めてうるせくおぼゆるなり。今はわれが侍れば」とこそ、忠盛朝臣には仰事ありけれ。「さもあらん武士一人をばたのみて、もたせおはしますべき事なり」とぞ、九條大相國の、二條院へは申し給ひける。

頼光朝臣、寒夜に物へありきて歸りけるに、頼信の家近くよりたれば、公時を使にて、「たゞ今こそ罷り過ぎ侍れ。この寒さこそはしたなけれ。美酒侍るや」といひたりければ、頼信朝臣、折ふし酒飲みて居たりける時なりければ、興に入りて「たゞ今見んやうに申し給ふべし。この仰事によろこび思ひ給ひ候ふ。御渡あるべし」といひければ、頼光即ち入りにけり。盃酌の間、頼光厩の方を見やりたりければ、童を一人いましめておきたりけり。あやしと見て、頼信に「あれにいましめておきたるものは誰そ」と問ひければ、「鬼同丸なり」とこたふ。頼光驚きて、「いかに鬼同丸などを、あれていにはいましめ置きたまひたるぞ。犯あるものならば、かくほどあだにはあるまじきものを」と、いはれければ、頼信「實にさる事に候ふ」とて、郎等を呼びて、猶したゝかにいましめさせけれ

思ひかけ―狙ひ奉る意

御代を筵の如く云々―席卷の熟字を分けていへるなり

卷第九

武勇 第十二

武者。禁暴。戢兵。保大。定功。安民。和衆。豐財。是武七德也。臨征戰之場。去死於一寸。振矍鑠之勇。貽名於萬代。蓋此道也。

嵯峨天皇をば、人思ひかけまゐらせたりけるに、田村麿を近衞將監になしたまひて、御身近く候はせければ、この官のきて、退出の時を待ちける程に、少將になしてなほ祗候す。四位してのかん時を待つに、中將になり、大將になりて、御身をはなれ奉らざりければ、逆臣思ひよらざりけりとぞ申し傳へて侍る。又白河院、御代を筵の如くにまきてもたせおはしましたりしが、猶武者をたてて、凡たゆませおはしまさざりけり。仰事ありけるは「小一條院は、世のをこの人にてありけるが、賴義を身をはなたでもたりけるが、

男ー十訓抄には薩摩守忠度とあり
ながめー詠じ
かしがましー下句今物語に「われだに物をいはでこそ思へ」とあり

局のあたりにたゝずみて、こゝにありとしられんとて、扇のかなめをならしてつかひければ、女房聞きて、をりふし便宜あしき事やありけん、何となきやうにて、局の内にて「野もせにすだく蟲のねよ」と、うちながめたりければ、男聞きて、扇をつかひやみてげり。

かしがまし野もせにすだくむしのねよわれだにながく物をこそおもへ

このこゝろなるべし。男も女も、いと優にありけるにや。

につけて召し出されて、よろづに御情をかけられて、近習の人數に加へられなどして、程なく中將になされにけり。つゝむとすれど、おのづから世に漏れ聞えて、人の口のさがなさは、その比のことわざには、なるとの中將とぞ申しける。なるとのわかめとて、よきめののぼる所なれば、かゝる異名をつけたりけるとかや。凡そ、君と臣とは、水と魚との如し。上としてもおごりにくまず、下としてもそねみ亂るべからず。もろこしには楚の莊王と申す君は、寵愛の后の衣をひくものをゆるして、情をかけ、唐の太宗と申ししかしこき帝は、勝て思召しける后をも、臣下の約束ありとて、下しつかはされけり。我朝にも、かゝるふるきためしもあまた聞え侍るにや。今の後嵯峨の帝の、御心もちるのかたじけなさ、かの中將のゆるし申しけるなさけの色、いづれも誠に優にありがたきためしに、申し傳ふべきものをや。君とし臣としては、何事もへだつる心なくて、互になさけ深きをもととすべきにこそと、昔より申したるも、ことわりに覺えはべり。

いつの比のことにか、男ありけり。内の女房を、しのびて物いひわたりけるが、ある夜

君と臣とは云々―三國蜀志に「先主曰、孤之有ニ孔明一猶ニ魚之有ㇾ水」

唐の太宗云云―太宗鄭仁基の女を嬪とせんとせしが舊夫陸氏あるを聞きて舊夫にかへされし事あり

夜のおとゞ―御寢所一本に此の五字なし

とのゐ申―宿直の夜警

李夫人云々―詩人李延年の妹、楊貴妃は長恨歌のヒロイン共に美人の典型

三千の列―近侍にせらるゝ義、長恨歌の句に取る

しけり。これも一定參り侍りなん」と申しければ、御心地よげにおぼしめして、したまたせ給ひけり。夜もやう／＼更けぬれど、夜のおとゞへも入らせ給はず。とのゐ申の聞ゆるは、丑になりぬるにやと、御心をいたましむる程に、藏人しのびやかに、この女房參り侍るよし、奏し申しければ、嬉しく思されて、やがて召されにけり。漢武の李夫人にあひ、玄宗の楊貴妃を得たるためしも、是にはまさり侍らじと、御心のうちも忝くさま／＼語らひ給ふ程に、明けやすき短夜なれば、曉近くなりゆくに、この女房、身のありさまをかきくどき、こまかにはあらねど、心に任せぬ事のさまを申しければ、まづかへしつかはされてけり。御志淺からねば、やがて三千の列にも召しおかれて、九重のうちのすみかを、御はからひあるべきにてありけるを、まめやかに歎き申して「さやうならば、なか／＼御情にても侍らじ。淵瀬を遁れぬ身ともなりぬべし。たゞこのまゝにて、人のいたく知らぬ程ならば、絶えずめしにも隨ふべき」よしを申しければ、終に本のすみかに歸されて、時々ぞ忍びてめされける。かの少將は隱者なりけるを、あらぬ方

て參り給はずば、定めてあしざまなる事にて、我身も置所なきことにやなりぬべし。よもあしくははからひ申さじ。疾く〳〵參り給へ」とすゝめければ、女うち涙ぐみて、御文をひろげて、この暮にかならずとある下に、をといふ文字を、たゞ一つ墨ぐろに書きて、もとのやうにして、御使にたまはせてげり。御文もとのやうにて違はぬを御覽じて、むなしくかへりたるよと、本意なく思しめすに、このを文字あり。とかく御思案ありけれども、思しうる方なかりければ、女房達を少々召して、を文字を御尋ありけるに、承明門院に、小宰相局とて、家隆卿の女のさぶらひけるが、申しけるは「むかし大二條殿、小式部内侍のもとへ、月といふ文字を書きてつかはされたりければ、さるすきもの、和泉式部が女なりければ、やすく心えて、月の下にをといふ文字ばかりを書きて、參らせたりける、その心なるべし。月といふ文字は、夜さりまつべし、出でよと心えけり。又人の召す御いらへには、男はよと申し、女はをと申すなり。されば小式部内侍、その夜上東門院にさぶらひけるが、參りたりければ、いよ〳〵心まさりして、めでおぼしめ

さか〳〵しき―心の利きたる

かならず―これ迄文の詞、下に「來るべし」の意を含む

と、仰せらるゝほどに、講はつれば夕暮にもなりぬ。この女ども、ひとつ車にて歸るめり。藏人、我身はあやしまれじと思ひて、さか〳〵しき女をつけて見入れさすれば、三條白川に、なにがしの少將といふ人の家なり。このよしを奏するに、やがて御文あり。

　あだに見し夢かうつゝかなよ竹のおきふしわぶるこひぞくるしき

この暮にかならずとばかりあり。藏人御書をたまはりて、彼所にもてゆくに、男ある人なれば、わづらはしうて歎くに、御使心もとなくて、御返事をせむれば、いかにもかくれあらじと思ひて、ありのまゝに語れば、少將さすがにわづらはしげに思ひて「をとこの身にて、左右なく參せんもはゞかりあり。あなかしこといさめんも、便なかるべきことなり。人によりて事ことなる世なれば、一つは名聞なり。人のそしりはさもあらばあれ、疾く〳〵まゐらせ給へ」とすゝむるに、女うち歎きて、叶ふまじきよし、返す〴〵いなひければ、少將申しけるは「この三とせが程、おろかならず思ひかはして過ぎぬるも、世々の契なるべし。今また召されけるも、淺からぬ御契ならんかし。やう〳〵にし

左衛門の｜以下原本最勝講の迄なし
ありしさま｜前の時の様
ひしめかん時｜終りに押合ひて出でんとする時
天氣｜天皇の御意

れば、もとの穴に入りて、もとの所に出づべし。夏の中にかくれけん所にて、必ずあはせ給ふべし」といひけり。文平も凡夫なれば、一定頼むべきにあらねども、むげにうはの空なりつるよりは、たのもしき方出できぬるこゝちして、常は左衛門の方にぞたゝずみける。五月十三日最勝講の開闢の日、この女ありしさまをあらためて、五人つれてふと行き合ひぬ。藏人あまりの嬉さに、夢うつゝとも覺えず、あやしまれじと思ひて、人にまぎれて見ければ、仁壽殿の西の廂に竝み居て聽聞す。講はてゝひしめかん時、又見失ひてはいかがせんと思ひて、經任の殿上の口におはする所にて「この事しか〳〵奏し給へ」とかたらへば「たゞ今、宮ひと所に御聽聞の程なり、こちたし」と申しければ、力及ばず、傳奏の人やおはすると見れども、おはせず。一位殿、我御局の口に、女房と物仰せらるゝを、見あひまゐらせて、畏りて申しけるは「推參に侍れども、天氣にて侍り、しか〳〵の事急ぎ奏し給へ」と申しければ、かねて聞あることなれば、やがて奏し申させ給ふに、女房して「神妙なり。かまへてこの度は不覺せで、行方を慥に見置きて申せ」

高力士—唐の玄宗皇帝に仕へたる有名なる宦官、此所凡て楊貴妃の趣に洒落たる也
まぼろし—幻術の士
いらせ—一本「笑はせ」

ど参り給ひて、御遊ありけれども、先々のやうにも渡らせ給はず、物をのみ思召すさまにて、御ながめがちなれば、近衛殿、御かはらけを勧め申させたまふついでに「まことやちかき比、ゆくかたしらぬ宿のかやり火に、こがれさせおはします聞はべり。高力士にみことのりして、尋ねさせ給はん、かくれあらじものを。蓬萊までも通ふまぼろしのためしも侍り。まして都の内の事なれば、さすが安かりぬべし」とて、御酒まゐらさせ給ふに、内も少し笑はせ給へども、さして興ぜさせ給はず、そゞろかせ給ひて、いらせ給ひぬ。その後藏人は、いたらぬくまなく、若しやあふとて、求めありきつゝ、佛神にさへ祈り申せどもかひなし。思ひわびて、文平と申す陰陽師こそ、この比掌をさして推察まさしかなれ、この事占はせんと思ひて、罷り向ひて、とひければ「是は内々承り及べり。ゆゝしき大事なり。文平が占は、是にて試み給ふべし。火のようをえたり。神門なり。今日は巳の日なり。巳はくちなはなり。この事を推するに、一旦のかくれなり。遂にはあはせ給ふべし。但火のようは、夏の季に至りて御祝あるべし。くちなはな

すきあひ―好き合ひ、御心に從ひ

たかしとて―竹の高きに身分の高貴を掛く、又「よ」は竹のよ(節)に夜を掛け、「ふし」は節に臥を掛く、凡て仇なる戀を竹の縁にていへり

やりてんと思ひて、藏人をまねき寄せ、うちわらひて「なよ竹のと申させ給へ。あなかしこ。御返事承らん程は、こゝにて待ち參らせん」といへば、すかすとは思ひもよらず、たゞすきあひ參らせんとするぞと心得て、急ぎ參りて、このよし申せば、定めて古歌の句にてぞあるらんとて、御尋ありけれども、その座にては知る人なかりければ、爲家卿のもとへ御尋ありけるに、とりあへぬほどに、ふるき歌とて、

たかしとてなにゝかはせんなよ竹の一よ二よのあだのふしをば

と申されければ、いよ〳〵心にくゝ思召して、御返事はなくて「たゞ女のかへらん所をたしかに見て申せ」と仰ありければ、立ちかへりありつる門を見るに、何かはあらん見えず。又參りてしか〳〵と奏するに、御氣色あしくて、尋ね出さずば、科あるべきよし仰せられける。藏人あをざめて罷り出でぬ。この事によりて、御鞠も事さめて入らせ給ひぬ。その後は、にが〳〵しくまめだたせ給ひて、心苦しき御事にぞ侍りける。ある時近衛殿、二條殿、花山院、大納言定雅、大宮大納言公相、權大納言實雄、中納言通成な

山庄を、仙宮にうつしおはします。造營のことは、權大納言實雄卿の沙汰とぞ聞えし。水の心ばへ山のけしき、めづらかに面白き所がらなり。東は廣隆寺、ときはの森、西は前中書王のふるき跡、小倉山の麓、わざと山水をたゞへざれども、自然の勝地なり。南は大井河遙に流れて、法輪寺の橋なゝめなり。北は生身二傳の釋尊、清凉寺におはします。眺望四方にすぐれて、佛法流布の所なり。かゝるはこやの山をしめ給ふ御事も、この院の御時なり。

いづれの年の春とかや、三月花のさかりに、和德門の御つぼねにて、二條前關白、大宮大納言、兵部卿三位中將など參りて、御鞠侍りしに、見物の人々に交りて、女どもあまた見え侍る中に、內の御心よせにおぼしめすありけり。鞠は御心にも入れさせ給はで、彼の女房のかたを頻に御覽ずれば、女わづらはしげに思ひて、うちまぎれて、左衞門の陣の方へ出でにけり。六位を召して「この女のかへらん所を見置きて申せ」と、仰せられければ、藏人追ひつき見るに、この女房心えたりけるにや、いかにもこの男すかし

前中書王―醍醐帝の御子兼明親王

はこやの山―仙人の住む所、轉じて院の御所をいふ

內―後嵯峨天皇を云へる事下文に見ゆ

徳院
順徳帝の母｜重子
こと人｜他人
前右大臣｜實氏
大宮女院｜姞子
人々のかぎり｜人々に限りて

參り集ふといへども、天照大神の御はからひにや侍りけん、同十九日、關東より、城介義景早打にのぼりて、密に承明門院へ參りて「御位は阿波院の宮と定め申し侍るなり。公家には、いかゞ御はからひも侍らん」と申して、やがて法性寺殿、一條大相國へも申し入れて下りぬ。京中の上下あわてさわぎて、今更に土御門女院へ、我も我もと參りつどふ。ある人御直衣を、とりあへず參らせたりければ「この直衣は殊の外にちひさし。こと人の料にやあらん」とぞ仰せられける。佐渡院の宮へ參らせんれうにてこそありつらめと、思召し知らせ給ひけるにやと、涙をおさへて、とかく申す人なかりけり。同二十日の夜御元服、やがて内裏へ入らせ給ふ。四條大納言隆親卿の家、冷泉萬里小路の里内裏なり。三月十八日、御年二十三にて、太政官の廳にて御卽位あり。六月六日、前右大臣の女、女御に參りたまふ。後には大宮女院と申して、二代の國母におはします。女御にも、然るべき人々のかぎり參り給ふ。いやしき女などは、御目にだにもかゝらず昔に立ちかへりて、御政めでたく、御心もちゐも萬たくみにおはしますあまり、大井の

つゞきながら—つゞきたるまゝにて
遠所—阿波國
德是云々—新撰朗詠に出づ、後江相公の作、後句は「尊猶南面松花之色十廻」
承明門院—土御門天皇の母在子
佐渡院—順

深きことなれば、跡までもかくぞありける。その女の母をも、同時改葬しけるに、遙に先だちて死にたりける者なれども、その體かはらで、つゞきながらぞありける。

第八十七代の皇帝、後嵯峨天皇と申すは、土御門天皇の第三の皇子なり。父の帝、寛喜三年、遠所にて崩御のことありし後は、御傅大納言通方卿のもとに、かすかなる御住居にてわたらせたまへば、御位の事は思しめしもよらず。大納言さへ身まかりにければ、仁治二年の冬の比、八幡へ參らせ給ひて、御出家の御暇申させ給ひけるに、曉御寶殿の内に「德是北晨椿葉影再改」と、鈴の聲のやうにて、まさしく聞えさせ給ひければ、是こそ示現ならめと、嬉く思召して還御ありけり。本の通成中將の亭へは入らせ給はで、御祖母承明門院の土御門の御所へ入らせ給ひて、その年も暮れにけり。

同三年正月九日、四條天皇十二歳、禁中にして、崩御あるよしのゝしりければ、後堀川院の御方には、御位に卽かせ給ふべき宮もおはしまさず。定めて佐渡院の宮達ぞ、踐祚あらんずらんとて、聞きわきたる事はなけれども、時の卿相雲客、四辻の修明門院へ

悪縁―一本「乖ての」

注記―又註記に作る、僧の官位の一にて、論議の時題を讀む役といふ

遂に行がた知らずなりにけり。悪縁にひかれて、思はざるふるまひをしたれども、實に思ひ入りたる人にこそ侍りけれ。

山に慶澄注記といふ僧ありけり。件の僧の伯母にて侍りける女は、心すき〴〵しくて、好色ははなはだしかりけり。年比のをとこにも、少しもうちとけたるかたちを見せず、事におきて、色深く情ありければ、心をうごかす人多かりけり。病をうけて命をはりける時、念佛すゝめけれども、申すに及ばず。枕なる棹にかけたる物をとらんとするさまに、手をあはせけるが、やがて息絶えにけり。法性寺邊に土葬にしてけり。その後二十餘年を經て、建長五年の比、改葬せんとて、墓を掘りたりけるに、すべてものなし。猶深く掘るに、黄色なる水の、油の如くにきらめきたるぞ、湧き出でける。汲みほせども干ざりけり。その油の水を、五尺ばかり掘りたるに、猶物なし。底に棺やらんと覺ゆるもの、鋤にあたりければ、掘り出さんとすれども、いかにもかなはざりければ、そのあたりを、手を入れて捜るに、頭の骨、僅に一寸ばかりわれ残りてありける。好色の道、罪

きなり。しかるべき前の世の契やありけん、又この人をたぶらかさんとて、魔や心にいりかはりけん、いかにもこのあるじを見過して、立ちかへるべき心地せざりければ、近くよりてあひしらふに、この人思はずげに思ひて、ひきしのぶを、強ひて取りとゞめてけり。あさましう心うげに思ひたるさまいと道理なり。何とすとも、たゞ今は人もなし、あたり近く聞き驚くべき庵もなければ、いかにすまふとても、空しからじと思ひて、ねんごろにいひて、遂にほいとげてけり。力及ばで、たゞ泣き居たるけしき、偏に我おやまりなれば、かたはらいたき事限なかりけり。親くなりて後は、いよ〳〵思ひそふ心まさりて、すべき方なかりけれども、さてしもやがて、こゝに留るべき事ならねば、能く能くこしらへおきて、男歸りにけり。さて又二三日ありて、尋ね來て見れば、もとのすみかもすこしも變らで、あるじはなし。隱れたるにやと、あなぐり求むれども、終に見えず。先にあひたりし所に、歌をなんかきつけたりける。

世をいとふつひのすみかと思ひしになほうきことはおほはらの里

いかに云々―如何に拒むとも結局物になるべし
ほい―本意
泣き―一本「したがひ」
あなぐり―搜索
おほはら―多、大原

野宮左大臣—藤原公繼

宮内卿—師光の女にして後鳥羽天皇に仕ふ

心にくき—奥ゆかしき

忍びて入りにけり。還御のよしをきゝて、あわて惑ひて、おきて直衣を著ける程に、何としたりけるにや、前を後にきてけり。いかにをかしう見えけんと、おしはからる。

野宮左大臣、若くおはしましける時、内裏の女房に、物いひわたり給ひけれども、うちとけざりけるに、或夜ほいとげて、局より出づとて「我願既滿衆望亦足」と誦せられけるを、局ならびにすみけるふるき女房、これを聞きて、彼の女房にあひて「はや今宵うちとけ給ひにけるなる」と問ひければ、さなき由あらがひければ「さるにてはこの文を誦せらるべしやは」とて、文のこゝろをいひければ、あらがはずなりにけり。

宮内卿は、甥にてある人に、名たちし人なり。男かれ〴〵になりにける時、よみ侍りける。

　都にもありけるものをさらしなや遙にきゝしおばすての山

ある人、大原の邊を見ありきけるに、心にくき庵ありけり。立ち入りて見れば、あるじとおぼしき尼、たゞ一人あり。すまひよりはじめて、事におきて、優にはづかしきけし

宮ばら―宮の腹に生れたる女

六位―六位の藏人

きにうつる御心の花を見て、かく詠み侍りけるにこそ。さて御尋ありければ、行がたを知らずなりにけり。高野にのぼりて、法師になりにけるとかや聞えけり。

ある宮ばらに、しのびて參り通ひ給ふしかるべき上達部おはしけり。君もしのび、我も人目をつゝみ給ふとて、うとくや御中のなりにけん、宮より、

しのぶかな高野の山のみねにいる雲のよそにてありしむかしを

いとあはれに思したりければ、定めて又御心あらたまりにけんかし。

頭中將忠季朝臣、督典侍を心かけて、年月を重ねけれども、いかにも靡かざりけるに、或夜雪のいたくふりたりけるに、家より馬に乘りて參內したる道のありさま、雪のおもしろさなどを、初より繪に書きて、六位をかたらひて、彼局へなげ入れさせたり。督典侍取り見て、あはれとや思ひけん、又繪にやめでけん、それよりあひにけり。その後久しく通ひて、少將親平は、かの腹になんまうけける。

大宮權亮といひける人、ある宮ばらの御方違の御車寄に參りたりけるに、女房の局へ

諸佛—一本「諸仙」

ば、

過去無數の諸佛にも　捨られたるをば如何せん
現在十方の淨土にも　往生すべき心なし
たとひ罪業おもくとも　引接したまへ彌陀佛

とぞうたひける。諸佛に捨てらるゝ所をば、少しかすかなるやうにぞいひける。思ひあまれる心の色あらはれて、あはれなりければ、聞く人みな涙をながしけり。興宴の座も事さめて、しめりかへりければ、御室はたへかねさせ給ひて、千手をいだかせ給ひて、御寢所に御入ありけり。滿座いみじがりのゝしりける程に、その夜も明けぬ。御室御寢所を御覽じければ、紅の薄樣の重りたるをひきやりて、歌をかきて、御枕屏風におしつけてありたりける。

尋ぬべき君ならませばつげてまし入りぬる山の名をばそれとも

あやしくて、よく〳〵御覽ずれば、參河が手なりけり。今樣にめでさせ給ひて、又ふる

きら—寵愛

思ひけん—一本なし

むばらこき—未詳或說に荊棘の若枝

せ給ひにけるとなん。

紫金臺寺、御室に、千手といふ御寵童ありけり。みめよく心ざま優なりけり。笛を吹き、今様など謠ひければ、御いとほしみ甚しかりける程に、又參河といふ童、初て參じたりけり。箏ひき歌よみ侍りけり。是も又寵ありて、千手がきらすこしおとりにければ、面目なしとや思ひけん、退出して久しく參らざりけり。或日酒宴の事ありて、さまぐ〵の御遊ありけるに、御弟子の守覺法親王なども、その座におはしましけり。「千手はなど候はぬやらん。召して笛ふかせ、今様などうたはせ候はばや」と、申させ給ひければ、卽ち御使をつかはし召されけるに「この程所勞の事候ふ」とて、參らざりけり。御使再三に及びければ、さのみは仔細申し難くて參りにけり。けん紋紗の兩面の水干の袖に、むばらこき雀の居たるをぞ縫うたりけり。紫のすそごの袴を著たり。ことにあざやかにさうぞきたれども、ものをおもひ入りたるけしきあらはにて、しめりかへりてぞ見えける。御室の御前に、御盃おさへられたる折にてありければ、人々千手に今様をすゝめけれ

とよみ―どつとさわぎ

はや聞ゆれば、むつごともまだつきやらで、朝おく霜よりもなほ消えかへりつゝ、おきわかれんとするに、車さし寄する音せしかば、魂も身にそはぬこゝちして、我にもあらず乗り侍りぬ、かへりきても、又ねの心もあらばこそ、あかぬなごりを夢にも見め。ただ世に知らぬ匂のうつれるばかりをかたみにて、ふししづみたりしに、その夜しも、人に衣を著かへられたりしを、朝に取りかへにおこせたりしかば、うつりがのかたみさへ、又別れにし心のうち、いかにも申し述ぶべしとも覺えず、せん方なくこそ候ひしか」と申したりければ、法皇も人々も、誠に堪へがたかりけん、「このうへは、そのぬしを顯すべし」と仰せられけるを、小侍待「いかにもその事はかなひ侍らじ」と、深くいなみ申しけるを「さては懺悔の本意せんなし」とて、強ひてとはせ給ひければ、小侍従うち笑ひて「さらば申し候はん。覺えさせおはしまさぬか、君の御位の時、その年その比、たれがしを御使にて、召されて候ひしは、よも御あらがひは候ふまじ、もしむね違ひてや候ふ」と、申したりけるに、人々とよみにて、法皇は堪へかねさせ給ひて、逃げ入ら

小侍従―小大進の女

おぼえぬ―一本「月さへぬ」

やりいる―車を門内に引き入れる

人わろき―きまりのわろき、外聞のわろき

れけるに、小侍従が番にあたりて「いかにもこゝにぞ優なる事はあらんずる」など、人々申しければ、小侍従うち笑ひて「多く候ふよ。それにとりて、生涯のわすれがたき一ふし候ふ。實に妄執にもなりぬべきに、御前にて懺悔候ひなば、罪輕むべかし」とて申しけるは「そのかみある所より、迎にたまはせたる事ありしに、すべておぼえぬ程に、いみじく執し侍りしことにて、心ことにいかにせんと思ひしに、月さえわたり、風はださむきに、さ夜もやゝ更けゆけば、ちゞに思ひくだけて、心もとなさかぎりなきに、車の音はるかに聞えしかば、あはれこれにやあらんと胸うちさわぐに、かゝりとやりいるれば、彌心まよひせられて、人わろき程　急ぎ乘られぬ。さて行きつきて、車よせにさし寄するほどに、さてみすの中より、にほひ殊にて、なえらかになつかしき人出でて、すだれもてあげておろすに、まづいみじうらうたく覺ゆるに、立ちながら、きぬごしにみしと抱きて、いかなる遲さぞと、ありし事がら、何と申しつくすべしとも覺え候はず。さてしめやかにうちかたらふに、長き夜もかぎりあれば、鐘の音も遙にひゞき、鳥のねも

たりけり―一本「てげり」

彼の卿―資仲

かつは―一つには

ば、誠にこれに過ぎたる人はあらじと思ひて、聟に取りてけり。北方「わが女には、隆國よりもよからん人をあはせよ」と責めければ、それよりまさらん人はありがたければ、才學につけて、資仲卿をあはせたりけり。彼の卿、しきりに隆國を爭ひ思ひけれども、昇進及ばず。その子息にて、隆俊卿にさへ、從上の四位の所は超えられてけり。隆俊中納言の時は、資仲卿は、いまだ藏人頭にだにもならざりけり。

妙音院のおとゞ、しのびたる女をむかへさせ給ひて、尾張守孝定に「夜の明けん程はからひて申せ」と、仰せられたりけるに、やう〳〵よくなりにける時「將軍在ㇾ座。園之露未ㇾ晞。僕夫待ㇾ俺。雞籠山欲ㇾ曙」この句を朗詠にしたりけり。孝定が所爲、かくこそあらまほしき事なれ。いといみじきことなりかし。

後白河院、御所いつよりものどかにて、近習の公卿兩三人、女房少々候ひて雜談ありける時、仰に「身にとりて、いみじく思ひ出でたるしのびごと、何事かありし。かつは懺悔のため、おの〳〵ありのまゝ語り申すべし」と仰せられて、法皇より次第に仰せら

まびきーまなこゐともいふ目つき

人ー北の方をいふ

なからひー夫婦の間

出居に火をだにもともさず、装束はぬぎたれども、たゝむ人もなかりけり。女房どもも、皆御前のまびきに隨ひて、さし出づる人もなかりければ、せん方なくて、車寄の妻戸をおしあけて、一人ながめ居たるに、更闌け、夜しづかにて、月のひかり風の音、物ごとに身にしみわたりて、人のうらめしさも、とりそへておぼえけるまゝに、心をすまして、篳篥を取り出でて、時のねにとりすまして、

　ませのうちなる白ぎくも　うつろふ見るこそあはれなれ
　我らがかよひて見し人も　かくしつゝこそかれにしか

とくりかへし謠ひけるを、北方聞きて、心はやなほりにけり。それより殊に、なからひめでたくなりにけるとかや。優なる北方の心なるべし。

左大辨宰相經賴卿、さきの妻の腹に、最愛の小むすめありけるを、車にのせて、行幸を見物すとて「供奉の人の中に、いづれをか殿にせんずる」といひて、人ごとに「これは」と問ひければ、皆頭をふりけるに、隆國卿のわたるを見て「是をせん」といひけれ

よしやよし—一本「おそろしや」

みめ—容貌

かたはらいたき—はたの見る目も氣の毒

一條院の御時、三條后宮のぼり給ひけるに、御おくりの女房、あかつきに及びて罷り出でけるを、儀同三司導き給ふとて「佳人盡飾於晨粧。魏宮鐘動。遊子猶行於殘月。函谷鷄鳴」と詠じ給ひけるに、人皆めであへりけるとぞ。

道命阿闍梨と和泉式部と、一つ車にてものへ行きけるに、道命うしろむきて居たりけるを、和泉式部「などかくは居たるぞ」といひければ、

よしやよしむかしやむかしいがぐりの笑みもあひなばおちもこそすれ

刑部卿敦兼は、みめの世ににくさげなる人なりけり。その北方は、花やかなる人なりけるが、五節を見侍りけるに、とりどりに、花やかなる人々のあるを見るにつけても、まづ我男のわろきを、心うく覺えけり。家にかへりて、すべて物をだにもいはず、目をも見あはず、打ちそばむきてあれば、しばしは何事の出できたるぞやと、心もえず思ひ居たるに、次第にいとひまさりて、かたはらいたき程なり。さきざきのやうに、一處にも居ず、方をかへて住み侍りけり。ある日刑部卿出仕して、夜に入りて歸りたりけるに、

芳志を出され—親切を盡され

るといへども、恩愛は猶捨てがたき事なれば思ひあまりて、いひいでられけりと、あはれにおぼして、事にふれて芳志を出されければ、大納言までなられにけり。美濃大納言とは、この人のことなり。

好色　第十一

伊弉諾、伊弉册、二柱の神、磤馭盧島におりゐて、共に夫婦となり給ふ時、陰神、先づ「よきかな」と唱へ給ふ。一書に云く、鶺鴒飛び來りて、その首尾をうごかすを見て、二神まなびてまじはることを得たり。それよりこのかた、婚嫁の因緣淺からずなりにけり。

中關白、高内侍に忍びて通ひ給ひけるを、父成忠卿、うけぬ事に思ひけるに、或時出で給ひけるをうかゞひ見て、必ず大臣にいたるべき人なりと相して、その後許し奉りてけり。

そなへる—二人共に世に生存せる
燕子樓—唐の張建封の愛妾盼盼の守節をいふ
顯基—源高明の孫
楞嚴院—比叡山橫川にあり
新主—後朱雀一本「新王」
宇治殿—賴通
俊實—顯基の姪孫なれどこの文にては子とせり

隨ふのみにあらず、なき跡までも、ひとり貞女秋の月を詠めながら、燕子樓の中にとぢこもるたぐひ、あまたきこゆ。又この世一ならず、同じ道にともなふためしおほかり。委くしるすに及ばず。

中納言顯基卿は、後一條院ときめかしたまひて、若くより官位につけてうらみなかりけり。帝におくれ奉りにければ「忠臣は二君につかへず」とて、天台楞嚴院にのぼりて、髮をおろしてけり。帝崩れたまへりける夜、火をともさゞりければ「いかに」と尋ぬるに主殿司「新主の御事をつとむ」とて、參らぬよし申しけるに、出家の心つよくなりにけるとかや。あなたこなたにて行はれけるが、大原に住みける比、宇治殿、かの庵室に向ひ給ひて、終夜御物語ありけり。宇治殿「後世は必ずみちびかせ給へ」など、しめし給ひて、曉歸りなんとし給ひける時「俊實は不覺の者にて候」と申されけり。其時は何とも思ひわかせ給はで、かへりて後、しづかに案じ給ふに、させるついでもなきに、子息の事よもあしきさまにはいはれし、見放つまじきよしなりけりと思ひとりて、世をのが

御杖の下に云々—太子用明天皇にうたるゝ時去らずして「天に昇るべからず地に入るべからず云々」と云ひて自ら笞をうけたる古事

聖教—佛教

身體髮膚云云—孝經開宗明義章に「身體髮膚受之父母、不敢毀傷、孝之始也」

なり」と申しければ、世の人「いみじき孝子なり」といひて、世のおぼえこれよりぞ出で來にける。聖德太子、用明天皇の御杖の下にしたがはせ給ひけるを、思ひ入りたりけるにや。孔子の弟子曾參といひけるは、父のいかりて打ちけるに、逃げずして打たれけるをば、孔子聞き給ひて「若しうちも殺されなば、父の惡名を立てんこと、ゆゝしき不孝なり」といましめ給ひけり。これもことわりなり。親の氣色によるべきにや。凡そ父母に仕うまつるべき道、委く孝經に見えたり。二十二章のをはりの段を、喪親章となづけて、喪禮の儀式までしるせり。是等も見るべし。聖教には、孝養父母奉仕師長をもて、往生のもととせり。身體髮膚を父母にうけたり。生のはじめなれば、恩德の最高なる、父母にすぐべからず。凡そ人は、上には忠貞のまことをつくし、下には憐愍の思をふかくし、父母親類には孝行の心をむねとして、友にあらそはず、人かろしめずして、仁義禮智信の五常をみだらざるを德とすべし、また夫婦のなかをば、忠臣の道にたとへたり。女は、能く夫に志をいたすべきなり。さればかしこき女は、互にそなへる日、つよしみ

ゆり―許され

右近の馬場―右近衛府の馬場にして、京都一條通にあり

れば物食はず。この比天下の制によりて、魚鳥のたぐひ、いよ〳〵得がたきによりて、身力既に弱りたり。是を助けんために、心のおき所なくて、魚とる術も知らざれども、思ひのあまりに川のはたに望めり。罪に行はれん事、案のうちに侍り。但しこの捕る處の魚、今は放つとも生きがたし。身のいとまをゆりがたくば、この魚を母のもとへ遣して、今一度あざやかなる味をすゝめて、心安くうけ給ひおきて、いかにも罷りならん」と申すに、是を聞く人々、涙を流さずといふことなし。院聞召して、孝養の志淺からぬを、あはれに感じさせ給ひて、さま〲の物どもを馬車に積み賜はせて、ゆるされにけり。とほしき事あらば、重ねて申すべきよしをぞ、仰せられけるとなり。

武則、公助といふ隨身父子ありけり。右近の馬場の賭弓わろく仕れりとて、子公助を、はれなる所にて打ちけるを、逃げのく事もなくて、打たれければ、人皆「いかに逃げずして、かくは打たるゝぞ」といひければ「若しにげのかば、衰老の父逐はんとせん程にたふれなどし侍らば、極めて不便なりぬべければ、かくの如く、心のゆくほど打たるゝ

川—一本「桂川」

この犯—殺生犯

ける僧の、年老いたる母をもちたるありけり。その母、魚なければ物を食はざりけり。たま〳〵求め得たる食物もくはずして、やゝ日數ふるまゝに、老の力いよ〳〵よわりて、今はたのむ方なく見えけり。僧かなしみの心深くして、尋ね求むれども得がたし。思ひあまりて、つや〳〵魚とるすべもしらねども、みづから川の邊に望みて、衣にたまだすきして魚をうかゞひて、はえといふちひさき魚を、一つ二つ取りてもちたりけり。禁制重き比なりければ、官人見あひて、からめとりて、院の御所へ率て參りぬ。まづ子細をとはる。「殺生禁制の世にかくれなし、いかでかその由をしらざらん。いはんや法師のかたちとして、その衣を著ながら、この犯をなすこと、一方ならぬ科遁るゝ所なし」と、仰せ含めらるゝに、僧涙を流して申すやう「天下にこの制重き事、皆承る所なり。たとひ制なくとも、法師の身にて、このふるまひ更にあるべきにあらず。但し我年老いたる母をもてり。たゞ我一人の外頼めるものなし。齡長け身おとろへて、朝夕の食物たやすからず。われまた家まづしく財もたねば、心の如くに養ふに力たへず。中にも魚なけ

なりひさご—瓢簞

思はずに—思ひ掛けぬ事にて

その處—今の多藝郡多度山

殺生禁斷—この文は寶物集卷五に出づ

昔元正天皇の御時、美濃國に、貧く賤き男ありけり。老いたる父をもちたりけるを、この男、山の木草をとりて、そのあたひを得て父を養ひけり。この父、朝夕あながちに、酒を愛しほしがりければ、なりひさごといふ物を腰につけて、酒賣る家にのぞみて、常にこれをこひて父を養ふ。ある時山に入りて薪をとらんとするに、苔ふかき石にすべりて、うつぶしに轉びたりけるに、酒の香のしければ、思はずに怪くて、そのあたりを見るに、石の中より水ながれ出づる所あり。その色酒に似たりければ、汲みて嘗むるにめでたき酒なり。うれしく覺えて、その後日々にこれを汲みて、あくまで父をやしなふ。時に帝この事を聞召して、靈龜三年九月日、その所へ行幸ありて叡覽ありけり。是即ち至孝の故に、天神地祇あはれびその德をあらはすと感ぜさせ給ひて、美濃守になされにけり。家ゆたかになりて、いよ〳〵孝養の心ふかゝりけり。その酒の出づる所を、養老の瀧と名づけられけり。これによりて、同十一月に、年號を養老と改められけるとぞ。

白河院の御時、天下殺生禁斷せられければ、國土に魚鳥の類絶えにけり。その比貧かり

ある前見ることの勅許

禮に參りあひ給ひたりけり。人目をおどろかしけり。

建春門院は、兵部大輔時信が女なり。少辨とて、後白河院にさぶらはせ給ひけり。御寵愛ありて、高倉院を產み奉らせ給ひにけり。東宮にたゝせたまひて、仁安三年御讓位ありけり。御卽位の日、女院、皇太后宮に立ち給ひて後、朝覲の行幸ありけるに、宮簾中におはしますを、主上拜し參らせさせ給ひけるを、昔肩をならべまゐられたりける上臈女房誰とかや、宮の御そばへ參りて「この御めでたさをば、いかゞ思しめす」と、問ひ參らせられければ「先の世の事なれば、何とも覺えず」とぞ仰せられける。ゆゝしかりける御心なるべし。

當道—音樂の道

法深房、當道の祕事、口傳、故實、殘ることなく書きて、二女尾張內侍にさづくとて、奧にかくぞ書きつけ侍りける。

　わするなよわが四の緒はよるのつるの子の道にこそねをばをしまね

この以後の抄入レ之。

先親―亡父

内覽の宣旨―公文書を天皇の御覽

けり、師を重ずる禮、いみじくぞ侍る。

師能辨、漢書の文帝記おきうしなひて、歎き思ひけるに、先親春宮大夫師頼夢の中に、彼の書のある所を告げられたりけり。次日、その所より求め出して侍りけり。あはれなることなり。

宇治左府の御記に、

頼長初以母賤、無寵愛。而及長誦習九經、嗜好五音。不愛酒、不事遊戲。是以禪閤及予。以爲家寶、尊重甚云々。

かゝる御覺にておはしましける。ゆゝしき御孝養なりし。御母は陸奥守信雅が女なり。御童名太郎御前とぞ申しける。久安のころ、法性寺殿攝籙にておはしましけるを、宇治左府にゆづり奉るべきよし、知足院殿御結構ありけれども、申しゆるさざりけり。氏長者には、左府遂になり給ひぬ。内覽の宣旨もかうぶらせ給ひて、ゆゝしかりけり。法性寺殿、御恨ふかくて、兄弟の御中心よからざりけりとなん。その後殿下、左府、院の拜

これら—我我の所

江家—大江家

のしりに、大臣三人候ひつる、以外のことなり」と申されければ「これらに、さほどの事はありがたし」とぞ御返事ありける。誠にゆゝしかりける事なり。堀河左大臣、六條右大臣は、北政所の御兄なり。後二條殿は御子にておはします。その時は、内大臣にてぞおはしましける。

軼人監物頼能、重病をうけたりける時、大納言重通卿、みづから行き向ひてとぶらはれけり。大方精進せられざりける人の、頼能早世の後は、その忌日ごとに、魚肉を食せられざりけり。夢中に頼能清談する事、その數をしらず多かりけり。

後白河院在藩の御時、保延五年十二月七日、侍賢門院の御所、三條殿にて御元服ありけり。仙院も御座ありけり。左大臣ぞ加冠はし給ひける。御遊の笙のこと、内大臣に仰せられけるに「去る四日、春宮大夫師頼卿亡せられしに、いく程もなくて、笙を吹かん事はゞかりあり」とて、手に所勞のよしを申されて、吹き給はざりけり。漢書の説は、近代よみ傳へたる人まれに侍るに、かの大夫江家の説を傳へられたりければ、内府習ひ給ひ

子孫の殿上人具せざる人―昇殿を許されたる子孫を有せざる人、隆俊と中納言とは共にそれに該當せるを、當時なほ幼少なりし外孫の久我大相國其兩人の沓を懷中して穿たしめしと也

のいさみかあらん、かつは不孝の身なるべしと思ひて、住吉に詣でて申しけるは「母われにかはりて、命終るべきならば、速にもとの如くわが命をめして、母を助けさせたまへ」と、泣々いのりければ、神あはれみて、御たすけやありけん、母子共に事ゆゑなく侍りけり。

六條右大臣隆俊、中納言と大内を見ありき給ひけるに、大内には、子孫の殿上人具せざる人は、はだしにて庭を歩む所のあんなるに、久我大相國幼少の時、兩人の沓を懷中して、かの所にてはかせられけり。幼少の人、外祖父をも思ひ捨てられざりける事、ありがたきことなり。隆俊卿感涙を流して、母儀のもとに行きて、よろこび申されけるとなん。

京極大殿の北政所、例ならぬ事おはしましけるに、六條右府、御とぶらひに參り給ひて、卽ち院へ參り給ひけるに、御對面ありて「世間に何事かある」と仰せられければ、「關白の北政所の不例のどふらひに、罷り向ひて候ひつるに、病者のかたはら、長押

赤染衛門―上東門院の女房にして後大江匡衡の妻となる

巻第八

孝行恩愛 第十

孝者天之經也。地之宜也。人之行也。故有二天地人民一以來。斯道著實。蓋乃立レ身揚レ名之本。五常百行之先也。父雖レ不レ父。子不レ可三以不二レ子。孝之至深。尤可レ貴焉。

式部大輔大江匡衡朝臣の息、式部權大輔擧周朝臣、重病を受けて、たのみすくなく見えければ、母赤染衛門住吉に詣でて、七日こもりて「この度助かりがたくば、速に我命にめしかふべし」と申して、七日に滿ちける日、御幣のしでにかきつけ侍りける。

かはらんといのる命はをしからでさてもわかれんことぞかなしき

かくよみて奉りけるに、神感やありけん、擧周が病よくなりにけり。母下向して、悅びながらこのやうを語るに、擧周いみじく歎きて、我いきたりとも、母をうしなひては何

つまりて――つかへて

ひけるとぞ。我壽限などをも、鏡を見て相して、かねて知り給ひたりけるとぞ。

後鳥羽院御熊野詣ありけるに、陰陽頭在繼を召し供せられけるに、毎日御所作に、千手經を遊ばされける。件の御經を、御經箱に入れられたりけるを、取り出されけるに、その御經見えず、いかに求むれどもなかりければ、在繼を召して占はせられけるに、いかにも失ざるよしを申して「猶よく〳〵求めらるべし、あやまりて、いまだ箱の内に候ふものを」と申しけり。その後又求められければ、御經箱のふたに、軸つまりてつきたりけるを、え見ざりけり。叡感ありて、御衣をたまはせけるとなん。

非重代—代代其職をつぎたる家柄にあらざるをいふ
さまをやつし—微服し
一の上—左大臣
あらがひ—爭ひ
このかみ—子の上、兄

きよし申しけるに、貞說申しけるは「非重代の身にて、一巻の文書のたくはへなし。知りて侍るほどのことは、當座にて勘へ申すべし」とて、卽ちしるし申しけり。もろ〳〵の醫書ども、皆悉く引きのせて、ゆゝしく注し申したりければ、叡感ありて、申しうくるに隨ひて、和氣の姓をたまはせける。後には諸陵正になりて、子孫今にたえず。

野宮左府をさなくおはしける時、母儀さまをやつして具し奉りて、播磨の相人にて、名譽の者ありけるに行きて、相を見せさせられけり。相人よく〳〵見申して、必ず一の上にいたり給ふべきよしを申しけり。母儀あらがひて「是はさほどの位に至るべき人にあらず、侍ほどのものゝ子に侍るなり」とのたまひければ、相人申しけるは「誠に侍にておはしまさば、檢非違使などになり給ふべきにや。いかにも大臣の相おはしますものを」と申しけり。後德大寺左大臣の末の子にておはしけるが、このかみ皆うせ給ひて、家をつぎて、大將を經て、左大臣一位にいたりて、天下の權をとり給ひける。ゆゝしく相し申したりけるなり。この事を大臣聞きたもち給ひて、相をならひて、めでたくし給

宇佐大宮司—宇佐八幡の大宮司

和氣、丹波—共に醫家たり

相の相見えける。うれしくおぼして、歸り給ひて鏡をとりて見給ひければ、その相なし。いかなることにかと、おぼつかなくて、又大内にまゐりて、かの井をのぞき給ふに、さきの如くこの相見えけり。その後しづかに案じ給ふに、鏡にて近く見るには、その相なし。井にて遠く見るには、その相あり。この事、大臣にならんずる事遠かるべし。遂には空しからじ、と思ひ給ひけり。はだして遙に程へて、成り給ひにけり。この大臣は、ゆかしき相人にておはしましけり。宇治のおとども、わざと相せられさせ給ひけるとかや。

宇佐大宮司なにがしとかや、癩病をうけたるよし聞ありて、一門の者ども、改補せらるべきよし訴へ申しければ、大宮司馳せのぼりて、醫師に見せられて、實否を定めらるべきよし、奏し侍りければ、和氣、丹波のむねとあるともがらに、御尋ありけり。中原貞說も、同くめしに應じて、御尋に預りけり。各白癩といふ病のよしを奏しけり。療治すべきよしの勘文を奉るべきよし、仰下されければ、面々に罷出で、しるして參らすべ

有名なる天文博士

がふときて—未詳

淺位—位の低きをいふ

申しければ、僧正に仰せて加持せらるゝに、しばし念誦の間に、その瓜はたらき動きけり。その時忠明に、毒氣治すべきよし仰せらるれば、瓜を取りまはし取りまはし見て、二所に針を立てけり。その後瓜はたらかずなりにけり。義家に仰せて、瓜をわらせられければ、腰刀をぬきてわりたれば、中に小蛇わだかまりてありけり。針は、蛇の左右の眼に立ちたりけり。義家何となく中をわると見えつれども、蛇の頭を切りたりけり。名をえたる人々のふるまひかくの如し。ゆゝしかりける事なり。この事、いづれの日記に見えたりといふことを知らねども、普く申し傳へて侍り。

陰陽師吉平（晴明子）、醫師雅忠と、酒をのみけるに、雅忠盃をとりて、受てしばし持たれけるを、吉平見て「御酒とくまゐり給へ、只今地震のふり候はんずるぞ」といひけり。その詞たがはず、やがてふりければ、酒がふときてこぼれにけり。ゆゝしくぞかねていひけるなり。

九條大相國淺位の時、何となく后町の井を、立ちよりて底をのぞき給ひける程に、丞

一同に―左右の手足共に

御堂關白―道長

晴明―阿倍氏、大膳大夫益材の子

社の額かかれたりけるも、めでたかりけり。

弘法大師は、筆を口にくはへ、左右の手に持ち、左右の足にはさみて、一同に眞草の字をかゝれけり。さて五筆和尚とも申すなるとかや。ふしぎなることなり。

術道　第九

術道一にめらず。その道まち〳〵に別れたり。推古天皇十年、百濟國より、暦本、天文、地理、方術の書を奉りてよりこのかた、道をならひ傳へて、今に絶ゆることなし。その中に、祕術のしるしをあらはして、奇異多く聞ゆ。委くしるすにいとまあらず。

御堂關白殿、御物忌に、解脱寺僧正觀修、陰陽師晴明、醫師忠明、武士義家朝臣、參籠して侍りけるに、五月一日、南都より初瓜を奉りたりけるに「御物忌の中に取り入れられん事、いかゞあるべき」とて、晴明に占はせられければ、晴明うらないて、一つの瓜に毒氣さふらふよしを申して、一つをとり出したり。「加持せられば毒氣顯れ侍るべし」と

樂府—唐代より始りし漢詩の一體
うつ—軒に掲く
今あるやう—今に何かの仔細

行成卿、いまだ殿上人の比、殿上にて扇合といふことありけるに、人々珠玉をかざり、金銀をみがきて、我劣らじと營みあへりける。かの卿は黒くぬりたるほそぼねに、黄なる紙はりて、樂府の要文を眞草にうちまぜて、所々かきて出されたりけるを、帝御覽ぜられて「この扇こそ、いづれにも勝れたれ」とて、御前に留められけるとかや。かの卿の孫に、帥中納言伊房とておはしけるも、いみじき手書なりけり、春日大明神の示現によりて、御經藏といふ額を、一枚かきておき給ひたりければ「たゞ今うつべき經藏もなければ、今あるやうあらんずらん」とて、置きたりける程に、帥もうせ給ひて後、遙に年月へだたりて、思の外に、公家より一切經を安置してまゐらせられける時「誰か額をば書くべき」と沙汰ありけるに、彼の帥の子孫の中より「かゝることとありて、かの帥書きおける額あり」とて、とり出されたりければ、うたれけるこそ、神慮に叶ひてありけること、やんごとなくおぼゆれ。

むかし佐理大貳、任はてゝのぼられけるに、道にて伊豫の三島明神の託宣ありて、かの

御邊の道に云々―法深房の音樂と行能自らの書道は共に天下に匹敵なしとて、書道に關する自慢話を爲す也、三行目に入道とあるは行能の自稱

三位入道―行能

喜せられけるなり。「抑天下に、道にたづさはる人多けれども、御邊の道におきては又對揚なし。それにつきては我道こそ侍りけれ。その故は、今度閑院殿遷幸に、年中行事の障子を書くべき由、宣下せられたりしを、入道はこの所勞の間かなはず、經朝朝臣は訴訟によりて關東に下向す、これによりて、ふるき障子を用ひらるべきよし、その沙汰ありけるを、武家より其儀然るべからず、いかやうなりとも、かの家の子孫かき進すべきなりと申すによりて、經朝朝臣が子、生年九歲の小童、かたじけなく勅定を承りて、書き進ぜをはんぬ。是をもて是を思ふに、御邊の道と入道が道とこそ、ならぶ人なかりけれと、自讃せられ侍るなり。世に管絃者おほかれども、誰か御邊とひとしき人ある。手かき又おほけれども、朝の御大事にあふも、只この家ばかりなり。さればかゝる夢想もありて、一佛土の緣となり申すべきにこそ」とて、感涙をたるゝ事かぎりなし。このこと更にうける事にあらず。法深房語り申されしうへ、三位入道、この事をしるしたる狀に、判を加へて、法深房のもとへ送りたる狀を、かき侍るなり。

たぶ―賜ふ

一佛淨土の縁―同じ淨土に往生する縁

かば、即ち書きてあたへ侍りき。その後四五年をへて、件の僧又來りて申し侍りしは、この額を打ちてより魔の妨なし、住僧も安堵し、寺領も豐饒なり、喜悦の思をなすところに、この額のゆゑなりと、夢想のつげあり。この事のかたじけなさに參りて、事の由を申し入れ侍るなりとて、掌を合せて去り侍りにき。しかるに去る八日、この病につかれて臥したるに、あかつきに及びて、夢に見るやう、天人と思しき人、額をもち來りて、この額の文字損じたる、なほして給へとて、たぶと見れば、先年書きたりし近江國の額なり。げにも文字少々消えたる所あり、夢の中になほして奉りつ。天人悦ぶけしきにて、歸り給はんとするが、見かへりて、今五十日がうちに、又額あつらへ奉るべき人あり、必ず書き給ふべし、一佛淨土の縁たるべきなりとて、去りぬと思ふほどに夢さめぬ。この事によりて、心の中に、日ごとに相待つところに、今日五十日滿なり。然るにこの額あつらへ給ふ。是一佛淨土の縁なり、やがて書き侍るべきに、この額におきては、精進して書き侍るべし。いかにもこれ書きはてんまでは、よも死に侍らじ」とて、なく〳〵隨

今—やがて

まのあたり—眼前に

物いはるゝも分明ならざりけるが、かくしていはれけるは「かゝる病床へ入れ申して、寢ながら見參することは、その憚侍れども、かつは最後の見參なり、御わたり珍しくうれしく侍る。さるにても來り給へるゆゑ、何の料にて侍るぞ」と問はれければ、法深房答へられけるは「凡かく程の御事にておはしましける、つや〳〵知り奉らず、聊所望の事侍りてまうでつれども、この御やう見まゐらせては、更にその事思ひよるべからず。今御平癒の時こそ申さめ」といはれければ、禪門「所勞はさる事なれども、只仰せられよ。また〳〵の見參にいかでか」と、強ひていはれければ、法深房この額の事をいはれてけり。その時禪門大におどろきて、掌をあはせ涙を流して「不可思議の事に侍り」とて、かたられけるは「先年近江國より僧來りて、申す事侍りき。あさましく舊くなりたる寺あり、その寺を少しもあがめ、興隆すれば、魔妨をなして、住僧も怖畏をなし、田園をも損亡せしむる事、年をおひて甚しきなり、この事をまのあたり見れば、そのおそれ侍れども、忽に荒廢せん事悲く侍れば、猶興隆の思あり、額書きて給へと申し侍りし

程に、次の日俄に雷電おびたゞしくして、その額を雨そゝぎて、皆墨を洗ひて、只もとのやうになしてけり。ふしぎの事なり。「いかなる横雨にも、かく額のぬるゝことはなきに、そのうへたとひ雨にぬれんからに、やがて少しももとに違はず、彩色も文字も消えうすべきことかは。これはたゞ事にあらず、おそろしきわざなり」といひて、のゝしる程に、四五日を經て、かの大納言大別當、夭亡しにけるとなん。

法深房が持佛堂をば、樂音寺と號して、管絃の道場として、道をたしなみける輩、絶えず入り來る所なり。後には阿釋妙樂音寺と、三字を加へて、小き額を書きて、ほとけの帳に打ちたるなり。阿彌陀、釋迦、妙音天などを安置して、常に法華經を轉讀して、音樂を供する故に、かくは名づけたるなり。件の額誂へ申さんがために、建長三年八月十三日、綾小路三位入道行能の許へ向はれたりければ、禪門日來所勞にて侍りけるが、その比殊に大事にて、立ち居ることだにかなはざりければ、臥したる所へ請じ入れて、ねながら對面せられけり。所勞の體、誠に大事げなりけり。腹ふくれていきだはしきとて、

大事—重態
いきだはし—息苦し

大別當―一本大字なし
こちなかりける―味の無き
行成―道風と佐理を合せて三蹟と稱せらる
かたぶき―不贊成の意を表し
とめ―などりて

なり」とて、やがて寶藏に收められけるとぞ。

大納言なる人の若公を、清水寺の法師に養はせけり。父も知らざりければ、母の沙汰にて養はせけるに、乳母法師になして、清水寺の寺僧になして、名をば大納言大別當とぞいひける。こちなかりける名なりかし。件の僧、以の外に能書を好みて、心ばかりはたしなみて、我はとぞ思ひたりける。當寺の額は、侍從大納言行成の書き給へるなり。年久くなりて、文字皆消えて、かたばかり見ゆるに、この大納言大別當「文字の皆消えうせぬるとき、我修復せん」といへば、古老の寺僧に「さしもやんごとなき人の筆跡をば、いかゞたやすくとめ給はん」と、かたぶきあひければ「いかなる聖跡重寶なりとも、あとかたなく消え失せんには、何の益かあらん。別して私の點をもくはへばこそ、憚もあらめ。かたばかりもその跡の見ゆる時、もとの文字の上をとめて、あざやかになさんは何の難かあらん。ふるき佛にも、箔をばおすぞかし」などいへば「誠にさもあり」とて、ゆるしてけり。その時額をはなちて、あらたに地彩色して、文字の上とめてけり。かゝる

はれの門—南大門

延喜の聖主、醍醐寺を御建立の時、道風朝臣に、額書き參らすべき由仰せられて、額二枚をたまはせけり。一枚は南大門、一枚は西門の料なり。眞草兩樣にかきて奉るべきよし、勅定ありければ、仰にしたがひて、兩樣に書きてまゐらせたりけるを、眞に書きたるは南大門の料なるべきを、草の字の額を、はれの門にうたれたりけり。道風これを見て「あはれ賢王や」とぞ申しける。その故は、草の額殊に書きすまして覺えけるが、叡慮にかなひて、かく日比の義改りてうたれける、誠にかしこき御はからひなるべし。それをほめ申すなるべし。

知足院入道殿、法性寺殿と、久安の比より、御中心よからずおはしましける時、法性寺殿まゐらせ給ひたりけるに、試み申されん料にや、四枚屏風を一帖召し寄せさせ給ひて「是に物書きて給へ」と申されたりけるに、御硯引きよせさせ給ひて、墨をしばしすらせ給ひて、中にも小さかりける筆をとらせ給ひて「紫蓋之峯嵐疎」といふ句を大文字にて、四枚に書きみてさせ給ひて、まゐらせられたりければ、禪閤御覽じて「これは重物

談天
北面三門—達智、偉鑒、安嘉
東面三門—陽明、待賢、郁芳

「美福門は田廣し、朱雀門は米雀門」と、略頌に作りてあざけりはべりける程に、やがて中風して、手わなゝきて手跡も異やうになりにけり。かゝる例恐れられけるにや、寛弘年中に、行成卿、美福門の額の字を修飾すべきよし、宣旨を蒙りける時は、弘法大師の尊像の御前に、香花の具をさゝげて、驚覺して祭文をよまれけり。件の文は、江以言ぞ書きたりける。

恐拘レ辭二明詔之朝章一。今蒙二明詔一而欲レ下レ墨。卽疑有レ瀆二聖跡之冥譴一。更憚二聖跡一而將レ閣レ筆。亦恐拘レ辭二明詔之朝章一。晉退慚レ心。胡尾失レ歩。伏乞尊像示二以許否一。若可レ許可レ請者。尋二痕跡一而添二粉墨一。若不レ許不レ請者。隨二形勢一而廻二思慮一。王事靡レ監。盍レ鑒二於此尙饗一。

とぞかゝれて侍りける。この門ども或は燒失し、或は顚倒して、今は僅に安嘉待賢門のみぞ侍りける。實にやこの安嘉門の額は、むかし人をとりける、おそろしかりける事かな。

はしたて及ぶべからず―片端にも梯子をかけても及ばぬ

南面三門―美福、朱雀、皇嘉
西面三門―殷富、藻壁、

に御不審ありて「いかでかさる事あらん。當時かよるやうに、甚だ異するなり。はしてよ及ぶべからず」と、勅定ありければ、大師「御不審、まことにそのいはれ候ふ。軸を放ちて、あはせめを御叡覽候ふべし」と申させ給ひければ、卽ち放ちて御覽ずるに、その年その日、靑龍寺において書ㇾ之。沙門空海と記されたり。天皇この時御信仰ありて、「誠に我にはまさられたりけり、それにとていかにかく、當時のいきほひには、ふつとかはりたるぞ」と、尋ね仰せられければ「その事は國によりて、書き替へて候ふなり。唐土は大國なれば、所に相應して、いきほひかくの如し、日本は小國なれば、それにしたがひて、當時のやうを仕うまつり候ふなり」と、申させ給ひければ、天皇大に恥ぢさせ給ひて、その後は、御手跡あらそひもなかりけり。

大内十二門の額、南面三門は弘法大師、西面三門は大内記小野美材、北面三門は但馬守橘逸勢、各勅を承はりて、垂露の點を下しけり、東面三門は、嵯峨天皇かよせおはしましける。まことにや。道風朝臣、大師のかよせ給ひたる額を見て、難じていひける、

嵯峨天皇—弘法大師と橘逸勢とを合せて三筆と稱せらる

空海—弘法大師

卷第七

能書　第八

尺牘の書疏は、千里の面目なりといへり。凡そ六の文は體の姿をあらはす輩、驚鸞反鵲のいきほひを習ふ人、僅に一字の跡をのこして、遙に萬代のほまれをいたす。もろ〳〵の藝能の中に、手跡まことにすぐれたり。

嵯峨天皇と弘法大師と、常に御手跡を爭はせ給ひけり。ある時御手本、あまた取りいださせ給ひて、大師に見せまゐらせられけり。その中に、殊勝の一巻ありけるを、天皇仰事ありけるは「是は唐人の手跡なり。その名を知らず。いかにもかくは學びがたし。めでたき重寶なり」と、頻に御祕藏ありけるを、大師よく〳〵いはせまゐらせて後「是は空海が仕うまつりて候ふものを」と、奏せさせ給ひたりければ、天皇更に御信用なし。大

—褐冠か

へすべし。久く私に置く事なかれ」といふと見てさめにけり。驚きてその面形を見ければ、裏の銘に、「右相撲司延暦二十一年七月一日造る」と書きたり。恐れをのゝきて、やがて府にかへされにけり。

かちかぶり

人輿に乘じて、覺暹、信西、楊眞、箏彈じけり。法皇のおほせに「資賢は催馬樂の道の長者なり」と叡感ありけるは、このたびの事なり。いかに面目に思ひけん。

同三年十一月三十日、院にて舍利講を行はれけり。人々參りて後、信西をもて平調盤渉調の間、定め申すべきよし仰せられければ、宇治内府は、この道に深からずとて、定め申されず、左大將雅定、「中御門大納言宗輔ぞ平調よろしかるべし」と申されける。侍從中納言成道は、盤渉調たるべきよし申されけるとかや。平調なるべきよし。勅定ありけり。內大臣左大將笙、侍從中納言左衞門督笛、季行朝臣篳篥讀經ありけり。大納言伊通卿朗詠せられけり。右衞門督公敎、季兼朝臣今樣をうたふ。次に壹越調、又盤渉調曲などもありけり。左大將多近方に命じて、國風をうたはせられけり。さても今度萬歲樂三反ありけるに、その第三反に、雅樂大夫淸延なほ半帖を用ひたりけり。人あやしみとしけり。

同六年十二月、大宮大納言隆季卿、殿上人の時、左近府の拔頭の面形を借り請けて置かれたりけるに、八日の夜の夢に、かちかぶりしたるもの來りて「彼の面形はやく府にか

又この舞を御覽じける時には、武者所に仰せて、胡籙をおひたりけるは、光時が一言上聞に及びけるにや。光時に御馬をぞたまはせける。

久安三年九月十二日、法皇天王寺へ御幸ありけり。内大臣御供に候はせ給ひけり。十三日念佛堂にて管絃ありけり。歌幷に笛資賢、笙内大臣、篳篥俊盛朝臣、但し不堪のよしを申して吹かざりけり。琵琶信西、箏六波羅別當覺暹、法皇笛を吹かせおはしますとて、「沙門の身にて、この事あざけりあるべし」とて、障子に居隱れさせおはしましけり。御出家の後、この度始て吹かせおはしましけり。先づ雙調、鳥破、同急、賀殿急、安名尊、妹與我。次に平調、萬歲樂、慶雲樂、三臺破、同急、五常樂、同急、扶南、老君子、廻忽、甘洲、陪臚、伊勢海、我門、更衣、淺水、梢、鴛鴦。盤涉調、秋風樂初一帖、後二三帖、鳥向樂、萬秋樂一帖、蘇合三五帖急、採桑老、蘇莫者破、青海波、竹林樂二三帖、柏拄、千秋樂。この外催馬樂ありけるとかや。朗詠、今樣、風俗など數反ありけり。資賢朝臣ぞつかうまつりける。朗詠は法皇御發言ありけるとぞ。その後俊賴朝臣讀經つかうまつりけり。人

武者所―院の御所警護の武士の居る所

知らざりければ、兼弘はしらぬはことわりなり。拍子とりて出でたつ時、人長輪を冠にかけて、引き留むるとかや。これ祕說にてはべり。

康治元年三月四日、仁和寺の一切經會に、兩院御幸ありけるに、入道殿下り參らせ給ひけり。春鶯囀を舞ひける時、行則申しけるは「光時諷踏急聲二反を舞ひ、行則一反を舞ひ、第二の切絕えたり」入道殿仰せられけるは「第二反のたび卽ち舞ふべからず。これによりて、第二反の時は、ひざまづきて候ひけり」京極大相國宗輔、その時大納言にて候はれけるが申されける「康和御賀に、光時が曾祖父光季、第二反たゆるよし申し侍りき。今光時二反をまふ、いかゞ」若し光季祕藏しけるにや。宇治左府の御記には「件の卿、もとより光時をにくみていはれけるにや」とぞ、かき給ひて侍るなり。

同二年八月、新院青海波を御覽じけり。垣代の不足に、武者所を召したてられけるに、胡籙をおはざりけるを見て、舞人光時申しけるは「白河院の御時この儀ありしかば、武者所皆胡籙を負ひて侍りき。今その儀なし。世の凌遲、事におきてかくの如し」その後

人長―舍人の長にて舞の事を指揮するなり

作道―鳥羽の作道、作り道は新道

同院箏をひかせ給ひけるをり「初夜の鐘はつきぬるか」と、御尋ありけるに、聞きたるものなかりけるに、釜殿が申しけるは「御所の方にこそ、鐘の聲はきこえ侍りつれ」と申しけるを、人つたへ申しければ「わが箏はいたりにけり。よき箏は、鐘の聲に似たるなり」とぞ、おほせられける。

鳥羽院八幡に御幸ありて、御神樂行はれけるに、みづから御笛を吹かせ給ひけり。本拍子、徳大寺左府納言にてとり給ひけり。末拍子、按察資賢卿の殿上人にてとられけり。備後前司季兼朝臣、庭火の本歌となへけるに、秦兼弘人長にて、もろ歌を仰すとて「外山なる」と謠ふ時仰せけるにも、末句をうたはで、季兼朝臣退きにけるを「その說を知らぬにこそ」と、世の人いひけり。榊のふりに末句を謠はざるは、故實にて侍るとなん。季兼朝臣歸洛しけるに、作道にて、後の方より馳せ來るものありけり。見かへりたれば、多近方なり。馳せつきていひけるは「あなかしこ、この事陳じ給ふな。たゞ知らざるよしにておはしますべし、若し陳じ給はゞ、祕說あらはれぬべし」とぞいひける。兼方が

さぞ─左様にぞ
けすらふ─未詳

を思ひて、さらば三帖の時とぞいはれめと思ひて、かくつぶやきけるなるべし。この條はいはれなき事にや。兩帖共にうつこと、是又正說なり。妙音院殿も、兩帖共に打つべきよし、慥にしるしおかれたり。是によりてこの御流をうけたるもの、皆兩帖にうち侍りき。寶治三年六月、仙洞御講に蘇合一具侍りしに、予大鼓つかうまつりしにも、兩帖に打ち侍りき。たゞ是法深坊に申しあはする所なり。

知足院殿仰せられけるは「萬秋樂はゆるゝかに吹くべし」と、人はみなしりけれども、眞實は責め伏せて吹くべきなり。賴能も、さぞ吹きける。あひつぎて大納言宗俊卿も、けすらふ時せめふせて吹くなり。

白河院の御時、新院三條殿にわたらせ給ひしに。中門の廊にて、新院件の序吹かせ給ふに、宗能卿御供してつかうまつる。その時も責め伏せてぞふかせ給ひける。白河院寢殿の御簾を褰げて、再三御感ありて、今一度〳〵と仰せらるゝ事、五六度に及びけり。故實をしろしめして、御感ありけるこそ、いみじき御事なれ。

正元正しく―一本「天正は」

帖―遍數の名、疊に同じ

與奪―さしづの意

五拍子なり。この五拍子を、初は東にむきて舞ひ、次第に南に向ひて舞ひ、次に西に向ひて舞ふ。次に北に向つて舞ふ、各五拍子を舞ふなり。同じ手を方をかへて舞ふなり。しかあるを、近代は南に向ひて三拍子、北に向ひて五拍子をまはさるなり」といはれければ、舞人光近聞きて「五拍子方をかへて舞ふこと、全くさる事なし」とぞいひける。抑序奥八拍子は、絶えて久くなれり。しかるをかの亞相ひとり傳へられたる事もおぼつかなき事なり。されば正元正しく傳へたりけるにや、此事覺束なし。

蘇合三四帖共に奏する時、籠拍子兩帖にうたずして、四帖に用ひる事は、賴能、是季、時元等の說なり。しかあるを、季通朝臣いはれけるは「蘇合は三帖を肝心とするが故に、必ずこの帖に打つべし」とぞ侍りける。明暹宗輔等は、兩帖共に打つべき由申されけり。堀河院の御時御遊ありけるに、蘇合一具通されけり。三帖を奏して後、宗輔卿奏すべき由を仰下しけり。これ天氣なりけるにや。此時の樂人元正以下、宗輔の與奪を聞きて、「この人心おごりす」とぞつぶやきける。是は三帖にうたずして、四帖にうつべきよし、

道に通達せる

しかある―一本「しかあた」

に足れる人々の、うちつゞき管絃の興ありける、いかにめでたかりけん。ありがたきためしなり。

同五年の宇治の一切經會に雨ふりて、四日行はれけり。大殿、尼北政所、内大臣殿、御わたりありけり。大殿牙の笛を、淸延に吹き試みさすべきよし仰せられければ、内大臣皇宮亮顯親朝臣をして、淸延を召してたびける。事終てゝ返上すとて「所々こはき穴候へども、心得て仕うまつり候へば、神妙に候ふなり」とぞ申しける。つき〴〵しかりけり、淸延は淸正が子、笛の一のものにてぞ侍りけり。

或所にて會遊ありけるに、時元笙を吹きけるが、しばらく休みけるに、時廉蘇合序を吹きけり。時元聞きて「あはれ正念なく吹くものかな。かゝらんには興なくや」とて笙をはりて、中間に兩所かさねて、あけて吹きたりける、誠に優美なりけり。侍從大納言のいはれける「蘇合序は、二十拍子なり。しかあるを、今の世には十二拍子を用ひて、殘八拍子をばもちひぬ、いはれなき事なり。舞又たらず。その故は、舞は手のあひかはる

ほかぜ—勢

月にのりて—月の明きに乘じ、うかれ出でて

道にたたれたる—管絃の

八日に朝覲の禮あり。垣代の笛雅樂大夫戸部政氏は笛の一にてはべれども、左近將監大神正賢、立ちよりてうたへ申して吹きたりしは、保延のためしにて侍りけるにや。戸部氏こそ本體にて侍りしに、近代大神氏にほかぜをとられて、かやうに正賢にも答へられけるにこそ。

同三年六月二十三日、宇治左府内大臣におはしましける時、院御所近かりける御宿所にて、大殿箏を、おとゞ權大納言笙、六條大夫基通笛にて御あそびありけるに、孝博月にのりて參りて、琵琶を彈じけり。天曙けてぞ、大納言かへり給ひける。

同二十六日、院御所にて御遊ありけり。大殿女房右衞門佐箏、新大納言宗能孝博琵琶、内大臣權大納言實雅笙、左衞門尉元正笛、能登守季行篳篥、宮内卿有賢拍子にて、雙調盤渉調の曲を奏せられけり。夜ふけて、折櫃の上に折敷をおきて、削氷をすゑて公卿の前におかれけり。院には御臺にてぞ供せられける。寢殿の南面にてこのあそびはありける。孝博元正は、砌のもとに疊を敷きて候ひけり。夜明くる程にぞ出でにける。これ程に道

時、一階をたまひてけり。昔はかく藝によりて、賞の沙汰ありけり。近き比より、その善惡の沙汰までもなくて、たゞ一者になりぬれば、左右なく賞を行はるゝ習になれば、頗る無念のことなり。

同三年正月四日、朝覲行幸に輪臺いでんとしける。左樂行事にて、大炊御門右府の中將とておはしけるが、すゝみ參りて、輪臺の垣代の笙吹、雅樂屬淸方、左近將曹時秋、音取を相論のよし奏せられければ、殿下院に申させ給ひけり。院おぼしめしえざるよし、仰ありけり。殿下左大臣に尋ね申されければ、左府申されけるは「笙事の外に勝劣あり。先例官の上下﨟によらず、譜代をえらび用ひらるゝことなり。若し淸方を用ひられば、笙のためきたなきことなり」と申されければ、殿下このよしを、樂行事の司に仰せられけり。是を聞きて、中院右大臣の、大納言にておはしけるをはじめとして、悅ぶ人々おほかりけり。かの右府は、時秋が弟子にておはしけるゆゑなり。

建長五年正月二十七日に、八幡行幸の還御の次に、鳥羽殿に入らせおはしまして、二十

一階をたぶ　ー位を一級昇進せらる

內位　ー大寶の制諸臣の位に正一位より外初位下に至る迄四十八階あり之を四位とす別に外位二十階ありて外正五位より外初位に至る

勸賞……すでに　ー此句原本になし一本に據りて補ふ

女房にいひあはすべし」とぞいひける。件の妹は女房ながら、元政に劣らぬものなり。安井の尼とぞいひける。夕霧が事なり。

保延元年正月四日、朝覲行幸に、多忠方胡飲酒を仕うまつりけるに、この曲度々御覽ぜられつるに、今度殊にすぐれたるよし、公私沙汰ありけり。左大臣勅を承りて、一階をたぶよし仰下されければ、忠方再拜して舞ひて入りけり。かゝる程に、忠方右舞人たりといへども、左舞を奏して勸賞をかうぶる。左かならず賞を行はれずとも何事かあらんや、又狛光則、多忠方、いづれ上臈たるぞやのよし、議定ありければ、左衛門督雅定卿申されけるは「光則、忠方、同日に勸賞かうぶりて敍爵す。多は朝臣なるによりて、內位に敍す、狛は下姓によりて、外位に敍す。忠方上臈たるべし」とぞ、申されける。「勸賞の事、或は舞の善惡によるべし。忠方すでに能く舞ふによりて、賞をかうぶる。光則よく舞はゞ行はるべし。幽ならずば行はるべからず」と申しけり。或は左右共に、行はるべきよしをも申しけり。光則七旬に及べり。哀憐ありけるにや。遂に散手を奏する

一日、仙洞にて、近方採桑老を仕うまつりて、一院新院御覽ぜられけり。能俊卿以下御前に候ひけり。近方庭中に出でける時、樂人公貞扶持しけり。舞終りて公貞をも舞せられけり。大神元政多近方がもとへ、早朝に來れる事ありけり。近方急ぎ出で合ひたりけり。元政八幡へまかる使に「きと申すべき事ありて、詣でたる」といひければ、しばらくとゞめて、盃酌など勸めけるに、元政がいふ。「八幡へは罷り侍らず。今日は元賢に狛笛吹かせん料に參れるなり。百千の祕事を敎へたりといふとも、舞人の心にかなはざらん笛吹、何にてもあるまじ。元政年たけて、命今日明日ともしらず。しかれば是を聞かせ申さんと思ひて、今日は具して參れり。大事ありとも、違はずして聞き給へ」といひければ、近方興に入りて、成方幷に近久が、いまだ小童にてありけるを、呼び出して舞はせて笛を聞きけり。終日ふかせて、拍子をあぐる所の事をしたゝめき。近方殊に感じ申しけり。元政淚を流して、悅ぶことかぎりなし。さて元政いはく「右の樂はけふしたまりぬ。祕曲をば皆傳へをしへ候ふ。この上はおのづから不審ならんことをば、妹の

榻—車の轅をのする臺

つけ謠はせ給ひける、めづらしくめでたかりける事なり。おほせによりて、更にまた更衣、鷹子など數反ありける、興ありけることなり。

京極太政大臣宗輔、内裏より罷出で給ひけるに、月おもしろかりければ、心をすまして車の内にて、陵王の亂序を吹き給ひけるに、近衞萬里小路にて、小さき人の陵王の裝束をして、車の前にてめでたく舞ふ見えけり。あやしく覺えて、車をかけはづして、榻に尻かけて、一曲皆吹き通し給ひにけり。曲のをはりに、この陵王近衞より南、萬里小路より東の隅なる社の内へ入りにけり。笛の曲も神威ありけるにこそ。やんごとなきことなり。

舞人多資忠死去の後、胡飲酒、採桑老の曲、かの氏に絶えにければ、久我太政大臣、胡飲酒を將曹多忠方に教へ給ひけり。採桑老は教ふるものなかりけるに、天王寺舞人秦公貞、この曲を傳へたりければ、院の仰によりて、右近將曹多近方に教へてげり。

保安五年正月朝覲行幸に、近方採桑老を仕うまつるべきにてありければ、四年十二月

はりて見え候ふに、今少し候ひなんや」と勸めければ、沓をぬぎて堂の中へ入りて、几帳の外に居て、

いづれの佛のねがひより　千手のちかひぞたのもしき
かれたる草木もたちまちに　花さきみなると說きたれば

といふ句を、くりかへし〳〵うたひて、又、

藥師の十二の誓願は　衆病悉除ぞたのもしき
一經其耳はさておきつ　皆令滿足すぐれたり

これらをうたはれけるに、もののけわたりて、やう〳〵の事どもいひて、その病やみにけり。必ず法驗ならねども、道達せる人の藝には、靈病も恐をなすにこそ。

天永三年三月十八日、御賀の後宴に、舞樂はてて御遊の時、中納言宗忠卿拍子、治部卿基綱卿琵琶、中納言中將箏、中將信通朝臣笛、少將宗能朝臣笙、伊通和琴、越後守敦兼篳篥。呂は、安名尊、席田、鳥破。律は、青柳、更衣、鷹子、萬歲樂。主上、催馬樂を

肩―一本「扇」

階隱―階の正面の處にて根屋の出張りたる處をいふ

者見て、肩をするゐ、顔の色かはり、恐れをのゝきたる氣色なり。こゝにかの福天神の所爲と悟りて、犬を追ひのけつゝ、その後けしき直りてけり。「今は心ゆきぬらん。罷りかへらん。見參に入り候ひぬる嬉く候ふ。御社へも參りて、物の音あまた揃へて、樂して聞かせまゐらすべし」といへば「昔常に承ることにて、その御名殘なつかしくて、恐れながら申して候ひつるなり」とぞのたまひける。さて馬助かへりぬ。その後病者打ち臥し、申の剋ばかりまでは、起きもあがらざりける。この事あはれに覺えて、尾張の內侍讃岐などさそひて、かの社に詣でて、箏琵琶彈きて、聞かせ奉りけるとぞ。

侍從大納言成通、雲林院にて鞠を蹴られけるに、雨俄にふりたりければ、階隱の間に立入りて、階にしりをかけて、しばし晴間をまたれけるほど、

雨ふれば軒の玉水つぶ／＼といはゞやものをこゝろゆくまで

といふ神歌を口ずさまれける程に、格子の中よりおしあけて、女房の聲にて「この程これに候ふ人の、ものの氣をわづらひ候ふが、たゞ今の御聲を承りて、あくびて氣色か

きやう〳〵
―輕々

やう「御歸の後又狂ひ候ふなり。さりとては今一度御渡り候ひて、御覽ぜよ」といふ。即ち隨ひて來りぬ、實にもその狂ひやう、おびたゞしくおそろしかりけり。馬助來りて「いかにきやう〳〵に人をばすかさせ給ふぞ。何事も仰せらるゝに隨ひて、もろ〳〵の事施してきかせ奉りぬ。今は御心ゆきて、暇を賜りて歸りつれば、心安くこそ思ひ給ふに、やがていつしかかくおはすべき事かは」と、はしたなげにいひければ「その事に候ふ。猶所望の事ども殘りて候ふなり。琵琶には手と申して、めでたき事の候ふぞかし。それが承りたく候ふなり」といふ。馬助「やすきこと、さらば一度には仰せられで」とて、即ち風香調平一兩彈きてきかせけり。まめやかにおもしろげに思ひて、打ちかたぶき〳〵聞きけり。その時「琵琶の手はきかせ給ひぬ。箏の調子はいかに」。「これ程すかせ給ひたれば、心おちて彈きてきかせ奉らん」とて、三段ののぼりかきあはせ、弄梅花といふ撥合など彈きてきかせければ、掌合せて面白がりけり。かくする程に、夜すでに明けて、壁のくづれより、日影のさし入りたる穴より、犬の鼻をふきて内をかぎけるを、この病

のどまりて―物靜かに

ちいふが如くに彈きけり。面白がること先の如し。その後朗詠催馬樂など、さま〴〵の聲わざども、所望に隨ひて盡しければ、あさましく嬉しげに思ひたり。さて馬助いひけるは「仰に隨ひて諸藝ども仕うまつりぬ。この御望は、幾度なりともやすき事なり。聞きたくおぼさん時は、憚りたまふべからず。かやうに世の常ならぬ御氣色ならで、今よりはのどまりて仰せられよ」といへば、病者又かしこまりつゝ「かやうの身がらにては、かくうるはしからでは、見參の便宜候はで」といふ。馬助「左候はゞ、暇給はりて罷りなん。少し物をめし候へかし」といへば、承伏しけり。即ち白き米を土器に入れたるを、打鮑とを折敷に入れて取り寄せすゝむれば、米をうちくゝみて、殊に齒音よげに、からからと食ひけり。打鮑をとり合せて、只一口にやす〳〵と食ひてけり。そのくひやうも普通の儀にあらず。さて酒をすゝむれば、日來はすべて一土器だにも、えのまぬ下戸なりけるが、大なりし白かはらけにて、二度飲みてけり。今一度とすゝめて、又一度のみつゝ「この上はさらば」とて、馬助は歸りぬ。さる程の曉に及びて、父入道又來りていふ

めとしづまりて、みづから烏帽子を取りて、打ちかづきて、深くかしこまりたり。あたりに六七人ゐたりける看病の者どもを、次第に睨みけり。よにあしげに思ひたりければ、皆のけてけり。父の入道ばかり、片隅に引き入りて居たりけるを、猶あしげに思ひて睨みければ、それをものけてけり。馬助と只二人むかひて、その氣色殊に事よく、心ゆきたる氣色なり。猶かしこまり恐れたる事かぎりなし。さて馬助「何しに召され候ひけるぞ」といへば、いよ〳〵深くかしこまりて、始て詞を出していひけるは「御邊近く候ふものにて候ふ。見參に入りたく候ひて」といふ。馬助「さ候へば、めしに隨ひて參り候ふ。何事も仰せられ候へ」といへば、病者「あまりに御箏、御琵琶、御聲わざなどの承りたく候ふ」といふ。馬助「やすきことに候ふ。其道にたづさはりたる身にて候へば、人を嫌ふことなし。只聞きたがる人を悅に仕うまつれば、仰に隨ふべし」と、卽ち琵琶を取り寄せて、彈きてきかするに、打ちうなづき〳〵て、左右へ身をゆるがして、心とけたるさまあらはなり。彈きはてゝ置きければ、又「御箏の承りたく候ふ」といふ。卽

法深坊―一本「清深坊」

ぶきて面白がりけり。そこに在る男に「これはきくか」といふ。「更に聞かず」と答へければ「いかにや是程におもしろき箏をばきかぬ」とて、猶一人心をすまして立ちたりけり。さて家に行きつきて、やがて胸をやみ出して、あさましく大事なり。その上物狂はしくて、西をさして走り出でんとしければ、したゝかなる者共六人して、取りとゞめけるに、その力の強きことといふばかりなし。たかく躍り揚りて、頭を下になして、肩を板敷につよくなげければ、たゞ今に身もくだけぬとぞ見えける。その時法深房、いまだ俗にて大炊御門東洞院の山がの中納言の局の家の北對を借り受けて居られたりけり。この病者が家は、たゞ東にてぞ侍りける。そなたへ指をさして行かんとするを、父「誰が許へゆかんと思ひて指をばさすぞ。西に藤馬助こそおはすれ。彼へ行かんと思ふか」と問ひければ、病者うなづきけり。「さらば呼び申さんはいかに」といへば、悦びたるけしきにてうなづきけり。その時馬助のもとへ行きて、このやうをいひければ、あやしき事なりとて、即ち相共に病者のもとへ行きぬ。病者馬助を見て、さしも狂ひつるが、しめじ

いき尾―生きながらちぎれたる狐の尾

わたり―移轉

いははれ―齋き祀る

目代―國守の代理

なひ候ふべし。この上は、流罪の事は候ふまじくや」と、狂ひ申し出でにけり。かつかつとて、女房の裝束一襲かづけ給ひけり。申すがごとく、次日午の剋に、御よろこびの事、公家より申されたりけるとぞ。攝籙の一番の御まつりごとに、大權をば有職になされけり。件のいき尾は、淸きものに入れて、深く收めにけり。やがてその法を習はせ給ひて、さしたる御望などのありけるには、みづから行はせ給ひけり。必ず驗ありけるとぞ。妙音院の護法殿に納められける、いかゞなりぬらん。そのいき尾の外も、又別の御本尊ありけるとかや。花園のおとゞの御跡、冷泉東洞院に御わたりありし時も、小祠を構へていははれたりけり。福天神とて、その社當時もおはしますめり。この福天神の不思議おほかる中に、寛喜元年の比、七條院に式部大夫國成といふものあり。越前の目代にて侍りしかば、その時目代入道とぞ申しける。その子息に左衛門尉某とかやいひて、四條大納言の家に祗候の間、夕暮に、かの亭冷泉萬里小路より退出の時、大炊御門高倉邊にて立ち止まりて「あなおもしろの箏の音や」といひて、行きもやらず打ちかた

満ずる日―最後の七日目
枕を通り―枕元を通り

候ふや。たのもしき験候ふなり」と申しければ、即ち人を遣して見せられければ、狐一疋來りて、供物等をくひけり。更に人におそるゝ事なし。さてその後七日を延べ行はるるに、満ずる日、知足院殿御晝寝ありけるに、容顔美麗なる女房、御枕を通りけり。その髪、かさねの衣の裾より、三尺許あまりたりけり。あまりにうつくしう艶に思しけるまゝに、その髪にとりつかせ給ひぬ。女房見かへりて「さまあしういかにかくは」と申しける聲けはひ顔のやう、すべてこの世のたぐひにあらず、天人のあまくだりたらんもかくやとおぼえさせ給ひて、いよ〳〵忍びあへさせ給はで、強く取りとゞめさせ給ひけるを、女房あしく引き放ちて通りぬと、思しめしける程に、その髪きれにけり。かたはらいたく、あさましく思す程に、御夢さめぬ。うつゝに、御手に物のかゝりてあるを、御覧じければ、狐の尾なりけり。不思議に思しめして、大權坊を召して、その樣を仰せられければ「さればこそ申し候ひつれ。いかに空しかるまじく候ふ。年比嚴重の験多く候ひつれども、是程にあらたなることはいまだ候はず。御望のこと、明日午の剋に必ずか

訪學―人を訪ひて教を受くること

吒祇尼の法―狐をまつりて其靈驗を蒙る法

夕にいたるまで、諸共にはらひけり。さて歸らんとする時、たまく一曲を授けけり。ある時は又豆を刈る所にいたりて又是をかり、刈り終て後、鎌の柄をもて、笛にして教へけり。かくして、そのわざをなせるものなり。更に下問をはぢず、貴賤を論ぜず、訪學しけり。天人樂をば、八幡宮寺の橋上にて、大童子に習ひたるとぞいひつたへたる。賴能は博雅三位の墓を知りて、時々參向して拜しける、まことによく數寄たる故なり。

知足院殿、何事にてか、さしたる御望深かりける事侍りけり。御歎のあまり、大權坊といふ効驗の僧のありけるに、吒祇尼の法を行ぜられけり。日限をさして、しるしある事なりけり。せめての怨切のあまりに、件の僧を召して仰合せられけるに、僧の申しけるは、「この法いまだ疵つかず候ふ。七日が中にしるしあるべし、若し七日に猶驗なくば、今七日をのべらるべく候ふや。それにかなはずは、速に流罪に行はれ候へかし」と、きらびやかに申してけり。仍て供物以下の事、注進に任せて給ひてけり。さて初行ふに七日に驗なし。「その時旣に七日に驗なし。いかに」と仰せられければ「道場を見せらるべく

天氣―天皇の御氣色

南京―大和の奈良

菰田―菰をつくりある田

庭樹の動くをみて「さて舞ふめるは」と申しけるを「めでたき心ばせかな」と、人々いひて感じ思ひけるに、顯雅卿、いまだ殿上人にて、無能にてその座に候ふだに、かたはらいたきに、奏していはく「あれは風の吹き候へば、動くに侍り」と申したりけるに、滿座わらひけり。

同院の御時、樂歌の事ありけり。殿上三臺を奏す。主上御笛あそばし、破二反急三反、更に又急數反あり。この答に、地下五常樂を奏す。笛元時序後詠の段々つねのごとし。破六反畢て急を奏するに、叡感ありて「樂をとゞむべからず」と天氣ありけり。その間夜の月窮めて昇りぬ。地下の勝になりにけり。

樂所の預小監物源賴能は、上古に恥ぢざる數寄のものなり。玉手信近に順ひて、横笛を習ひけり。信近は南京にあり。賴能その道の遠きをいとはず、或は隔日にむかひ、或は二三日を隔てゝゆく。信近ある時には敎へ、或時は敎へずして、遠路を空しく歸るをりもありけり。或時は信近菰田にありて、その蟲を拂ひければ、賴能も隨ひて朝より

卿附歌、新中納言基綱卿琵琶、左京大夫顯仲卿笙、俊頼朝臣篳篥、有賢朝臣和琴、家俊朝臣附歌、安名尊三反、櫻人一反、席田二反、鳥破急、賀殿急、律は青柳二反、萬歳樂、五常樂急、糸竹のしらべ、殊におもしろかりけり。法皇は簾中にてぞ聞し召しける。感興のあまり、密々に北面の御所の方に、中納言顯通卿以下を召されたりけり。殿下もまゐらせ給ひけるとぞ。盃酌朗詠今様などありけり。八月主上御船にめして御遊ありけり。その後舞樂御贈物、勸賞などありて還御ありけり。

堀河院の御時、節會に常よりもいそぎ入御ありけるを、人々あやしう思ひける程に、御膳宿の方にて、立樂の時になりて、皇帝を吹き出させおはしたりけり。めづらしくいみじかりけることなり。彼の右府のしるしおかれたるとかや。たづぬべし。

季通のいはれけるは、非管絃者は口惜き事。堀河院の御時平調にて御遊ありしに、物の音よくしみて、やうやく曉に及ぶに、五常樂急百反に及べば、草木も舞ふなるものを、あるべしとてあそばされ侍りしに、五十反ばかりにて天明けければ、時元挑げて見るに、

立樂—庭上にて樂人が立ちながら樂を奏する事

挑げ—御簾をかゝげ



長治—堀河天皇の年號
胡飲酒の童—胡飲酒の舞を行ふ小供

を奏せられければ、然るべき由勅定ありて、まづ賀殿地久を奏しけり。その時の内裏は堀河院、仙洞は閑院にて侍りけり。程近ければ、かちの行幸にてぞ侍りける。

長治二年正月五日、朝覲行幸ありけるに、胡飲酒中院右大臣、童にて舞ひ給ひけり。左衛門督右大辨宗忠、宰相中將忠教、絲竹に堪へたるによりて、樂屋の前に座を敷て、著坐せられけり。舞いまだ終らざりけるに、法皇のめしによりて、胡飲酒の童參りけり。靴をぬがず、御前の簀子に候ひければ、主上紅の御袙をたまはせけり。右大臣傳へたまはせけり。童庭におりて、舞ひて退き入りければ、父内大臣、庭におりて拜舞し給ひけり。一家の人々皆下殿せられける、ゆゝしくぞ見え侍りける。御遊に忠教卿笛をふかれけるを、主上とゞめさせおはしまして、みづから吹かせ給ひけり。胡飲酒の童は、笛吹き給ひけり。めづらしくやさしくぞ侍りける。

嘉承二年三月五日、鳥羽殿に行幸ありて、六日和歌の興ありける。序代は、中納言宗忠ぞかゝれける。次に御遊、主上笛をふかせおはしましける。殿下箏、宗忠卿拍子、宗通

兼日—前日

らみていひける「年比貴說をうけたまはるに、愚說にたがはず。それにこの度は異說を吹き給ひて、拍子おとさしむる事、生きながら首を切らるゝなり」といひければ、元正云く「またくあやまらざることなり。申さるゝが如く、傳ふるところ誠にかはらず。されども面笛正淸なり。その伏息のほど、笛を元正にゆづる。吹出には、彼の人の說を吹かずして、豈他說を用ひんや。大鼓の撥をとらるゝばかりにては、いづれの說をも、慥にこそは存知し給はめ」とぞいひける。なだらかにめでたくぞ侍りける。是笛吹を背きて、我賢にもてなすがいたす所なり。大鼓の撥をとる日は、笛吹と能くいひあはせて、存知すべきことなり。これ古人の傳ふる所なり。

嘉保二年八月八日、院に行幸ありて、相撲を御覽ぜられける。江師兼日に式をつくり、奉りける時、舞人狛光季申しけるは「萬歲樂をとゞめて、賀殿を奏せんと思ふ。その故は、一には萬歲樂は、毎年に御覽ぜらるゝ曲なり、一には祝は賀殿おなじかるべし。一には舞興賀殿まされり。一にはこの院の新造たり。賀殿の儀相叶へり」江師このよし

所衆―所は藏人所、衆はその官人

壺よりも進めて撥をあてけり。後日に博定元正にあひて「昨日の大鼓はいかゞありし」といひければ、元正「めでたくうけ給はりき。但少壺よりすゝみてぞ聞えし」といひければ、又問ひけるは「壺はうち入りたるたびやまじりたりし。初終同程にすゝみて侍りしか」といふ。元正「始終すゝみて終りにき」と答へければ、博定「さては意趣に相叶ひたり。その故は、樂こそ引きはなれぬ事なればかすみわたれ。遠くて物をうつは、響の遲く來るなり。されば御前にては、壺にうち入りて、よくぞきこしめさん」とぞいひける。この心ばせ思ひよらざる事なり。めでたしとぞ、元正感じける。

前所衆延章は、名譽のものなり。白河院の御時、六條内裏に行幸ありけるに、朱雀大納言俊明、延章を頻に擧げ申されければ、始てめされにけり。勅定によりて、右大鼓をつかうまつりけるに、皇仁に拍子をあやまちにけり。笛は正清、元正なりけり。元正が吹くところの皇仁、年比聞くに、延章が説にたがはざりければ、その旨を存ずる所に、今度異説を吹きたりけるに、失度拍子をあやまちにけり。延章樂屋に入りて、元正をう

権大納言—一本「大納言」

障泥—原本「泥障」

朝覲行幸—天皇、上皇の御所に行幸なるをいふ

師所望也。昨以消息觸權大納言云。明日習入調如何。返報云。尤可然者。同二十日戊辰。習大食調入調。習時秋也。習即吹十返。昨日以吉日習平調。仍大食調不尋日次。昨習平調入調終。後申權大納言以消息曰。平調入調已習畢。此後經一兩月。可習大食調入調歟如何。返報云。只可任意者。仍所習也。召時秋於南庭。給栗毛之馬一疋。置鞍、下臈隨身取之、上手下手厩舍人取之。時秋一拜退出。件馬幷舍人等外宿也。然而予有簾中給之。至入調者有緣云々。昔時光習平調入調於時信。時信云。入調四天王之常所令守護也。仍必給祿。時光淸貧無財。以古障泥一枚奉時信云々。習終之由。告權大納言。相副返事。被送左近將監時光自筆譜二枚。一枚平調入調。一枚大食調。大食調入調奧書。載黃鐘調與子。祕說予披見之。一拜捧持賞翫矣。

堀河院の御時、六條院に朝覲行幸ありけるに、池の中島に樂屋を構へられたりけるに、御所、水を隔てゝ遙に遠かりけり。博定勅をうけたまはりて、大鼓を仕うまつりけるが、

靫—矢を入るゝ器物

速に是より歸り給へ」といふを、時秋なほ承引せず。又いふこともなし。その時義光、時秋が思ふ所を悟りて、のどかに打ち寄りて、馬よりおりぬ。人を遠くのけて、柴を切り拂ひて、楯二枚を敷きて、一枚には我身坐し、一枚には時秋をすゑけり。靫より一紙の文書を取り出でて、時秋に見せけり。「父時元が自筆に書きたる、大食調、入調の曲の譜、又笙はありや」と、時秋に問ひければ「候ふ」とて、懷より取り出したりける用意のほど、先づいみじくぞ侍りける。その時「是まで慕ひ來れる志、定めてこの料にてぞ侍らん」とて、卽ち入調の曲を授けてげり。「義光はかゝる大事によりて下れば、身の安否知りがたし。萬が一安穩ならば、都の見參を期すべし。貴殿は豐原數代の樂工、朝家要須の仁なり。我に志をおぼさば、速に歸洛して道を全うせらるべし」と、再三いひければ、理に折れてぞのぼりける。

宇治左府の御記に云く

保延五年六月十九日丁卯。依レ爲二入學吉日一。平調入調習畢。卽吹十返。以二時秋一爲レ

永保年中に、武衡家衡等を攻めける時、義光は京に候ひて、かの合戰の事を傳へきゝけり。暇を申して下らんとしけるを、御ゆるしなかりければ、兵衛尉を辭し申して、陣に弦袋をかけて馳せ下りけり。近江國鏡の宿に著く日、花田の單狩衣に青袴きて、引入烏帽子したる男、おくれじと馳せ來るあり。あやしう思ひて見れば、豐原時秋なりけり。「あれはいかに、何しに來りたるぞ」と問ひければ、とかくの事はいはず「たゞ御供仕るべし」とばかりぞいひける。義光「この度の下向、物さはがしき事侍りて馳せ下るなり。伴ひ給はん事尤も本意なれども、この度におきては然るべからず」と、しきりに止るを聞かず、强ひて從ひ行きけり。力及ばで、諸共に下りて、遂に足柄山まで來りにけり。かの山にて、義光馬を控へていはく「とゞめ申せども用ひ給はで、これまで伴ひ給へる事、その志あさからず。さりながらこの山には、定て關もきびしくて、たやすく通す事もあらじ。義光は所職を辭し申して、都を出でしより、命をなきものになして罷り向へば、いかに關嚴くとも憚るまじ。かけ破りて罷り通るべし。それにはその用なし。

陣―禁中の兵衛の詰所
引入烏帽子したる―烏帽子を深くかぶりたる
それには―汝は

草子筥―書物入る本箱

そら風―假病

口經―一本院禪とあり

大宮右相府薨去の後、七々の忌はてゝ、人々分散しけるに、大納言宗俊卿一人舊居に留り居て、心ぼそく思はれけるにや、鬢かゝれけるついでに、草子筥のふたを拍子に打ちて、萬秋樂の序を唱歌にせられける。一句をしめては、涙をおとしてぞ居給ひたりける殊に風病おもき人にて、笛のつかにも紙を巻きてぞつかはれける。しかうして、紫檀の甲の琵琶を、能く寒き時もひかれければ、近習の者どもは「この人は、そら風をやみ給ふにこそ」などぞいひあへりける。又物狂の氣のおはするにやなどいひける。琵琶は、箏笛程の堪能にはあらざりけるとぞ。さりながら白河院の御時、承暦年中に、飛香舍にして、琵琶の名匠八人を召しける中に、この大納言は入られけるを、不堪のよしを申して、再三辭し申されけれども、猶その清選に入りにけり。その八人は、經信、宗俊、政長、基綱、口經。今三人たれ〳〵にて侍るにか、尋ぬべし。

源義光は、豐原時元が弟子なり。時秋いまだ幼かりける時、時元はうせにければ、大食調、入調曲をば、時秋には授けず、義光には慥に教へたりけり。陸奥守義家朝臣、

もて―一本なし

玄象といかに―牧馬と共に琵琶の名器なる故その優劣を尋ねらるゝなり

せ給ひけり。按察大納言宗季に仰せられけるは「われ宗俊が箏をきゝて、多滅罪障非管絃者、嗚呼のおぼえとるべきなり」とぞ叡感ありける。さて殊に御憐愍ありけり。知足院殿は、彼の卿参られければ、いかなる奏事ありけれども、きこしめされず、御箏させ給ひけり。按察大納言宗季に仰せられけるは

永保三年七月十三日、主上、殿下、南殿の巽の角に御座ありて　藏人盛長をして、御琵琶牧馬を召しよせらる。卽ち錦の袋に入れて、もて參りたりけり。御覽の後、大納言經信卿に彈かせられけり。きこしめして「玄象といかに」と仰せられければ、大納言申されけるは「昔前一條院御時、信明信義等を召して、この御琵琶どもをひかせられけるに、信明は玄象、信義は牧馬を彈ず。牧馬すぐれて聞ゆ。その時取りかへて、玄象をひかせらるゝに、玄象すぐれたり。その時琵琶勝劣あらず、彈人によりけり」と、奏せれけるを聞し召して、玄象をとりいでてひかせられけるに、まことに勝劣なかりけり。この事彼の卿慥にしるしおかれ侍り。

れとり出し―音を調へて吹き出し

正敎―佛敎

伽陵頻―極に居る聲よき鳥

乘りてけり。やう〳〵深更に及ぶ程に、用枝密に篳篥をぬき出して、湖水に浸してうるほしけり。人々見て、「篳篥か」と問ひければ「さにはあらず、手洗ふなり」とこたへて、何となき體にて居たり、暫くありて、遂にねとり出したりければ、かたへの樂人ども、「さればこそいひつれ、よしなき者を乘せて、興さめなんず」と、色を失ひて嘆きあへる程に、その曲のめでたくたへにしてしみたり。聞く人みな涙おちぬ。年比是を厭はるゝ僧正、人より殊に泣きていはれけるは「正敎に、篳篥は伽陵頻の聲を學ぶといへる事あり、この言を信ぜざりける、くちをしきことなり。今こそ思ひ知りぬれ。今夜の纏頭は、他人に及ぶべからず。用枝一人にあるべし」とぞいはれける。この事を後々までいひ出してなかれけるとぞ。

後三條院は、管絃をば御沙汰なかりけり。さりながら中御門大納言宗俊の箏を聞しめして「この卿が箏はたゞものにあらず、道において上なきものなり」と、御顏色も變じましまして御感ありけり。白河院も、この人の箏をきこしめしては、御落涙ありて、感ぜさ

ことにがり
なんず―興
さむべし

る」とこたふ。又寺の傍に井あり。「これ榎葉井」といふ。又「後の山は何山といふぞ」と問ふ。「この山は葛城山なり」とこたふ。人々これを聞きて、感涙をたれて、各堂に入りて、寺をうちはらひて、葛城を數反謠ひて歸りけり。

篳篥吹遠理が父、阿波守にて下向の時、遠理その供に同く下向しけるに、その年旱魃の愁ありければ、とかく祈雨をはげめどもかなはず。七月ばかりに、遠理その國の社（其神可尋）へ參りて、奉幣の後に、調子を兩三反吹きて、祈請の間、俄に唐笠ばかりなる雲、社の上におほひて、忽に雨下りて、洪水に及びにけり。神感のあらたなること、祕曲の地に落ちざる事、かくのごとし。

志賀僧正（明尊）、もとより篳篥をにくむ人なりけり。或時明月の夜、湖上に三船をうかべて、管絃、和歌、頌物の人を乘せて、宴遊しけるに、伶人等その船にのらんずる時いはく、「この僧正は、篳篥にくみ給ふ人なり。しかあれば、用枝はのるべからず、ことにがりなんず」とて、乘せざりければ、用枝「さらば打物をもこそつかまつらめ」とて、強ひて

宇治殿—藤原頼通

宗俊—中御門大納言

隨身したる—携帶したる

宇治殿平等院を建立せさせ給ひて、延久元年の夏の比、始て一切經會を行はせ給ひけり。法會儀式堂の莊嚴、心詞も及びがたし。大行道樂に、滋河鳥を奏しける。多政資一の者にて、一鼓かけて、池の邊をめぐるとて、鴨のむなぞりといふ祕曲を仕うまつりける、時にとりていみじくなん侍りける。

後冷泉院御時、白河院に行幸ありて、花宴侍りけるに、殿上人樂を奏して、南庭をわたりけるに、笙俄にさはることありて、參らざりければ、既に事闕けなんとしけるに、大外記中原貞親は、笙吹くものなりければ「若し笙や隨身したる」と、御尋ありけるに、即ち宗俊の懷より取出して侍りければ、叡感ありて、殿上人の奏樂につらなりて、南庭をわたりける、時にとりて、めづらしくいみじくなん侍りける。

大貳資通卿、管絃者共を伴ひて、金峯山に詣づることありけり。下向の時、路次にふるき寺あり。その寺におりゐて休みける次に、その邊を見めぐりけるに、一人の老翁のありけるをよびて「この寺をば何といふぞ」と問ひければ、翁「これをば豐等寺と申し侍

六波羅の太政入道―平清盛

きさき―ちさきの誤か

門内大臣、子息大納言宗家卿、外孫同宗能卿に授けられたりけり。六波羅の太政入道厳島の内侍に傳ふべきよし宗家卿に示されければ、歎きながら、世に從ふならひ、力及ばで、おとる說を傳へられにけり。但し他人に敎ふべからざるよしを、先づ起請をぞかゝせられける、多好方これを聞きて、かの内侍に問ひければ、しらざるよしをぞ答へける。この曲は、宗家卿冷泉内府にも、敎へられたりけるとかや。

管絃はよく〳〵用心あるべきことなり。前筑前守兼俊、殿上に笙吹なきによりて、昇殿をゆるさるべきよし沙汰ありけり。先づ試ありける日、きさき笛を給ひてふかせられけるに、用心なくして吹き出しける程に、管中に平蛛のありけるが、喉にのみ入れられにけり。咽せてはつき惑ひける程に、主上群臣も笑ひ給ひて、膓を斷ちけり。おほきに鳴呼をあらはして、昇殿の沙汰もとゞまりにけり。かゝるためしあれば、事におきて能々用心あるべきことなり。中にも、御物の、常にも吹かれざらんをば、まづ小息にて試るべきなり。

修正―修正會、正月の法會

りけり。宮感情にたへず「雙調の君なりけり」とのたまはせけり。それより天下皆、雙調の君と號しけるとぞ。

殿上の其駒は、知りたる人すくなし。能信大納言、法成寺の修正に、南門を入りてまゐりて、退出の時、西門へまはされけるほど、立ちやすらひける間に、かの曲を唱へられたりけり。大宮右府家の頭中將にておはしけるが、築垣にそひて、竊に立ち聞き給ひけるを、能信卿見つけにけり。中將驚き騷がれけるを、能信卿その志を感じて、扇を拍子に打ちて、この曲を授けられにけり。その後かの家に傳れり。堀河院中御門右大臣にならはせ給ひける時、申されけるは、一說は誠に思し召す人あらば、敎へさせ給ひて、今一說は敎へ給ふまじくは、授けまゐらすべきよし、奏し給ひければ「申す旨に違ふべからず」と、勅定ありて、兩說ながら傳へさせ給ひてげり。嘉承二年崩御の後、右府人々に「誰かかの曲習ひたまはりたる」と、尋ねられけれども、習ひまゐらせたる人なかりけり。おとれる說をも、猶祕せさせ給ひけるにこそとて、悲淚を流されけり。中御

河陽—川の東

博雅卿は、上古にすぐれたる管絃者なりけり。生れ侍りける時、天に音樂の聲聞えけり。その比東山に聖心上人といふ人ありけり。天を聞くに微妙の音樂あり。笛二、笙二、箏琵琶各一、鼓一聞えけり。世間の樂にも似ず、不可思議にめでたかりければ、上人あやしみて、庵室を出でて、樂の聲につきて行きければ、博雅の生るゝ所に至りにけり。生れをはりて、樂の聲はとゞまりぬ。上人他人に語ることなし。數日をへて、又彼の所へ向ひて、その生れし兒の母に、この瑞相を語り侍りけるとなん。かの卿は、子息二人ありけり。一人は信義、笛の上手なり。一人は信明、琵琶の上手なり。信義を雙調の君とぞ號しける。その故は、式部卿宮の時の管絃者伶人等を率して、河陽に遊び給ひけるに、明月の夜曉にのぞみて、川霧ふかきうちに、雙調の調子を吹きて過ぐる舟あり。その舟やう〳〵來り近くをきくに、誠に神妙なりけり。我朝に比類なき笛なり。誰人ならんと、人々あやしう思ひあへるに、舟は霧にこめられて見えず、うちかひの音ばかり聞えて、既に船と船と行きちがふ時、親王「誰にか」と問ひ給ひければ「信義」と名のりた

大宮右大臣—堀川右府頼宗を云ふか
うへぶし—宮中に宿直せる事

納蘇利をつかまつりたまひけり。舞をはりて、御椅子のもとにめして、御衵をたまはせければ、左大臣清愼公、畏り悅び給ひて、立ちて舞ひたまひけり、拜舞はなかりけり。故ありけるにや。

いづれの比のことにか、大宮右大臣、殿上人の時、南殿の櫻さかりなる比、うへぶしより、いまだ裝束もあらためずして、御階のもとにて、一人花をながめられけり。霞わたれる大内山の春のあけぼのの、世に知らず心すみければ、高欄によりかゝりて、扇を拍子に打ちて、櫻人の曲を數反うたはれけるに、多政方が陣直つとめて候ひけるが、歌の聲を聞きて、花の本にすゝみ出でて、地久の破をつかうまつりたりけり。花田狩衣袴をぞきたりける。舞はてて入りける時、櫻人をあらためて、簑山をうたはれければ、政方又立ちかへりて、同く急を舞ひける。終に花の下枝を折りて、後をどりてふるまひたりけり。いみじくやさしかりけることなり。この事いづれの日記に見えたるとはしらねども、古人申しつたへて侍り。

李部王—兼明親王

庚申の御遊—庚申待ちの音樂

樂所—別に設けたる奏樂の場所

同三年四月十二日、飛香舍にて藤花の宴ありけり。右大臣、左衛門督、左兵衛督候ひたまふ。和歌絲竹の興などはてゝ、女御御贈物ありけり。先皇の勤子內親王にたまひける箏譜三卷、貞保親王の用ひたりける笛、螺鈿の箏などをぞ奉り給ひける。箏奇き香あるよし李部王の記し給ひたるとかや。いかなる匂にてか侍りけん、ゆかしきことなり。

同五年正月二十三日、宴行はれけるに、式部卿重明親王琴、左大臣箏、中務大輔博雅朝臣和琴、侍從延光朝臣琵琶、散位朝忠朝臣、右近中將藤原朝臣笙。安名尊、春鶯囀、席田、葛城などをぞ奏しける。その後平調曲もありけり。

同七年十月十三日、內裏にて庚申の御遊ありけり。女藏人、菊の花のひわり子を奉る。大納言高明卿、伊豫守雅信朝臣、御前に候ふ。樂所の輩は、御壺にぞ候ひける。大納言琵琶を彈じ、朱雀院のめのと備前命婦、簾中にて琴を彈じける。昔はかやうの御遊、常のことなりけり。おもしろかりけることかな。

康保三年十月七日、舞御覽ありけるに、小野宮右大臣童にておはしけるが、天冠をして、

踏歌—正月十六日の節會、
まけわざ—賭事に負けし人の饗應
歸德、狛桙—共に雅曲の名
武絃—第四絃

同七年三月二十六日、踏歌後宴のまけわざ、次第の事どもはてて、御遊ありけり。敦忠笛を吹き、義方和琴を彈じけり。時に御酒まゐりて、彈正親王笙をふく。重明親王笛をふき給ひけり。又勅によりて、和琴をも彈じ給ひけり。右中辨希世朝臣、左中辨淑光朝臣、立ちて舞ひ侍りけり。

天暦八年正月五日、右大臣家にて饗行はれけるに、はてつ方に、式部卿親王と大臣と、歸德を唱へられたりけるに、右近將曹伴野貞行、狛桙と思ひつゝ、松をとりてすゝみけるを、大臣、歸德のよしを告げ給ひければ、松をすてゝ舞ひけり。貞行は高麗の舞人なりけり。この事不審、歸德ならば、松をば、など桙には用ひざりけるにか。

天暦元年正月二十三日、內宴を行はれけるに、重明親王勅を承りて、琴を彈き給ひけり。一絃ゆるかりければ、右兵衛佐清正に仰せて、張らせられけり。先づ春鶯囀を奏し、後に席田をとなふ。次に酒清司をぞ奏しける。この間琴の武絃たえたりけれど、猶彈じはて給ひけり。

峰吉は……蒙り―一本により補ふ
孫庇―廂の外に更に張出たる板庇
右大臣……
樂所には―一本により補ふ

しけり。帽子に摺衣をぞ著たりける。舞の間に、心にまかせて鳥をとらせければ、見るもの目を驚かしけり。又犬飼一人を具したりけり。これはもとよりあるべきものにはあらざる事とかや。此舞承和に奏したりける、其後聞えず。この裝束、中納言ぞ調せられける。舞の後中納言庭におりて、氏有がとらする所の鳥をとりて、膳部にたまはせけり。その日の舞人、百雄、氏有、峰吉、勸賞をかうぶりけり。峰吉は篳篥の上手にて賞を蒙り、おとゞは和琴ぞしらべ給ひける。

延長四年正月十八日、内裏にて梅花宴ありけり。主上、淸凉殿の孫庇に出御ありけり。文人詩を獻じ、伶人樂を奏しけるに、曉に及びて、常陸親王箏を彈じ、八條中納言保忠琵琶を彈ず。主上和琴をひかせおはしましける、めでたかりけることなり。

同六年常寧殿にて、三月盡の宴ありけり。右大臣方定按察大納言、左衞門督卿伊中宮大夫まゐり給ひたり。樂所には、笙四人、篳篥一人、唱歌のもの數人などありける。又必ず絃をとゝのへねども、吹くもの一兩にても、かやうのことありけるにこそ。

ぶ、こゝは仙洞御所（上皇）を云へり
廉承武—唐の有名なる樂人

ゆり—許可せられ

刑仙樂—荊仙樂歟

貞保親王、桂河の山庄にて放遊し給ひけるに、平調にしらべて、五常樂をなす間、灯火のうしろに、天冠の影現じけり。人々おぢ恐れければ、所現の影みづからいはく「我は唐家の廉承武の靈なり、五常樂急百反に及ぶ所には、必ず來り侍るなり」とてうせにけり。

延喜四年十月、大井河に行幸ありけるに、雅朝親王御船にて棹をとゞめて、萬歲樂を舞ひ給ひける。七歲の御齡にて、曲節にあやまりなかりける、ありがたきためしなり。叡感にたへず、御半臂を賜はせければ、親王たまはりて拜舞し給ひけり。この日勅ありて、親王帶劍をゆり給ひ、天曆の聖主、童親王の御時の例とて沙汰ありける。

同二十一年十月十八日、八條大將保忠、中納言の時、勅をうけたまひて、日比奏せざる舞を御覽ぜられけり。貞信公右大臣にて參り給ふ。參入音聲には、聖明樂をぞ奏しける。刑仙樂、西河蘇志摩、傾杯樂、放鷹樂、弓士、採桑老、臨河、蘇莫者、泔洲、胡飲酒、輪臺、酣醉、是等を御覽ぜられけり。此中雅樂屬船木氏有と云ふ者、放鷹樂を奏

五行―火木土金水
周旋兩曜―一本「固綻兩」
兩曜―日月
五常―仁義禮智信

姑射山―支那の仙人の居る山にて藐姑山をい

卷第六

管絃歌舞 第七

管絃のおこり、その傳れる事久し。清明天にかたどり、廣大地にかたどる。始終四時にかたどり、周旋兩曜にかたどる。宮商、角、徵、羽の五音あり。或は五行に配し、或は五常に配す。或は五事に配し、或は五色に配す。凡そ物として通ぜずといふことなし。又變宮、變徵の二聲あり。合せて七聲とす。又調子の品、その數多しといへども、清濁の位、皆五音をいでず。讃佛敬神の庭、禮儀宴飲の筵も、この聲なければその儀を調へず。故に興福寺の常樂會、百花句をおくり、石清水の放生會、黄葉衣におつ。しかのみならず、清涼殿の御遊には、悉く治世の聲を奏し、姑射山の御賀には、しきりに萬歲のしらべをあはす。心を當時に養ひ、名を後代に留ること、管絃にすぎたるはなし。

素性法師ー
俗姓良峯玄
利

折りてたびてんや」といへりければ、この法師うち案じて、

　山がつはをりこそしらね櫻ばなさけば春かとおもふばかりぞ

といひかけたりければ、笑ひつる女房ども、いらふることなし。あきれてぞ立てりける。

入道右大辨眞觀を、仙洞の御會に度々召ありけれども參らずして、一首の歌を奉りける。

　勅なれば背くにはあらず捨てはてし身をいでがてに思ふばかりぞ

御かへし、

　このごろのならひぞつらきいにしへは勅にぞ人は身をもすてける

この御返事をたまはりて、恐れ思ひて、やがてその夜參りて、北面の邊にて、少將雅定につきて申し入れ侍りて、御かへしをばうけたまはらずして出でにけり。寛平の御時、素性法師が外、かゝるためしなきよし、入道うち〳〵申し侍りけるとかや。

ども—一本になし

しましたりける時、御贈物に、御手本まゐらせられけるとき、

　きみがためいはふ心のふかければ聖の御代にあとならへとぞ

御かへし、

　教へおくことたがはずば行末のみちとほくとも跡はまどはじ

この御歌ども後撰に入りたり。このためしを思し召しけるにこそ。住吉に御幸なるべしとて、神主修理を加へけるに、大略みな新造になしたりければ、昔より書きつけおける人々の詩歌、皆跡方なくなりたるを見て、誰かよみたりけん、柱に書きつけ侍りける。

　かきつくる跡は千とせもなかりけり忘れず忍ぶ人はあれども

成源僧正は、連歌をこのむ人にて、その房中のものども、皆たしなみければ、中間法師常在といふあやしのものまで、かたの如く連ねけり。法勝寺の花のさかりに、件の常在法師、糸櫻のもとに佇みて侍りけるを、若き女房四五人花見て侍りけるが、この法師を見て「あれも人なみに花見んとてあるにや」なんどあざけりつゝ「や女房、この花一枝

御製—後嵯峨天皇の御製

の降りかゝりたる松の枝を折りて、御硯の蓋におきて、御製を紅の薄葉にかゝせおはしまして、結びつけて、大納言二位殿して、大臣にたまひける。

　九重にふりかさなれる白雪はこれや千とせの松のはつはな

大臣、中宮の御方へ參りて、御硯を申しいだして、尾張内侍をして、御返事を奉られける。

　ふりかゝるかしらの雪を拂はずばかゝるみことの色を見ましや

寶治元年二月二十七日、西園寺の櫻盛なりけるに、御幸なりて御覽ぜられけり。大臣さまざまの御贈物を奉られけるうち、五代帝王の御筆をまゐらせらるゝとて、

　傳へきくひじりの代々の跡見てもふるきをうつす道ならはなん

御かへし、

　しらざりし昔に今やかへるらんかしこき代々の跡ならひなば

天暦の帝—村上天皇

この事、昔は天暦の帝、いまだ親王にておはしましける時、貞信公の御許に渡らせおは

—隱岐の後鳥羽法皇をいふ

けるを、君きこしめして叡覽ありて、みづから十餘首の御點を下されける中に、

見ればまづなみだながるゝ水無瀨川いつより月の獨すむらん

この歌を殊にあはれがらせおはしましけりとぞ。さて御自筆に、阿彌陀の三尊を文字にあそばして下したまはせける。今に忝き御かたみとて、常に拜みまゐらせ侍るとなん。

法深房、そのかみ父の朝臣と不快の比、讓り得たりける笛大穴をとりかへされける時、うれへなげきてよみ侍りけり。

思出のふしもなぎさにより竹のうきねたえせぬ世を厭ふかな

やがてその比出家をとげてけり。うきはうれしき善知識となりにけり。

家隆卿七十七になられける年、七月七日、九條前内大臣のもとへ遣しける。

おもひきや七十七のふみづきのけふの七日にあはんものとは

定てかへしありけんかし。尋てしるすべし。

寛元元年二月九日、雪三寸ばかり積たりける曉、冷泉前右府、參内したまひける。雪

衆議判―各自に評議せしめて甲乙を定むる合評

懸物―賭物

よりて――一本なし

此一節脱文あるか

遠所の御所

御琵琶につけて奉りける。

ちりをだにすゑじと思ひし四の緒に老のなみだをのごひつるかな

順徳院御位の時、當座の歌合ありけり。作者の名をかくして、衆議判にて侍りけるに、古寺月といふことを、知家朝臣つかうまつりける。

むかし思ふたかのゝ山のふかき夜にあかつきとほくすめる月影

この歌叡慮にかなひて、頻に御感ありけり。厚紙を懸物に積まれたりけるに、事はてゝ人々罷り出でけるに、藏人左兵衛權少尉橘親季を御使にて、知家朝臣出でけるに追ひつかせて「古寺月の歌殊に叡感あり、よりて勅祿をたまふなり」とて、かさねて紙をたまはせけり。知家朝臣申しけるは、忝く勅祿にたまはる紙、いかでか私用仕るべき。明日やがて住吉の御幣に奉るべきよし、披露すべきよし申して罷り出でにけり。

西音法師は、昔後鳥羽院の西面に、平時實とて、幼くより候ひしものなり。世かはりて後、嘉禎の比、五十首の歌をよみて、遠所の御所に、藤原友茂が候ひけるに送りたり

首の和歌を詠じかけける。

　ながつきの十日あまりのみかの原川なみきよくすめる月かな

詠吟の聲、たへにめでたく、心肝にそみて覺えける程に夢さめぬ。その後病忽やみて、例の如くになりにけり。この歌、建保元年九月十三夜、内裏の百首の御會に、河月を家隆卿つかうまつれるなり。かの卿の歌は、諸天も納受し給ふにこそ、不思議のことなれ。

陽明門院、中宮の御時、六事の題をいだして、人々に思ふ事をかゝせられけり。定家卿、家隆卿なども、同くめしけるに、古歌に、

　有明のつれなく見えし別よりあかつきばかりうきものはなし

この歌を、兩人同く書きて參らせたり。おなじ心のほど、いと優に興あるよし、その沙汰ありけるとぞ。

後鳥羽院の御時、木工權頭孝道朝臣に、御琵琶をつくらせられけるを、世かはりにける時、やがてその御琵琶を、彼の朝臣にあづけられたりけるを、程經て御尋ありければ、

元年―一本元字なし

陽明門院―禎子、一本「陰明門院」

世かはり云云―北條義時の爲に隱岐に流され給ひし事をいふ

當院―後嵯峨天皇

壬生二品―家隆

故院―後嵯峨天皇の父土御門院を申す

り。當院の御製も、昔に恥ぢぬ御ことにや。その故はそのかみ御めのとの大納言の許に、わたらせおはしましたりける比、はじめて百首をよませおはしたりけるを、大納言感悦のあまりに、密々に壬生二品のもとへ見せにつかはしたりけり。二品御百首のはし、春の程ばかりを見て、見もはてられず、前に打ち置きて、はら〱と泣かれけり。やゝ久くありて、涙を拭ひていはれけるは「あはれに不思議なる御事かな、故院の御歌に、少しもたがはせ給はぬ」とて、不思議の御事に申されけり。その時は、いまだむげにをさなく渡らせ給ひける御事なり。まして當時の御製、さこそめでたき御事にて侍らめ。彼の卿いまだ存ぜられたらましかば、いかに色をもそへて、めでたがり申されましと、あはれに覺え侍り。

松殿僧正行意、赤痢病を大事にして、存命殆あぶなかりけるに、少しまどろみたる夢に、志貴の毘沙門へ參りたりける、御帳の戸をおしあけて、よにおそろしげなる鬼神出でて、僧正を「やゝ」と呼び申しければ、おそろしながら見向きたりければ、鬼神一

あさましやかりとはいかに朝毎に草にかけたる露のいのちを

土御門院、始て百首をよませおはしまして、宮内卿家隆朝臣のもとへ、見せにつかはされたりけるが、あまりにめでたく不思議に覺えければ、御製のよしをばいはで、何となき人の詠のやうにもてなして、定家朝臣の許へ、點を請ひにやりたりければ、合點して、褒美の詞など書きつけ侍るとて、懷舊の御歌を見侍りけるに、

秋の色をおくりむかへて雲の上になれにし月も物わすれすな

この御歌に、はじめて御製のよしをしりて、驚きおそれて、裏書に、さま〴〵述懷の詞どもかきつけてよみ侍る。

あかざりし月もさこそは思ふらめふるき涙もわすられぬ世に

誠にかの御製は、及ばぬものゝ目にも、たぐひ少くめでたくこそ覺え侍れ。管絃のよくしみぬる時は、心なき草木の靡ける色までも、かれに從ひて見え侍るなるやうに、何事も世にすぐれたる事には、見知り聞き知らぬ道のことも、耳にたち心に染むはならひな

右大臣―實朝

もる山―近江國守山

生侍―よくもなき侍

かはり―代錢

判加へて、尼にたびてげり。年號月日にも及ばず。右大將殿自筆の御書下すなれば、子細にやおよぶ。もとの如くかの尼領知しけるとなり。その後右大臣家の時、件の尼が女、この扇の下文を捧げて、沙汰に出でて侍りけるに、年號月日なきよし奉行いひけれども、かの自筆そのかくれなきによりて、安堵しにけり。件の扇檜骨ばかりは彫りて、その外は細骨にてなん侍りける。まさしく見たるとて、人のかたり侍りしなり。

同大將、もる山にて狩せられけるに、いちごのさかりになりたるを見て、供に北條四郎時政が候ひけるが、連歌をなんしける。

　もる山のいちごさかしくなりにけり

大將、とりもあへず、

　むばらがいかにうれしかるらん

ある生侍がもとに、草を賣りて來りけるを「たゞ今かはりなかりければ、その草かしおけ、代は後にとれ」といひけるを、草賣うち聞きて、

鎌倉前右大將—賴朝

鳥羽宮、天王寺別當にて、かの寺の五智光院に御座ありける時、鎌倉前右大將參らせられたりけり。三浦十郎左衞門義連、梶原景時ぞ供には侍りける。御對面の後退出の時、尫弱の尼一人いで來り、右大將に向ひて、懷より文書を一枚取り出していふ。「和泉國に相傳の所領の候ふを、人におしとられて候ふを、御こし候へども、身の尫弱によりて事ゆかず候ふ。適君御上洛候へば、申し入れ候はんと仕り候へども、申しつぐ人も候はねば、たゞ直に見參に入れ候はんとて、參りて候ふ」とて、その文書を捧げたりければ、大將みづから取りて見給ひけり。「文書の如く、一定相傳の主にてあるか」と問はれければ「いかでか僞をば申し上げ候ふべき、御尋ね候はんに、更にかくれあるまじ」と申しければ、義連に「硯尋ねて參れ」と仰せられて、尋ね出して參りたりければ、墨おしすりて、筆染めてうち案じて、我持ち給ひたりける扇に、一首の歌を書き給ひけり。

和泉なるしのだのもりのあま鷺はもとの古枝にたちかへるべし

かく書きて、義連に「これに判くはへて尼にとらせよ」と、投げ遣したりければ、義連

いま／＼し—厭ふべき

そのはら—園原と其腹とを懸けたり

又二首をそへて侍りける。同卿、

　契りおきし契りの上にそへおかん和歌の浦ぢのあまのもしほ火

　この道のさとりがたきを思ふにもはちすひらけばまづ尋ね見よ

かへし、上人、

　和歌の浦に鹽木かさなる契りをばかけるたくもの跡にてぞしる

　さとりえて心のはなしひらけなばたづねぬさきに色ぞそふべき

解脱上人のもとに、信濃といふ僧ありけり。いま／＼しきえせものにてなん侍りけれども、上人慈悲によりて置かれたりけれども、思ひあまりてや、硯の蓋に歌をかゝれたりける。

　恐しや信濃うみけんはゝき木のそのはらさへにうとましきかな

この僧この歌を見て、あからさまに立ち出づるやうにて、ながくうせにけり。さすがに恥はありけるにこそ。

非重代―代々歌道の家柄にもあらざる人
後京極―良経

も、祕藏のものなり。末代に、貴殿ばかりの歌よみはあるまじきなり。おもふ所侍れば、附屬し奉るなり」といひて、二卷の歌合をさづけけり。げにもゆゝしくぞ祕藏したりける。彼の卿非重代の身なれども、よみくち世のおぼえ人にすぐれて、新古今撰者にくはゝり、重代の達者定家卿につがひて、その名をのこせる、いみじきことなり。まことにや、後鳥羽院始て歌の道御沙汰ありける比、後京極殿に申し合せ參らせられける時、彼の殿奏せさせ給ひけるは「家隆は末代の人麿にて候ふなり。かれが歌を學ばせ給ふべし」と申させ給ひける。是等を思ふに、上人の相せられける事、思ひ合せられて、めでたく覺えはべるなり。かの二卷の歌合、小宰相局の許につたはりて侍るにや。御裳濯歌合の表紙にかきつけ侍るなり。

藤なみをみもすそ川にせき入れて百枝の松にかみよとぞ思ふ

かへし、俊成卿、

藤波もみもすそがはの末なればしづえもかけよ松のもと葉に

圓位—西行法師
申し—頼み
判—批判、批評

仁和寺の佐法印（成海法印師也）若くて醍醐の櫻會見物のついでに、寺中巡禮しけるにや、山吹衣著たる童二人、おなじ姿にて花見て侍りけるは、いづれもいみじく艶に覺えければ、堪へかねて、歌よみかけける。

山吹のはないろごろも見てしより井手の蛙のねをのみぞなく

みづからかくいひかけて逃げける袖をとらへて、少し案じて、即ち返し侍りける。

山吹のはな色衣あまたあれば井手のかはづはたれとなくらん

圓位上人、昔より自らがよみおきて侍る歌を、抄出して、三十六番につがひて、御裳濯歌合と名づけて、いろ〳〵の色紙をつぎて、慈鎮和尚に清書を申し、俊成卿に判の詞をかゝせけり。又一巻をば宮河歌合と名づけて、是もおなじく番につがひて、定家卿の五位侍從にて侍りける時、判せさせけり。諸國修行の時も、笈に入れて身をはなたざりけるを、家隆卿のいまだ若くて、坊城侍從とて、寂蓮が聟にて同宿したりけるに、尋ね行きていひけるは「圓位は往生の期既にちかづき侍りぬ。この歌合は愚詠をあつめたれど

とよみ侍りけるが、おもしろく聞えければ、またの朝、亭主かの朝臣の許へ申し遣しける。

　さもこそは雪の下水うちとけめ人にはこえて見えしなみかな

少將隆房、賀茂祭の使つとめけるに、車の風流よく見えければ、又の朝大納言實國、父の大納言隆季のもとへ申しおくり侍る。

　色ふかき君がこゝろの花ちりて身にしむ風のながれとぞみし

かへし、

　子を思ふこゝろのはなの色ゆゑや風の流れもふかく見えけん

治承の比、人々安藝の嚴島へ參られけるに、風荒くて、高砂の邊にありと聞きて、修理大夫經盛、實國大納言のもとへ申しおくり侍りける。

　とまりするみなとのかぜもけあしきに浪たかさごの浦はいかにぞ

かへし、

　たかさごの浪のかゝらぬをりならば風のつてにもとはれましやは

建春門院—
滋子

くりける。

あかぼしのあかで入りにし曉をこよひの月におもひいでずや

かへし、

たゞこゝにたゞにと春は思ひしにあけしは月のかひもなかりき

建春門院、皇太后宮にておはしましける時、公卿殿上人、女房どもさそひて、大井川の紅葉見にむかはれけるに、三位中將實定卿、さはることありてとゞまられたりければ、中納言實國卿、よみてつかはしける。

もろともにきみと見ぬまのもみぢ葉は心のやみの錦なりけり

かへし、

誘はれぬ身こそつらけれもみぢばはなにかは闇の錦なるべき

同卿左衞門督に侍りける時、家に歌合し侍りけるに、頼政朝臣立春の歌に、

めづらしき春にいつしかうちとけてまづものいふは雪のした水

傳へ――一本「傳はり」

は傳ふべからず、寫しもすべからず。起請文あるとかや。件の本、保季卿つたへとりて、成實卿にさづけられけり。今は院にめしおかれて、建長の比より、影供など侍るにこそ。供具の家衡卿のもとに傳へたりけるを、家淸卿傳へとりて、うせてのちその子息のもとにありけるも、同院にめしおかれにけり。長柄の橋の橋柱にて作りたる文臺は、俊惠法師が許よりつたはりて、後鳥羽院の御時も、御會などに取りいだされけり。一院御會に、かの影の前にて、その文臺にて、和歌披講せらるゝなり。いと興あることなり。

養和二年春、賀茂神主重保、又尙齒會行はれたりけり。七叟成仲宿禰八十四、勝命法師七十一、俊惠法師七十、片岡禰宜家能六十五、祐盛法師六十五、重保六十四、敦仲六十二、勝命法師假名序書きたりけり。この度は殊なる事なかりけるにや。そも〳〵七叟の中に、僧まじはりたることおぼつかなし。

高倉院の御時、八月二十日比に、人々神樂をし侍りけるが、いとおもしろくて、なごり多かりければ、なが月の十日あまりの比、隆信朝臣のもとより、實國大納言のもとへお

返事、

鶴のはねかきつくろひし嬉さはしかありけりな鹿の園にも

彼の清輔朝臣の傳へたる、人麿の影は、讃岐守兼房朝臣、深く和歌の道を好みて、人麿のかたちを知らざることを悲みけり。夢に人麿來りて、われをこふる故に、かたちをあらはせるよしを告げけり。兼房朝臣畫圖にたへずして、後朝に繪師をめして、教へて書かせけるに、夢に見しに違はざりければ、悅びてその影をあがめてもたりけるを、白河院、この道御好ありて、かの影をめして、勝光明院の寳藏にをさめられにけり。修理大夫顯季卿近習にて、所望しけれども、御ゆるしなかりけるを、あながちに申して、つひに寫しとりつ。顯季卿一男中納言長實卿、二男參議家保卿、この道に堪へずとて、三男左京大夫顯輔卿にゆづりけり。兼房朝臣の正本は、小野皇太后宮申しうけて、御覽じける程に燒けにけり。貫之が自筆の古今も、その時同く燒けにけり。口惜きことなり。されば顯季卿本が、正本になりにけるにこそ。實子なりとも、この道に堪へざらんものに

右京權大夫源賴政、

むそぢあまり過ぎぬる春の花ゆゑになほ惜まるゝわが命かな

散位大江維光、

年ふりてみさびおふてに沈む身の人なみなみにたち出るかな

垣下の座につく人々、重家卿、季經朝臣、盛方、仲綱、政平、憲盛、光成、尹範、賴照、おの〳〵歌あり。別紙に注レ之。この日左馬權頭隆信、さはりありて來ざりけり。又の日送れりける。

よはひをも道をもしたふわが心ゆきてぞともに花をながめし

返事、

思ひやる心やきつゝたはれけんおもかげにのみ見えし君かな

大貳下襲のしりをとり、皇后宮亮沓をはかするを感歎して、辨阿闍梨おくりける。

鶴のかみかしづくことはいにしへのかせぎの園の故事ぞこれ

かせぎの園—鹿野苑、釋尊說法の靈地この園の持主須達長者が貧者を憐み孤獨者を救濟せし故事

いづれをも、人々あひともに誦しけり。次に七叟の歌を講じけり。講師成仲宿禰、讀師頼政朝臣なり。序者清輔朝臣、

散位藤原敦頼、一座

散花は後の春ともまたれけりまたもくまじきわがさかりかも

太常卿顯廣王、

まてしばし老木の花にこととはん經にける年は誰かまされる

前石川別駕祝部成仲、

年を經て春のけしきはかはらぬにわが身はしらぬ翁とぞなる

李部侍郎永範、

七十路に四あまるまで見る花のあかぬは年はさきやますらん

いとひこし老こそ今日は嬉けれいつかはかゝる春にあふべき

予爲二三代之侍讀一。過二七句之頽齡一。位昇二三品一。今列二七叟一。故有二此句一矣。

りけれども、慥ならぬことにや。その日の日記に侍りけるは、池の水千年の色をたゞへ、岩の苔萬代をへたるけしきなり。梢の花落ちつきにければ、庭の面には春なほ殘れりと見ゆるばかりありて、清輔朝臣誦しける。

　數ふれどとまらぬものをとしといひて今年はいたく老ぞしにける

又誦していはく、

　老いぬとてなどか我身をせめぎけん老ずば今日にあはましものか

宮内のかみ、又敦頼こゑをたすけけり。敦頼主、

　おしてるや難波の三津にやくしほのからくも吾は老いにけるかな

又宮内のかみ

　鏡山いざたちよりて見てゆかんとし經ぬる身は老いやしぬると

又清輔朝臣、

　おいらくのこんと知りせば門さしてなしと答へてあはざらましを

鳩杖―杖の柄に鳩あるもの高齒者の用
久利皮―黒皮
このかみ―兄

我といへばつらくもあるかうれしさは人に従ふ名にこそありけれ

入道殿聞かせ給ひて「秀歌にかへしなし、疾く行け」とてつかはしけり。

承安二年三月十九日、前大宮大進清輔朝臣、寶莊嚴院にて和歌の尙齒會を行ひけり。七叟、散位敦頼八十四、神祇伯顯廣王七十八、日吉禰宜成仲宿禰七十四、式部大輔永範七十一、右京權大夫頼政朝臣六十九、清輔朝臣六十九、前式部輔維光朝臣六十三、清輔朝臣假名序かきたりけり。敦頼、衣冠に櫻のあつぎぬ三をいだして鳩杖をつきて、久利皮の沓をはきたり。清輔朝臣は布袴をぞきたりける。進退の間、大貳重家卿裾をとり、皇后宮亮季經朝臣沓をはかせけり。兩人清輔朝臣が弟なれども、座次の上﨟にてありけるに、このかみをたうとみて、深くこの禮ありけり。悦にたへず。後日に父顯輔卿「子孫の中にこの道にたへたり」とて清輔朝臣に傳へたりける人麿の影破子硯を、重家卿、子息中務權大輔經家朝臣に讓られけり。和歌の文書、季經朝臣に讓りてけり。すべて尙齒會、多くは詩會にこそ侍るに、和歌はめづらしきことなり。上古に一度ありけるよし、その時も沙汰あ

みだほとけ―一本「あみだ佛」

稲荷に参り―伏見の稲荷神社に参詣

じきすきものにてぞありける。死ぬるとても、歌をよみてんげり。

たゆみなく心をかくるみだほとけ人やりならぬちかひたがふな

和泉式部、忍びて稲荷に参りけるに、田中明神の程にて、時雨のしけるに、いかゞすべきと思ひけるに、田かりける童の、襖といふものを借りて著て参りにけり。下向の程に晴れにければ、この襖をかへしとらせてけり。さて次の日、式部、端の方を見出してゐたりけるに、大やかなる童の、文もちてたゞずみければ「あれは何者ぞ」といへば「この御文参らせ候はん」といひて、さしおきたるを、ひろげて見れば、

時雨する稲荷の山のもみぢ葉はあをかりしより思ひそめてき

と書きたりけり。式部あはれとおもひて、この童を呼びて「奥へ」といひてよび入れけるとなん。

宇治入道殿にさぶらひける、うれしさといふはしたものを、顯輔卿懸想せられけるに、つれなかりければ遣しける。

あそび―遊女當時は高貴の御前にも出でたり
白女―古今集に「命だに心にかなふものならば何か別れの悲しからまし」の歌出づ

亭子院、鳥養院にて御遊ありけるに、とりかひといふことを、人々によませられけるに、あそびあまた參り集れり。その中に歌よくうたひて、聲よきもののありけるを問はるゝに、丹後守玉淵が女白女となん申しける。帝御船めしよせて玉淵は詩歌にたくみなりしものなり。その女ならば、この歌よむべし。さらばまことゝ思し召すべきよし、仰せらるゝに、程へずよみける。

ふかみどりかひある春にあふときは霞ならねど立ち昇りけり

帝ほめ憐み給ひて、御袿一重たまはせけり。その外上達部殿上人、おの〳〵衣脱ぎてかづけられければ、二間ばかりに積みあまりけるとなん。

河内重如をば、山次郎判官代と申しけり。その品いやしきものなりけるが、我より高き女房におもひをかけて、艶書を手づから持ちて行きてんげり。

人づては散りもやすると思ふまにわれが使にわれときつるぞ

女めでてしたがひけり。この人河内より、夜ごとに住吉に行きて夜をあかしけり。いみ

荒涼—緊切ならざることをいふ此頃の詞

昨日見し姿の池にそでぬれてしぼりかねぬといかでしらせん

少將公返事、

あまた見し姿の池の影なればたれゆゑしぼるたもとなるらん

いといへりける、時にとりてやさしかりけり。中院僧正見物し給ひけるが、これを聞きて、みじと思ひしめて、同入道右府に對面し給ひける次に、この事を語り出で給ひて「やさしくこそ覺え侍りしか」とありければ、入道殿「歌はおぼえさせ給はじ」とのたまひけるを「そればかりはなどか」とて、「少將公がもとへ宗順阿闍梨つかはし侍りし、昨日見しにこそ袖はぬれしかとよめるに、少將公、荒涼にこそぬれけれとぞ、返して侍りし」とかたり給ひけるに、堪へ難くをかしくおぼしけれど、さばかりの生佛の、ねんごろにいひ出で給ひけることなれば、忍び給ひけるならん、すぢなくおはしける、和歌の道は、顯密知法にもよらざりけりと、なか〳〵いとたふとし。昔の遍昭、今の覺忠、慈圓などには、似たまはざりけるにや。

女房、この枕たゞにはあらじとて、とかくしてこの歌を求め出されける、いみじく色ふかし。これらは歌をつかはして、心中をあらはせるなり。

三河守定基、志深かりける女の、はかなくなりにければ、世をうきものに思ひ入りたりけるに、五月の雨はれやらぬ比、事よろしき女の、いたうやつれたりけるが、鏡を賣りて來れるをとりて見るに、その鏡の包紙にかける。

今日のみと見るに涙のます鏡なれにしかげを人にかたるな

これを見るに、涙とゞまらず、鏡をばかへしとらせて、さま〴〵に憐みけり。道心も彌〱思ひさだめけるはこの事によれり。出家の後、寂昭上人とて入唐しける。かしこにては圓通大師とぞいはれける。清涼山の麓にて、遂に往生の素懷を遂げられけり。

醍醐の櫻會に、童舞おもしろき年ありけり。源運といふ僧、その時少將公とて、みめもすぐれて、舞もかたへにまさりて見えけるを、宇治の宗順阿闍梨見て、思ひあまりけるにや、あくる日、少將公の許へいひやりける。

その志―一本「甚志」

催馬樂―神樂歌に似たる古樂

茶碗の枕―陶器の枕

なかへ―幾枚もかされたる中間の紙

れける、臨終正念にて、その志むなしからざりけり。かの七首のうちに、

契あればなにはの里にやどりきてなみの入日ををがみけるかな

宗家大納言とて、神樂催馬樂うたひて、やさしく神さびたる人おはしき。北方は後白河法皇の女房、右衛門佐と申しける。宗經の中將を產みなどして後、かれ〴〵になりて、とほざかり給ひけるに、

あふことの絕えば命のたえなんと思ひしがどもあられける身を

とよみてやられたりければ、返事はなくて、車をつかはして迎へとりて、又年比になりけるもやさしくこそ。

德大寺右大臣、うちまかせては云ひ出でがたかりける女房のもとへ、獅子のかたをつくりける茶碗の枕を奉るとて、薄樣のなかへをやりて、この歌を書きて、思ひかけぬはざまにかくして入れられたりける。

わびつつはなれだに君にとこなれよかはさぬよはの枕なりとも

浮び難き――免されず世に出でられぬ事

あからさま――一寸の間の事

職事――藏人

れし人々、ゆるされけれども、身ひとりは猶浮び難きよしを傳へ聞きて、

この瀬にもしづむときけば涙川ながれしよりもぬるゝ袖かな

とよみて、故鄕へおくられたりけるを、法皇傳へ聞召して、御心やよわりけん、さしも罪深く思しめしけるに、この歌によりて、召しかへされけるとかや。

後鳥羽院の御時、定家卿殿上人にておはしける時、いかなることにか、勅勘によりて籠り居られたりけるが、あからさまと思ひけるに、その年も空く暮れにければ、父俊成卿、この事をなげきて、かくよみつゝ、職事につけたりけり。

あしたづの雲井にまよふ年くれて霞をさへやへだてはつべき

職事、この歌を奏聞せられければ、御感ありて、定長朝臣に仰せてぞ、御返事ありける。

あしたづは雲井をさして歸るなりけふ大空のはるるけしきに

やがて、殿上の出仕ゆるされにけり。

壬生二位家隆卿、八十にて天王寺にてをはり給ひける時、七首の歌をよみてご廻向せら

さて又云々―以下とぶらひに迄なし一本によりて補ふ

さうなく―無造作に

さて次の句に、霞みていにしといひけるにこそ、音もせずなりにけれ。同じ事にや。

公任卿の家にて、三月盡の夜、人々あつめて、暮れぬる春を惜む心の歌よみけるに、長能、

　こゝろうき年にもあるかなはつかあまり九日といふに春のくれぬる

大納言うちきゝて、思ひもあへず「春は三十日やはある」といはれたりけるを聞きて、長能披講をも聞きはてず去にけり。さて又の年病をして、かぎりなりと聞き、とぶらひに人を遣したりければ「悅びてうけたまはり候ひぬ。この病は、去年の三月盡に、春は三十日やはあると仰せられしに、心うきことかなとうけたまはりしに、病になりて、その後いかにもものゝ食はれ侍らざりしより、かく罷りなりて侍るなり」と申しけり。さて又の日うせにけり。大納言ことの外歎かれけり。是はさうなく難ぜられたりける故にや。

別當惟方卿は、二條院の御めのとにて、世に重く聞えけるが、あしく振舞ひけるによりて、後白河院御憤深かりければ、出家して配所へおもむかれけり。その後同くながさ

機織—螽斯
たがひて—
居合せずし
て
春がすみ—
此歌古今集
春部に出づ

り。大臣、秋の初に南殿に出でて、機織の鳴くを愛しておはしましけるに、暮れければ、「下格子に人参れ」と仰せられけるに「藏人五位たがひて、人も候はぬ」と申して、この侍參りたるに「たゞさらば汝おろせ」と仰せられければ、參りたるに「汝は歌よみな」とありければ、かしこまりて御格子おろしさして候ふに「このはたおりをば聞くや。一首仕うまつれ」と仰せられければ「青柳の」と、初の句を申し出したるを、候ひける女房達、をりにあはずと思ひたりげにて、笑ひ出したりければ「物を聞きはてずしてわらふやうやある」とおほせられ「とくつかうまつれ」とありければ、

青柳のみどりのいとをくりおきて夏へて秋ははたおりぞなく

とよみたりければ、大臣感じ給ひて、萩折りたる御直垂推出してたまはせけり。寛平歌合に、はつ雁を、友則、

春がすみかすみていにしかりがねは今ぞなくなる秋霧のうへに

とよめる、左方にてありけるに、五文字を詠じたりける時、右方の人聲々に笑ひけり。

淺かりけり—思慮淺薄なりの意
たゝう紙—疊紙
名薄—名刺

　逢坂の關の淸水にかげ見えていまやひくらんもちづきのこま

と詠ず、この難ありやいかゞ」時文口を閉づ。しかも時文は貫之が子にて、かくなん誹りける。いよ〳〵淺かりけり。

左京大夫顯輔、新院に參りたりけるに「百首よむやうは習ひたるか」と、仰せごとありければ「習ひたる事候はず、顯季も敎へ候はず」と申しければ「まことや百首には、おなじ五文字の句をばよまざるなるは」と、問はせ給ひければ、顯輔「いかゞ候はん、百首までよむものにて候へば、よみもやし候ふらん」と申しければ、「公行がよまぬよしを申すなり」と、仰せごとありければ顯輔かへり、堀河院の御百首をひきて見るに、春宮大夫公實卿の歌に、薄刈萱の兩題に、秋風といふ第一句、さしならびてありければ、兩首をたゝう紙にかきて、九月十三夜の御會にもちて參りて、公行卿に「これ御覽候へ」といひたりければ閉口せられにけり。公行は公實の孫なり。用意あるべき事にや。

花園左大臣家に、始て參りたりける侍の、名薄のはしがきに、能は歌よみと書きたりけ

で居ながらそらひじりたつる―清僧らしく僞れる

を、阿闍梨かへり聞きて、口惜く思ひて、北野に參籠してこの恥すゝぎ給へとて、

　あはれとも神神ならばおもひしれ人こそ人のみちをたつとも

とよみたりければ、かの女房赤き袴ばかりをきて、手に錫杖をもちて「仁俊にそらごといひつけたる報いよ」とて、院の御前に參りて、舞ひ狂ひければ、あさましと思しめして、北野より仁俊を召し出でて、見せられければ、神恩のあらたなることに、涙をながして、一度慈救の咒をよみてければ、女房もとの心地になりにけり。院いみじく思し召して、薄墨といふ御馬をたびてけり。

天暦の御時、月次御屛風の歌に、擣衣の所に、兼盛詠じていはく、

　秋ふかきくもゐの雁のこゑすなり衣うつべきときや來ぬらん

紀時文、件の色紙形をかく時、筆をおさへていはく「衣うつを見て、うつべき時やきぬらんと詠ずるいかゞ」兼盛にやがてたづねらるゝ所に、申していはく「貫之が延喜の御時、同御屛風に駒迎の所に、

へ」とて、

　水や空そらやみづとも見えわかずかよひて澄める秋の夜の月

侍このよしを披露しければ、大に感じあへり。その夜これほどの歌なかりけり。

同人播磨國へ下りけるに、高砂にて各歌よみけるに、大宮先生義定といふものが歌に、

　我のみとおもひこしかど高砂のをのへの松もまだたてりけり

人々感じあへり。良暹その所にありけるが「女牛に腹つかれぬるかな」といひけり。

ある人の家に入りて、物乞ひたる法師に、女の琴ひきてゐたるが「この音を、今日の布施にてかへりね」といひければよめる。

　ことといはば主人ながらもえてしがなねはしらねどもひき試みん

この乞者は三形の沙彌なりとある人いひけり。

中納言通俊卿の子に、世尊寺阿闍梨仁俊とて、顯密智法にてたうとき人おはしけり、烏羽院にさぶらひける女房「仁俊は女こゝろあるものよ、そらひじりたつる」など申しける

女牛に云々—侮り居しものに壓倒せらるゝ喩

三方の沙彌—萬葉の歌の作者

女心あるもの—女好き

り

よろぼひありき―うろつき廻り
和琴―あづま琴ともいふ六絃琴なり

出でて、直衣の袖をひかへて、

　大江山いく野のみちのとほければまだふみも見ず天のはしだて

とよみかけけり。思はずにあさましくて「こはいかに」とばかりいひて、かへしにも及ばず、袖をひき放ちて逃げられにけり。小式部これより、歌よみの世におぼえいできにけり。

匡房卿若かりける時、藏人にて內裏によろぼひありきけるを、さる博士なれば、女房達あなづりて、御簾の際によびて「これ彈き給へ」とて、和琴をおし出したりければ、匡房よみける。

　あふ坂のせきのあなたもまだ見ねば東のことはしられざりけり

女房達、かへしえせでやみにけり。

伏見修理大夫俊綱、家にて人々水上月といふことをよみけるに、田舍よりのぼりたる兵士の中門の邊にてこれを聞きて、青侍をよびて「今夜の題をこそつかうまつりて候

顓頊、帝嚳、堯、舜

心をかけ―女御や后にならんと心がける

丹後へつかはしける云々―小式部は母和泉式部に代作して貰ふものと思へるな

には和歌を詠じて、よろづの男をばいやしくのみ思ひくたし、女御后に心をかけたりし程に、十七にて母を失ひ、十九にて父におくれ、二十一にて兄にわかれ、二十三にて弟をさきだてしかば、單孤無類のひとり人になりて、頼む力なかりき。いみじかりつるさかえ日ごとに衰へ、はなやかなりし貌、年々にすたれつゝ、心をかけたる類も疎くのみなりしかば、家は破れて月ばかり空くすみ、庭は荒れて蓬のみ徒にしげし。かくまでなりにければ、文屋康秀が三河の掾にて下りけるに、さそはれて、

わびぬれば身を浮草のねをたえてさそふ水あらばいなんとぞ思ふ

とよみて、次第におちぶれ行くほどに、はてには野山にぞさすらひける。人間の有樣これにて知るべし。

和泉式部、保昌が妻にて、丹後に下りける程に、京に歌合ありけるに、小式部内侍歌よみにとられてよみけるを、定頼の中納言戯に、小式部内侍に「丹後へつかはしける人は、參りにたりや」といひ入れて、局の前を過ぎられけるを、小式部内侍、御簾より半

壯衰記—玉作小町壯衰書をいふ
三皇—伏羲神農、黃帝
五帝—少昊

用姫のなれるといひつたへたり。この山を松浦山といふ。磯をば松浦潟ともいふなり。萬葉にそのこゝろの歌あり。

とほつ人まつらさよひめつまこひにひれふりしよりおへる山の名

昔大納言なりける人の、帝に奉らんとかしづきける女を、內舍人なるもの竊みて、陸奧國にいにけり。安積の郡あさか山に、庵結びて住みける程に、男外へ行きたりける間に、立ち出でて、山の井にかたちをうつして見るに、ありしにもあらずなりにける影を恥て、

あさかやま影さへ見ゆる山の井のあさくは人をおもふものかは

と、木に書きつけて、みづからはかなくなりにけりと、大和物語にしるせり。小野小町が若くて色を好みし時、もてなしありさまたぐひなかりけり。壯衰記といふものには、三皇五帝の妃にも、漢王周公の妻も、いまだこの奢をなさずとかきたり。かゝれば、衣には錦繡のたぐひを重ね、食には海陸の珍をとゝのへ、身には蘭麝を薰じ、口

しらゝ―此物語今傳はらず

狹手麿―狹手彦の誤此事肥前風土記に出づ

あかねさすひのくま河の夕影に瀬々ふく風はあきぞきにける

昔夫婦あひ思ひて住みけり。男軍に從ひて遠く行くに、その妻稚き子を具して、武昌の北の山までおくる。男の行くを見て、悲み立てり。男かへらずなりぬ。女その子を負ひて、立ちながら死ぬるに、化して石となれり。そのかたち、人の子を負ひてたてるが如し。これによりて、この山を望夫山と名づく。その石を望夫石といへり。委しくは幽明錄に見えたり。しらゝといふ物語に、しらゝの姫公、男の少將の、迎に來んと契りて、遲かりしを待つとてよめるとあるは、このこゝろなり。

賴めつつきがたき人を待つほどに石にわが身ぞなりはてぬべき

我國の松浦佐用姫といふは、大伴狹手麿が女なり。男、帝の御使に、唐へわたるに、既に舟に乘りて行くとき、その別をしみて、高き山の嶺にのぼりて、遙に離れゆくを見るに、悲に堪へずして、領巾をぬぎてまねく、見るもの涙をながしけり。それよりこの山を、領巾麾の峯といふ。この山肥前國にあり。松浦明神とて今におはします。かの佐

夕日さす野寺の鏡かひもなしふれける風にかげしそはねば

中務權大輔顯輔

まだきよりあきは立田の川風のすゞしきくれに思ひしられぬ

散位道經

手にむすぶいさゝ小川のまし水にたもとすゞしく夕風ぞふく

式部少輔行盛

水のあやをふきくる風の夕月夜なみのたつなるころもかさなん

散位顯仲

ゆふさればなつみの川をこす風の涼しきにこそ秋もまたれず

少納言宗兼

谷河のきたより風のふきくればきしも浪こそすゞしかりけれ

皇后宮少進藤原爲忠

風ふけば浪とや秋のたちぬらんみぎはすゞしき夏のゆふぐれ

於柿下大夫影前、詠水風晩來和歌　修理大夫顯季

ゆふづくよむすぶ泉もなけれども志賀の浦風すゞしかりけり

右兵衛督實行

おほぬさや夕浪たつるかぜふけばまだきに秋といはれのの池

内藏頭長實

ゆふされば河風すゞし水のうへに浪ならねども秋やたつらん

右馬頭經忠

槇ながすあなしの川に風吹きてこのゆふぐれぞ浪さやにたつ

右近中將雅定

ゆふまぐれなには堀江に風ふけばあしの下葉ぞ浪にをらるる

源俊頼

序を書きけり、講じ畢るほどに—一本なし

新豐酒色—公乘億の送友人歸大梁賦の一句なり

諷諭—一本諷字なし

右兵衛督又來らる。讃を開きて文臺に置きてこれを講ぜらる。次に和歌を講ず。題に云はく「水風晩來」敦光朝臣序を書きけり。講じ畢るほどに、敦光朝臣朗詠をいたす。「新豐酒色云々」次に亭主同句を出す。又詠吟せられていはく「保能々々登明石浦の朝霧に」次に敦光朝臣詠吟していはく「多能兇つゝ不來夜數多に」衆人興に入りて、各後會を約しけり。

夏日於三品將作大匠水閣同詠水風晩來

和歌一首并序　　大學頭敦光

我朝風俗。和歌爲本。生於志形於言。記一事詠一物。誠爲諷諭之端。長著君臣之美。是以將作大匠。每屬覲天之餘閑。凝詞露於六義。叶賞心者。花鳥草蟲之逸興。應嘉招者。香杉細馬之羣英。今日會遇。只是一揆。方今流水當夏兮冷。淸風迎晚兮來。蘆葉戰以淒々。渚煙漸暗。杉標動以颯々。沙月初明。情感不盡。聊而詠吟。其詞曰。

影―人丸の靈

鸚鵡の盃―鸚鵡貝にて造れる盃

鳳毛美景　鱗角猶專　既謂獨歩　誰敢比肩

ほの〴〵とあかしの浦の朝ぎりに島がくれゆく舟をしぞおもふ

この讚、兼日に敦光朝臣作りて、前兵衞佐顯仲朝臣淸書しけり。當日影の前に机をたてて、飯一坏、菓子やう〳〵の魚鳥等をすゑたり。但し物にてつくりて實物にはあらず。前木工頭俊頼朝臣、加賀守顯輔朝臣、前兵衞佐顯仲朝臣、大學頭敦光朝臣、少納言宗兼。前和泉守道經、安藝守爲忠等なり。次に饗膳をすゆ。次に柿下初獻、侍人等、鸚鵡の盃小銚子をもちて、簀子敷に候ひけり。亭主顯季卿申されけるは「初獻は和歌の宗匠つとめらるべし」滿座一同しければ、俊頼朝臣座を立ちて影前にすゝむ。顯輔盃をとりて、人麿の前におき、道經小銚子をとりて、盃に入れて机のうへにおく。各座にかへりつきて勸盃あり。二獻の程に、式部少輔行盛來り加はる。右中將雅定朝臣又來られたり。亭主のいはく「先づ人麿の讚を講ずべきなり」人々所存不同、亭主猶讚を前に講ずべきよし申されければ、机の前に文臺を置きて、圓座をして、件の讚を白唐紙二枚に書きたり。

人麿供―人麿の祭

此文朝野群載に出づ

井―この下序字落ちたるか

六義―古今集の序にある和歌の六義をいふ

ずしてと、古今集の序にかゝれたるは、これらのたぐひにや侍らん。

元永元年六月十日、修理大夫顯季卿、六條東洞院の亭にて、柹下大夫人麿供をおこなひけり。件の人麿の影、兼房朝臣あたらしく圖繪するなり。左の手に紙をとり、右の手に筆をとつて、年六旬ばかりの人なり。そのうへに讃をかく。

柹下朝臣人麿畫讃一首并

大夫。姓柹下。名人麿。蓋上世之歌人也。仕持統文武之聖朝。遇新田高市之皇子。吉野山之春風。從仙駕而獻壽。明石浦之秋霧。思扁舟而瀝詞。誠是六義之秀逸。萬代之美談者歟。方今依重幽玄之古篇。聊傳後素之新樣。因有所感。乃作讃焉。其詞。

和歌之仙　受性于天　其才卓爾　其鋒森然

三十一字　詞花露鮮　四百餘歳　來葉風傳

斯道宗匠　我朝前賢　溫而無滓　鑽之彌堅

おもひきや―此歌袋草紙には「思い出づやなき名のたつはうかりきとあら人神もありし昔を」とあり

あらたに―あらたかに

うたがひ―一本「もんがう」

おもひいづやなき名たつ身はうかりきとあら人神になりしむかしを

とよみて、紅の薄様一重にかきて、御寶殿におしたりける夜、法皇の御夢に、よにけだかくやんごとなき翁の、束帶にて御枕にたちて「やゝ」とおどろかし參らせて「我は北野右近の馬場の神にて侍る。めでたき事の侍る。御使たまはりて見せ候はん」と、申し給ふと思しめして、うち驚かせ給ひて「天神の見えさせ給へる。いかなる事のあるぞ。見てまゐれ」とて、御厩の御馬に、北面の者を乘せて「馳せよ」と、仰せられければ、馳せ參りて見るに、小大進は雨雫と泣きて候ひけり。御前に紅の薄樣に書きたる歌をみて、これを取りて參るほどに、いまだ參りもつかぬに、鳥羽殿の南殿の前に、かの失せたる御衣をかづきて、さきをば法師、跡をば敷島とて待賢門院の雜仕なりけるものかづきて、獅子をまひて參りたりけるこそ、天神のあらたに歌にめでさせ給ひたりけると、めでたくたうとく侍れ。即ち小大進をば召しけれども「かゝるうたがひを負ふも、心わろきものに思し召すやうのあればこそ」とて、やがて仁和寺なる所に籠りゐてけり。力をも入れ



暖さもさめて―熱さめて
小大進、―小侍従の母
おひて―冤罪を蒙りて

「あらあはれ」といひてけり。さて身の暖さもさめて、よろしくなりてけり。
江擧周、和泉の任去りて後、病おもかりけり。住吉の御祟のよしを聞きて、母赤染衛門（大隅守赤染時用女、或願女云々。）

代らんと祈るいのちはをしからでさてもわかれんことぞ悲しき

とよみて、御幣に書きて、かの社に奉りたりければ、その夜の夢に、白髪の老翁ありて、この御幣をとると見て、病癒えぬ。
鳥羽法皇の女房に、小大進といふ歌よみありけるが、待賢門院の御方に、御衣一重うせたりけるを、おひて、北野にこもりて、祭文かきてまもられけるに、三日といふに、神水をうちこぼしたりければ、検非違使、「これに過ぎたる失やあるべき、出で給へ」と申しけるを、小大進なく〳〵申すやう「公の中の私と申すはこれなり。今三日の暇をたべ。それにしるしなくば、我を具して出でたまへ」と、打ち泣きて申しければ、検非違使もあはれに覺えて、延べたりける程に、小大進、

雲客―貴人

かれ〴〵―絶えて逢はぬ事

かぎり―死ぬ間ぎわ

雀の邊にて、世中にときめき給ふ雲客、桂より遊びて歸り給ふが、この女を取りて車に乘せて、やがて北方にして始終いみじがりけり。大菩薩、この歌を納受ありけるにや。

和泉式部、男のかれ〴〵になりける比、貴船に詣でたるに、螢のとぶを見て、

ものおもへば澤のほたるも我身よりあくがれいづる玉かとぞみる

とよめりければ、御社の内に忍びたる御聲にて、

おく山にたぎりておつる瀧つ瀬のたまちるばかりものなおもひそ

そのしるしありけるとぞ。

同式部が女、小式部内侍、この世ならずわづらひけり。かぎりになりて、人の顔なども見しらぬ程になりて臥したりければ、和泉式部傍にそひゐて、額をおさへて泣きけるに、目をわづかに見あげて、母が顔をつく〴〵と見て、息のしたに、

いかにせんいくべきかたもおもほえず親にさきだつみちをしらねば

と、弱りはてたる聲にていひければ、天井の上にあくびさしてやおらんと覺ゆる聲にて、

めやすき様云々―見苦しからぬ身分にせんと

の加賀とぞいひける。能因がふるまひに似たりけるにや。

中比なまめきたる女房ありけり。世の中たえ〴〵しかりけるが、みめかたちあいぎやうづきたりける女をなんもたりける。十七八ばかりなりければ、これを如何にもしてめやすき様ならせんと思ひけり。かなしさのあまりに、八幡へ女ともに泣く〳〵參りて、夜もすがら御前にて「我身は今はいかにても候ひなん、この女を心安きさまにて見せさせ給へ」と、珠數をすりて、うちなき〳〵申しけるに、この女參りつくより、母の膝を枕にして、起もあがらずねたりければ、曉方になりて、母申すやう「いかばかり思ひたちて、かなはぬ心にうちより參りつるに、かやうに夜もすがら、神も哀と思しめすばかり申し給ふべきに、思ふ事なげにね給へる、うたてさよ」とくどきければ、女驚きて、「かなはぬ心地に苦くて」といひて、

　身のうさをなか〳〵なにといはしみづ思ふ心はくみてしるらん

とよみたりければ、母もはづかしくなりて、物をもいはずして、下向する程に、七條朱

ぐる事、唐の貞觀の帝の、蝗をのめりける故事も劣らざりけり。能因は、いたれるすきものにてありければ、

　都をばかすみとともに立ちしかどあきかぜぞふく白川の關

とよめるを都にありながらこの歌を出ださん事念なしと思ひて、人にもしらせず、久しく籠り居て、色をくろく日にあたりなして後、陸奥國の方へ修行の次によみたりとて、披露し侍りける。

待賢門院の女房に、加賀といふ歌よみありけり。

　かねてより思ひし事よふし柴のこるばかりなる歎せんとは

といふ歌を、年比よみて持ちたるを、同くばさるべき人に言ひ契りて、忘られたらんによみたらば、集などに入りたらんおもても優なるべしと思ひて、いかゞしたりけん、花園の大臣に申しそめてけり。思のごとくにやなりけん、この歌を參らせたりければ、大臣いみじく哀におぼしにけり。さてかひゞゝしく、千載集に入にけり。世の人ふししば

蝗なのめる—貞觀二年太宗蝗を呑みしかば蝗害なかりし事

いたれるすきもの—至極の好事家

念なし—殘念

待賢門院—藤原璋子

集—勅撰集

おもても優なるべし—體裁優美なるべし

世の人—一本になし

任大臣の大饗—今の大臣の任官披露の宴

尊者—正賓

三島—三島明神

すみよしの松を秋風ふくからに聲うちそふるおきつしら浪

この歌を任大臣の大饗せん日、和歌所詠の奥津風の歌、中門の內に入て、史生の饗につきなんや」と。俊頼公「この仰如何、かの御歌全くおとるべからず。然れども古今の歌たるによりて、かぎりありて先任の大臣候はんに、御作は一の大納言にて、尊者として、南階よりねり上りて、對座に居なんとこそ存じ候へ」といふ。師のいはく「さらばさもありなんや。いかゞあるべき」とて、感氣ありけり。

能因入道、伊豫守實綱に伴ひて、彼の國に下りたりけるに、夏の始め日久く照りて、民のなげき淺からざるに、神は和歌にめでさせ給ふものなり。試によみて、三島に奉るべきよしを、國司しきりにすゝめければ、

あまの川苗代水にせきくだせあまくだりますかみならば神

とよめるを、御幣に書きて、神官して申し上げたりければ、炎旱の天、俄にくもりわたりて、大なる雨ふりて、枯れたる稻葉、おしなべて綠にかへりけり。忽に天災をやはら

この歌花山院、拾遺集をえらばせ給ふ時「紅葉の錦」とかへて、入るべきよし仰せられけるに、大納言しかるべからざるよし申されければ、もとのまゝにて入れにけり。

圓融院大井川逍遙の時、三つの舟に乘る者ありけり。又この人に劣らざりけり。白河院西河に行幸の時、詩歌管絃の三つの舟をうかべて、その道の人々を分ちてのせられけるに、經信卿遲參の間、殊の外に御氣色あしかりけるに、とばかり待たれて參りけるが、三事かねたる人にて、汀に跪きて「やゝいづれの舟にてもよせ候へ」と、いはれたりける、時にとりていみじかりける。かくいはん料に、遲參せられけるとぞ。さて管絃の舟に乘りて、詩歌を獻ぜられたりけり。三舟に乘るとはこれなり。

後三條院、住吉社に臨幸ありける時、經信卿序代を奉られけり。その歌にいはく、

　沖津風吹きにけらしな住吉のまつのしづえをあらふしら浪

當座の秀歌なりけり。かの卿のちに、俊頼朝臣をよびていはれけるは「古今集に入れる躬恒の歌に、

川逍遙—舟中にて詩歌管弦の遊びをなす
この人—公任を指す
西河—桂河
序代—序文に代へて巻頭におく歌、詞書を添ふ

世も云々―時代もややく古く

御堂關白―道長
四條大納言―公任
ちるもみぢ葉―拾遺集には「もみぢの錦」

れにけり。宇治大納言隆國、前中納言より大納言になられける例とて、その後打ちつゞき昇進して、太政大臣までのぼり給ひにき。これは世も今少しあがり、人も才能いみじかりける故なり。かやうのためしは稀なる事なれば、今のうちある類學びがたかるべし。大かたは二條院讚岐が歌に、

うきもなほ昔のゆゑと思はずばいかにこの世をうらみはてまし

とよめる、ことわりにかなへるにや。

御堂關白、大井川にて遊覽し給ふ時、詩歌の船をわかちて、各堪能の人々をのせられけるに、四條大納言に仰せられていはく「いづれの舟に乘るべきぞや」と。大納言いはく、「和歌の舟にのるべし」とて、乘られける。さてよめる。

朝まだきあらしの山のさむければちるもみぢ葉をきぬ人ぞなき

後にいはれけるは「いづれの舟に乘るべきぞと仰せられしぞ、心おごりせられしが、詩の舟に乘りて、是程の詩をつくりたらましかば、名をあげてまし」と、後悔せられけり。

かやうによみ給ひける、いとやさしくて、恨はさこそ深かりけめども、誠信の舎弟齊信に越えられて、目のまへに、惡趣の報をかため給ひけるには似ずや。

伊通公の參議の時、大治五年十月五日の除目に、參議四人、師賴、長實、宗輔、師時等、中納言に任ず。是皆位次の上臈なりといへども、伊通その恨にたへず、宰相、右兵衞督、中宮大夫、三のつかさを辭して、檳榔毛の車を大宮おもてに引き出でて、破り焚きて後褐水干にさよみの袴著て、馬に乘りて、神崎の君がもとへおはしけり。今は官もなきいたづらものになれるよしなり。又年比借り置かれたりける蒔繪の弓を、中院入道右府の許へ返しやるとて、

八年まで手ならしたりし梓弓かへるを見てもねはなかれける

かへし、

なにかそれ思ひすつべきあづさ弓又ひきかへす折もありけん

かゝりければ、この返事歌のごとく、程なく長承二年九月に、前參議より中納言になら

さよみの袴—貲布の字をあつ、昔の布の一種

神崎の君—攝津の神崎の遊君

中院入道右府—雅定

ありけん—ありなん歟

喜應―高倉天皇の年號

坊官―東宮坊の官人をいふ

彼の卿四位五位の間、顯要の職を經ず、舍弟二人にこえられて、沈淪せられけるが、仁安元年十一月八日、藏人頭に補して、同二年二月十一日參議に任じ、右大辨を兼ず。同三年八月四日從三位に叙す。嘉應二年十八日左大臣に轉ず。昔の沈淪の恨も散ずる程に、かく打ち續き昇進せられたるに、此歌よまれたるは、いかに思はれたるにか、かゝる程に同三年正月六日實守中納言、宰相中將にておはしけるが、坊官賞にて正三位せられけるに、左大辨こえられにけり。この歌の故にやと、時の人沙汰しけるとぞ。誠に詩歌の道は、能く〳〵思ひてすべきことなり。昔もかやうのためし多く侍るにや。同歌合に、社頭雪を女房佐よみ侍りける。

今朝見れば濱の南のみやづくりあらためてけり夜半の白雪

この後又、濱の南宮燒け給ひけり。これも歌のしるしにや。彼の實綱中納言は、弟の實房、實國にこえ給ひける時は、

いかなれば我一列の亂るらんうらやましきは秋のかりがね

入海―沈没

あらたなる―神靈の炳乎たる

つがひて―番ひ、歌合の相手方になりて

かくなんよみ給ひけるを、判者俊成卿殊に感じけり。世の人々もほめのゝしりける程に、その比かの家の領、筑紫瀬高の庄の年貢積みたりける船、攝津國に入らんとしける時、悪風にあひて、既に入海せんとしける時、いづくよりか來りけん、翁一人出で來りて、漕ぎ直して別事なかりけり。舟人あやしみ思ふ程に、翁のいひけるは「松物いはゞの御句、おもしろう候ひて、この邊にすみ侍る翁の參りつると申せ」といひて失せにけり。住吉大明神のかの歌を感ぜさせ給ひて、御體をあらはし給ひけるにや。ふしぎにあらたなる事かな。

同二年、この歌合のことを、廣田大明神、海上よりうらやませ給ふよし、兩三人同やうに夢に見奉りけり。道因そのよしを聞きて、又人々の歌を請ひて合せけり。題は、社頭雪、海上眺望、述懐、かくぞありける。これも俊成卿判しけり。述懐の歌に、二條中納言實綱卿左大辨のとき、宰相教長入道につがひて、

位山のほればくだるわが身かなもがみ川こぐ船ならなくに

はし鷹のわかばにみゆと聞くにこそそりはてつるは嬉しかりけれ

祭主神祇伯親定、伊勢國いはでといふ所に堂を建てて、贍西上人を請じて供養を遂げけり。その布施にてぞ、雲居寺をば造畢せられける。かの上人歌を好まれければ、時の歌よみ常によりあひて、和歌の會ありけり。和歌の曼陀羅を圖繪して、過去七佛を書き奉り、又三十六人の名字を書きあらはせり。また「諸惡莫作、衆善奉行」の文を銘にかゝれたる色紙形あり。義房公淸書し給ひける。また件の曼陀羅は、本寺の重寶にてあるべきを、いかなりけることにか、神祇副親仲造宮の時、子息土佐權守親經が許より來れりけるを、錢二十貫にて買ひ止めてけり。相傳して親守入道がもとにあり。建長元年九月外宮遷宮に予參向の時、この曼陀羅を請ひ出して、をがみ奉りて、記之なり。

嘉應二年十月九日、道因法師、人々をすゝめて、住吉社にて歌合しけるに、後德大寺左大臣、前大納言にておはしけるが、この歌をよみ給ふとて、社頭月といふことを、

ふりにける松ものいはばとひてまし昔もかくやすみのえの月

神祇伯—神祇官の長官

過去七佛—毘婆尸佛・尸棄佛・毘舍浮佛・拘留孫佛・倶那舍牟尼佛・迦葉佛・釋迦牟尼佛

遷宮—新宮へ遷御の式、三十年目毎に行はる

道因—俗姓藤原敦頼

小侍従―母は小大進、阿波局と云ひ高倉院に仕ふ
家隆―新古今集の撰者壬生二品と云へり
もどきの句―小侍従の句をもどきたる句の意

人案じ煩ひたりけるに、小侍従つけゝる、
　亥はこよひあすは子の日とかぞへつゝ
家隆卿の家にて、この連歌侍りけるに、
　ぬれにけり鹽くむ海人のふぢごろも
大進將監貞慶といふ小侍つけ侍りける。
　るぎゆく風にほしてけるかな
人々とよみて、るぎゆく風を笑ひければ「さも候はずとよ。ぬ文字の次はる文字にて候へは、かく仕うまつりて候。何の難か候ふべき」と陳じたりけるに、いよ〳〵笑ひけり。
小侍従がもどきの句といひつべし。
馬助敦頼出家の後、帥大納言實國の許へまうでたりけるに、扇に書きつけられ侍りける。
　紫の雲にちかづくはし鷹はそりてわかばに見ゆるなりけり
かへし、道因法師、

書札とて—手紙なりと稱して
紙屋紙—古來公文書に用ひられたる一種の紙京都紙屋川邊にて漉けるよりの稱

頭中將家通朝臣の許へもて來りけり。拔きて見れば、紅の薄葉に歌を書きたり。

　名に高きすぎぬる夜半にてりまさるこよひの月を君はみじとや

筑前內侍、伊豫內侍などのしわざにや。その使返事を取らで、逃歸らんとしけるを、侍ども悟りて、門をさしていださず。やがて紅の薄葉に、返を書きてたまはせける。

　いかでかは伏屋にとてもくまもなき今宵の月をながめざるべき

かくなんかきて、もとのごとく紙屋紙に立文にて、使にかへしたびて「月をも御覽ぜて、御よるなれば、この御文參らするにおよばず。若し急ぐ事ならば、明日もて參れ」といはせて、かへしければ、使しぶるけしきながら、もてかへりけり。いと興あることなりかし。

同御時の事にや、いろはの連歌ありけるに、誰とかやが句に、

　うれしかるらん千秋萬歲

としたりけるに、この次の句に、ゐ文字にやつくべきにて侍る。ゆゝしき難句にて、人

通定、左衛門陣の方へ尋ね參りて、このよしを申しければ、はやく返事を申さるべきよしを、殿下仰せられければ、

たちかへるべきこゝちこそせね

長寛の比、六角左衛門督家通、中將にて侍りけるに、仰せられて、承香殿の梅を折らせられて、中宮の御方へまゐらせられて、内侍にたまはせけり。「行きて見ねど、をりてみるよしを申すべし」と、仰せられければ、卽ち持て參りて、そのよしを申しければ、御かへし、

色も香もえならぬ梅の花なれや

家通朝臣かへり參て、このよしを奏しければ、やがて御かへしつかうまつるべきよし、仰せられければ、

にほひは千代もかはらざらなん

永萬元年九月十四日、五更におよびて、頭亮の書札とて、紙屋紙に立文にかきたる文を、

方違―直に志す方角に行けば凶なりとて其前日他の方に行くこと

應保、長寛―共に二條天皇の年號

かへし、兵衛局、

いにしへをしのぶる雨とたれか見ん花にむかしの友しなければ

平治元年二月二十五日、御方違のために、押小路殿に行幸ありけり。透廊にて夜もすがら御遊ありけるに、女房の中より、硯の蓋に紅の薄様を敷きて、雪をもりて出されたるに、和歌をつけたりける。

月影のさえたるをりの雪なれば今宵ははるもわすれぬるかな

かへし、

くまもなき月の光のなかりせば今宵のみゆきいかでかは見ん

應保二年正月の比、殿下、女御殿の御方の女房を伴はせ給ひて、禁中を見めぐらせ給ひけるに、雪月いとおもしろかりける。内の女房の中より、藏人の兵衛尉通定をして、女御殿の女房の中へ申しおくりける。

月はれて雪ふる雲のうへはいかに

新院—崇德天皇
寂念—崇德帝に仕へ後兄弟と共に大原にかくる、卽ち大原三寂の一人
西行—嘗て鳥羽上皇に仕ふ、本姓佐藤義清
兵衛局—兵衛の內侍をいふ

さくら花ちづかの數をかぞふればかずもしられぬのちの春かな

かぎりありて常ならぬ世の花のみは千歲の後やにしになるべき

保元の亂によりて、新院讃岐國にうつらせおはしましけり。和歌の道すぐれさせ給ひたりしに、かゝる憂事出できたれば、この道すたれぬるにやと悲しくおぼえて、寂念法師がもとへよみてつかはしける。西行法師、

言の葉のなさけたえぬる折節にありあふ身こそかなしかりけれ

かへし、寂念法師、

しきしまやたえぬる道もなくなくも君とのみこそ跡をしのばめ

西行法師、法勝寺の花見にまかりけるに、その日上西門院の女房、同く見ける中に、兵衛局ありと聞きて「昔の花見の御幸思ひいで給ふらん」などいひて、その日雨のふりたりければ、かくぞ申しつかはし侍りける。

見る人に花もむかしを思ひ出でて戀しかるらんあめにしをるゝ

伊勢の海しほひのかたへ急ぐ身をうらみなはてそ末もはるけし

久壽元年二月十五日、法皇美福門院御同車にて、鳥羽の東殿より勝光門院へ御幸ありて、庭の櫻を御覽ぜられけり。先づ阿彌陀講を修せられける。法皇、少納言入道信西を御使にて、御歌を内大臣新大納言等にたまはせけり。檀紙に書きて、さくらの枝に附けられたり。内府にたまはせける御歌、

心あらばにほひをそへよさくら花のちの春をばいつかみるべき

大納言にたまはせける御歌、

各〻御かへしをよみて、もとの枝に附けて奉りける。内府、

こゝろありてさくてふ宿の花なれば末はるばると君のみぞ見ん

大納言、

君が代の末はるばるにさくら花にほはんこともかぎりあらじな

大相國この事を聞き給ひて、二首法皇に奉り給ひける。

法皇—鳥羽法皇

美福門院—鳥羽法皇の后、得子、

内府—内大臣

大納言云々—此次に歌あるべきに何本にもなし

大相國—清盛

鳴らす樂器、石又は銅にてつくる

群行—齋王伊勢の齋宮に行かるゝ儀式

入條太政大臣—藤原實行

あらましごと—約束

るを、今一人聞きて、うちうなづきて「打不立有鳥」といひけり。聞く人その心を知らず。ある人のどかに案じつらねければ、連歌にて侍りけり。

身をすてゝ花を惜しとや思ふらんうてども立たぬ鳥もありけり

かくおもひえてけり。わりなくぞ思ひつらねける。

天永元年齋宮の群行ありけるに、八條太政大臣、權右大辨にて下られけるが、歸りのぼるとて、齋宮に參りて、日來つかうまつりつる御名殘などもし「運侍らば公卿勅使にて、又參る事も侍りなん」と申してのぼり給ひけり。さる程に、その次の年、正月二十三日に、藏人頭に補して、永久三年四月二十八日に、參議にのぼり給ひにけり。保安三年十二月六日、參議右衞門督にて、勅使承りて下り給ひけるが、齋宮へも參らでのぼられければ、宮よりつかはしける。

昔せしあらましごとの變らぬをうれしと見えばいはましものを

御かへし、

とりばかまして―袴の裾をかきあげて

城外しける―都の郊外を行ける

ほふしみこ―法師にて神巫を兼ねたる人をいふか

磬―平にして曲り、物にかけて打

て「あの住吉とてもとまるべきかは、いかに」と仰せられたりける。國基あきれ惑ひて、申すべき事も申さで、とりばかまして逃げにけり。いと興あることなり。

基俊、城外しけることありけり。道に堂のあるに、むくの木あり。その木に六歳ばかりなる小童上りて、むくを取りて食ひけるに「こゝをば何といふぞ」と尋ねければ、「やしろ堂と申す」と答へけるを聞きて、基俊なにとなく口ずさみに、童にむかひて、

「この堂は神か佛かおほつかな」

といひたりければ、この童うち聞きてとりもあへず、

「ほふしみこにぞ問ふべかりける」

といひけり。基俊、あさましく不思議に覺えて、この童はたゞものにはあらずとぞいひける。

或所に佛事有りけるに、唐人二人來りて聽聞しけるに、磬に、八葉の蓮を中にて、孔雀の左右に立ちたるを、文に鑄つけたりけるを見て、一人の唐人「捨身惜花思」といひけ

平等院―宇治にあり、頼通の建立なり

國基―姓は津守、住吉神社の司官

けり。雪にて管をつくり、垂氷にて竹を作りたりけり。卽ち内裏へもちて參りて、御覽ぜさせければ、殊に叡感ありて、大宮へ奉らせ給ひける。人々後朝に齋院へ歸り參りたりければ、酒肴をぞまうけられたりける。用意ありけることにや。

平等院僧正諸國修行の時、攝津國住吉のわたりにいたり給ひて、齋料の盡きにければ、神主國基が家におはして、經を讀みて立ち給ひたりけり。その聲微妙にして、聞く人たふとみあへりけり。國基、御齋料奉るとて「何方へすぎさせ給ふ修行者ぞ、御經たふとく侍り、今夜ばかりはこゝにとゞまり給へかし、御經の聽聞仕らん」といはせたりければ、とかくの返事をばのたまはず、歌をよみ給ひける。

世をすてゝ宿も定めぬ身にしあればすみよしとてもとまるべきかは

かくいひて通り給ひぬ。その後天王寺別當になりて、彼の寺におはしましける時、國基參りて、天王寺と住吉との境の間の事、申し入れけるに「しばし候へ」とて、あやしく御前へ召されければ、かしこまりつゝ參りたりけるに、僧正、明障子引きあけさせ給ひ

散位―位はありて官職なき人

選子―村上帝の皇女にて五朝の間賀茂の齋院たりしを以て大齋院といふ

いとのもとには―拾遺「花見には群れて行けども青柳の糸のもとにはくる人もなし」

白紙をおくことは、作法あることなり。題位署ばかりをかきて、諸人の歌おきて後、これを置きて逐電して、講席の座にゐざるとかや。寛平法皇、宮の瀧御覽の時、源昇朝臣友于朝臣、白紙を置きたりけり。

堀河院の御時、和歌御會に、京極大殿御位署に、散位從一位藤原朝臣某と書かせ給ひたりける、希代の位署なるよし、人目をおどろかしけり。

嘉保三年正月晦日、殿上人船岡にて花を見けるに、齋院選子より柳の枝を給はせけり。人々これを見ければ「いとのもとには」と書かれたりけり。他人その心をしらざりけるに、雅通、たま〳〵古歌の一句をさとりて、返事を奉りけるにこそ、人々の色もなほりにけれ。紙のなかりければ、直衣を破りて書き侍りける。

散りぬべき花をのみこそたづねつれ思ひもよらずあをやぎのいと

その夜のことにや、殿上人齋院へ參りたりける、御用意なからんことを謀り奉りけるにや。さる程に、寢殿より袿著たる女房あゆみ出でて、笙をもちて殿上人にたまはせ

位署―官名と位と并せ書する事

このつがひを見て、誰かしたりけん、歌を詠みて帶刀陣に送りける。

　澤邊のもみぎはのかたもあやめぐさおなじ心にひくとしらずや

返事、

　おりたちてひくと知りせば菖蒲草ねたくみぎはになに增るらん

いつの比の事にか、殿上の人々歌よみ侍りけるに、泰憲民部卿參りあひたりければ、各興ありて思へりけるに、急のことありて、退出すべき由申されけるを、人々ゆるさざりければ「さらば和歌を參らせおきて、身の暇をば給はらん」と申されければ、各承諾ありけり。卽ち歌を書き封じて置きて、退出せられにけり。披講の時、これを披き見るに、位署并に題ばかりをかきて、奥書に「於和歌者追可進」と書きたりけり。人々感歎して、かつは安からぬよしをもいひけり。大かた名をえたる人は、なか〳〵なることは惡しかりぬべければ、遁るゝ一の事なり。秀歌にはおとりの返せずといふも、故實なるべし。

沈の巖—香木にて巖の形をつくりたる也
黒方—合せ香の名
ひき〳〵—贔負々々
帶刀陣—東宮坊衞士の詰所

沈の巖を立てゝ、黒方を土にて、撫子を植ゑたる所に、
代々をへて色もかはらぬ撫子も今日のためにぞにほひましける
この歌どもは、兼盛、能宣ぞつかうまつり侍りける、これを見る人々、おのがひき〳〵、心々にいひつくるとて、左の人、
かちわたり今日ぞしつべき天の川常よりことにみぎはおとれば
右の人、
天の川みぎはことなくまさるかないかにしつらんかさゝぎの橋
このあそび、いと興ありてこそ侍れ。
一條院の御時、正暦四年五月五日、帶刀陣に十番の歌合ありけるに、第十の番、戀のうたに、
逢ふことの夢ばかりにも慰まばうつゝにものはおもはざらまし
思ひつゝ戀ひつゝは寐じあふと見る夢も覺てはくやしかりけり

葦手―文字をくづして葦の亂れ生ひたる樣にかく書き方

水手―文字をくづして水の流るる形に似せて書く書き方

かずしらぬ眞砂をふめるあしたづは齢を君にゆづるとぞみる

瑠璃の壺に花さしたる臺に、葦手にてぬひ侍りける。

たなばたやわきてそむらん撫子の花のこなたは色のまされる

蟲をはなちて、

松蟲のしきりに聲のきこゆるは千世をかさぬる心なりけり

右の撫子のませにはひかゝりたる、芋蔓の葉に書きつけ侍る。

よろづ代に見るともあかぬ色なれやわがまがきなる撫子の花

すはまの心葉に水手にて、

常夏の花もみぎはにさきぬれば秋までいろはふかく見えけり

久くもにほふべきかな秋なれどなほとこなつの花といひつゝ

七夕祭したりける圖あり。洲濱のさきに水手にて、

ちぎりけんこゝろぞながき七夕のきてはうちふす床夏のはな

東三條院—詮子

撫子合—左右二組に分れて撫子の花を闘はせ勝負を爭ふ遊

撫子の洲濱—海岸の形を作りて其に撫子を配したる作り物

なほ昔をおぼしける御心のほどあはれなり。又祝の歌に、彈正宮の上よみ給ひける。

　よろづ代もいかでかはてのなかるべき佛に君は早くならなん

この祝こそ、誠にあらまほしきことなれ。松竹にたとへ、鶴龜によせて、千年をいはひ、萬代を契りても、いかでかはてはなからん。まことに佛の道に入らんのみぞ、まめやかに盡きせぬ御祝なるべき。

東三條院、皇太后宮と申しける時、七月七日撫子合せさせ給ひけり。少輔内侍、少將のおもと、左右の頭にて、數多の女房をわかたれけり。うすものの二藍襲の汗衫著たる童四人、撫子の洲濱舁きて、御前に參れり。その風流さま〴〵になん侍りける。左撫子に附けたりける、

　なでしこの今日は心をかよはしていかにかすらん彥星のそら

　ときのまにかすと思へど七夕にかつをしまるゝなでしこの花

洲濱に立ちたる鶴につけける。

惟成―魚名の孫五位攝政と云はれし人

にやおぼつかなし。

弘徽殿女御歌合に、花かうじしらまゆみといへる文字ぐさりを、歌の句の上にすゑて、折句の歌によませられける、めづらしかりける事なり。大かたの題には、四季戀をこそもちひられ侍れ。

花山院みぐしおろさせ給ひて後、叡山より下らせ給ひけるに、東坂本の邊に、紅梅のいとおもしろう咲きたりけるを、立ち留らせたまひて、しばし御覽ぜられけり。惟成辨入道御供に候ひけるが「王位をすてて御出家ある程ならば、これ體のたはぶれたる御ふるまひは、あるまじき御事に候ふ」と申し侍りければ、よませ給ひける。

色香をばおもひも入れず梅の花常ならぬ世によそへてぞ見る

同院、東院にわたらせ給ひける比、彈正宮の上同く住み給ひけり。十首の題をたまはせて、人々に歌よませてつかはせ給ひけるに、橘をよませ給ひける。

宿ちかく花橘はうゑてみじむかしをこふるつまとなりけり

古風―八雲たついつも八重がきの歌をいふ
人の心云々―なりにける迄古今集の序の詞なり

巻第五

和歌　第六

和歌は素盞嗚の古風より起りて、久く秋津洲の習俗たり。三十一字の麗篇をもて、數千萬端の心緒をのぶ。古今の序にいへるがごとく、人の心を種として、よろづの言の葉とぞなりにける。これによりて、神明佛陀もすて給はず、明王賢臣も必ず賞したまふ。春の花の下、秋の月のまへ、これをもて豫遊のなかだちとし、これをもて賞樂の友とす。嵯峨天皇、玄賓上人の徳をたうとび給ひて、僧都になし給ひけるを、玄賓、位記を木の枝に挿みて、和歌を書きつけてうせにけり。

外國は水草きよしことしげきあめのしたにはすまぬまされり

さて伯耆國にすみ侍りけり。天皇叡感ありて、勅を下して施物ありけり。受け取りける

御わたりもの—歴代傳承の寶器

その後内裏燒亡ありて、俄に中院へ御幸せさせ給ひけるに、代々の御わたりもの、御椅子、時簡、玄象、鈴鹿以下もて參りたるを御覽じて「直幹が申文は取り出でたりや」と御尋ありける、時の人々、いみじき事にぞ申しける。

すゞし―快き意

天暦―村上天皇の年號

草―したがき

ん。朗詠ありなんや」と仰せられければ、いとかしこまりて、しばし煩ふ氣色なるを、人々耳をそばだてゝ、いかなる句をか詠ぜんずらんと待つ程に「極樂の尊を念ずる事一夜」と、うちいだしたりける、たぐひなくめでたかりけり。この句書きたる齊名、やがて御供にさぶらひけり。我句をしも、さばかりの人の朗詠にせられたりける、いかばかり心の中のすゞしかりけん。この句は勸學會の時、攝念山林を賦する序なり。

念極樂之尊一夜山月正圓。先句曲之會三朝洞花欲落。

これは三月十五夜のことなり。九月十三夜に詠ぜられける、いかにとおぼゆ。但し念佛の義ばかりにとりよれるにや。古人の所作、仰而可信歟。

天暦の御時、橘直幹が民部大輔を望み申しける申文、草をば自ら書きて、小野道風に清書せさせけり。帝叡感ありければ、

依人而異事。雖似偏頗。代天而授官。誠懸運命。

など、述懷の詞を書きすぐせるによりて、御氣色悪しかりけり。人是を恐れ思ふ所に、

正通—實利の子

顏駟—漢の人武帝に擢でられ都尉となる

伯鸞—後漢の人姓は梁

五噫—陟ニ彼北芒ー兮噫。顧覽ニ帝京ー兮噫。云云の歌をいふ

東三條院關白—兼家

後江相公の澄明におくれて後、後世をとぶらはれける願文に、

悲之又悲。莫レ悲ニ於老後レ子。恨而更恨。莫レ恨ニ於少先レ親。

とかけるこそ、前後相違のうらみ、實にさこそはと、さり難くあはれにおぼゆれ。

橘正通が身のしづめる事を恨みて、異國へ思ひたちける折節、具平親王家の作文の序者たりけるに、是をかぎりとや思ひけん、

齡亞ニ顏駟ー過ニ三代ー而猶沈。恨同ニ伯鸞ー歌ニ五噫ー而欲レ去。

とぞかけりける。源爲憲その座に候ひけるが、この句をあやしみて「正通思ふ心ありて仕うまつれるにや」と申しければ、さすが心ほそくや思ひけん、涙をながしける。さて罷り出づるまゝに、高麗へぞ行きにける。世をおもひきらんには、かくこそ心清からめといみじくあはれなり。彼所にて宰相になされにけりとぞ、後に聞えける。

東三條院關白前太政大臣、九月十三夜の月に、東北院の念佛に參り給へるに、夜もうちふけて、世の中もしづかなるほどに、齊信民部卿をめして「今夜たゞにはいかゞやま

不實—無實

若くより道心おはしまして、常のことぐさに、

古墓何世人　不知姓與名　化爲路邊土　年々春草生

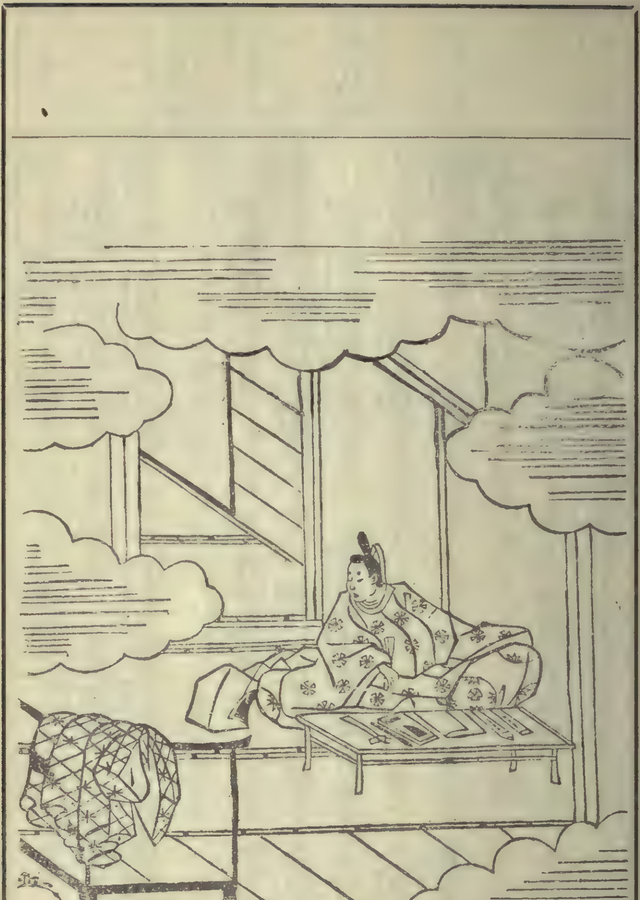
菅丞相、昌泰三年九月十日の宴に、正三位の右大臣の大將にて、内に候はせ給ひけるに、

君富春秋臣漸老　恩無涯岸報猶遲

と作らせ給ひければ、叡感のあまりに、御衣をぬぎてかづけさせ給ひしを、同き四年正月に本院大臣の奏事不實によりて、俄に太宰權帥に遷され給ひしかば、いかばかり世もうらめしく、御憤も深かりけれども、猶君臣の禮は忘れがたく、魚水の節も忍び得ずや思召され給ひけん、都のかたみとて、かの御衣を御身にそへられたりけり。さて次の年の同日、かくぞ詠ぜさせたまひける。

去年今夜侍清涼　秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣今在此　捧持毎日拜餘香



かゝりける—かくありける

楞嚴院—比叡山橫川にあり

させ—一本なし

兜率最高歸内院　如今於彼語卿名

大納言、夢さめて驚きて是に和し奉る。

再拜聖顏一寢程　恩言芳處奏中情

夜中如覺夢中事　雖盡一生豈空驚

後三條院東宮にておはしましける時、學士實政朝臣任國に赴きけるに、餞別のなごりを惜ませ給ひて、御製かゝりけるとかや。

州民縱作甘棠詠　莫忘多年風月遊

この意は、毛詩にいはく「蔽芾甘棠。勿翦勿伐。邵伯之所宿也」といへる事なり。

中納言顯基卿は、後一條院時めかし給ひて、若くより官位につきて憾なかりけり。帝におくれ奉りければ、「忠臣は二君に事へず」といひて、天台楞嚴院にのぼりて、頭おろしてけり。帝かくれさせ給ひける夜、火をともさざりければ「いかに」と尋ぬるに「主殿司新主の御事を勤む」とて、參らぬよし申しけるに、出家の心もつよくなりにけり。この人

秀才—學問上の階級の名、進士の下

腸をきりける—腹筋をよる

かたみの色—喪服

同十月六日作文を遂げ行ひけり。題は「廟庭歳月長」源中納言通親卿以下まゐられたり。序は大内記長守ぞ書きける。披講の後新中納言兼光卿、式部大輔光範朝臣、大學頭在茂朝臣、文章博士光輔朝臣等朗詠しけり。むかしの御餘執猶おはしますにや。近比もかく文にはふけらせおはします事多く侍り。

或人聯句の度ごとに「想像花陽洞」と定れることにいひけり。或日人々寄り合ひたりけるに、かの人案の如く、又この句をいひたりけるを、素俊法師とりもあへず「左存松子亭」といひたりける、滿座興に入りて腸をきりけるとぞ。この素俊は、連句の上手なりけり。

春調春鶯囀　古聞古鳥蘇　琵琶稱牧馬　羯鼓習泉狼

これらも素俊が秀句とぞ申し侍る。

村上帝かくれさせ給ひて後、枇杷大納言延光卿、朝夕戀しく思ひ奉りて、御かたみの色を、一生ぬぎ給はざりけり。ある夜の夢に、御製をたまひけり。

月輪日本雖相別　溫意淸涼昔至誠

天氣不快―天皇の御機嫌あしき事

發句下七字、中宮大夫の詩に合ひて侍りければ、大夫驚き騒ぐけしきあり。人々感じけるとぞ。大臣御製をとりて、懐中に入れ給ひけり。「延久に、土御門右府は、かくもし給はざりけるに、いと興あり」とぞのゝしりける。座にかへり居給ひて後、數反詠じ給ひけり。まことに道に堪へたる御事もあらはれて、めでたくぞ侍りける。左大將左大辨も同く詠じけり。その後、令月德是なども詠じ給ひけり。かゝる程に、御製に作りあはせたる人、勅詠を給はること、式部大輔申し出でられたりけれども「紀納言の例も年月さだかならず」とて、大夫卽ち作りなほして、かさねられたりける、ゆゝしくぞ侍りける。抑今度の文人、めでたく選びめされたるに、右大辨長方漏れにけること、人々怪みあへり。いかなる事にかおぼつかなきことなり。右大辨この事を恨みて、病と稱して、參議大辨兩職を辭し申しけり。實にはやまざりけるにや。天氣不快なりけるとぞ。

文治三年九月七日曉、秀才長官爲長、夢に權右中辨定長朝臣、北野宮寺にて、臨時作文を行ふと見てげり。爲長このよしをかの辨に告げければ、驚きて人々をすゝめて、

玄象―有名なる琵琶

頭中將―藏人頭にて近衞中將を兼ねしをいふ

安名尊云々―以下五常樂迄曲の名稱

部大輔永範、左大辨俊經、中將雅長朝臣、通親朝臣、權右中辨親宗朝臣、藏人左少辨兼光、藏人勘解由次官基親、藏人右衞門佐藤原家實卿召されけり。式部大輔題の事を承りて、「禁庭催勝遊」としるして奉りけり。勸盃はてぬれば、御遊をはじめらる。太政大臣玄象を彈じ給ふ。但し前に置きて彈じたまはざりけり。唱歌をぞし給ひける。緒のきれたりけるにや。中宮大夫笙をふく。笛は主上ふかせおはしますべきよし、かねて聞えけれども、さもなくて、藤大納言ぞ仕うまつられける。中御門中納言宗家拍子をとる。六角宰相家通箏をしらぶ。頭中將定能朝臣篳篥をふく。少將雅賢朝臣和琴を彈じけり。呂は、安名尊、鳥破、席田、賀殿急。律は、伊勢海、萬歲樂、五常樂急。御遊はてて詩をおく。兼光を召して講ぜられけり。その後太政大臣御製をたまはりて、文臺の上にひらかれければ、民部大輔ぞ講じ奉りける。

禁庭月下勝遊成　有管有弦有頌聲

宴席慭追延久跡　詞花猶異昔風情

後徳大寺云云—此一節一本に據りて補ふ
杏壇の宴—釋奠の後の宴會
作文—多くは詩作をいへり
落句—終りの句
昔にも恥ぬ云々—此句一本になし

の朗詠のこゝろ、いと相違なきにや。

後徳大寺左大臣、納言の時昇進滞り給ひける程に、治承元年の冬、左大將になり給ひて、二年の春釋奠に參りて「豈圖再接㆓杏壇宴㆒。衆鉢遂歸㆓四十春㆒」と作り給ひたるを、永範卿感歎に堪へず、涙を流しけり。大方風月の才、人にすぐれたまへるにや。

治承二年五月晦日、内裏にて密々に御作文ありけり。題に云ふ「詩境多㆓脩行㆒」左兵衛督成範卿以下參られたりけり。御製の落句に「豈忘㆓一字勝㆒金德。可ㇾ愍白頭巻飾」かく作らせたまひたるを承りて、宮内卿永範卿、左大辨俊經卿、共に御侍讀にて候ひけるが、感涙をのごひて、兩人東臺の南階をおりて二拜、左大辨舞踏しけり。左大辨は左兵衛督の笏をぞかりうけらる。誠にゆゝしき面目にこそ。

高倉院、風月の御才は、昔にも恥ぬ御事とぞ世の人申しける。さればこの御沙汰もありけり。治承二年六月十七日、延久の古き跡を尋ねて、中殿にて御作文ありけり。妙音院太政大臣帥、左大將實定、中宮大夫隆季、藤中納言資長、權中納言實綱、右宰相中將實髙、式

直講の試―侍講に任ずべき者の試驗

すみて―靜まりかへりて

保元二年四月二十八日、藏人所にて直講の試ありけり。重憲、師眞、師尙、おの〳〵屏風を隔てゝ候ひけり。頭辨範家朝臣、藏人左少辨雅賴、藏人勘解由次官親範、所につきたりけり。式部大輔永範朝臣、毛詩、尙書、左傳、禮記の中に、十の事を記し出して奉りたりけるを、尋ね下されけり。師眞は三事に通じ、重憲師尙は二事に通じたりけり。次の日親範仰を承りて、助敎師光（師尙父）賴業直講、康季を藏人所に召して、評定せられけり。師眞傍輩に勝れたるによりて、五月二日遂になされにけり。

少納言入道信西が家にて、人々集りてあそびけるに「夜深催管絃」といふ題にて、當座の詩を作りけるに、皆人は作りいだしたりけるに、敦周朝臣、案じ出さぬけしきにて程經ければ、滿座興さめてげり。あまりにすみて侍りければ、有安が座の末にありけるに、入道朗詠すべきよしを勸めければ「第一第二絃索々」といふ句を詠じたりけり。この心自然にこの題によりきたりけるにや、敦周朝臣、やがて作りいだしたりけり。「龍吟水暗雨三曲。鶴唳霜寒第四聲」とつくりたりける、殊にその興ありて、人々感歎しけり。か

宇治左府―頼長

院―崇徳院

仁平の比、宋朝の商客劉文冲、東坡先生指掌圖二帖、五代記十帖、唐書九帖、名籍をそへて、宇治左府に奉りたりけり。返事は文章博士義明朝臣草して、前宮内大輔定信ぞ淸書したりける。尾張守親隆朝臣、奉書にて書きたりける。砂金三十兩をたまはせけり。又要書目錄をもつかはしけり。萬壽三年に、周良史といひけるもの、名籍を宇治殿に奉りたることありけり。その度は書をば奉らざりけり。

仁平三年五月二十一日院宣によりて、宇治左大臣東三條にて、學問料の試を行はれけり。藤原敦經、菅原登宣、同在淸、藤原敦綱、同光範、菅原在茂等を中島の座にすゑられにけり。式部大輔永範朝臣、文章博士茂明朝臣、式部權大輔公賢をめして、左傳、禮記、毛詩を分け給ひて、題をえらばされけり。皆紙切に書きわけて、頭辨朝隆朝臣を召して、鬮にとらせられけり。「禮以行レ義」といふことを取りけり。家司盛業をもて試衆にたまふ。作り出すに隨ひてぞ持て參りける。その後評定ありけり。後に院より、通憲入道にも仰せ合せられけるとぞ。遂に光範登宣ぞたまはりにける。

商山の四皓―商洛山に遁れたる四賢人、東園、甪里、綺里季、夏黃、

例にまかせ―前例により

泰山府君―支那泰山の神

心にかけて望みけれども遂にかなはざりけり。中文に、「對夏暦押甲子。老自淮陽之一老。取明鏡見鬢眉。皓白商山之四皓」と書きたるものなり。この句殊なる秀句にて、人口にあるものなり。

康治三年甲子にあたりけり。例に任せて革命の定あるべかりけるに、宇治左府前内大臣にておはしけるが、周易を學はずして、この宴に參らんこと惡しかるべしと思して、讀ませたまふべきよし、おぼし定めてけり。しかあるを、この事を學ぶこと、師あるよしいひ傳へたり。又五十以後學ぶべしともいへり。大臣おぼしけるは、このこと更に所見なし。論語の疏には、少年にて學ぶべしとこそ見えたれ。さりながらも、俗語憚あればとて、二年十二月七日、安倍泰親を召して、河原にて泰山府君を祭らせて、自ら祭庭にむかはせ給ひけり。都社にその志を述べられけり。成佐ぞ草したりける。その年大臣は、二十四にぞならせ給ひける。文道を重じ冥加を恐れ給ひて、かくせさせ給ひける、やさしきことなり。

の作

幸逢云々—白樂天の句

太公云々—大江匡衡の句

周文—周の文王

勸學院—冬嗣の創立にして藤原氏子弟の學問所

答へ—一本「きこへ」

鬢商山の句、醉對花の句等、再三詠じて、旣に幽興に入りけり。昔はこの座にして盃酌ありて、或は詩を作り或は管絃を命じて、心に任せて遊戲しける。今ぞかやうの事も絶え侍りぬる。口をしきかな。

永久三年七月五日、式部大輔在良朝臣御侍讀にて、始て御前へ參りたりけるに、先づ朗詠をしける「幸逢堯舜無爲化德。是非老之幸哉。太公望遇周文」等の句なり。次に古事を語り申しけり。聞くもの感ぜずといふ事なし。次に管絃ありけり。主上御笛をふかせ給ふ。更闌けて在良朝臣罷出けるに、藏人朝隆脂燭さして送りけり。ゆゝしくぞ侍りける。

勸學院の學生共あつまりて酒宴しけるに、おの〳〵議しける「年齡座次をもいはず、才の次第に座には著くべし」と定めけり。然るを隆賴進て著きてけり。傍輩ども「左右なくはいかにつくぞ」といひければ、隆賴答へけるは、「文選三十卷、四聲の切韵諳誦のものあらば、速に隆賴打ちくだるべし」といひたりけるに、傍輩ども皆口を閉ぢて、敢ていふことなかりけり。この隆賴は、無雙の才人なりけり。學頭になりたりけり。學問料を

尙齒會―老人會合して詩歌を詠みなどする會

少沒樂天三年―猶已衰之齡也云々は菅原文時

かやうの秀句どもを書き出されたりけるに、尊廟の深くめでさせ給ひにけるにこそ。講ぜらるる時、御殿の戸鳴りたりけるを、滿座の府官僚官、一人も殘らず皆是を聞けり。その聲雷の如くになん侍りける。この卿、嘉承二年又都督になりたりける、これも神の御計にこそ。かたじけなきことなり。

尙齒會は、唐の會昌五年三月二十一日、白樂天、履道坊にして始て行ひ給ひける。我朝には、貞觀十九年三月十八日、大納言年名卿、小野山庄にして始て行はれけり。又安和二年三月十三日、大納言在衡卿、粟田口の山庄にて行はれける。その後天承元年三月二十二日、大納言宗忠卿、白河山庄にして行はれけり。七叟算、三善爲康年八十三、前左衞門佐藤原基俊七十六、前日向守中原廣俊七十、亭主七十、式部大輔藤原敦光朝臣六十九、右大辨實光六十三、式部少輔菅原時登六十二、この中に基俊は病によりて、詩ばかりをおくりけり。時登序をば書きたりけり。垣下に中納言師時以下侍りけり。詩披講以前に、朗詠少沒樂天三年の句を唱へて、四五度におよぶ。右大辨式部大輔ぞ詠じける。又岸風論力の句、逢

あたりけり　一本「あたれり」
曲水の宴―宮中の年中行事の一、三月三日に行ふ
潘江陸海―支那の古文豪潘岳陸機をいへるか
徐君云々三尺之霜―呉の季札が劍を徐君の塚に掛けし故事

門之籍。

と、かゝれたりける。詩にいはく「蒼茫雲雨知吾否。其奈將歸於帝京」となん作られたり。この序を講じける時、この中の句を、御殿の方に人の詠ずる聲の聞えけるは、疑なく神感のあまりに、天神御詠吟ありけるにこそと人々申しける。今年都督秩滿の年にあたりけり。明春歸洛せんずることを、神も名殘多く思しめして、かく悁吟ありけるにや。同く四年都督旣に花洛に赴くとて、曲水宴に參りて、序をかゝれけるに、夢の中に、人來りて告げけるは「この序の中にあやまりあり。直すべし」といふと見て覺めぬ。その後件の序を沈思ありけるに「柳中之景色暮。花前之飮欲罷」といふ句ありけり。柳中は秋のことなり。春の時にあらずと覺悟して、卽ち直されにけり。同序に、

潘江陸海。玄之又玄也。暗引巴字之水。洛妃漢女。夢而非夢也。自動魏年之塵。

堯女廟荒春竹染一掬之淚。徐君墓古。秋松懸三尺之霜。右軍旣醉。蘭臺之席稍卷。

左驂頻顧。桃浦之駕欲歸。

頓宮—假宮

才子ひきて—文人を招きて……

三寶之桃—三寶の誤にて三千年に一たび實なるの義なるべし

珍羞—珍味

蘋蘩—神前の供物

姬霍—姬は周の周公旦霍は後漢の霍光

惟—一本「推」

の寺は、天神の御車を停めし地なり。治安の都督惟憲卿、彼の跡をかなしびて、一伽藍をその所に修復して法華三昧を修す。同き二十三日宰府に還御、僚官社司皆馬にのりて供奉す。廟院の南に頓宮あり。神輿をその内にやすめて、神事をその前におこなふ。翌日に宴をはりて夜に入りて、才子ひきて宴席をのぶ。これを祭の竟宴といふなり。神德契二遐年一といふ題を始て講ぜられける。序を都督かゝれけるに、

桑田縱變。日祭月祀之儀長傳。芥城縱空。配レ天掃レ地之陪無レ絕。況亦崑崙萬歲三寶之桃矣。便充二枌楡之珍羞一。崆峒一却一熟之瓜焉。更代二蘋蘩之綺饌一。

と、書かれて侍る故にや。この祭禮年をへて絕ゆることなく、いよ〳〵脂粉をぞ添へられ侍る。同じ序に云く、

社稷之臣。政化雖レ高。朝闕萬機。未三必充二姬霍一。風月之主。才名雖レ富。夜臺一掩。未三必類二祖宗一。彼肅々暮雨。花盡二巫女之臺一。颯々秋風。人下二伍子之廟一。古今相隔。幽歌惟同。匡房五稔之秩已滿。待レ春漸艤二兮江湖舟一。併覯レ之期難レ知。何日復列二廟

然少敢當者」又命曰「齊名如何」答曰「瑞雪之朝。瑤臺之上。似彈箏柱」又命曰「以言如何」答曰「白砂庭前。翠松陰下。如奏陵王」又命曰「足下如何」答曰「舊上達部駕毛車。時々似有陰聲」と申しける、いと興あることなり。大方自漢至魏文體三段とこそ、文選には侍るなれ。白樂天の作をば、東坡先生は傾けけるとかや。されば和漢の風情、時に隨ひて改るやうに侍れども、かの保胤が詞、古今序の如くば、さまぐ\なる體、いづれも棄つまじきにこそ侍れ。一隅を守りて善惡を定めんことは、口惜かるべきことなり。諸道同じ事なるべきにや。

白河院御時、高麗國より醫師を申したりけるに、遣すべきよし沙汰ありけるに、殿下御夢想のことありて、遣すまじきになりにけり。返牒を匡房卿かきけるに「雙魚難達鳳池之波。扁鵲豈入鷄林之雲」この句殊なる秀句にて、世の人ほめのゝしりけり。

江中納言匡房卿、承德（堀川）二年都督（太宰大貳唐名）に任じて下りけるに、同く康和三年に、都督夢想の事ありて、安樂寺の御祭をはじめて、八月二十一日、翠華を淨妙寺にめぐらす。こ

—共に大江氏
齊名—紀氏
毛車—檳榔毛の車
陰聲—一本「吟聲」
白樂天—白居易、唐の詩人
東坡—蘇軾宋の詩人
古今序の如くば—古今集の序の和歌の六義をいへる歟
この條古事談、十訓抄等にくわし
翠華—菅公の神輿

不是云々―朗詠集に出づ

隴山雲暗李將軍之在家―次句、潁水浪閑。蔡征虜之未仕。

八條宮―具平親王

匡衡、以言

など持つ、苦しからぬ事なりけり。近代は不覺のことに思ひて、持たぬことになりはてにけり。

「不是花中偏愛菊。此花開後更無花」これは元稹が秀句なり。隱君子琴を彈じ給ひける、空より影のやうなるもの來りていひけるは「我この句を愛す宿執あるによりて、その感にたへず。たゞし後の字をあらためて、盡とあるべし」といひて失せにけり。

いづれの年にか、天下に疫病はやりたりけるに、或人の夢に、文時三品の家の前を、恐しげなる鬼神ども、みな拜して通りけるを「あれは何といふことにて、かくはかしこまるぞ」と問ひければ「隴山雲暗、李將軍之在家と、作りたる人の家をば、いかでか唯無禮にて過ぐべき」と答へけり。鬼神は心たしかにて、かく禮義も深きによりて、文をもうやまふにこそ。一道に長じたる人は、昔も今もかやうの不思議多く侍り。

大内記善滋保胤と、八條宮に參じて、下向の時、事時輩の文章におよびけるに、親王命じて云く「匡衡如何」答曰「敢死之士數騎。被介冑策驊騮。似過淡津之渡。其鋒森

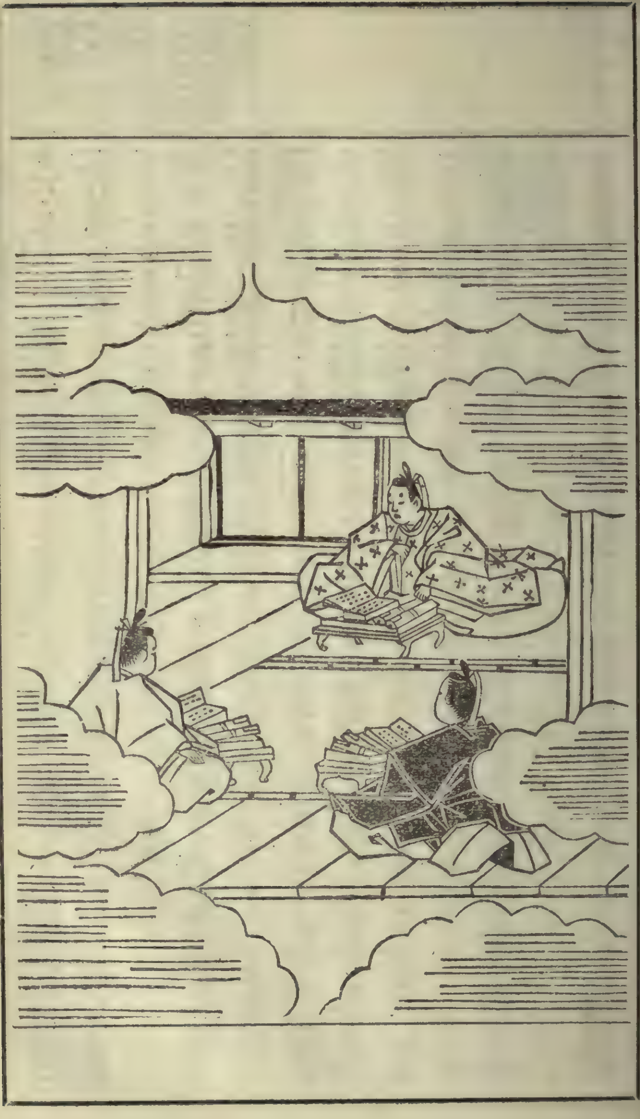
この事江談抄袋草紙等に見ゆ

きたるを見て、渤海の人感涙をながしける。後に本朝の人にあひて「江相公三公の位に昇れりや」と問ひけり。然らざるよし答へければ「日本國は、賢才を用ひる國にはあらざりける」とぞはぢしめける。

都良香竹生島に參りて「三千世界眼前盡」と案じ侍りて、下句を思ひ煩ひ侍りけるに、其夜の夢に、辨才天「十二因緣心裏空」とつけさせ給ひける、やんごとなき事なり。

「晴後山淸」といふことを、以言つかうまつりけるに「歸島鶴舞日高見。飮渭龍昇雲不殘」と作りて、以言卽ち講師にて讀みあげたるを、爲憲朝臣その座に侍ひけるが聞きて、土象に頭を入れて淚をながしけり。見る人或は感じ、或は笑ひけり。かの爲憲は、文場ごとに象に抄物を入れて、隨身しけるを、土象とは名づけたりけり。

後德大寺左大臣、前大納言にておはしける時、人々を伴ひて、嘉應二年九月十三日夜、寶莊嚴院にて、當座の詩歌合ありけるに、式部大輔永範卿、月の影に立ち出でて、抄物を見て「樓臺月映素輝冷。七十秋闌紅淚餘」といふ秀句を作りたりける。むかしは懷に抄物



不レ醉黔中爭得レ去　摩圍山月正蒼々

この四韵を、とりわけ擇び奉りたりけり。一句すぐれたるは多けれど、四句體ことなるによりて、ありがたきことにや。兩人同心のほど興あることなり。

安樂寺作文序を相規が書きけるに「王子晉之昇仙後。人立二祠於候嶺之月一。年太傅之早レ世。行客墜二涙於峴山之雲一」この句ことに勝れたりけるを、後に月のあかよりけるに、安樂寺にて直衣の人詠じたるは、天神御感のあまりに、あらはれ給ひけるにや。

「蒼波路遠雲千里。白霧山深鳥一聲」この句は橘直幹が秀句にて侍るを、斎然上人入唐の時、我作なりと稱しけり。但雲千里と侍るを霞千里と改め、鳥一聲をば蟲一聲と直したりけるを、唐人ききて「佳句にて侍る。恐らくは雲千里鳥一聲と侍らば、よかりなまし」とぞいひける。さしもの上人の、いかに虛言をばせられけるにか、この事おぼつかなし。

「前途程遠。馳二思於雁山之暮雲一。後會期遙。霑二纓於鴻臚之曉涙一」と、後江相公が書

あかゝりけるに―あきらかなりし時

前途云々―和漢朗詠集に出づ

後江相―大江朝綱

文時―菅三品とも云ふ
文集―白氏文集白樂天の詩文集

のなり。

天暦六年十月十八日、後江相公の夢に、白樂天きたり給へりけり。相公悦びて逢ひ奉りて、その容を見れば、白衣を著給ひたり。面の色赭黒にぞおはしける。青き物著たるもの四人、相隨ひたりけり。相公「都率天より來り給へるか」と問ひ奉られければ「しかなり」とぞ答へ給ひたりける。申すべき事ありて、來れるよし宣ひけるに、いまだ物語におよばずして、夢さめにければ、口惜き事限なかりけり。

天暦の御時、朝綱文時に仰せて、文集第一の詩えらびて、奉るべきよし、勅定ありければ、

送蕭處士遊黔南

能文好飲老蕭郎　身似浮雲鬢似霜
生計拋來詩是業　家園忘却酒爲鄕
江從巴峽初成字　猿過巫陽始斷腸

巻第四

文學　第五

伏羲氏の天下に王として、始て書契を作りて、縄を結びし政にかへ給ひしより、文籍なれり。孔丘の仁義禮智信をひろめしより、この道さかりなり。書に曰はく、玉不レ琢不レ成レ器。人不レ學不レ知レ道。又云ふ、弘レ風導レ俗莫レ尚ニ於文一。敷レ教訓レ民莫レ善ニ於學一。文學の用たる蓋かくのごとし。

應神天皇十五年に、百濟國より博士經典を相具して來り、しかうして後經史我國に學び傳へたり。抑詩は志のゆく所なり。心にあるを志とす。言にあらはすを詩とすといへり。天武天皇第三の御子大津皇子、始て詩賦を作り給ふ。それよりこのかた、春風秋月の悉く靜なり。皆吟嘯の心をもよほし、詞花言葉の聯翩也。悉く錦繡の色を裁するも

書契―文字

縄を結び―物のしるしとする也

抑詩は―詩經「詩者。志之所レ之也。在レ心爲レ志。發レ言爲レ詩」とあり

よろこび—還京のおよろこび

事苦く—事が面倒に面白くなく

著て、白木の御椅子につきて、主上の御まねをぞしたりける。時正卿いまだ五位にて侍りける、關白になりたりけり。その外大將以下、皆殿上人をぞなされける。重長朝臣御椅子につきて、御前にそなへたる菓子、幷に鳥の足などを取りて食ひたりける。比與の事なりけり。勝負の舞を奏する時、木工權頭孝道一鼓をうち、藏人孝時大鼓を打ちけり。まことの義にも劣らずぞ侍りける。猪熊殿の關白にておはしましける、光明峯寺入道殿の左大臣にておはしましけるに召に應じて參らせ給ひて、御覽ぜられけり。後鳥羽院御熊野詣の間なりけり。御よろこびの後、この事聞し召して「主上の御まねしかるべからず、剩食する事輕々なり」とて、逆鱗ありて、按察光親卿を御使にて、内裏へ申されたりければ、事苦くなりけるとなん。

番長―近衛の舍人の長

後鳥羽院ひそかに大内に御幸なりて、白馬節會の習禮ありけり。院は大臣の大將とて、内辨をつとめさせおはしましけり。官人坊門大納言忠信、番長家季朝臣にてぞ侍りける。右大將にて、後久我太政大臣おはしけるに、番長には造酒正信久をなされたりけり。大納言に、信久深くかしこまりたりけるを大納言見て「隨身に隨身のかくばかりするやうやある」といはれければ「隨身も隨身にこそよれ」といひたりける、いと興ある事なり。この日の事ぞかし、彈正少弼國章、内侍となりて下名をもちて、東の柱のもとへ歩み出でたりけるに、陣につきたる諸卿、堪へかねて皆笑ひたりけるとなん。

蕃客のたはむれ―外國人入朝の儀式の遊び

天慶五年五月十七日、内裏にて蕃客のたはむれありけり。大使には、前中書王の中將にておはしましけるをぞなし奉られける。その外諸職、皆その人をさだめられける。主上、村上聖主の親王にておはしましけるを、その主領にてわたらせ給ひけり。かゝるむかしのためしも侍るゆゑにや。

順徳院の御位の時、賭弓をまねばれける。左京大夫重長朝臣、六位の青色の袍を借りて

京官除目—縣召に對して云ふ、京都の官吏の任免

公事云々—以下菩提院迄十八字一本に由りて補ふ

尻をたまはらせ—裾をお持ち申し

ねらせ—練り行く事

習禮—練習

頭中將忠季朝臣、あまりにいみじがりて、繪に書きて持たれたりけるとかや。中將は、ゆゝしき繪書になん侍りける。

承元二年十二月九日、京官除目おこなはれけるに、或大納言、硯筥を第二の大臣の前に置かれたりけるを、光明峰寺入道殿、中納言左大將にて、一筥置かせ給ふとて、先の人の置き違へられたる硯筥ながら、北へおしあけさせ給ひたりける。人々ほめ奉ることかぎりなかりける。その時御年十六になり給ひにけるとかや。みなし子の御身にて、あはれにめでたき御事かなと、時の人申しけるとなん。

後鳥羽院公事の道を、深く御沙汰ありけるに、菩提院入道殿下に内辨の作法をならはせおはしまさんとて、瀧口殿に御幸なりて、御門みなさしまはされけり。入道殿下、墨染の御衣袴に笏正しくして、院の御下襲の尻をたまはらせ給ひて、御腰にゆひて、ゆぎはきて、ねらせ給ひたりける、目も心もおよばずめでたかりける。幼き殿上人一二人、上北面には、重輔朝臣一人ぞ候ひける。

月輪入道—兼實

攝錄—攝政

職者—有職者、古實を知れる人

めすよし—食する眞似

縣召除目—地方官の任免

たりけるに「この墨いか程のものぞ試みよ」と勅定ありければ、大臣、右大將に勸め申されければ、硯を引きよせて、墨をとりてすらせ給ひけり。その樣除目の執筆の定なりけり。左府見とがめてしきりに感歎の氣色ありけり。

建久の比、月輪入道殿攝錄にて、公事ども興し行はれけるに、近代節會などにも、上達部物をくはぬこと、いはれなきことなり、ふるきに任すべきよし、沙汰ありけるに、三條左大臣入道の內辨の時、先にとりてめし給ひたりけるを、職者のし給ふことなれば、やうぞ侍らんとや思はれけん、諸人みな同じ物を食せられけり。次に又內辨搗栗をとりて、めすよしして、懷中し給ひければ、人々皆また同體にせられけり。殿下たちのぞかせ給ひて、何となく內辨のせらるゝことを、かゝるべき式ぞと心得て、人々まねぶ事見苦しとて、その後この沙汰とまりにけり。

建久の比、中山太政入道殿、大納言右大將にて、縣召除目に三ヶ夜出仕せさせ給ひて、箱文の說を夜ごとにかへてとらせ給ひけるを、人々めでたがりのゝしりあへりけるに、

二反—二度繰り返す
大監物—中務省の屬官
玄象—有名なる琵琶の名
永曆—二條天皇の年號
松煙—墨

學生の中に聞あるものにて、參りたりけるが、歲八十ばかりにて、階を登る事かなはざりけるを、大藏卿長成朝臣、春宮大進朝方、弟子にてありければ、前後に相從ひて扶持したり、ゆゝしき面目とぞ世の人申しける。周光も殊に自讃しけり。この度ぞかし、俊憲宰相藏人左少辨右衞門權佐、東宮學士にて、かきひゞかして侍りける、ことにその年二條院位につかせおはしまして、次の年式目におこなはれけるに、主上玄象ひかせおはしましけり。上下耳を驚さずといふことなし。内大臣拍子、按察使重通笙、新三位季行卿篳篥、中將俊通朝臣箏、實國朝臣笛、安名尊、鳥破、美作、賀殿急、伊勢海、萬歲樂、更衣、三臺急、五常樂急、この度の御遊殊におもしろかりければ、主上興に入らせおはしましけり。按察笙をおきて、時々唱歌せられけり。興あることなり。永曆よりおこなはれずなりにけり。口をしきことなり。

後白河院御熊野詣に、藤代宿につかせおはしましたりけるに、國司松煙をつみて、御前に置きたりけり。花山院左府中山太政入道殿、その時右大將にて、御前に候はせ給ひ

内宴―正月二十一日文人をして詩を作らしめ宴を賜はる
弘仁―嵯峨天皇の年號
ありがたかるべき―稀なるべき
呂―謠物に呂の曲律の曲の別あり
安名尊云々―美作迄呂の曲なり共に曲の名稱

内宴は弘仁年中にはじまりたりけるが、長元より後絶えて行はれず。保元三年正月二十一日に、興し行はるべき由沙汰ありけるほどに、その日は雨ふりて二十二日に行はれけり。次第の事ども、古きあとを尋ねておこなはれけり。法性寺殿關白にておはしけるを始めて、人々多く參りあひたりけるに、前太政大臣は、必ず詩を奉るべき人にておはしけり。太政大臣は、管絃の座に必ず候ふべき人にておはしけるに、座敷うちなかりければ、いかゞあるべきとかねて沙汰ありけるに、太政大臣、下とつくべきよし進み申されけれども、殿下ゆるし給はざりけり。遂に前太政大臣、まづ參りて詩を奉る。披講はてゝ出で給ひて後、太政大臣代りて座につき給ひけり。ありがたかるべき事なり。御遊の所作人、太政大臣（宗輔）箏、左大臣拍子、内大臣（公教）笛、按察使重道琵琶、左京大夫隆季朝臣上總介重家朝臣笙、宮内卿資賢朝臣和琴、前備後守季兼篳篥、主上御附歌ありけり。ありがたきためしなるべし。呂、安名尊（二反）席田（二反）賀殿急、美作（二反）。律、伊勢海、萬歲樂、青柳、五常樂、更衣、是等をぞ奏せられける。抑大監物周光は、近き比の侍

行はるる宴會
敷きてめしたり—敷きて後に大外記を召したり
講讀師座のたてやう—最勝王經の講師讀師の座席の取り方器
怠狀—詫び證文

仁平元年正月一日、院の拜禮ありけり。八條太政大臣、七十二にて立ちたまひたりけり。一たび拜して再び拜したまひけり。この事禮記に見えたるとかや。同二年にも、又かくぞありける。

天永四年正月一日、御元服の理髮、堀河左大臣の一跪再致し給ひけるためしにや、寶治元年院の拜禮に、後久我大相國もかくし給ひたりけり。

仁平二年五月十七日、最勝講行はれけるに、中山内府、藏人左衞門佐にて奉行せられけるに、二十一日結願の日、左大臣參り給ひて、御裝束を見させ給ひけるに、九條大相國大納言にておはしけり。資信中納言の左大辨とて參られたりけるが、講讀師座のたてやう、例に違ひたるよし申されけるにつきて、左府、奉行の職事に仰せられて直されにけり。左府、後に日記を見させ給ひけるに、本の御裝束違はざりければ、僻說にて直されつることを悔いたまひて、怠狀を書きて、職事のもとにつかはしけり。正直なりけることかな。

叡感ありて、女房の衣をたまはせけりとなん。

寛治八年正月二日、殿の臨時客ありけるに、左大臣 俊房 左大將 房顯 右大臣、內大臣、後二條 參りたり。事はてゝ各御馬ひかれければ、三公、地に下りて拜し給ひけり。殿下、左府の隨身府生下野敦久、右府の前驅參河權守盛雅を南階の前に召して、御衣をぬぎてたまはせけり。內大臣、中納言、中將、左右よりすゝみ給ひて、紅の單をおくり出されけり。中納言中將傳取りて、御單をば敦久にたまひ、打衣をば盛雅にたまひける。先規あれども、時に望みて面目ゆゝしくぞ侍りける。次に中宮の御方、臨時客に人々參り給ひけり。催馬樂朗詠などはてゝ、散斗、新靺鞨、其駒などにおよびける、淵醉の興ためしなくや侍らん。

久安三年十一月二十日、豐明節會、內大臣 宇治 內辨をつとめ給ひけるに、いまだ膝突を敷かぬに、無二左右一大外記めされけり。左近將曹大名久季 まづ膝突を敷きてためしりけり。稱美する事かぎりなし。後に大臣久季を召して、感じ給ひけるとなん。

御馬ひかれ|馬を引出物にする

府生|六衛府、檢非違使等の下官の稱

淵醉|節會等の後に諸臣の酒宴する事

散斗、新靺鞨、其駒|共に雅樂の曲名

豐明節會|新嘗祭の翌日宮中にて

陣—内辨の居るべき位置
暦に云々—暦の餘白に其日の出來事を記入する也
陪從—祭や節會なぞの舞樂に與かる位置ひくき人の稱
白馬節會—正月七日天皇白馬を御覽ある儀式
臨時の客—攝關などが正月に諸役人を饗應する事

暦に記さんために、先づ扇には書きたりけるにや。その子息少將行經、その扇をとりて內裏へ參りたりけるを、少將隆國朝臣參りあひて、我が扇にとりかへて見られければ、この失禮を記したりける、それよりやがて披露ありけるを、齊信卿深くうらみにけり。もとよりよろしからざる中なりければ、かゝるとぞ世の人いひける。

宇治大納言隆國卿、中將になりたりける年、臨時の陪從仕うまつるべきよし、催されければ、腹たちて裝束うけとらず、衣ひきかづきて直盧に臥されたりけるに、宇治殿公武をもちて、御馬をたまはせたりければ、おきあがりて裝束著つとめられ侍りけり。

いづれの年にか、白馬節會に、進士判官藤原經仲參りたりけるに、雜犯糺すべきものなかりければ、力及ばで、檢非違使ども退出せんとしけるに、何某僧正とかやの兒、沓をはきながら、木のまたに登りて見物しけるを、經仲が下部をもて召捕りて糺しける詞に「長大の垂髪にて皮の沓をはき、高き木にのぼりて宮闕をうかゞふ。一身をもつて四のをかしをなせる、しかるべしやいかん」と勘問したりける、時にのぞみていみじかりけり。

西宮記—西宮左大臣高明の著
北山抄—大納言公任の著
臨時の祭—加茂の臨時祭
祭の日—原本「祭の同」
日給—日給簡今の出勤簿の如きもの
襪—靴の下に著る、帛にて作りたる足袋の如きもの

たり。小野宮九條殿の兩流、口傳故實そのかはりめ多く侍るとかや。有職の家に習ひ傳へて、今は絶ゆることなし。いみじき事なり。

宇治殿侍從にならせ給ひて後、能通臨時の祭の舞人を辭したりける時、そのかはりに宇治殿入らせ給ひにけり。祭の日車に乘りて見物しけるを、人長兼時、能通を見て「彼は心ある人の見物せらるゝか」といひたりける、いみじくぞ侍りける。

一條院御時、束帶にて、殿上の日給にはあふべきよし、起請ありけるに、堀川右大臣殿上人にておはしけるが、片足に襪をはきて、身をば、殿上の前の立蔀にかくして、襪はきたる片足ばかりを指し出して、藏人に見せられたりければ、かやうの事嘲哢に似たりとて、起請やぶられにけり。

萬壽二年踏歌節會に、右大臣内辨にて陣につきて、宣命見參を見給ひける間、入御ありけるに、三位の中將師房卿をおきながら、大納言齊信卿警蹕をせられければ、人々あやしみあへりけり。權大納言行成卿、その失錯を扇にしるして、臥内にうちおかれたり。

法皇―鳥羽法皇
入道關白―基房

蹤。於今度四月之中十餘國皆反。當時之政若不叶天意歟。以之思之。法皇四代帝王父祖也。無故不知食天下。如元可聞食政務歟。又入道關白被浴歸朝之恩者。可爲攘災之基哉」と申したりけるを、諸卿聞きて、皆色を失はれけり。他人はたゞ德政を行はるべき趣をぞ申されける。彼の兩事には同ぜられざりけり。法皇去年の冬より、政に御口入もなく、殿下故なく流されさせたまひしことは、しかしながら平太政入道の强行にて侍りけるに、左大辨おそるゝ所なく、定め申されける、ありがたきことなり。入道も、さすが道理をば恥ぢ思はれけるにや、その後程なく十二月八日より、法皇の御事もなだめ申し、同十六日入道殿下も、備前國より歸洛せさせ給ひけり。

公事　第四

正朔の云々追儺にいたるまで―一年間の意

正朔の節會より、除夜の追儺にいたるまで、公事の禮一つにあらず、行ひきたる儀まちまちにわかれたり。凡そ恆例臨時の大小事、西宮記北山抄をもて、その龜鏡にそなへ

太政入道―清盛

平の京―平安京

左大辨―長方

同じ様に見てけり。おそれをのゝきて、次日の朝、院に參じて、前大納言邦綱、別當時忠卿などに語りてけり。太政入道傳へきかれたれども、いと承引なかりけり。さるほどに同人の夢に、還御ありと邦綱卿、長絹の狩衣著て、新院の御ともにさぶらふ。頭亮重衡朝臣、鎧著て御供に候ふと見てさめぬ。さりながら一日の夢用ひられねば、申しいだされざりけり。十一月二十六日、平の京に還御ありければ、かの夢にはよらざりけり。山僧の訴、また東國の亂などのゆゑとぞ聞え侍りける。治承四年秋の比より、伊豆國の流人、前右兵衛佐頼朝謀反の聞ありけり。追討使少將惟盛朝臣、薩摩守忠度、三河守知度等くだされたりけれども、源家の兵次第に數そひければ、追討使等皆道よりかへりにけり。かゝる程に、世の中しづかならざりければ、十一月三十日、新院の殿上にて、東國謀反の事評議ありけり。中御門左大臣、左大將帥隆季、大納言、新大納言、東宮大夫、忠信左大辨長方參られたりけり。頭辨經房朝臣、綸言の旨をおほせけるに、左大辨發言して申しけるは「偏可レ被レ行二德政一。漢高被レ掠二六國一。承平年中有二將門謀反一。和漢雖レ存二先

著駄政―検非違使の佐以下罪人に足枷をつく、五月と十二月とにあり

のことをば、鳥羽院しきりに執し申させ給ひけれども、猶事ゆかざりければ、保延六年十一月二十五日に、院近衛烏丸の陣口に御幸なりて、仰下さるゝよしを承りて、罷り歸るべきよしを申させ給ひければ、力及ばせ給はで、その夜召しおほせありけり。やんごとなかりけることなり。

光方廷尉佐にて、著駄政につきたりけるに、雨の降りたりけるに、扇をさしけり。晴日夕陽に向ひてこそさすことにて侍るに、思ひわかざりけるにや。父大納言見物しけるが、かへりて光方が辭狀をかきて奉りけり。「前途あるまじきなり」とぞいはれける。果してとくうせにけり。

治承四年六月二日、福原に都遷ありけるに、同十三日帥の大納言隆季卿、新都にて夢に見侍りけるは、大なる屋のすきたるうちに、我居たり。廂のかたに女房あり。築垣の外に頻に泣く聲あり、あやしみて問ふに、女房のいふやう「これこそ都うつりよ。大神宮のうけさせ給はぬことにて候ふぞ」といひける。すなはち驚きぬ。又ねたりける夢に、

腰輿—手にて腰の高さまで擡げて行く輿

同六年—一本「同年」

にけり。人いたく正直なるまじきなり」とぞ侍りける。それを悟らんがために、かく積みてのぼられけるにや。むかし中比だにかやうに侍りけり。末代よく〳〵用心あるべきことなり。

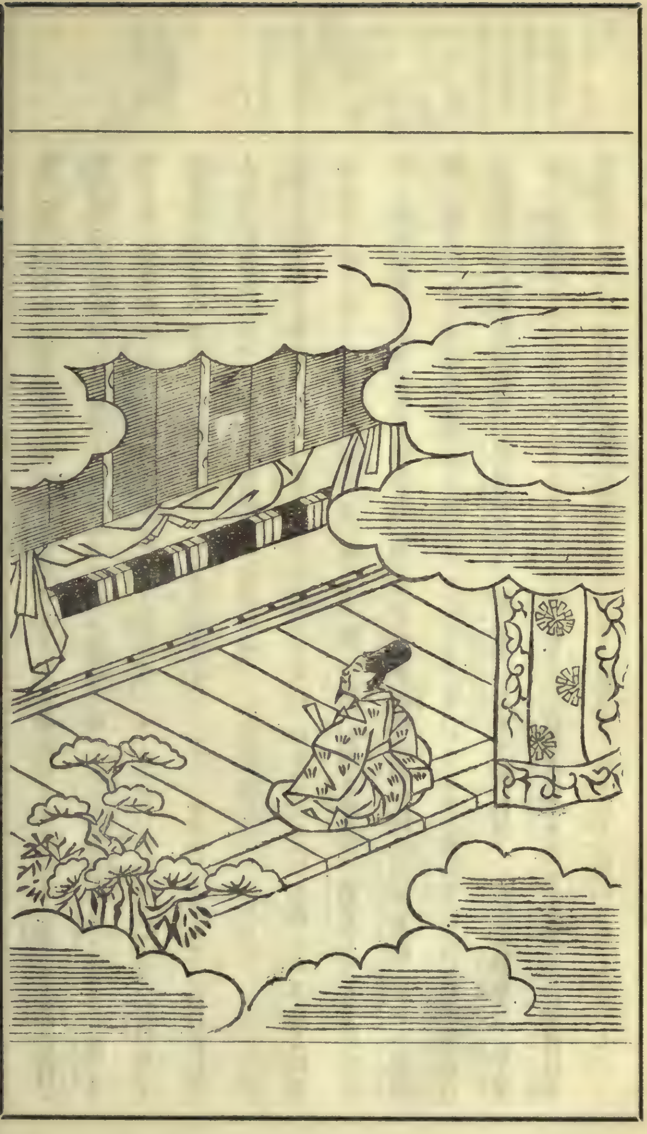
寛治八年十月二十四日亥時ばかりに、內裏燒亡ありけり。中御門右府、右中辨にて侍りけるが、宿侍せられたりけり。急ぎ御前へ參りて、御劍璽の箱は候ふやらんと尋ねまゐらせければ「みづから持ちたるぞ」と勅答ありけり。その外の寶物どもをも、一々に尋ね參らせて、分明の勅答を承りけり。事急になりて、腰輿既に南殿によせられたる程になりにける中に、心早く一々に分明に申しける、いみじかりけることなり。

德大寺左府、中院右府を越えて、右大將になり給ひにけり。保延五年十二月十六日、實能任二右太將一、同六年十一月二日內大臣辭二左大將一、十二月七日雅定任二左大將一、宇治左府內大臣左大將にておはしけるが、中院右府のれうに、左大將を辭し申されたりけるに崇德院、德大寺右府を、左に轉ぜさせせんと思しめしてしばらくおさへられけり。中院右府

宣命―國文體にかきたるみことのり
匡房―姓は大江
入海―沈沒
江帥―大江權帥の畧

後三條院の御時、隆方が權左中辨にてはべりけるを越えて、實政を左中辨になされにけり。あしたに隆方陪膳つとめて候ひければ、御膳にもえつかせおはしまさゞりけり。恥ぢさせ給ひけるにこそ。同院、律令式格にたがはずと、宣命にかゝせさせ給はせけるを、資仲卿「是より後をこそ申させたまはめ、前に既にたがひたる事どもをば、いかでかかくは申させ給ふぞ」と制しまゐらせけるに、程なくうせさせおはしましにけるは、その宣命のゆゑにやとぞ人申しける。爲輔中納言口傳にかゝれて侍るなるは「人は屏風のやうなるべきなり。屏風はうるはしう引き延べつれば、倒るゝなり。ひだをとりて立つれば、倒るゝ事なし。人のあまりにうるはしくなりぬれば、え保たず。屏風のやうにひだあるやうなれど、實うるはしきが保つなり」と侍るとかや。

匡房中納言は、太宰權帥になりて、任に赴かれたりけるに、道理にてとりたるものをば、舟一艘につみ、非道にて取りたる物をば、又一艘に積みてのぼせられけるに、道理の舟は入海してけり。非道の舟は平につきければ、江帥いはれけるは「世は早く末になり



御氣色蒙り―勅勘をうけ
すべられ―減少せられ
小野宮殿―實頼
九條殿―師輔
御八講―僧をして法華經八巻を講ぜしめ衆人に聽かしむる講演
左府―左大臣

るべし、いかゞせんずると、右大臣實資のもとへいひあはすべし」と詔ありければ即ち申されければ、大臣申し給ひけるは「みなの公卿に、このよしを承りて、畏り申さば、さすがに左大臣御氣色蒙りたると聞えば、人もなほり侍りなん」と、計ひ申されければ、そのさだめに披露ありて、右府閉門して、かしこまりのよしをせられければ、人みな聞きおそれて、裝束の寸法すべられけり。

小野宮殿、九條殿、御同車にて出仕せさせ給ひける時、御車のしりに、公卿一兩人などは乘せらるゝ折もありけり。又閑院大將、小一條大將、左右大將にて、同車してあそばれけり。此比は父子同車の事も稀なり。寛元二年賀茂の臨時祭の時、二條前殿、關白一條前殿、左大臣にて參りあひ給ひたりしに、暮れて事はてにしかば、御同車にて二條室町にたてられて御見物ありけり。其後法成寺の御八講に參らせ給ひけり。左府の御車を、空車にて、法成寺へやらせられたりけり。道の程、關白の御隨身は御車の前、左府の御隨身は車の後にぞうちたりける。前驅は相交りたりけり。興あることにぞ、世の人申し侍りし。

南殿―紫宸殿

率分堂―租税の一部を割きて貯藏しおく所

いみじく―巧に

ほの〲―少しばかり

旬に參り―旬祭に參りてなり旬祭は月の一日十一日二十一日を云ふ

且調ニ文武一。不レ可ニ一年再幸一。又大熱大寒愼レ之と侍り。

村上の御時、南殿に出御ありけるに、諸司の下部の年たけたるが、南階の邊に候ひけるを召して「當時の政道をば世にはいかゞ申す」と御尋ありければ「めでたく候ふとこそ申し候へ。但主殿寮に松明多く入り候、率分堂に草候ふ」と奏したりければ、帝大に恥ぢ思召してけり。させる公事の日にはあらざりけるにや。松明の入ると申すは、公事の夜に入るよしにて侍り。率分堂に草のしげるとは、諸國の貢物の參らぬよしなるべし。いみじく申したりけるものなり。

昔は人の裝束も、なえ〲としてぞありける。されば齋院大納言の消息に、先代の時、節分袍借獻など書かれたんなるは、節會の袍とて、ほの〲とある物の、人にかすなどがありけるとぞ。

後朱雀院の御時、旬に參りたりける上達部を御覽じて、次日資房卿の藏人頭なりけるを召して、昨日公卿の裝束を御覽ぜしかば、以外に袖大になりにけり、「かくては世の費な

巻第三

政道忠臣　第三

延喜聖主―醍醐天皇
本院右大臣―時平
菅家―菅原道眞
寛平法皇―宇多法皇

治世之政。萬法靡然。是則君以仁使臣。臣以忠奉君。君者憂國。臣者忘家。君臣合體。上下和睦者也。

延喜聖主、位に卽かせおはしまして後、本院右大臣、菅家、定國朝臣、季長朝臣、長谷雄朝臣、この五人その心をしれり、顧問にもそなはりぬべしとて、寛平法皇注し申させ給ひける。かく思召とらせ給ひける、やんごとなきことなり。神泉苑の正殿を乾臨閣となづけて、近衞の次將を別當になして、天子つねに遊覽ありて、風月の興、管絃の遊ありけり。又宴飲も侍りけるを、延喜の御時、天神の臣下にておはしましける時、諫め奉りければ止まりにけり。寛平の遺訓にも、春風秋月若無實事。幸神泉北野。且翫風月。

うたへ―訴へ

れ、或は淨刹にまうづる間、罪惡の地悉く荒廢せり。願くは上人經を書き給ふ事なかれ」と、うたへ申したりければ、上人のたまひけるは「この事我進退にあらず。早く釋迦如來に申さるべし」とぞこたへ給ひける。

夜半の月―釋尊を月に比していふ。

も觀音の御助ありけるにや。

湛空上人、嵯峨の二尊院にて、涅槃會を行はれける時、人々五十二種の供物をそなへけるに、花を上にたてゝ、歌をよみてつけけるに、西音法師、水瓶に櫻を立てておくるとてよみける。

　きさらぎの中のいつかの夜半の月入りにしあとのやみぞかなしき

かへし、湛空上人、

　闇路をば彌陀のひかりにまかせつゝ春のなかばのつきはいりにき

又一首をそへられける。

　會をてらすひかりのもとをたづぬれば勢至菩薩のいたゞきのかめ

いつの比のことにか、書寫の上人、みづから如法如說に法華經書き給ひけるに、閻魔宮より冥官をもて申し送りけるは「自業自得果の衆生の業をむくはんがために、皆我所にきたる、その報はいまだ盡さゞるに、上人の寫經の間、罪報の衆生、皆人中天上にうま

元年の比渡唐しけるに、惡風にあひて、已に船碎けんとしければ、こたうといふ小船に乘りうつりにけり。船せばくして、百餘人ぞ乘りたりける。殘の輩は、本の船にのこりてありける、心の中推し量るべし。こたうに乘りて十餘日ありけるに、水つきて既に飢えて死なんとしける時、行衍坊寮淨といふ上人の乘りたりけるがいふやう「各同心に、觀音經を三十三卷讀み奉るべし。我も祈請し試みるべし」とて、左の手の小指に燈心をまとひて、油をぬりて火をともして、燈明として、同く經をよみけり。三十三卷のをはりほどになりて、南の方より、泡の如くなるもの、海の面に一段ばかり白みわたりて見えけるが、この船のもとへ流れくるあり。あやしと思ひて、杓をおろして汲みて見れば、少しも鹽のけもなき水の、めでたきにありてけり。人々これを汲み飲みて、命生きにけり。是件の觀音の利生方便なり。世の末といひながら、大聖の方便不可思議のことなり。大船にすて乘せられたりけるものども、既にかぎりなりけるに、いづくよりとも知らぬ小船出で來て、この輩をうつし乘せて、事故なく彼の岸へつけてげり。是

使廳―檢非違使の役所
長保―一條天皇の年號
別當―檢非違使の長官
左佐―左衞門の佐にて檢非違使の次官を兼ぬるもの
開結―初の巻と終りの巻
尉―次官のつぎの役

りかゝるふしぎこそありしかど、親守語りしをきゝてしるし侍るなり。

使廳の結縁經は、長保元年三月十日に始て行ひて、その後年ごとに行はれけるが、絶えて久しくなりにけるを、建久年中、別當兼光卿かたの如く行ひけり。その後建保六年五月二十日、別當顯俊卿、雲林院にて行ひたりけり。左佐經兼以下著座したりけり。この度始て、前右大臣公繼を始て、別當經たる人々に、法華經并に涅槃經、一巻づつ結縁せさせられたりけり。その外別當の沙汰にても、みづから書かれたりけり。開結の二經は、左佐經兼、右佐頼資結縁し侍りけり。尉以下は、尊勝陀羅尼をぞ奉りける。皆捧物を具しけり。寶治六年五月二十八日、別當定嗣卿、靈山の堂にて又行はれしは、建保の例をうつされけり。ふるきためしのありけるとかやとて、ゆるし物なん侍りけり。又金光明經をも、別當の沙汰にてそへられけり。今度法華經品々をば、詩につくらせ、金光明經の品々をば、歌によませられけり。

此處彼處修行する僧ありけり。名をば生智といふ。度々渡唐したりけるものなり。建長

常の言種に「この願を心にかけて、一日に二枚ばかりづつ書きて奉るとも、十餘年には
はてなん。口をしくも思ひたゝぬかな」といひけるを、前權大副同長家聞きて、忽
に智發して、この願を思ひ立ちて、終に一筆書寫の功を終へてげり。供養の後隨喜のあ
まりに、親守がもとに行きていひけるは「この事はもと我思ひよりたるにあらず、仰せ
られし旨を聞きて、おのづから發願して大功をなしたる、しかしながら御恩なり。かつ
はその事謝せんがために、ことさらまうで來たるなり」といひて、對面したるを見れば、
ちひさき鬼三人長家に隨ひてあり。その丈赤子ばかりなりけり。椽をのぼりける時は、
二人庭にひざまづきて畏りけり。頓て二人はしたがひて、上にのぼりてあり、一人は下
にあり、皆長家を守護するさまなり。かやうの事は、夢などにこそ見ることもあれ、ま
さしくうつゝに見たることは、ふしぎのことなり。大般若書寫によりて、十六善神の立
ちそひて、加護し給ひけるにや、たふとくめでたきことなり。彼の親守は、五部大乘經
自筆に書き奉りたるものなり。まさしく正直のものにて、永く虛言などせざりしものな

十六善神―佛法を守護する十六箇の神、十六夜叉ともいふ

専修の輩ー専ら念佛を事とする僧等

一筆書寫ー一箇人の筆にて全部を寫すこと

後鳥羽院、聖覺法印參上したりけるに「近來專修の輩、一念多念とて、わけて爭ふなるは、いづれか正とすべき」と、御尋ありければ「行をば多念にとり、信をば一念にとるべきなり」とぞ申し侍りける。

南都高天寺に住む僧ありけり。長谷へ參りて通夜してさぶらひけるに、常よりも人多く參りて侍りけるに、この僧曉に下向せんとしけるに、誰とも知らぬ俗來りて、珠を持ちて僧に授けていひけるは「この珠准后へまゐらせて給はるべし」とて、すなはち去りにけり。珠の色紫にて、そのせい橘の程なりけり。かの教の如く、准后へもて參りて奉りにけり。その前の夜准后の御夢に、長谷の觀音より寶珠をたまはせ給ふと、御覽ぜられけるを、御心の中ばかりにおほしめして、仰出さるゝ事なかりけるに、その後朝にこの珠を持ちて參りたりける、ふしぎなる事なり。件の珠、醍醐の僧正實賢あづかりたまはりて、度々寶珠法行はれけるとなん。

神祇權少副大中臣親守、年來大般若一筆書寫の志ありけれども、空しくて止みにけり。

入觀―心をしづむること
右脇に―右脇を下に
牛車宣旨―牛車に乗る事を許さるる宣旨

する間に、現供養の作法を以て行法ありけり。行法をはりて、唱へて曰く、

我昔所造諸惡業　皆由無始貪瞋癡
從身諸意之所生　一切我今皆懺悔

と誦しをはりて、定印に住して入觀あり。やゝ久しくして、右脇にして臥し給ひぬ。「入滅の儀、端座右脇の二の樣あり。われ釋尊御入滅の儀にまかせて、右脇にして滅をとるべし。今はかき起すべからず」とのたまひて「南無彌勒菩薩」と唱へて、巳の刻に眠るが如くにて終り給ひにけり。異香室に滿ち、すべて種々の奇瑞等、つぶさに記するにいとまあらず。

越後の僧正親嚴若かりける時、度々大峰を通りけるに、年比もち奉りたりける小字の法華經を、香精童子そのかたちは見え給はで、聲ばかりして、しりさきにつきて請ひ給ひけり。樣あるらんと思ひて奉りにけり。その後日に隨ひて名譽ありて、東寺一の長者、法務大僧正、御持僧、牛車宣旨まで極められたりし、たふとかりしことなり。

寛喜―後堀河天皇の年號

一塵として―一本なし

寶號―釋尊の御名

なかりけり。三ヶ日までおりたまはで、棟の上に御坐ありける、嚴重ふしぎなりけることなり。上人、寛喜四年正月十九日入滅の時、手洗ひ袈裟かけ念珠とりて、毘盧舍那五聖にむかひ奉りて、安坐してみづからの頭上にして、光明眞言、幷に五字陀羅尼左布字觀ありけり。そののち高聲に「所於第四兜率天。四十九重摩尼天。晝夜恒說不退行。無數方便度人天」と唱へて、種々の述懷どもありけり。「一切法門その大意をえて、玉鏡をかけて、一念の疑滯なし、聖教を燈明として、一塵として穢れたる事なし、我名聞にまじはらず、利養を事とせず、この身を以て一切の衆生を度して、しかしながら、四十九重摩尼殿の御前へ參り侍らんずるなり、必ず我を接取せしめ給へ」とて、雙眼より涙をながして、又高聲にいはく「此是大悲淸淨智。利養母問慈氏尊。灌頂地中佛長子。隨順思惟入佛境」と誦して「南無彌勒菩薩」と、兩三返唱へて、手をあげて信仰の念佛をすすめける。弟子三人は寶號をとなふ。不動尊左脇に現じ給ひける故に、一人をして慈救咒を誦せしめけり。又五字文殊咒を誦せしむ。かくの如く諸僧寶號をとなへ、神咒を誦

の國に跡をたれり、上人我國をすてゝ、いづくへか行かんとする」と宣ひければ、上人申し給ひけるは「この事信ぜられず、まことならば、その驗を示し給ふべし」と申し給へば「汝我を疑ふことなかれ、我この山に來りし時、六十頭の鹿膝を折りて敬ひしは、我汝が上に、六尺あがりて翔り離れざりしゆゑに、われを敬ひしによりて、上人に向ひてひざを折りしなり」上人又申すやう「それはまことにさりき、さりながら猶疑あり、速に凡夫のふるまひに離れたらん事をしめし給へ」と申されければ、この女房とびあがりて、萱屋の棟に尻をかけて坐せり。その顏の色、瑠璃の如くに青く透き通り、口より白き泡をたらす。その泡かうばしき事かぎりなし。その時上人信仰して「誠にこの樣不可思議なり。年比華嚴經の中に不審多かり。悉く解脫し給へ」と申されければ、御領狀ありけり。上人硯紙をとり出して、所々を書きいでて、問ひまゐらするに、一々に明に解脫し給ふ。上人涕泣隨喜して、渡海の事も思ひ留り給ひけり。かの白泡のかうばしき事、他鄕までにほひければ、人あやしみつゝきほひ集りて、拜みたうとぶことかぎり

圓座—藁にて作りし丸き蒲團の如きもの

給ひて、大なる石あり、それにのぼりて「この石はいかにもやうある石なり、伽藍などのたちたりける礎にもやありけん、この石、などやらんなつかしきなり」とて、更くるまで心をすまして、さま〴〵の物語しつゝ座せられけり。「寒くおはすらん」とて、その石の上に、いづくにあるべしとも覺えぬに、圓座一枚を取り出して、光音にしかせられける、ふしぎにめづらかなる事なり。かの石をば、定心石とぞ名づけられける。唐土の悟眞寺の石に模せられけるにこそ。又繩床樹といふ松あり。その松座禪にたよりありけり。正月の比松のもとに居て、觀念せられけるに、霰のふりければ、

岩のうへ松のこかげにすみ染の袖のあられやかけしその玉

釋尊の御遺跡拜み奉らんとて、弟子十餘人を相具して、天竺へわたり侍らんと思はれける比、春日大明神にいとま申さんとて、かの御社へ參られけるに、鹿六十頭膝を折りて、地に伏して上人を敬ひけり。その後生所紀伊國、湯淺郡へ向はれたりけるに、上人の伯母なりける女房につきて、春日大明神御託宣ありけるは「我佛法を守護せんがためにこ

高雄をつくる—神護寺建立
ひしめき—大騷ぎ
なみすゑ—竝べ置く
あらぬ聖教—他の經文
手探に取りて持ちて來る—一本「探て來る」
かた夕暮—夕方

文學坊高雄をつくるとて、番匠をせさせてひしめきけること、高辨上人うるさき事に思ひて、聖教の持たるゝかぎり、抱き持ちて、山の奥へ入りて、人も通はぬ所にてたゞ一人見られけり。晝つかた番匠が食物をなみすゑたる時、山の中より走り下りて、その食七八人が分を、やすく〳〵と取り食ひて、又あらぬ聖教をもちて歸り入りぬ。さて山の中に、二三日も居て出でられず。かくする事二三日に一度必ずありけり。文學坊この事を聞きて「たゞ人のふるまひにあらず、權者の所爲なり」とぞいひける。この上人暗夜に聖教を見給ひける。大神基賢が子に、光音といふ僧、かの上人の弟子にて侍りけり。年比給仕して侍りけるが語りけるは、さしも暗き夜、火もともさずして、聖教を見給ふとて、弟子どもに「しか〴〵の所にある文取りて給へ」といはれければ、くらまぎれに手探に取りて持ちて來るを見て「この文にはあらず。しか〴〵の文」などのたまひける、不思議なりしことなり。かた夕暮に光音をよびて「山寺のたゞ今程は、よに心のすむものなり。いざ給へ、月見に」とて房を出でて、淸瀧川のはたを、上へ二十餘町ばかり、山をわけ入り

喜多院――一本「北院」
文學――文覺上人
あからさま――かりそめ

像を供養してけり。その後五ヶ年を經て、建保四年四月二十六日の夜、僧正の夢に見はべりけり。上人告ていはく、

往生之業中　一日六時刹　一心不亂念　功德最第一
六時稱名者　往生必決定　雜善不決定　高修定善業
源空持孝養　公胤能說法　感喜不可盡　臨終先迎攝
源空本地身　大勢至菩薩　衆生爲化故　來此界度者

かくしめして去りたまひにけり。勢至菩薩の化身といふこと、これより符合するところなり。

高辨上人幼くては、喜多院の御室に候はれけり。文學坊參りて、その小童を見て、この兒はたゞ人にてはあらずと相して「まげてこの兒文學にたまはりて、弟子にし侍らん」と申して取りてげり。法師になりて高雄に住ませけるに、學文に心を入れて、あからさまにも他事もせざりけり。

月輪殿―藤原兼實
禪閤―太閤たりし人の佛門に入りし後の特號
程―一本「體」
平正―早朝

おもむく。まのあたり宮殿宮樹を見、化佛化菩薩を現じ奉る。元久二年四月一日、月輪殿へ參じて退出の時、南庭を通りけるに、頭光現じたりければ、禪閤地におりて、恭敬禮拜し給ひけり。建曆三年正月二十五日遷化 春秋八十 往生の瑞相一にあらず。いまだ墓所を點ぜざるに、兩三人の夢に、その所にあたりて天童行道し、蓮花開敷せり。三四年よりこのかた、老病身にまとひて、耳目蒙昧なりけるが、往生の期近づきては、ことに目も見え耳もきかれにけり。みづから「上品極樂は我本國なり。定めてつひに往生すべし、觀音勢至等の聖衆來迎して、眼前におはします。我往生はもろ〳〵の衆生のためなり」と宣ひて、二十四日の酉の時より、高聲念佛、程をせめて間なく、二十五日平正に、光明遍照の四句の文を唱て、慈覺大師の九條の袈裟を著して、頭北面西にして、眠るが如くにして、終り給ひにけり。念佛音聲とゞまりて後も、猶脣舌をうごかす事、十餘反ばかりなり。順次の往生うたがひなきものなり。

三井寺の公胤僧正、結緣のために、四十九日の導師を望みて、兩界曼陀羅幷に阿彌陀の

右大將―朝賴
幕下―大將こゝにては賴朝
鳥羽宮別當にて―鳥羽宮が天王寺の別當にて
一期―一生涯
黑谷の上人―慈眼坊叡空

いにしへはふみ見しかどもしら雪のふかき道にはあともおぼえず

かくよみて答へたりけり。

鎌倉の右大將上洛の時、天王寺へ參らせられたりける。その時は鳥羽宮別當にてなんおはしける。御對面ありけるに、幕下申されけるは「賴朝が一期にふしぎ一度候ひき。善光寺の佛禮し奉る事二度なり。その內初は定印にておはしましき、次の度は來迎の印にておはしまし候ふ。すべて此佛、昔より印相さだまり給はぬ由申し傳へて候へども、まさしく證を見奉りて候ひし」と申されけり。かの幕下は、たゞ人にてはあらざりけるとぞ、宮仰せられける。

源空上人は一向專修の人なり。たゞ人にはおはせざりけり。彌陀如來の化身とも申す。勢至菩薩の垂跡とも申すとぞ。その證明なり。諸宗奧旨探り究めずといふことなし。暗夜に經論を見給ひて、燈明なけれども、光明家內をてらす事晝のごとし。久安六年生年十八にして、始て黑谷の上人の禪室に入りて、難解難入の文を聞きて、易往易行の道に

こしらへ――慰め

内裏の最勝講―内裏にて最勝王經を講ずること

最勝講に―一本「に」字なし

啓白―佛に申上ぐる事

外についてそのおそれ侍り。さりながら、かみならせ給はゞ、僧正の上に居てまつらんこと驚くべきにあらず。法印として、僧正の弟子もちて上にゐたらんこそ、希代の事にて侍らめ」とこしらへけり。法印かへる時、庭中まで出でければ、法印泣く〳〵謝せられけるとぞ。

高倉院の御時、炎旱年をわたりけるに、承安四年内裏の最勝講に、澄憲法印御願旨趣啓白のついでに、龍神に祈り申して、忽に雨をふらして、當座にその賞をかうぶりて、權大僧都にあがりて、上臈權少僧都覺長が座上につきけり。その時の美談この事にありけり。俊惠法師、よろこびつかはすとてよみける。

雲の上にひびくをきけば君が名の雨とふりぬる音にぞありける

解脱房遁世の後、壺坂の僧正のもとに、湯治のためにしのびて湯の刻限をまつほど、或人の部屋に立ちかくれたりけるに、法文宗義を談じけるに、解脱房忍びておはするといひければ、乃ちこの義を問ひたりければ、返事に、

うつゝに—夢醒めし時即ち現在にの意

承安—高倉天皇の年號

太政入道—清盛

北面—院を守護する武士

法皇—後白河法皇

なしまゐらせ云々—師の公舜を僧正にして後に己れ僧正となるべきをの意

さめにけり。さるほどに、件の後戸の砌の下に、うつゝに水あり。貴賤汲みけれども盡きざりけり。又汲まざるときもあまらず。不思議なることなり。當時その水見えず。いつ比より失せにけるにかおぼつかなし。

承安二年三月十五日、六波羅の太政入道福原にて、持經者千僧にて、法華經を轉讀する事ありけり。件の經以下御布施まで、諸院、宮、上達部、殿上人、北面までも、藏人右少辨親宗が奉行にてすゝめけり。法皇御幸なりて、その一口に入らせおはしましけり。法印三人がしもに御行道ありけり。諸國の土民結縁のために、或は針、或は餅四五まいなど引きけり。法皇も受けさせたまひけり。濱に假屋をつくりて、道場にせられたりけり。佛は一千體ぞおはしましける。又四十八壇の阿彌陀の護摩もありけり。法皇もその中に加はらせ給ひけり。十七日まで三ヶ日にぞ轉讀し奉りける。導師法印公顯、勸賞に僧正になされにけり。公顯僧正上洛の後、師匠の法印公舜、弟子に超えられながら、喜の爲に來られけるに、公顯申されけるは「先づなしまゐらせてこそ罷りなるべきに、内

の食物

三惡道—地獄、餓鬼、畜生

身はしたゝか—身體强健

二度の行者—二度修業せる行者

永萬—六條天皇の年號

後戸—家のうしろの戸口

承仕—雜役を司る下僧

八功德水—極樂にある池水にして八の功德を具ふと云ふ

ども、この心をわきまへずして、みだりがはしく名聞利養の識なりといへる事甚だ愚なり」と恥しめければ、西行掌を合せて、隨喜の涙をながしけり。「實に愚癡にして、この心をしらざりけり」とて、咎を悔いて退きぬ。その後はつとにおきて、すくよかにかひがひしくぞふるまひける。もとより身はしたゝかなれば、人よりもことにぞ仕へける。この詞を歸服して、又後も通りたりけるとぞ。大峯二度の行者なり。

永萬元年六月八日寅の時、蓮花王院の兵士が夢に、後戸の未申の隅より北へ第四の間に、以の外黑き山ありけり。麓に承仕ありけるが、件の山の峯より、やんごとなき老僧出で來て曰く「抑この水をば、何の料にほるぞ」と侍りければ、件の承仕答へていはく「本より掘りはじめて候ふ水を、掘り留めさせ給ひて、制止給ふべきやう候はず」又かの僧のいふ「申す所尤もいはれたり。水の末をば流さんずるぞ」とて、細き谷川をほりながしければ、水きはめて細く落ちけるを「この水はほそく見ゆれども、八功德水、甘露利益、含識方便にてあらんずるぞ。よく〳〵精進して汲むべきなり」といふと見て、夢

この事をばゆるし―大峯に入る事を許し
勸發―罪を責むる
杖木をかうぶる―先達の杖にてうたるる事
日食―日々

によるべきことなり。疑あるべからず」といひければ、悦びてすでに具して入りけり。宗南房、さしも能く約束しつる旨を皆背きて、殊に禮法きびしくして、責めさいなみて、人よりも殊にいさめなければ、西行涙をながして「我はもとより名聞を好まず、利養を思はず、只結縁のためにとこそ思ひつることを、かゝる憍慢の識にて侍りけるを知らで、身を苦め、心を碎くことこそ悔しけれ」とて、さめ〴〵と泣きけるを、宗南坊聞きて、西行を呼びていひけるは「上人道心堅固にして、難行苦行し給ふことは、世以て知れり、人以て許せり。そのやんごとなきにこそ、この事をばゆるし奉れ。先達の命に隨ひて身を苦めて、木をこり水を汲み、或は勸發の詞を聞き、或は杖木をかうぶる、これ地獄の苦をつぐのふなり。日食少しきにして、飢忍びがたきは、餓鬼の悲を報ふなり又重き荷をかけて、嶮しき峯をこえ、深き谷をわくるは、畜生の報をはたすなり。かく終日に夜もすがら、身をしぼりて、曉懺法をよみて、罪障を消除するは、已に三惡道の苦患をはたして、はやく無垢無惱の寶土にうつる心なり。上人出離生死の思ありといへ

王の宮閻魔王は十王の内の第五王なればいふ歟又は五は王の誤歟
清澄寺ー河邊郡米谷にあり
入道の身云云ー山伏の靈地を僧形にて通るは如何との意
非人の山伏ー姿だけの假山伏

して、しとねを設けてすゑらる、王は母屋の御簾の中におはしまして、尊恵あらはに、冥官共は大床につらなり居たり、さま〲の物語し給ひしに、攝津國に往生の地五箇所あり。清澄寺その内なり、汝順次の往生疑ふ事なかれ、太政入道清盛は、慈恵僧正の化身なり。敬禮慈恵大僧正、天台佛法擁護者、かく唱へたまひて、速に本國にかへりて、往生の業をはげむべしとてかへされけり」と語りけり。聞く人、尊みめでたがる事かぎりなし。その後一兩年をへて、又法華轉讀のためにめされたりけり。その後一兩年ありて、めでたく往生をとげたりけり。

西行法師、大峯を通らんと思ふ志深かりけれども、入道の身にては常ならぬものなれば、思ひ煩ひて過ぎ侍りけるに、宗南坊僧都行宗、その事を聞きて「何か苦しからん、結縁のためには、さのみこそあれ」といひければ、喜びて思ひ立ちけり。「かやうに候ふ非人の山伏の、禮法正しうして通り候はんことは、すべてかなふべからず、たゞ何事をも免じ給ふべきならば、御供仕らん」といひければ、宗南坊「その事は皆存じ侍り。人

申—午後四時頃
酉—午後六時頃
辰—午前八時頃
四五くだり—四五行
五宮—閻魔

屈請(くつしやうす)

閻浮提大日本國攝津國淸澄寺尊惠慈心坊

右來十八日。於閻魔廳。以十萬人之持經者。可被轉讀十萬部法華經。宜被參勤者。依閻王宣。屈請如件。

とかゝれり。尊惠いなみ申すべき事ならねば、領狀の請文書きて奉ると見て覺めにけり。

例時の程になりにければ、寺へ出でぬ。例時終てゝ僧ども出でけるに、老僧一兩人に、この夢の告をかたりければ「昔もかゝる例いひ傳へたり。その用意あるべし」といひければ、房に歸りて、勤いよ〳〵怠らず。寺僧等きほひ來てとぶらひけり。十八日の申の終ばかりに「たゞ今心地少し例に違ひて、世の中も心細くおぼゆる」とてうちふしけるが、酉の刻ばかりに息絕えにけり。さて次の日、辰の終程に生きかへりて「若持法華經、其心甚淸淨」の偈を、四五くだり程誦しけり。その後起きあがりて、冥途の事どもかたる。「五宮にめされて、十萬人の僧につらなりて、法華經轉讀十萬部をはりて、法王尊惠をめ

仁平—近衛天皇の年號
宇治左府—藤原頼長
かの日記—台記を云ふ
承安—高倉天皇の年號
立文—杉原薄用等の全紙を竪に折りたる書狀

れたるなり。この上人臨終の時は、勝林院に常行三昧行ひける時、西方より紫雲現じて、堂の內へ入ると見るほどに、肉身ながら見えず。卽身成佛の人にや。（往生傳にはかくはなし、委可レ尋レ之。）

仁平二年七月二日、定信入道、宇治左府に參りたりければ、大臣衣冠を正くして、禮拜し給ひけり。一切經をかきて、供養をとげたる人なり。佛に同じとて拜せらるゝとぞ、かの日記には侍る。

攝津國に清澄寺といふ山寺あり。村人きよし寺とぞ申し侍る。その寺に、慈心坊尊惠といふ老僧ありけり。本は叡山の學徒なりけり。多年法華の持者なり。住山をいとひて道心をおこして、この所に來りて年を送りければ、人皆歸依しけり。承安二年七月十六日、脇息によりかゝりて、法華經をよみ奉りける程に、夢ともなく現ともなくて、白張に立烏帽子きたる男の、藁沓はきたるが、立文を持ちて來れり。尊惠「あれはいづくよりの人ぞ」と問ひければ「閻魔王宮よりの御使なり。請文候ふ」とて、立文を尊惠にとらせければ拔き見るに、

九曜—日、月と五星に羅睺星と計都星を加へたるもの
二十八宿—周天の星、東西南北に各七星あり

馬寺毘沙門天王也。爲守護念佛結縁衆、所來入也」（五百十二人如此入り給へり）又上人天承二年正月四日、鞍馬寺に通夜して念佛の間、寅のをはりばかりに、夢に天に幻化の如くして、自身と驚覺してのたまはく「汝如我身、又梵天王等護正法。可奉加念佛帳中。我又護如影隨形。惣冥衆入結衆。諸神又滿云々」夢さめて見れば、眼前にその文あり。梵天王部類諸天以下、一切の諸王諸天、九曜二十八宿、惣じて三千大千世界、乃至微塵數、所有一切の諸天神祇冥道、ひとつも漏れず各百反入り給へり。不思議未曾有のことなり。凡勸進帳に入る所の人、三千二百八十二人の内、日時を注して往生をとげたるもの六十八人なり。爰に上人、同月春秋六十一にて、七ヶ日さきだちて、死期を知りて、遂に往生の素懷をとげられにけり。入棺の時、その身輕き事如鵝毛云々。大原覺嚴律師、夢に上人告げて曰く「我遂本意有上品上生。偏融通念佛力也」と云々。

少將の聖も、大原山の住人なり。三十餘年常行三昧を行せられける間に、毘沙門天王形を現して、上人を守護したまひけり。御影像を等身に圖繪して、今に勝林院に安置せら

天治云々―この年號姓名等一本になし
本帳に入る所の人―念佛帳に記入せし人
青衣―一本「首衣」

日夜不斷に稱念して、いまだ睡眠せず。生年四十六。首尾二十四年にいたりて、夏月日中に、たゞ佛力によりて自心にまかせず。まどろみたる夢に、阿彌陀佛示現に云く、

汝行不可思議也。閻浮提之内三千界之間。爲有一可無雙。雖然汝順次往生。誠以難有之事也。所以者何。我土一向清淨之堺。大乘善根之國也。以少緣人難生。如汝行業雖多生。未足往生之業因也。蓋可教速疾往生之法。所謂圓融念佛是也。以一人行爲衆人。故功德廣大。順次往生。已以易果修因。已以融通。感果盡融通一人令往生衆人。阿彌陀如來示現粗如此。委細不遑毛擧矣。

天治元年甲辰六月九日　　一乘佛子良忍

かく記しおかれたり。この後普く勸進の間、本帳に入る所の人三千二百八十二人なり。早旦に、壯年の僧の青衣著たる出で來りて、念佛帳に入るべきよしを自稱して、名帳を見て忽にかくれぬ。これ夢にもあらずうつゝにもあらず。上人あやしみて、即ち名帳を見るに、まさしくその筆跡あり。その字に曰はく「奉請念佛百反。我是佛法擁護者。鞍

牛を引き云云―牛を祈禱の禮に贈る

知られぬ―一本「知らぬ」

玄賓僧都―稱德光仁桓武時代の高僧俗稱は弓削、河内の人

「たゞしこの比より給仕する下僧あり、件の僧をやるべし」といひければ、産婦の夫、「それにても」といひければ、即ち僧正にその由を申しけり。僧正、驗者に堪へざる由を、頻にのたまひけれども、あながちにいふ事なれば、おはしましつゝ、しばらく念誦の間に、平に生れにけり。家によろこびて、牛を引きたりけり。僧正これをえて、かの住僧に賜びければ、感悦はなはだし。かゝる程に、僧正の御姉梅壺女御、このおはしますやうを聞かせたまひて、かの國司藤原宗基におほせて、小袖以下の御贈物ありければ、馬允某御使にて、かの山に參向しけるに、計らざるに僧正に見あひ奉りけり。地上に跪きて、驚き怪む事かぎりなし。住僧これを見て、貴人のよしを知りて、科を悔いておそれまどへるさまことわりなり。僧正身の事知られぬと、夜中に行方も知らず失せられにけり。むかし玄賓僧都の、伊賀國の郡司につかへて侍りけるためしに、おなじく侍り。

大原良忍上人、生年二十三より、偏に世間の名利を捨てて、ふかく極樂を願ふ人なり。

三寶―佛法僧

およそ―一本になし

阿私仙に大王云々―釋尊前生に於ては阿私陀仙人に師事せられし事あるをいふ

ず。涙におぼれて、しばし物もいはれず、相構へて、かの仰の旨申しければ、僧正「我この行をくはだてゝ、世の中を思ひすてゝ、三寶の加護を頼み奉れば、もろ〳〵の怖畏なし。女御の御惱もおのづから除き給はん」とて、柑子一つゝみを加持してまゐらせられけり。信禪かへり參りて、そのよし申されて、件の柑子を奉りければ、卽ち服せしめ給ひて、御惱平癒し給ひてけり。大峯に入られける日、齋持の粮米、白米七升なり。その他四升は、日來うせにけり。のこる所三升なり。笙の岩屋にて、疲極の山伏をもてなし、大略殘るものなかりけり。その比のことにや、かの岩屋にて、

　草の庵なにつゆけしと思ひけんもらぬ岩屋も袖はぬれけり

又箕面山に三ヶ月こもられける時、夢に龍宮にいたりて、如意寶珠を得たり。その間、奇異多けれども記さず。およそ浮雲の如くさすらひありき給ひて、和泉國槇尾山といふ所にて、かの山の住僧に奉仕せられけり。阿私仙に大王のつかへしが如し。その時村邑に產する女ありけり。祈らしめんがためにかの住僧を請じけり。僧故障ありて行かず。

神山—一本「神仙」

總角—少年の髪の結び樣の一種

麗景殿の女御—右大臣頼宗の女延子

猶子—養子

と、宣はせければ、僧正承諾せられにけり。その後大峯の神山に、五七日宿したる事ありけり。これ稀なる事なり。同行一人もしたがはず、たゞひとり庵室に居て、經を讀み咒をみてゝ日を送り給ひけるに、陰雲靉靆雨滂沱たり。庵室のうち河流の如くして、身を容るべきところなし。わづかに岩の上に蹲居して、存命ほとんどあぶなかりけり。高聲に經をよみ奉る。我不レ愛二身命一。但惜二無上道一の義なり。夜ふけて夢ともなくうつつともなく、容貌美麗なる總角の幼童、左右におの〳〵一人、僧正の足をさゝげたり。驚きて幼童をもとむるに、はじめて夢としりて、感涙おさへがたし。愈本尊を念じてねぶれば、又先の如く童子見えけり。麗景殿の女御、僧正を御猶子にして、憐愍の志實子に過ぎたりけり。

僧正修行に出でられて、大峯に行はるゝ間、女御日來病に煩ひ給ひて、存命たのみなくなり給ひける時、僧信禪を使として、今一度見奉らんがために、急ぎ歸洛し給ふべきよし申されけり。草庵の内にたゞ一人經をよみて、影の如くに衰へて、その人とも見え

台嶺―比叡

寺法師―三井寺の僧侶

四五更―一夜を五更に分けたればこゝは一夜を明せる意

支度―一本「與度」とありて傍訓「しと」とせり

らく台嶺の法師にてぞあるべかりけれども、流にひかれて、寺法師になりたまひにけり。實相坊大阿闍梨に隨逐して、三部の大法會諸尊別行護摩祕法をうけ、祕密灌頂を傳へ給へり。出家の後住寺間、一夜も住房にとゞまらず、金堂の彌勒を禮拜して、四五更をおくりけり。十二歳の六月二十日より、不動の供養法を勤修せられけり。十七にて修行に出でて、十八年歸洛せず。その間に、大峯の邊地、葛城、その外靈驗の名地ごとに、歩を運ばずといふ事なし。かく身命をすてゝ、五十有餘におよぶ。その行退轉することなし。その間に護摩を修する毎に、小檀支度物等に相具して、あへて斷絕することなし。その日數をかぞふれば、前後都合八千餘日なり。又每日數百遍の禮拜ありけり。本寺の住房にして、はじめて不動の護摩を修せられける時、夢中に不動尊の仕者、形を現して見えたまひけり。たけ三四尺ばかりなる童子の、青衣のうへに、紫なるをぞ著給ひたりける。左の手に劍竝に索をもち、右の手に劍印をなす。壇上より歩みきたりて、乳上にあたりて、種々の事をしめし給ふ中に「約束のごとく、護摩二千日勤行せらるべきなり」

頭北面西—諸佛入滅涅槃の時の形

侍從宰相—基平

永觀律師は、病者にて侍りけるが、常の言種に「病者是善知識也。我依二苦痛一深求二菩提一」とぞ宣ひける。七寶の塔をつくりて、佛舍利二粒を安置して「我順次に往生を遂ぐべくば、この舍利數をましたまふべし」と誓ひて、後年に開きて見奉るに、四粒になり給ひにけり。隨喜渴仰して、なく／＼二粒をとり、本尊の阿彌陀佛の眉間にこめ奉りて、晝夜に瞻仰し奉られけり。又みづから阿彌陀講式をつくりて、十齋日ごとに修して、薰修久しくなりにけり。最後の時、例の講式を修しける間に、律師異香をかゞれ、他人はこれをかゞず。瞑目の夜、頭北面西にして、正念に住して、念佛たゆむ事なくてをはりにけり。年七十九なり。弟子阿闍梨覺叡が夢に、一の精舍に衆僧ならび坐したるに、覺叡もその例にて、佛像を瞻仰するに、よく見れば、この佛先師の律師なり。一句捧げていはく「從我聞法往生極樂云云」

平等院僧正行尊は一條院の御孫、侍從宰相の子なり。母の夢に、中堂にまゐりたりけるに、三尺の藥師如來を抱き奉ると見て、いくほども經ずして懷妊ありけり。すべか

念珠―珠數の事
應德―一本「應保」
堀河左大臣―俊房

いたして、孔雀經をよませ給ふ。その御涙經より傳りて、院の御顔につめたくかゝりけるに、御信心の程おぼしめししられける程に、速時に御色なほらせ給ひて、その日は起らせ給はざりけり。勸賞には、佛母院といふ堂をたてゝ、阿闍梨などをおかれけり。又同御時參内せさせ給ひたりけるに、勅定に「世間には以の外に有驗の人と申すなるに、我見る前にて、その驗あらはさるべし」とおほせられければ、勅定背きがたく、しばらく念誦觀念せさせ給ひて、御念珠を拋げ出だされたりければ、弟子を足にして二三匝ばかり走り歩みたりければ、いそぎ御障子をたてゝ入御ありけるとなん。すべて院、宮、關白を始め奉りて、靈驗をかうぶる人その數多し。さのみは事多ければ記さず。應德二年九月二十七日、遂に往生をとげさせ給ひにけり。

堀河左大臣、右大臣の時、紫雲をばまさしく見られけるとぞ。延曆寺の僧慶覺は、空中に音樂を聞きけり。荼毗の時、御平生の間解かせ給はざりける御帶、棺の中にてやけざりけり。ふしぎの事ぞと、世の人申しける。

五鈷―獨鈷の類にして兩端の五つに別れたるもの

三條院の―一本「三條の」

る。又不動明王も形を現じて、擁護し給ひけるとなん。永觀元年三月二十三日入滅。右の手に五鈷をもち、左の手に一乘經をもつ。初は密印を結び、後には法華經を誦す。藥王品にいたりて「於此命終卽往。安樂世界乃至恒河沙等、諸佛如來」の文を、兩三返誦して、弟子に告げていはく「我白骨なほ法華經を誦して、すべからく一切を度すべし」といひて、定印を結びて、居ながら終にけり。その後、墓の内に經を誦する聲聞えけり。又鈴の聲なども聞えけるとなん。

性信二品親王は、三條院の末の御子、御母は小一條の大將濟時卿の女なり。むかし母后の御夢に、胡僧來りて「君の胎に託せんと思ふ」と申しけり。その後懷妊し給ひけり。誕生の日、神光室をてらす。御法名性信なり。大御室とぞ申しはべりける。院御瘧病の時、諸寺の高僧等その驗を失ひけるに、この親王、朝より、孔雀經一部を持ちてまゐらせ給ひて、御祈念ありける程に、既に御氣變じて、起らせ給はんとしける程に、御室の御膝を枕にして、御やすみありけるが、御氣色火急に見えさせ給ひければ、御室信心を

往生極樂—一本「往極樂」

きけり。

一乘院大僧都定昭は、法相宗兼學の人なり。天元二年二月九日、金剛峯寺の座主に補して、同十二月二十一日大僧都に轉ず。四年八月十四日、東寺長者、興福寺別當を辭し申しける狀にいはく、

興福寺東寺金剛峯寺別當職之事

右定昭從若年之時。誦法華一乘。修念佛三昧。先年蒙往生極樂之記。而近曾夢中見可墮惡趣之由。定知依件等寺務所示現也。如往年告爲往生極樂。謹辭如件。

天元四年八月十四日　　大僧都定昭

この僧都、一乘院の庭前に、一株の橘の樹あり。久くして枯木となりにけり。大佛頂咒一返を誦して、加持の間、卽ち花葉を出しけり。又船に乘りて上洛しける時、天童十人出現して、船をになひて岸に著しけり。僧都は「是十羅刹の我を救ひ給ふぞ」と申しけ

公請—朝廷にて行ふ法會に招かるる事

りわれて、兩人の前におちゐぬ。二人共に座を立ちて、互にをがみて入りにけり。見る人涙をながさずといふ事なし。

念佛三昧修することは、上古にはまれなりけり。天慶よりこのかた、空也上人すゝめ給ひて、道場聚洛この行盛にて、道俗男女あまねく稱名を專にしけり。これ件の聖人、化度衆生の方便なり。市の柱に書きつけ給ひけり。

一たびも南無阿彌陀佛といふ人の蓮の上にのぼらぬはなし

千觀内供は、顯密兼學の人にて、公請にもしたがひけり。空也上人の教によりて、遁世したる人なり。阿彌陀和讃をつくりて、自他をして唱へしめけるに、夢に人ありて語りけるは「信心是深。豈非極樂上品之蓮。菩提無量也。定期彌勒下生之曉云々」遷化の時、手に願文をにぎり、口に佛號を唱へて終りにけり。權中納言敦忠いひけるは、「大師命終の後、夢の中に、必ず生所をしめしたまへ」と契約しけるに、阿闍梨入滅して、いくばくならずして、夢に蓮花の船に乗りて、むかしつくれる彌陀讃をとなへて、西へ行

安居―僧の修道する事

驗くらべ―佛法の靈驗を較ぶる事

石に護法云云―石に佛法守護神のをつけて石を心の如く働かすこと

つがひ―かけ合ひ

はくの石―白石

見て―一本「見てゝ」

を行はれけるに、朗善和尚の弟子に、修入といふやんごとなき驗者につがひにけり。その比は石に護法をばつけけり。第六のつがひにて、まづ淨藏出でゐる。次に修入出でゐる。淨藏がいはく「生年七歳より父母の懷を出て、山林を家として、雲霧をしきものとす。日々に身を碎き、夜々に心をついやす。ねんごろに肝膽をくだいて、全く身命ををしまず。これ敢て名利のためにせず、無上菩提のためなり。若し我をしらば、はくの石わたすべし」といふ。その時はくの石とび出でて、おちあがる事鞠のごとし。こゝに修入いはく「はくの石はなはだ物さわがし。はやくおちゐ給へ」と。辭にしたがひて、即ち鎭まりぬ。大威德呪を見て、しばらく加持するに、あへてはたらかず。淨藏又いはく「衆命によりて、かたじけなくも禪師につがひ奉る。禪下行業年ふかくして、觀念齡かたぶけり。その威德を見るに、すでに在世の摩訶迦葉に同じ。あへて驗を尊者に爭ひ奉るにあらず、たゞ三寶の證明を顯さんがためなり」といひて、常在靈鷲山の句をあぐ。その聲雲をひゞかして、聞く人心肝をくだく。その時はくの石又動き躍りて、遂に中よ

おこなひ―佛敎の修業
葬―火葬
多生の行人―幾度も此世に生れて佛道を修行せし人
横川―三塔の一
六道―三惡道と修羅、人間、天上の三道を合せいふ

思ふなり」とのたまひて、即ち見えたまはず。

淨藏法師は、やんごとなき行者なり。葛城山におこなひける比、金剛山の谷に、大なる死人の屍ありけり。頭手足つゞきてふしたり。苔青く生ひて、石を枕にせり。手に獨鈷をにぎりたり。金色錆びずしてきらめきたり。淨藏大にあやしみて、その谷にとゞまりて、これ何人の屍といふ事を知らんと、本尊に祈請しけるに、第五日の夜、夢に人告げていはく「是は汝がむかしの骨なり。速に加持して、かの獨鈷を得べきなり」といふ。さめて屍に向ひて、聲をあげて加持するに、屍はたらき動きて、起きあがりて掌をひらきて、獨鈷を淨藏にあたへてげり。その後薪を積みて、葬むりて上に石の卒塔婆を立てけり。件のそとば、今にかの谷にありとなん。こゝに淨藏は、多生の行人なりといふことを知りぬ。又比叡山横川に、三年こもりて、六道衆生のために毎日法華經六部をよみ、三時の行德を修し、六千遍の禮拜をいたして回向しけり。その時護法かたちを現はして、花をとり水をくみて給仕しけり。同住山の比の事にや、七月十五日安居の夜、驗くらべ

寛平法皇—宇多法皇
習星反怪行功—一本「慧星丈怪行功」

寛忠僧都號池上僧都は寛平法皇の御孫、兵部卿敦固親王の子、法皇入室、石山內供受法灌頂の弟子なり。行業つもり、靈驗すぐれたる人なり。千日護摩を修し侍りける間は、護法香の火をおきけり。又度々孔雀經の法に、靈驗をほどこせり。就中習星反怪行功其光のよし、あまねく人口にあり。

承平元年の夏の比、貞崇法師東寺の坊にて、經を讀みけるに、大なる龜出で來りて見えけり。非常のものと思ひて見ず。心を專らにして經を讀みけるに、しばしありて雷電して、この龜天に入りけり。次の日、火雷天神かたちを現じたまひて、貞崇にのたまひけるは「われ昨日物語せんと思ひしに、我を見ざりし、本意をそむけり」貞崇答へ申していはく「昨日たゞ大なる龜を見る。貞崇、神とは知り奉らず。但あやしむ所は、雷天に冲ることを」神の宣はく「我もとの惡心によりて苦を受く、汝わがかたちを見るべし」とて、卽ち現じたまひけり。貞崇見奉るに、上の體は雷公の圖に似たり。腰より下はみな鮭のごとし。又神の宣はく「腰の下常に火もゆるがごとし。六月比、又內裏へ參らんと

巻數―祈禱札
殿上に―殿上の間に詰合せ居たる人々が

電。見龍擧首。高貳丈許。一頭八身。觀海祈龍云。奉寫八部法華經。將救汝苦。勿害於吾。龍猶吐氣害將及身。觀海大恐。心神迷惑。卽歸命菩薩。須寫件經。於是雲霧冥失龍所在。須臾雲霧卽除。忽然身至御在所。（菩薩在所也）觀海祈感。如願寫經。將供養之。請善祐法師爲講師。善祐法師固辭。夢菩薩告曰。我今請汝勿苦辭。須至方便品漢音讀之。善祐感悟起請。如菩薩告。比至方便品大風飄經不知所去。八部法華經今見一卷香隆寺。

僧正寛空は、河内國の人なり。神日律師入室、寛平法皇灌頂の御弟子なり。天德四年炎旱のうれへありけるに、五月九日より、仁壽殿にて孔雀經法を修せられけるに、修中に雨くだらざりけり。結願の日になりて、巻數を奉る時、殿上に靈驗なきよしを稱して、執奏せざりけり。僧正そのよしを聞きて、法服を著し香爐をさゝげて、庭中に立ちて、ふかく觀念の時、香爐の烟たかくのぼりて大雨すなはちふる。但禁闕ばかりふりて、墎外にはくだらざりけり。人あやしみとしけり。

三論―中論百論、十二門論の三法論
本願の時より―本願を興して寺を建てし時より
内作―室内の飾り
吏部王―式部卿兼明親王
吏部―式部の唐名

聖寶僧正、十六にて出家して、始て元興寺にて三論の法文を學び、のちに東大寺にて法相華嚴の法文を修學す。東大寺の東坊の南第二の室は、本願の時より鬼神のすむとて、内作もなくて、荒室となづけて住む人もなかりけるを、この僧正いまだ若かりける時、居所のなかりければ、かの室に住みけり。鬼神さまぐ\の形を現じけれども、かなはで遂に去りにけり。その後一門の僧、相續きて居住して、修學今にたえずとなん。

吏部記に曰く。

眞崇禪師述金峯山神通云。古老相傳之。昔漢土有金峯山。金剛藏王菩薩住之。而彼山數移滄海而來。金峯山則是彼山也。山有捨身谿。號阿古谷。有八體龍。昔本元興寺僧有童子。名阿古。少而聰悟。試經之時師使阿古奉試。及已得幾代度他人。如是兩度。爰阿古恨忿捨身此谷。即得龍身。師聞捨身。驚悲往看。予時已化龍。頭猶人面而光。欲害師。菩薩冥護。崩石壓龍。故師免害。貞觀年中觀海法師爲見龍身。往到彼谿。夢龍請之。明期將見也。比天明興雲降

在所。遐以喜悅。即比丘與人形隱不見。于時問神明。稱此比丘與人忽不見。是何人耶。明神答之。老比丘是彌勒如來。爲護持佛法住給此寺耶。與人者是三尾明神、爲訪我來也者。予還到寺。教待有樣問都堵牟麻呂。專不知此老比丘案内。年來此比丘不魚不飮食。不酒不湯飮。常到寺領海邊之江。取魚鼈爲齋食之菜。而謁和尙。忽隱之悲哉々々。不惜音哀泣。今大衆共見住房。年來干置魚類。皆是蓮華莖根葉也。於是知不例人之由。今教待已隱。我院早可被興隆者也。者問此寺之名。謂御井寺。其情者云何。氏人答云。天智。天武。持統。此三代之天皇各生給之時。最初之時御湯行水。汲此地内井。奉浴之由。俗詞語來件井水依經三皇御用。號御井者。予問此緣起漸見地形。宛如大唐青龍寺。奉受付屬畢。別當西塔共還本山。別當共參内裏。奏申由。勅急造唐坊。佛像法門運移此寺。予改御井寺成三井寺。其由何者件井水三皇用給上。此寺爲傳法灌頂之庭可汲井花水之事。令繼彌勒三會曉。故成三井寺云々。

四至―東西南北

漸移―一本漸字なし

運此所者。明神稱。此地末代必有喧事歟。其奈何者各受北長下也。其内此山可盛事。今二百歲哉。我見勝地。來世衆生可爲依所。興隆佛法護持王法。至彼地可相定者。明神山王別當西塔。即到近江國志賀郡園城寺。案內於住僧等。爰僧等申不知案內者。一人之老比丘名謂教待。出來云。教年百六十二也。此寺建立之後。經百八十餘年也。有建立檀越子孫。去卽教待呼彼氏人。姓名大友都堵牟麻呂。出來云。都堵牟麻呂生年百四十七也。此寺先祖大友與多。奉爲天武天皇所建立也。此地先祖大友太政大臣之家地也。堺四至被宛給。(大略)教待大德年來云。可領此寺人渡唐也。遲還來之由常語。而今日已相待人來也。可出會者。今以此寺家奉付屬。此寺之領地四至內。專無他人領地。而時代漸移人心諂曲。諸國之刺史稱私領之地。然而氏人无力。辨定早觸國可被糺返者。付屬之後山王還給。明神住寺北野。無量之眷屬圍遶。他人之所不知見也。見知明住給。野乘輿之人引率百千眷屬來向。以飲食奉饗神明之處。老比丘教待到於彼明神之

叡山—比叡山

王法—佛法より國のおきて法會など云ふ語

喜何足謝德矣。而有我所持法衣。

すなはち託宣の人、みづから寶殿をひらき、手に紫の袈裟一紫の衣一を捧げて上和尚「大悲力幸垂納受」と示し給ひけり。禰宜祝等この事を見て「昔よりいまだかゝる事、見聞かず」といひけり。件の御衣等、今に叡山根本中堂の經藏にあり。鳥羽院臨幸の時も御拜見ありけり。後白河院御幸のときも、拜せさせ給ひけるとなん。

智證大師御起文に云く、

予依山王御語。渡於大唐國。受持佛法還本朝。海中老翁現於予船而稱。我新羅國明神也。和尚受持佛法至于慈尊出世。爲護持來向也者如是言說之後其形既隱。予著岸申公家。即遣官使。所持佛像法門被運納於太政官。于時海中老翁亦來云。此日本國有一勝地。我先至彼地早以點定。申於公家建立一伽藍。安置興隆佛法。我爲護法神。鎭加持矣。所謂佛法是護持王法也。若佛法滅者王法將滅矣。予出登本山千光院。從千光院至山王院。受山王語。宜早法門

金字の心經—紺青の紙に金泥にて般若經をかきたるもの

佛舍—一本「神舍」

傳教大師—比叡山の開基

大菩薩—こゝにては八幡大神をいふ、

嵯峨天皇の御時、天下に大疫の間、死人道路にみちたりけり。これによりて天皇みづから金字の心經をかゝせ給ひて、弘法大師に供養せさせ奉られけり。その効驗、詞をもてのぶべからず。奥に大師の記をかゝせ給へり。その御記にいはく、

于レ時弘仁九年春。天下大疫。爰帝皇自染二黄金於筆端一。握二紺紙於爪掌一。奉レ寫二般若心經一卷一。予範二講經之撰一。綴二經旨之宗一。未レ待二結願之詞一。蘇生族二于其途一。夜變二日光赫奕一。是非二愚身戒德一。金輪御信力所レ爲也。但詣二佛舍一輩。奉レ誦二此祕鍵一。昔予陪二鷲峯說法之筵一。親聞二此深文一。豈不レ達二其儀一而已。

その時の御經、かの御記、嵯峨の大覺寺にいまだありとなん。

弘仁五年の春、傳教大師、渡海の願をとげんがために、筑紫にてさまぐの作善どもありけり。五尺の千手觀音を作り奉り、大般若二部一千二百卷、法華經一千部八千卷をみづから奉らる。又宇佐宮にて、みづから法華經を講じ給ふに、大菩薩託宣し、

我不レ聞二法音一。久歷二歲年一。幸値二遇和尚一。聞二正教一。兼而爲レ我修二種々功德一。至誠隨

少しも堪へこらふべくもなし。しかれども慈悲いたりて深き故に、あひ忍びて、病者のいふにしたがひて、その膚をねぶり給ふに、舌の跡紫磨金色となりぬ。その仁を見れば、薬師如來の御身なり。その時佛告げていはく「我はこれ溫泉の行者なり。上人の慈悲を試んがために、かりに病者の身に現じつるなり」とて、忽然としてかくれ給ひぬ。その時上人願を發して、堂舍を建立して、薬師如來を安置せんと願し「その跡を崇めんと思ふ。必ず勝地をしめせ」とて東に向ひて木葉をなげ給ふ。（山良の木）即ちその木葉の落つる所を、その所とさだめて、今の昆陽寺を建てたまへるなり。畿内に四十九院を建て給へる、その一なり。天平勝寶元年二月に、御年八十にてをはりをとり給ふとて、詠み給ひける歌、

法の月久しくもがなとおもへども夜やふけぬらんひかりかくしつ

御弟子どもの悲歎しけるを聞き給ひて、

かりそめのやどかるわれをいまさらにものなおもひそ佛とをしれ

山頁卜未詳
誤あるべし

なましき——新しき

に、一人の病者臥したり。上人あはれみをたれて問ひ給ふやう「汝何によりてか、この山の中にふしたる」病者答へていはく、「病身をたすけんために、溫泉へむかひ侍る。筋力絶え盡きて、前途達しがたくして、山中にとゞまれる間、糧食あたふるものなくして、やう〳〵日數を送れり。願くは上人憐をたれて、身命を助け給へ」と申す。上人この言葉を聞きて、いよ〳〵悲歎の心ふかし。卽ち我食をあたへて、つきそひて養ひ給ふに、病者いはく「我鮮なる魚肉にあらでは食することをえず」と。これによりて長洲の濱に至りて、なましき魚を求めて、これをすゝめ給ふに「同くは味をとゝのへて與へ給へ」と申せば、上人みづから鹽梅をして、その魚の味をこゝろみて、味調ふる時すゝめ給ふに、病者これを服す。かくて日をおくる。又いはく「我病溫泉の効驗を賴むといへども、忽に愈えんことかたし。苦痛しばらくも忍びがたし。たとへを取るに物なし。上人の慈悲にあらでは、誰か我をたすけん。ねがはくは上人、我痛む所の膚をねぶり給へ。しからばおのづから苦痛助かりなん」といふ。その體燒爛して、その香甚だ臭くして、

織姫ー中將姫の曼荼羅を織りし化人の女

往昔迦葉說法所　今來法起作佛事
響懸西方故我來　一入是場永離苦

本願の尼願力あるによりて、未曾有なることを見る。化人の告によりて、不思議のことばをきゝて、問ひていはく「そも〳〵わが善智識は、いづれの所より誰の人の來り給ひつるぞ」答へていはく「われはこの極樂世界の教主なり。織姫は、わが左のわきの弟子觀世音なり、本願を以ての故に、來りて汝が心を安慰するなり。深く件の恩を知りて、よろしく報謝すべし」と、再三告ぐることねんごろなり。その後比丘尼西をさして、雲に入りてさり給ひぬ。本願禪尼、宿望既にとげぬる事を喜ぶといへども、戀慕のやすみがたきにたへず。禪客去無跡。空向落日流涙。聽音留不忘。只仰變像消魂。その後二十四年をへて、寶龜六年四月、宿願にまかせて、遂に聖衆の來迎におづかる。その間の瑞相、委しくしるすにおよはず。

行基菩薩、もろ〳〵の病人を助けんがために、有馬の溫泉にむかひ給ふに、武庫山の中

もよほしめぐらす—徵集する事
一よ竹—一節の竹
三昧—正受と譯す、專念の意
觀經—觀音經なり
一本—此の二字なし

下されにけり。忍海勅命をうけたまはりて、近國の内に蓮の莖をもよほしめぐらすに僅に一兩日の程に、九十餘駄出で來にけり。化人みづから蓮の莖をもて糸をくり出す。糸すでに調りて初めて淸井を得るに、水出でて糸をそむるに、その色五色なり。皆人嗟嘆せずといふ事なし。同二十三日の夕、又化人の女忽に來りて、化尼に「糸すでに調れりや」と問ふ。卽ち調へるよしを答ふ。その時、かの糸をこの化女にさづけ給ふ。女人、藁二把を油二升にひたして、燈火として、この道場の乾の隅にして、戌の終より寅の始に至るまでに、一丈五尺の曼陀羅を織りあらはして、一よ竹を軸にして、捧げもちて、化尼と願主との中にかけ奉りて、かの女人はかきけす如くにうせて、行方しらずなりぬ。その曼陀羅のやう、丹靑色をまじへて、金玉の光をあらそふ。南のはしは一經教起の序分、北のはしは三昧正受の旨歸、下のかたは上中下品來迎の儀、中臺は四十八願莊嚴の地なり。これ觀經一部の誠文、釋尊誠諦の金言なり。化尼重て四句の偈をつくりて示していはく、

大炊天皇—淳仁天皇
蘭若—寺
蒼美—黑髮
本願禪尼—中將姫
公家—朝廷

て、金堂におはします。堂前に一つの靈石あり。昔行者、孔雀明王の法を勤修の時、一言主明神來りて、この石に座し給へり。天武天皇の御宇、白鳳十四年に、高麗國の惠觀僧正を導師として、供養をとげらる。その日天衆降臨し、さま〴〵の瑞相あり。行者金峯山より法會の場に來りて、私領の山林田畠等、數百町を施入せられけり。曼荼羅の出現は、當寺建立の後百五十二年をへて、大炊天皇の御時、横佩の大臣（藤原尹胤）といふ賢智の臣侍りけり。かの大臣に鍾愛の女あり。その性いさぎよくして、偏に人間の榮耀をかろしめて、たゞ山林幽閑をしのび、遂に當寺の蘭若をしめて、彌陀の淨刹をのぞむ。天平寶字七年六月十五日、蒼美をおとして、いよ〳〵往生淨土のつとめねんごろなり。誓願を發していはく「我もし生身の彌陀を見奉らずば、永く伽藍の門閫を出でじ」と。七日祈念の間、同月二十日酉の刻に、一人の比丘尼、忽然として來りていはく「汝九品の教主を見奉らんと思はば、百駄の蓮華をまうくべし。佛種縁より生ずる故なり」といふ。本願禪尼歡喜身にあまりて、化人の告をしるして、公家に奏聞す。叡感をたれて宣旨を



ぬるでの木—白膠木

四天王—帝釋天の臣。持國、增長、廣目、多聞

定の弓惠の矢—禪定を弓に智惠を矢に譬へたるなり

麻呂親王—聖德太子の弟

役の行者—役の小角

丈六—一丈六尺

一搩手半—一握半の分量

ぬるでの木をもちて、四天王の像をきざみ作らしめて、本尊のうへ鉾のさきにして、願を發して宣く「我をして戰に勝たしめ給ひたらば、四天王の像をあらはして寺塔を立てん」と、大臣同じく願してたゝかひをすゝむ。城中に大なる榎の木あり。守屋その木の上にのぼりて、物部の氏の神に祈りて、箭をはなさしむるに、太子の御鎧にあたりたり。太子又舍人跡見におほせて、四天王に誓ひて、矢をはなさしむ。定の弓惠の矢に和順して、遠くはしりて、逆臣が胸にあたりて、木よりさかさまにおちぬ。軍兵亂入て、その首を切りつ。是より佛法の仇永く絕えて、化度利生の道ひろまれり。（委旨見文傳）

當麻の寺は、推古天皇の御宇、聖德太子の御すゝめによりて、麻呂親王の建立し給へるなり。萬法藏院と號して、即ち御願寺になずらへられにけり。建立の後六十一年をへて、親王夢想によりて、本の伽藍の地を改めて、役の行者、練行の地にうつされにけり。金堂の丈六の彌勒の御身の中に、金銅一搩手半の孔雀明王の像一體をこめ奉る。この像は、行者の多年の本尊なり。又行者祈願力によりて、百濟國より、四天王の像飛び來り給ひ

うせ—一本「させ」

こはく—強く

大臣、佛法を弘め行ふによりて、病おこり死ぬるもの多し。是をとゞめられば、人の命全かるべし」と申すによりて、詔を下して、佛法を停止せらる。即ち守屋仰を承りて、堂塔を燒きほろほして、佛法を滅亡す。この時佛法皆亡びなんとする間、太子悲泣懊惱し給ふ事かぎりなし。是によりて、雲なくして雨風うごき、空より火下りて内裏やけぬ。その後太子の御父、用明天皇位につかせ給ひて、更に又佛法を興させ給ふ。蘇我大臣勅を承りて、これをおこなふ。ほろびうせにし佛法、これより又ひろまる、太子悦び給ひて、大臣の手をとりてのたまはく「三寶の妙なること人いまだ知らざるに、大臣心をよせたり。よろこばしきかなや」と。この時かの守屋の逆臣が邪見を、陛下に奏聞して、軍兵をおこさしめて、誅伐せんとす。人これを密に守屋の臣に告げしらするによりて、阿都部の家にこもりゐて兵をあつむ。中臣勝海、同く兵をおこして、守屋をたすく。蘇我大臣太子に申して、兵を率ゐて守屋が家にむかふ。城の軍こはくして、味方の兵三度退きかへる。その時太子の御年十六にして、大將軍の後に立ち給へり。秦河勝に仰せて、

聖德太子―厩戸皇子

日羅―もと日本人にして葦北國造の子なりと日本紀に見ゆ

我朝の佛法は、聖德太子弘め給へるところなり。太子は欽明天皇の御孫、用明天皇の太子、御母は穴太部の眞人の女なり。御母の夢に、金色の僧來りて「われ世を救ふ願あり。願くはしはらく御腹にやどらん、我は救世菩薩、家は西方にあり」といひて、をどりて口に入ると見給ひて、孕まれ給ひつる所なり。太子の御伯父敏達天皇、位に卽き給ふはじめの年、正月朔日生れ給ふ。その時赤光西方よりさして寢殿にいたる。その御身甚だかうばし。四月の後によく物仰せらる。あくる年の二月十五日の朝、みづから東に向ひ掌を合せて「南無佛」と唱へ給ふ。六歳の御年、百濟國より、始めて僧尼經論を持ちて渡れり。八年に又日羅といふ人渡りて、太子を禮して申さく「敬禮救世觀世音傳燈東方粟散王」と拜み奉りて光をはなつ。太子又眉間より光をはなち給ふ。又釋迦牟尼如來の像、彌勒の石像をわたす。大臣蘇我の馬子宿禰、佛法に歸して、太子と心を一にせり。二十一年天下病おこりて、死するもの多し。その時物部の弓削守屋の臣、幷に中臣の勝海等、邪見にして佛法を信ぜず。奏していはく「我國はこれ神國なり、然るに蘇我

巻第二

釋教　第二

地神の末にあたりて、釋迦如來天竺に出でたまひけり。鷲嶺に月かくれ、鶴林に烟つきて、一千四百八十年にあたつて、我朝第三十代欽明天皇十三年に、百濟國より、始て金銅の釋迦の像、經論、幡蓋等奉りけり。帝よろこばせ給ひて、崇め給ひけるを、物部の大臣等、我國は神國なる故をもて、かたぶけ奏し申しければ、佛像を難波の堀江にながし捨て、伽藍を燒きはらはれにけり。然る間空より火下りて、内裏やけにけり。敏達、用明、崇峻天皇三代の間、邪信相交りて、歸依いまだあまねからず。推古天皇の御宇、厩戸豊耳皇子、東閣の位にそなはり、南面の尊にかはりて、專ら萬機の政敎をたれて、佛法の興隆をいたしたまへり。それよりこのかた、佛法弘通して、効驗たゆることなし。

鷲嶺—靈鷲山、釋迦說法の山
鶴林—釋迦入寂せし沙羅雙樹の林
かたぶけ—わるく云ふ事
東閣—皇太子
南面の尊—天皇

ちらし—知らせ
いとほし—氣の毒
仁王講—仁王經を講ずる法會
にや—一本「なり」

世の中にかずならぬ身の友千鳥なきこそわたれかもの河原に

この歌心のうちばかりに思ひつらねて、世にちらしたる事もなかりけるに、社司忘二却其名一が夢に、大明神「われはなきこそわたれ数ならぬ身にと、よみたるものゝいとほしきなり。尋ねよ」としめし給ひけり。それより普く尋ねければ、この雅經のよみたるなりけり。この示現きゝて、いかばかりいよ〳〵信仰の心もふかかりけん。さて次第になりあがりて、二位宰相までのぼりて侍り。これしかしながら、大明神の利生なり。

仁安三年四月二十一日、吉田祭にて侍りけるに、伊豫守信隆朝臣、氏人ながら神事もせで、仁王講を行ひけるに、御あかしの火障子にもえつきて其夜焼けにけり。大炊御門室町なり。その隣は民部卿光忠卿の家なりけり。神事にて侍りければ、火うつらざりけり。おそるべきことにや。

下の社―下賀茂の社
官務―太政官中の史局ないふ

りて、次の度の除目には、巾も出さざりけれども、相違なくなされけり。大夫史淳方若かりける時、常に賀茂へ參りけり。ある夜下の社に通夜したりけるに、人來て淳方に告げけるは「汝かならず大夫史にいたるべきものなり、その時偏頗あるべからず。氏人祐繼といふものあり。それを師とすべし」とてうせにけり。夢さめて不思議の思をなして、祐繼といふ氏人やあると尋ねければ、禰宜祐頼が次男にいまだ年若きものありと聞きて尋ねあひて、祈すべき由契りて、その後祐繼も禰宜にいたり、淳方も前途とげてけり。官務九年が間、淸廉の聞ありし、偏に神の御はからひなりと覺えてやんごとなし。

二條宰相雅經卿は、賀茂大明神の利生にて、なりあがりたる人なり。そのかみ世の中あさましくたえぐ〵にして、はかぐ〵しく家なども持たざりければ、花山院の釣殿に宿して、それより步行にて、降るにも照るにも、たゞ賀茂へ參るをもて勤としてけり。その比よみ侍りけり。

にて出納を司る
先途―其祖先の任ぜられたる最高官
土屋―土藏
申次―取次

ば、ぢきに拜任いかゞと沙汰ありけり。重代稽古のものなりけれども、引きたつる人もなかりけるに、忝く神恩を蒙りて、先途を遂してける、めでたき程のものなり。

前大和守藤原重澄は、賀茂につかうまつりて、大夫尉までのぼりたるものなり。若かりける時、兵衛尉になり侍らんとて、當社の土屋を造進したりけり。嚴重の成功にて、社家推擧しければ、はづるべきやうもなかりけるに、度々の除目にもれにけり。重澄が上の社の師にて侍りけるものに申しつけて、除目の夜祈請せさせける程に、まどろみたる夢に、稻荷より御使參りたるものあり。人出會ひてこれを聞くに、かの御使の申しけるは「重澄が所望殊更に任ぜらるべからず。我膝もとにて生れながら、我を忘れたるものなり」と申しければ、申次の人、大明神に申し入るゝよしにて、度々御問答ありけり。「さらばこの度ばかりなされずして、思ひしらせて後の度の除目になさるべし」と申しければ、御使かへりぬ。師おどろきて、急ぎ重澄がもとへ行く。この由を語りて、驚きあやしむ程に、その夜の除目にははづれにけり。この夢の誠をしらんがために、稻荷へ參

あさり—阿闍梨、淺

除日—文武官の定期叙任の儀式

先に—一本なし

大監物—中務省の役人

を辨へずして、みだりに我を恨むる、愚なり」と、はぢしめ給ふと見てさめにけり。その後懺悔して、一期をかぎりてこの役をつとめける程に、眼もあきにけり。

助僧正覺讃は、先達の山伏なり。那智千日行者、大峰數度の先達なり。五十にあまりて、有職にも補せざりけるをうれへ、若王寺によみて奉りける。

山川のあさりにならでよどみなば流れもやらぬものやおもはん

夢の中に、御返事をたまはりける。

あさりにはしばしよどむぞ山川のながれもやらぬものな思ひそ

承久四年正月十六日、大外記良業死にたりけるに、十六日の曉河内守繁昌が夢に、賀茂の御前にて、除目行はるゝけしきなりけるに、小折紙に、大外記中原師方と書かれたりと見て覺めにけり。いそぎこのよし師方につげたりければ、多くつかうまつりたるしるしと覺えて、末たのもしく覺えけるに、やがてその夜大外記になりにけり。先に仲隆、助教、師高、師季など、競望しけるうへ、師方は大監物にて、いまだ儒官を經ざりけれ

日參籠。七日滿つる夜の夢に、寶珠をたまはると見侍りける程に、その朝袖より白珠おちたりけり。日出でて忝く思ひて、つゝみ持ちて出でぬ。さて又外宮に七日參籠先の如く、七日みつる夜の夢に、又前の如く珠をたまひけり。末代といへども、信力のまへに、神明感應を垂れ給ふことかくのごとし。その珠一つは御室にありけり。一つは卿二品のもとに傳りて侍りけり。夢に大師「汝は東大寺つくるべきものなり」と、示させ給ひける、果してかくのごとし。たゞ人にはあらぬなり。

熊野に、盲目の者齋燈をたきて、眼の明ならんことを祈るありけり。このつとめ三年になりけれどもしるしなかりければ、權現を恨みまゐらせて打臥したる夢に「汝が恨むところ、そのいはれなきにあらねども、先世の報を知るべきなり。汝は日高川の魚にてありしなり。かの河の橋を道者わたるとて、南無大慈三所權現と、上下諸人唱へ奉る聲を聞きて、その緣によりて魚鱗の身をあらためて、たま〳〵うけがたき人身を得たり。この齋燈の光にあたる緣を以て、又來世に明眼をえて、次第に昇進すべきなり。この事

稱唯―御返事

御戸さし―閉扉

已下―一本なし

一日に百度―一日に百

同神に祈願する事

りも、さきの御聲にて「世の中亂れなんとす。しばらく時政が子となりて世を治むべし」と仰出されければ、稱唯しておはしますと思ふほどに夢さめにけり。この事を思ふに、されば義時朝臣は、彼の御後身にや。その子泰時までも、たゞ人にはあらざりけり。

　世の中に麻はあとなくなりにけり心のまゝのよもぎのみして

この歌はかの朝臣の詠なり。思ひあはせられてはづかしくこそ侍れ。

前攝津守橘以政朝臣、若くより賀茂につかうまつりけるに、四品の望につかれて、思ひあまりて申文を書きて、御戸開の夜參りて、何となき願書のよしにて、社司をかたらひて、御寶殿にこめてけり。御戸さしまゐらせて後「四品の所望かなはねば、大明神の御はからひに任せまゐらせんとて、申文をこめつるなり」と披露しければ、社司氏人等、當社の御不覺になりぬべしとて、神主已下一日に百度をなんしける。はたして四品ゆるされにけり。

俊乘坊、東大寺を建立の願を發して、その祈請のために大神宮に詣でて、內宮に七

しな——一本なし

候ふ」と、申し給ひければ「さる事候ふ」と答へ申させ給ひけり。又客人宣はく「件の僧、年來我を頼みて朝夕にせめ候ひつれども、今度必ず出離すべきものなり。若し樂にほこりなば、いかゞと思ひ候へば、ひかへて候。御ゆるしあるまじく候ふ」と申させ給ひけり。この僧この事を聞きて「この客人は、誰にて渡らせ給ふぞ」と、人に尋ねければ「春日大明神の御わたりなり」と、答へてけり。さて夢さめぬれば、今生の結縁もうれしく、來生の得脱もたのもしくて、なく〳〵本寺に歸りて、他事なく後世のつとめをはげみて、遂に往生をとげにけり。この事山の恒舜が、稻荷の利生蒙りしを、日吉の妨げさせ給ひけるためしに、少しもたがはず侍りけり。

誰と聞き侍りしやらん、名を忘れにけり。その人八幡に參りて通夜したりける夢に、御殿の御戸を押し開かせ給ひて、誠にけだかき御聲にて、「武内」とめしければ、畏りて參らせ給ふ。その御體を見奉れば、高年白髮の俗形まします。御裝束は分明ならず。御前に畏りてさぶらひ給ふ。御ひげ白く長くして、御居たけとひとしかりけり。又御殿の内よ

太平樂―一名破陣樂といふ、雅曲の名

秦親時晴―當時有名なる陰陽師

學生にて―一本「學生などには」

とにや、中將かの島の寶前にて、太平樂の曲を舞はれけるが、おもしろかりける事なり。

仁安元年六月、仁和寺の邊なりける女の夢に、天下の政不法なるによりて、賀茂の大明神、日本國を捨てて、他所へわたらせ給ふべき由見てけり。同七月上旬、祝久繼が夢にも同じ體に見てけり。是によりて、秦親時晴をめして占はせければ、實夢のよし各申しけり。

治承四年九月、高倉院嚴島に御幸ありけり。御願文みづから御草ありて、殿下普賢寺殿清書せさせ給ひける、希代のことにて、彼の御願文殊にめでたかりければ、後日に藏人宮内少輔親經、表を書きて奉りけるとなん。

興福寺の僧の、いまだ僧綱などにはのぼらざりけるが、學生などに侍りけれども、いとまづしかりければ、春日社に參りて申しけれども、そのしるしもなかりければ、寺のまじらひも思ひたえて、八幡に詣でて、七日こもりて祈念しけるに、或夜夢にゆゝしげなる客人の參り給へりけるに、大菩薩御對面あるよしなり。客人「某と申す僧やこもりて

妙音院の大臣―師長
小松の大臣―重盛
伴ひ―一本「伸べ」

罷ㇾ官未ㇾ忘二九重月一　有ㇾ恨將ㇾ逢二五度春一

かぞふれば八年へにけりあはれわが治めしことは昨日と思ふに

これらを聞きて、世の人いとゞ惜みあへる事限なし。かくて年月をふる程に、治承元年三月五日、妙音院の大臣、内大臣にておはしましけるが、太政大臣にのぼり給ひて、小松の大臣、大納言の左大將にて侍りけるが、内大臣にのぼられけるかはりに、大納言にかへりなりつゝ、六月五日、内大臣程なく大將を辭し申されければ、さりともこの闕にはと、たのみ深かりけれども、とかくさはりて月日の過ぎければ、この望成就せば、嚴島に詣づべき由、心の中に願を立てられける程に、十二月二十七日、遂に左大將になられにけり。若宮の御託宣も思ひ合せられ、嚴島の宿願も頼ありてぞ思ひ給ひける。同三年三月晦日、嚴島に參るとて、出でられにけり。大納言實國卿、中納言實家卿など伴ひ侍りけるとぞ。この日、中御門左府も參り給ひけり。三條左大臣入道、その時大納言なり。六條の太政大臣の中將にて侍りけるもおはしける、伴ひ申されけり。この度のこ

長寛―二條天皇の年號
永萬―六條天皇の年號
上達部―公卿

日には出仕なかりけり。かゝる程に、左右大臣、大炊御門の家に行幸ありし、ふるき賞をつのりて、同年八月十七日、同從二位をゆるされけり。されども猶下臈なり。長寛二年閏十月二十三日、大臣召のついでに、共に大納言に任ず。さりながらも恨は猶盡きせず。永萬元年八月十七日、大納言を辭して正二位をゆるさる。上達部官をやめて、加階の例めづらしけれども、實仲卿越えかへさんのおもひ深くて、おもひたゝれけるとぞ。とかくしてしづまれ侍りけるを、世の人惜みあへりけり。思ひわびて、さまをやつして、密に春日社に詣でて、身の行末思ひ定むべきよし、祈請せられけるほどに、若宮俄にかんなぎに御託宣ありて、前の大納言を召し出し給ひけるを、しばしはまことしからずと思ひて、猶立ちかくれられたりけれども、ふしぎなるしるしども侍れば、堪へかねて出られにけり。「將相の榮花を極て、君に仕へん事程あるべからず、思ひ歎くことなかれ」と、仰せられければ、信仰の淚を拭ひ、歡喜の思をなして、下向せられにけり。その比詩歌の秀句も多く聞えける中に、

おきてれども—命ぜざれども

こりざを—垢離小男の意か

大臣の身にて—大臣の身分でありながら

永代かぎり—子々孫々迄

あて—あてがひ、給與

られけり。實にもかひぐ〳〵しく、宿々にては、人もおきてねども、諸人が垢離の水を、ひとりと汲みければ、こりざほとなづけて、人々もあはれみけり。さて大臣參りつき給ひて、奉幣はてゝ、證誠殿の御前に通夜して、參詣の事隨喜のあまりに、大臣の身に藥沓はきを著して、長途をあゆみまゐりたる、ありがたきことなりと、心中に思はれて、ちとまどろまれたる夢に、御殿より高僧出で給ひて、仰せられけるは「大臣の身にて、藥沓はきしてまゐり、ありがたき事に思はるゝこと、この山のならひは、院宮皆この體なり。あながちに一人思はるべきことかは。こりざほのみぞいとほしき」と、仰せらるゝと見給ひてさめにけり。驚き恐れて、そのこりざほの事を尋ねらるゝに、しかじかと、始よりの次第申しければ、あはれみ給ひて、國に屋敷など、永代かぎりて、あて給ひけり。いやしき下臈なれども、心をいたせば、神明あはれみ給ふこと如此。

應保二年三月二十三日、中納言實仲卿、日吉行幸行事の賞にて、從二位をゆるされける。後徳大寺左大臣、同官にてこえられにけり。なげきながら時々出仕せられけれども、同

御寺の方―興福寺方

宇治の左府の御記―道長の日記

あまされ―不用となる

さのみは―一本「さのみ」

り。ある人の夢にも、御寺の方の兵、鹿のかたちなりけりと見けり。又神主時盛が夢には、弓袋さしたる兵數萬騎ありけり。時盛あやしみて問ひければ「春日大明神の御合戰の御とむらひに、藤入道殿のまゐらせ給ふ兵なり」とぞ答へける。時盛驚く程に、隆覺が兵入りにけり。大明神の御計らひにて、衆徒合戰利にしける、嚴重なりける事なり。藤入道殿とは誰の御事にか、宇治の左府の御記には、御室の御事にやとぞ侍るなる。

いつ比のことにか、德大寺の大臣熊野へ參り給ひけり。讃岐國しり給ひける比なりければ、かれより人夫多く召しよせて侍りけるが、多くあまりたりければ、少々返し下されける中に、ある人夫一人頻になげき申しければ「たかき君の御德によりて、さいはひに熊野の御山拜み奉らんことを悦びつるに、あまされまゐらせて、かへし下らんこと悲き事なり。只まけて召し供せさせ給へ」と、奉行の人にいひければ「さりとては餘りたれば、さのみは何のやうにせん」といひければ、なく〳〵愁て「只御功德に、食ばかりを申し與へ給へ。いかにも宮づかへはし候ふべし」と懇に申しければ、あはれみて具せ

姓名乎差使天禮代乃大幣乎令捧持天。黒毛乃御馬一疋乎牽副天奉出賜布。掛畏大神此狀乎平久聞食天。炎氣忽乎散天。嘉澍旁降天。田園滋茂天之。人民豐稔奈良牟。天皇朝廷乎寶位無動久。常石堅石留夜守日守留護幸給比。食國乃天下乎毛無爲無事留守恤給止倍。恐美恐美毛申給波久申。

保延五年五月一日　　作者少内記文屋相永

隆覺法印、保延五年に、興福寺別當になりたりけるを、衆徒用ひざりければ、隆覺いかりをなして、數百騎の軍兵をおこして、十一月九日、三方より興福寺をうちかこみてけり。隆覺が方の兵、寺中へみだれ入らんとする間、合戰に及びて、隆覺が方の軍兵、多く命をうしなひけり。二十餘人は生虜にせられにけり。隆覺衆徒の項を切りて、御寺を燒きうしなふべきよし、下知したりければにや、隆覺が兵の中に、放火の具を持ちたるものありけり。寺の外の小家一二宇燒きたりけれども、雨ふりて消えにけり。大かた合戰の間、ふしぎども多かりけり。春日山に神光ありけるが、合戰はてて見えずなりにけ

大内記―宮中の記録及び詔勅宣命等を作る役　少内記は其下僚

康實、康景、累代絶えずなりにけり。この外季範、季頼、季實、季國、康重、康廣も、この康季が子孫にて、皆この職を極めたり。他家にはありがたきことなり。

保安五年五月朔日、祈雨の奉幣ありけり。大宮の大夫師頼卿奉行せられけるに、大内記儒辨、さはりありて參らざりければ、宣命をつくるべき人なかりければ、上卿はしのびて宣命をつくりて、少内記相永作りたるとぞ號せられける。この宣命必ず神感あるべきよし、自讃せられけるに、はたして、三日雨おびたゞしくふりたりけるとなん。

裏書云　彼宣命詞

天皇賀詔旨良麻止掛畏支其大神乃廣前爾。恐美恐美毛申給波久止申須。今年之春東作之比爾。雨澤順旬天。年穀有年倍支由乎令祈申給比支。而毛神明乃靈鑑爾依天。稼穡乃豐登乎期給爾。頃月旱雲久凝。膏雨不麗天。百穀漸枯禮。萬民苦業之都倍。大神波日域爾垂跡多末倍留。遂窟雨師傳名太末倍留靈詞奈利。然則名山大澤與利。興雲之致雨之天。赤土得潤澤之應。濟嗃誇收穫之功牟古止波。大神乃无限支冥助爾可在之止所念行天奈牟。故是以吉日良辰乎擇定天官位

しりけるー受領しける

遠國ー一本「本國」

さるとーさかと歟

せん方つきー一本「せんつき」

基隆朝臣周防國をしりける比、保安三年十月にかたりけるは「彼の國に、島の明神とておはします。神主牢籠のことありて、論じける者ありとて、神田を刈りとらんとしければ、寶前より蛇三百ばかり出でたり。其内に角ある二つありけり。しばしありて入りぬ。其後猶からんとしければ、烏數萬飛び來りて、神田の稻の穗をくひぬきて、皆神殿の上に葺きけり。ふしぎのことなり。遠國の神、かゝる事なか〳〵おはするものなり。

さるとの左衞門大夫源康季は、年比賀茂に仕うまつりけり。或夜御戸開きに參りける程に、鴨川の水出でて通りがたければ、岸の上に思ひやり奉りて居たりけり。かゝる程に、御戸開き參らせんとするに、いかにも開かれさせ給はざりければ、社司どもせん方つきて、ねぶり居たりける程に、ある社司の夢に、康季が參るをまたせ給ひて開かぬよしを見てけり。これによりて、氏人どもむかへに遣したりければ、岸の上に茫然としてゐたりけるを、すくふがごとくにして、具してまゐりにけり。その後ぞ御戸はひらかれにける。康季かく神慮に叶ひける故にや、さしもありがたき大夫の尉に、近康、康綱、

知足院―師通の子忠實
內覽の宣旨―天皇の御覽ある前に文書を大臣の見る事
北政所―關白の妻、宣旨による稱呼
元永―鳥羽天皇の年號
大相國―藤原雅實
中院右大臣―藤原雅定

知足院殿、內覽の宣旨を留められさせ給ひたる事ありけり。ねんごろに、春日大明神に祈念せさせ給ひける程に、大明神北政所につかせ給ひて「今一世はあるべきなり」と、兩三度仰せられけり。歌を一首よませ給ひたりけるとかや。尋てしるすべし。大明神還御の後ぞ、北政所、例の御心にはなり給ひにける。はたして更に又御出仕ありて、天下の政を執らせ給ひにけり。是くだんの大明神の御めぐみなり。

元永元年四月九日、顯通大納言、中納言衞門の督にて、公卿勅使承りて下られけるに、いづれの宿とかやにて、宸筆の宣命をとりおとしたゝれにけり。急ぎ人を返しつかはして、求められけれど、日次などは違ひてや侍りけん、父の大相國、その時右大臣にておはしけるが、この事を聞かれて「家繼ぐまじきものなり」とぞ宣ひける。保安三年正月二十三日に、大納言にはなられけれども、四月に胸を煩ひて、父の大臣にさきだちて、八日にうせられにけり。大臣の案にたがはざりけり。中院右大臣、宰相中將にて侍りけるぞ、家をばつがれける。

ろ役人

上總國一の宮―今長生郡一宮町にある玉前神社

入海―沈沒

尼父―孔子
本國―唐土

生をもちて、めしにつかはされにけり。このよし奏聞せられければ、同十九日、佐國召しかへされけりとなん。その比御託宣度々ありけり。かたじけなかりける事なり。

延久二年八月三日、上總國一の宮の御託宣に「懷妊の後既に三年におよぶ。今明王の國を治むる時にのぞみて、若宮を誕生す」と仰せられけり。これによりて、海濱を見ければ、明珠一顆ありけり。かの御正體に違ふことなかりけり。ふしぎなる事なり。

後三條院の御時、國のみつぎもの、廣田の御前の澳にて、多く入海の聞ありければ、宣旨をかの社へくだされて、みつぎものをまつたうせられぬよし、逆鱗ありけるに、社のほとりの木、一夜に枯れにけり。主上きこしめし驚かせ給ひて、なだめ申されければ、木もとの如く榮えにけり。その後、舟も入海せざりけり。

大學寮廟供には、昔は猪鹿をも供へけるを、ある人の夢に、尼父の宣く「本國にてはすゝめしかども、此朝にきたりし後は、大神宮來臨禮を同うす、穢食供すべからず」と、ありけるによりて、後には供せずなりにけるとなん。

荒祭宮—太神宮の攝社にして正殿の背に社あり

不法……其間に—この一句一本になし

史生—文書の事など司ど

ならぬ御事あり。さま〴〵の御祈ども行はれけれども、御驗なくて、日數積らせ給ひけるほどに、八月十日山王の御託宣ありて、兩僧都を召されけり。その後程なく御驗ありける、嚴重なる御事なり。

同年中比、大中臣佐國、祭主になりたりけるを、同三年四月二日荒祭宮の御託宣に、祭主なしかへらるべきよしありけり。遷宮の間に、不法の事ありける故とかや。その間に嚴重の事どもあれども、恐あればしるさず。六月二十六日、佐國遂に伊豆國へ流されにけり。かゝる程に、七月十日荒祭宮、齋宮の内侍に御託宣あり「祭主配流しかるべからず」とありけり。同十六日重て御託宣ありて、佐國か孫清佐を召して仰せられけるは「佐國を流さるゝことしかるべからず。先日の託宣にも配流のことなし。然るをかくの如く大なるあやまりあり。おこなはるゝ旨、みな道理にそむけり。はやく召しかへすべきよし奏聞すべし。佐國いまだ伊勢國のさかひを出でざるに、召すべきなり。勅定待たば遲かりぬべし、これより使をつかはして召しかへすべし」と侍りければ、齋宮の史

さて歸らせ給ひけるが、立歸りて、また詠ぜさせ給ひける。

朝夕の人のうへにも見聞くらんむなしきそらのけぶりとぞなる

無常を悟るべきよしを、終には示してさり給ひにけり。あはれにたふときことなり。

長曆二年に、天台座主の闕出できたりけるに、三井寺の明尊大僧正をなさるべきよし、關白殿しきりに執し申させ給ひけり。山僧この事を聞きて蜂起して、十月二十七日五六百人下洛して、左近の馬場にあつまりて、奏狀を奉りにけり。この事によりて、霜月の受戒もとゞまりけり。同三年二月十七日、山僧、關白殿の門前へ參りてうれへ申しけり。十八日にも參りて、をめきのゝしる聲おびたゞしくぞ侍りける。平直方同繁貞に仰せられて、防がせられける程に、互に疵を蒙るもの多かりけり。かゝるほどに、山の教圓僧都、明尊僧正と同意の聞ありければ、山僧教圓をからめて、迯げ去りにけり。とかく怠狀してゆりにけるとかや。さて教圓僧都座主にはなりにけり。賴壽、良圓、兩僧都、蜂起の張本なりとて、勅勘蒙りにけり。さる程に、同七月二十四日より、玉體例

長曆—後朱雀天皇の年號
關白—藤原賴通
山僧—比叡山の僧兵
山—比叡山
同意—一本「同宗」
怠狀して—謝罪して
ゆり—許されれ
玉體云々—後朱雀帝の御不例



最前の―最初の意なるべし

なりぬる―一本「なりける」

年に參議に任じ、寛弘六年十二月に八十五にてうせ給ふ。その後神とあらはれて、叢祠を廟壇の傍にひらかる。萬壽三年三月に、贈正二位の加階にあづかり給ひけり。

一條院御時、上總守時重といふ人あり。千部の法華經讀誦の願、心中に深かりけれども、身貧くして、僧一人かたらふべきはからひなし。思ひかねて日吉の社に詣で、二心なく祈り申しけるに、神感ありて、計らざるに上總守になりにけり。任國の最前の得分をもて、千部の經を始めてけり。その夜の夢に、貴き僧枕に來りて曰く「よきかな／＼、汝一乘の轉讀企つる事を」とて、感涙を流しておはしましけり。時重「かく仰せられ候は、誰にておはしますぞ」と、尋ね申しければ、貴き僧「われは一乘の守護十禪師なり」と答へさせ給ひて、歌をなん詠じたまひける。

一乘の御法をたもつ人のみぞ三世の佛の師とはなりぬる

時重、かたじけなく尊く覺えて「生死をばいかでかはなれ候ふべき」と申しければ、

極樂の道のしるべは身をさらぬ心ひとつのなほきなりけり

府—大宰府
聖廟—菅原道眞
不退の勤—不退は不退轉の略にして常住不斷の勤行
秩滿の後—任期滿ちたる後

ましけり。天元四年に太宰大貳に任じて、同五年九月に府につきて、安樂寺を巡禮し給ひけるに、堂舍はありといへども、塔婆いまだ見えず。建立の願もとよりありけるによりて、造營を始められけり。聖廟よろこび思し召しける故に、永觀六年六月二十九日の御託宣にいはく、

大貳朝臣兼式部大輔事。又希有爲家面目。大貳朝臣内外共末孫。又存信心。依發造塔寫經之大願。我深信廻謀。令當任。暫停他事。早遂此願。致合力之人々。現世後生之大願皆成生々世々。因果令熟云々。

寺家別當松壽みづから之を記す。

都督いよ〳〵信心を發して、三年が中に多寶塔一基を建て、胎藏界の五佛を安じ、法華經千部を納め奉る。これを東の御堂となづく。禪侶をおきて不退の勤をいたさる。彼の卿在府のあひだ、寺家の佛事神事の儀式、寺務のあるべき次第など、委く記しおかれて三卷の書と名づけて、寶藏に納めて今に傳はれり。秩滿の後、都へ歸り給ひて、長德二

慈覺大師―天台座主、承和貞觀時代の人

神宮寺―神社を護る僧侶のゐる寺

津守―代々住吉神社の神主たり

北野宰相―菅原輔正

道の名譽―文學につきての名聲

慈覺大師如法經書き給ひける時、白髮の老翁杖にたづさはりて、山によぢ上りけるが、「あなくるし。内裏の守護といひ、この如法經の守護といひ、年はたかくなりて苦う候ぞ」と宣ひけり。「誰が御渡り候ふぞ」と尋ね申されければ、「住吉の神なり」とぞなのり給ひける。皇威も法威もめでたかりけるかな。住吉は四所おはします。一御所は高貴徳王大菩薩なり（乘龍）御託宣に曰く、

我是兜卒天内高貴徳王菩薩也。爲鎭護國家。垂跡於當朝墨江邊。松林下久送風霜。時有受苦。自當北方有一勝地。願奏達公家。建立一伽藍轉法輪云云。

これによりて、神宮寺をば建立せられけるなり。又津守國基申し侍りけるは「南社は衣通姫なり。玉津嶋明神と申すなり。和歌の浦に玉津嶋の明神と申すは、この衣通姫なり。昔かの浦の風景を饒に思しめしし故に、跡垂れおはしますなり」とぞ。

北野宰相殿は、天神四世の苗裔なり。圓融院の御侍讀として、道の名譽ゆゝしくおはし

延長—醍醐天皇の年號

聲—一本になし

娑竭羅龍王—八大龍王の一

時—一本になし

延長八年六月二十九日の夜、貞崇法師勅を承りて、清涼殿に候じて、念佛し侍りけるに、夜やう〳〵更て、東の廂に、大なる人の歩む音聞えけり。貞崇簾をかきあげて見ければ、歩みかへる音して人見えず。その後また小人の歩みくる音す。聲やう〳〵近くなりて、女聲にて「何によりて候ふぞ」ととひければ、貞崇勅を承りて候ふよしを答ふ。小人のいひけるは「先度汝大般若の御讀經つかうまつりしに、驗ありき。初め歩み來りつるものは邪氣なり。かの經によりて、足燒け損じて調伏せられぬ。後の度の金剛般若の御讀經奉仕の時は驗なかりき。この由を奏聞して、大般若の御讀經を勤めよ。我はこれ稻荷の神なり」とて失せ給ひぬ。貞崇この由を奏聞し侍りけり。

三井寺の鎭守新羅明神は、娑竭羅龍王の御子なり。智證大師渡唐の時、大師の佛法を護らんと誓ひ給ひて、かたちを現して、かの寺に跡を垂れ給へるなり。圓滿院僧正明尊、始て祭禮を行はれける時、明神よろこばせ給ひて、一首の和歌を託宣し給ひける。

からふねに法まもりにとこしかひはありけるものをこゝにとまりに

天皇の年號

小野宮―實頼

御記―村上帝の御日記

寛弘―一條天皇の年號

長久―後朱雀天皇の年號

の木にかゝらせ給ひたりけるを、小野宮殿ひざまづきて、御目をふさぎて、警蹕を高くとなへて、御袍の袖を廣げてうけまゐらせられければ、即ち飛びかへりて御袖に入らせ給ひたりと、申し傳へて侍り。されどもこの事おぼつかなし。其日の御記に云く、

天徳四年九月二十二日申刻。重光朝臣來申云。火氣頗消罷至溫明殿求之瓦上有鏡面。其徑八寸。頭雖有一瑕。圓規甚以分明露出。俯破瓦上見之者無不驚。

或御記かくのごとし。小野宮殿の事見えず、おぼつかなきことなり。寛弘の燒亡には、燒け給ひたりけれども、少しもかけさせ給はざりけり。その時の公卿勅使行成卿なり。宸筆の宣命はこの御時始れり。長久燒亡にぞ、燒け損ぜさせ給ひにける。それよりその燒けさせ給ひたる灰をとりて、唐櫃に入れ奉りて、今おはしますこれなり。世のくだり行く樣、神鏡の御さまにて見えたり。神威いつとてもなじかは變り給ふべきなれども、世のくだり行くさまを示し給ふ故に、かくなりゆかせ給ふにこそ。今行末いかならん。悲むべきことなり。

二十二社―伊勢、加茂、石清水、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀨、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、貴船

内侍所―三種の神器の一なる神鏡を奉安せる御殿

天德―村上

伊勢國五十鈴の川上にいはひ奉りて、第二のひめみこ倭姫命を、齋宮にたてまつられけり。およそ我朝は神國として、大小の神祇、部類、眷屬、權化の道、感應普く通ずるものなり。所謂神功皇后の三韓を平げ給ふにも、天神地祇悉くあらはれ給ひけるとぞ。これによりて、かたじけなくも二十二社の尊神を定めて、專ら百王百代の鎭護にそなへ奉る。天子よりはじめて庶人にいたるまで、其冥德を仰がずといふことなし。桓武天皇の御宇、延曆元年五月四日、宇佐の宮御託宣に、無量劫の中に、三界に化生して、方便をめぐらして、衆生を導く、名をば大自在王菩薩といふなりと、仰せられけり。あはれにたふとくこそ侍れ。

内侍所は、昔は清涼殿に定め置かれまゐらせけるを、おのづから無禮の事もあらば、その恐あるべしとて、溫明殿に遷されにけり。この事いづれの御時のことにか、覺束なし。かの殿清涼殿よりさがりたる、便なしとて、内侍所に定められたる方をば、板敷を高く敷きあげられたりけるとぞ。天德内裏燒亡に、神鏡みづから飛びいで給ひて、南殿の櫻

神祇―一本祇字なし
神戸―神社に屬する民戸

古今著聞集

卷第一

神祇 第一

天地いまだわかれず、渾沌鷄の子の如し。その澄めるはたなびきて天となり、濁れるは沈み滯りて地となる。時に天地の中に一つのものあり。かたち葦牙のごとし。卽ち化して神となる。國常立尊これなり。それよりこのかた、天神七代地神五代なり。彦波瀲武鸕鶿茅葺不合尊の御子、神武天皇よりぞ、人代とはなりにける。この御時戊子の年の九月に、始めて諸の神祇をまつられけり。第十代崇神天皇六年に、天照大神を笠縫邑にまつり奉る。同七年に、天社國社、及び諸國諸神の神戸を定めらる。その後世をさまり民ゆたかなり。第十一代垂仁天皇二十五年三月に、天照大神の御教にしたがひて、

古今著聞集序

夫著聞集者、宇縣亞相。巧語之遺類。江家都督。清談之餘波也。余稟芳橘之種胤。顧瑕材之樗質。而琵琶者。賢師之所傳也。儻辨六律六呂之調。圖畫者。愚性之所好也。自養一日一時之心。於戲春鶯之囀花下。秋雁之叫月前。暗感幽曲之易和。風流之隨地勢。品物之叶天爲。恐憶彩筆之可寫。絲絃或伴伶客。潛樂治世之雅音。或託畫工。略呈振古之勝槩。蓋居多暇景以降。閑度徂年之故。據勘此兩端。搜索其庶事。註緝爲三十篇。編次二十卷。名曰古今著聞集。頗雖爲狂簡。聊又兼實錄。不敢窺漢家經史之中。有世風人俗之製矣。只今知日域古今之際。有街談巷說之諺焉。猶愧淺見寡聞之疎越。偏招博識宏達之胡盧。努不出蝸盧。謬比鳴寶。于時建長六年應鐘中旬。散木士橘南袁、愁課小童。猥叙大較而已。

古今著聞集目錄

甚しきものは一本として之を鼇頭に摘錄し、他の本文庫本の例に從ひて、假名遣を一定し、漢字を宛て、宛字の甚しく妥當を缺くものを改め、會話に鉤識を施し、話の筋に依りて多少段落を改訂したる外、語格文法事實等一も私意を以て改竄したるものなし。

本書の語句には、當時の俗語と覺しく、殆んど語義の知り難きものも間々これ有り、文脈の通じ難き節も亦尠からず。蓋し傳寫の際魯魚相誤るの致す所も多かるべきか。而して本書は古來研究の世に公にせられたるもの殆んどこれ無く、今本書に於て施したる頭註の如き、元より僅かに讀者の理解に便ぜんとしたるものに過ぎず、而も曲解と不備と或はこれ有らん事を惧る。切に讀者の寛恕を乞ふ所也。

本書の校訂校正は主として外島瀏氏を煩はしたり。記して謝意を表す。

大正三年九月　　校訂者　塚本哲三

緒言

古今著聞集二十卷は橘成季の撰著に係る。其序に橘南袁と記せるは、蓋し名の訓南理須袁の上下二字を取りたる匿名なるべし。成季の傳記は未だ世に詳ならず、只其自序に「而琵琶者賢師之所ㇾ傳也、儻辨二六律六呂之調一、圖畫者、愚性之所ㇾ好也」といひ、又「于ㇾ時建長六年應鐘中旬」と記せるに見て、後深草天皇時代に世に在りし多能の士たりしを知るのみ。

本書、類を分つこと三十、跋に自ら謂へるが如く、宇治大納言の物語、江談抄等の跡を繼ぎて、世に遺れる各種の物語を輯錄せるもの、文辭概ね暢達にして古僻の所少なしと雖も、前後文致の甚しく趣を異にせるもの尠なからず、其十訓抄等と全然同一の文章なるすらあるに徴するも、必ずしも悉く成季自身の作述する所にあらずして、諸家の記錄を、見るに隨つて錄寫せるものも有るべく、又後人の增補を加へたる節も無きを保し難しといふべし。

今本文庫に收むるに當りては、流布本を基として二三の寫本、校本を參看校讐し、其同異の

古今著聞集

全

